

平成26年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成26年11月25日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成26年11月25日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第93号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議第94号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議第95号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第96号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第97号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第98号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第99号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第100号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第101号 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第102号 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第103号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第104号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議第105号 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第106号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第107号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第108号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第109号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第110号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第111号 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定について
- 日程第22 議第112号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第113号 人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議第114号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第25 議第115号 人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定につ
いて
- 日程第26 議第116号 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第27 議第117号 人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第28 議第118号 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の制定について
- 日程第29 議第119号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第30 議第120号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第31 議第121号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第32 議第122号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第33 議第123号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第34 議第124号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第35 議第125号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第36 議第126号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第37 議第127号 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第38 議第 77号 平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び
決算の認定について（継続） — 厚生
- 日程第39 議第 92号 平成25年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続） — 決特委
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|----|----|-----|
| 1番 | 宮崎 | 保君 |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君 |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |
| 7番 | 松岡 | 隼人君 |
| 8番 | 井上 | 光浩君 |

9番	豊永貞夫君
10番	川野精一君
11番	笹山欣悟君
12番	西 信八郎君
13番	村上恵一君
14番	田中 哲君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	森口勝之君
18番	永山芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中 信孝君
副 市 長	坂崎 博憲君
監 査 委 員	篠崎 國博君
教 育 長	末次 美代君
総 務 部 長	中村 則明君
市 民 部 長	中村 明公君
健康福祉部長	松岡 誠也君
経 済 部 長	松田 知良君
建 設 部 長	田中 幸輔君
総務部次長	迫田 浩二君
市民部次長	加賀 邦保君
健康福祉部次長	中川 一水君
経 済 部 次 長	大 淵 修君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩君
建 設 部 次 長	山 田 巧君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏君
総 務 課 長	溝 口 尚 也君
企画財政課長	告 吉 眞二郎君
自治振興課長	小 澤 洋 之君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫君
水 道 局 長	東 俊 宏君

水道局次長	愛 甲 泰 士 君
上水道課長	那 須 義 徳 君
教育部長	井 上 祐 太 君
教育部次長	今 村 修 君
教育部次長	東 和 人 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶務係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成26年12月第6回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただけますようお願いいたします。

また、報告事項の5番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付しております。この件につきましては、教育長から発言の申し出がっておりますので、議事終了後、発言を許可することといたします。

ここで、11月1日付で新規採用されました産業振興専門員のあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

あいさつの申し出

○産業振興専門員（萩原新一君）（登壇） おはようございます。11月1日付で採用されました萩原新一でございます。人吉市のために全身全霊で取り組み、経済部の一員として一隅を照らす所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件については、去る11月18日及び本日午前9時20分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成26年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月18日午前10時及び本日午前9時20分から議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日11月25日開会、あす26日午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、11月27日から12月1日まで休会、2日、3日一般質問、4日一般質問及び委員会付託、5日予算委員会、6日、7日休会、8日、9日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、10日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、

経済建設委員会、午後、予算委員会、11日から14日まで休会、15日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は11月28日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一问一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席で行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

なお、継続審査となっておりました議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について及び議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日委員長報告の上、採決することにいたしております。

また、人事院勧告等に関連して提出されております議第93号、議第95号、議第97号、議第99号、議第101号、議第103号の予算案件6件並びに議第107号、議第108号、議第109号、議第110号、議第112号の条例案件5件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に11番、笹山欣悟議員、12番、西信八郎議員を指名いたします。

日程第3 議第93号から日程第37 議第127号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第93号から日程第37、議第127号までの35件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成26年12月第6回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に対する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

毎年開催しております「ひとよし“かがやき”づくりトーク」でございますが、本年も7月から今月まで23町内15カ所で開催し、延べ369人の市民の皆様に参加をいただきました。今回も参加者に市政を身近に感じ、御理解を深めていただくため、本市を取り巻く環境やマニフェストの進捗状況などを、私から直接御説明をさせていただいたところでございます。

また、去る11月11日、人吉市政を考える会主催による人吉市長ローカルマニフェスト検証会が開催されました。この検証会は、一般社団法人ひとよし球磨青年会議所の皆様を中心に一般の方々の公募による実行委員会方式で開催され、2期目の就任時に掲げさせていただきましたローカルマニフェストにつきまして、市民アンケートの結果や、実行委員会の評価が出され、そして私のほうから進捗状況と自己評価を報告させていただきました。

ここで若干時間をいただきまして、ローカルマニフェストの進捗状況を述べさせていただきますと存じます。総合計画における六つの政策ごとにまとめ、「進行中」「実施済」「継続中」「代替」「凍結」の五つの判断基準のうち、「実施済」とさせていただいた項目の中から、主なものについて御報告させていただきます。

まず、「農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよし」の産業・経済分野におきましては、八つの取組項目のうち、「実施済」の項目が4項目でございます。

地産他商関係では、地元農産物や物産品の販売、観光PRを目的として、人吉ブランド化実行委員会を中心に「人吉球磨の味めぐり」を開催しており、平成23年度、24年度には東京都庁において、平成25年度からは、大阪府と福岡県に会場を移し、実施したところでございます。御来場いただいた多くの皆様に御好評いただき、本市の魅力をPRすることができたものと存じます。

また、人吉・球磨広域連合の活性化策としまして、平成25年4月から人吉球磨広域行政組合に「広域観光課」を設置し、関係機関と連携してさまざまなイベントを開催しているところでございます。

次に、「美しき相良700年の歴史文化都市ひとよし」の教育・文化分野でございますが、四つの取組項目のうち、3項目が「実施済」でございます。

学校教育関係では、「放課後ただ塾」構想の一つであります「放課後パワーアップ教室」を、平成23年10月から市内六つの小学校で開始しております。希望した小学4年生から6年生までの児童のやる気を引き出しながら、基礎学力の向上、底上げに加え、学習習慣の確立と定着を目指して推進しているところでございます。夏休みには、小学3年生を対象にした「夏休みパワーアップ教室」も実施しております。いずれもボランティアで御協力いただいている学習サポーターの皆様の熱心な御指導により、確実に成果が得られていると実感しているところでございます。また、平成25年6月からは、民間事業者のノウハウを取り入れた放課後の学習支援として、「人吉市花まる教室」を、小学2年生を対象に開講しております。花まる教室では、さまざまな独自の教材を用いながら、論理的思考力、空間認識力、創造力などをはぐくむ取り組みを行っています。

郷土の偉人顕彰事業では、人吉城歴史館特別展として平成23年度に犬童球溪展、平成24年度は一井正典展、平成25年度には相良清兵衛展及び川上哲治氏の訃報を受け、哀悼の意を表しその偉業をたたえるため、中心市街地において追悼記念展を実施いたしました。また、一

井正典「青雲の志」育成事業におきまして、地域間交流によるグローバルな人材育成を目指し、本市の高校生を米国へ派遣いたしております。参加した高校生だけの学びに止まらず、周囲の生徒たちに見聞を伝えることで刺激を与え、多くの青少年が志を高く持ち成長することを期待しているところでございます。

次に、「母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよし」の自然環境・安全分野でございますが、五つの取組項目のうち、4項目を「実施済」としております。

市庁舎建設関係につきましては、安全・安心のまちづくりの取り組みの一環として、平成24年度に庁内組織として「市庁舎移転建設研究委員会」を発足させ、平成25年11月には、移転及び建設に関する重要事項を調査審議するため「人吉市庁舎等移転建設審議会」を設置し、基本構想の策定に向けて審議を重ねていただいているところでございます。

また、防災行政無線整備におきましては、災害などの情報を市内に広く一斉にお知らせするための同報系無線、災害時などの現場活動で利用する移動系無線の整備が、平成26年5月にすべて完了いたしております。

人吉・球磨広域連合の活性化策として、平成23年度にごみ減量大作戦を開始し、平成24年度にレジ袋有料化、そして、平成25年度には「人吉ごみを出しま宣言」を宣言するなど、環境施策を進めているところでございます。

次に、「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」の健康・福祉分野でございますが、六つの取組項目のうち、5項目を「実施済」としております。

長寿健康づくり支援策として、平成25年度から人吉市地域包括支援センターを「元気・長生きセンター」という親しみやすい愛称にし、高齢者の日常生活に係る問題について、24時間体制で御相談いただける総合窓口として事業を実施しています。本センターでは、専門知識を持った職員が相談に応じ、関係機関と連携することで、問題解決に向けた支援が継続的に提供されるよう包括的な対応を行っているところでございます。

子育て世代の負担軽減策では、子供の医療費助成につきまして一部自己負担はございますが、平成26年7月から助成対象を小学校就学前から中学3年生までに拡大し、医療費自己負担に対し助成を行っております。

次に、「便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよし」の都市基盤・建設分野でございますが、八つの取組項目のうち、7項目が「実施済」でございます。

人吉・球磨広域連合の活性化策として、（仮称）人吉球磨スマートインターチェンジ整備を掲げておりましたが、人吉球磨10市町村で「人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会」を設置し、平成26年8月に国土交通大臣から連結許可を受け、平成31年度の完成を目指し事業を進めているところでございます。

また、くま川鉄道株式会社における最大の課題でありました車両の更新でございますが、平成26年3月から、観光列車「田園シンフォニー」の導入という最高の形で実現することが

できました。

安全・安心のまちづくりの一環として、平成24年度から昭和56年5月31日以前の戸建木造住宅を対象とした耐震改修への補助及び市内の施工業者を活用した住宅リフォームや増築に対する補助を実施しております。なお、平成25年度からは、住宅リフォーム補助に地域木材使用の要件や、補助金の2分の1をきじ馬スタンプ商品券で支給するなど、あわせて地域活性化にも取り組んでいるところでございます。

このほか、市民のための交通手段の充実策として、きじ馬スタンプを乗合タクシーにも使えるようなシステムを構築しており、また、くま川鉄道株式会社の再建に向け、今年度中に全車両を新車に更新することが確定しております。

最後に、「信頼と連携で力を合わせる市民主役都市ひとよし」の地域・自治分野でございますが、取組項目の10項目のすべてが「実施済」となっております。

税金のむだ使い撲滅運動につきましては、前期に引き続き私自身の給与20%カットを含め、特別職の給与削減を実施しております。また、職員定数につきましても、平成32年度当初までに職員数を26人、7.6%削減する新たな定員適正化計画を策定し、計画初年度である平成24年度から退職者に対する新規採用を抑制し、市職員の総人件費の削減に努めているところでございます。

新たな組織機構改革による機動性の高い組織づくりにつきましても、平成25年4月に組織改革を実施し、より一層の組織の効率化、機動性の向上を図り、業務に当たっております。

このほか、信頼性のある便利な市役所づくりとしまして、市民の皆様の利便性向上のため、平成25年度から市税や市営住宅家賃の各コンビニエンスストアでの納付を開始しております。

以上、「実施済」としたものについて御報告いたしました。これまで本市のまちづくりの理念である「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」を実現するために、市民の皆様のさまざまな御意見に耳を傾け、議員各位とも議論を重ね、職員とともに考え、マニフェストの遂行にまい進してきたところでございます。この場をお借りしまして、皆様方に厚く御礼申し上げます。

成長戦略についてでございますが、地理空間情報技術関連につきまして、昨年引き続き、来る12月5日人吉市カルチャーパレスにおいて、「まちを守り、ひとを守り、しごとを創るG空間」をテーマに、地理空間情報とICT技術を高度に活用し、G空間社会の実現に向けた「G空間×(タイムズ)ICTシンポジウム2014in人吉」を開催する運びとなりました。

現在、総務省の社会実証事業である「G空間シティ構築事業」に産学官の関係機関が、連携し取り組んでおりますが、この事業を通じて、事業成果の普及や啓発、産学官連携のさらなる体制強化、また、地域課題解決に向けた新たな展開などを一体的に推進するために、地域住民も含めた多様な主体に対してのメッセージの場となるべくシンポジウムを開催するものでございます。

今回のシンポジウム開催に当たり、御後援を賜ります関係団体の方々に心から御礼申し上げますとともに、御多忙の中、基調講演並びにパネリストとして御登壇いただく方々に深く感謝申し上げる次第でございます。

地域再生計画関連でございますが、内閣府の「特定地域再生事業費補助金」を活用し、去る11月15日及び23日から24日の3日間、九州在住の留学生を中心としたムスリム54人の方々を本市にお招きし、宿泊や食事、さらには球磨川下りやサイクリングといった観光資源を活かしたツーリズムを体験していただくモニターツアーを実施しました。今回のモニターツアーでは、本市のホテル・旅館業や飲食業などの地域関係者の方々もムスリムの皆様と接し意見交換を行う機会を得ることができ、ムスリムに対する認識や理解が深まったものと存じます。

本事業を通じて、新たな市場開拓や雇用の創出、また、国内及び訪日外国人旅行者の増加に向けて、引き続き継続可能なツーリズムを中心とした、ムスリムに対するおもてなし構築事業の推進に努めてまいり所存でございます。

定住自立圏構想関係でございますが、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有することなどを明らかにするため、去る3月24日、中心市宣言を行いました。その後、人吉球磨10市町村による協議を重ね、相互の意思確認を十分に行いまして、このたび、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について御提案することといたしました。

協定につきましては、中心市である本市と球磨郡各町村との1対1による協定の締結でございます。協定内容に基づき10市町村で協力し、政策に取り組むこととなっております。

今後も、本市を中心に、より一層人吉球磨が一体となり、定住自立圏の確立に向け取り組んでまいり所存でございます。

(仮称)鉄道ミュージアム関係でございますが、本体の建築工事につきましては、現在、基礎工事が終わり木工事を行っておりまして、ほぼ計画どおりの進捗状況でございます。このたび、ミュージアムの名称を「人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868」に決めさせていただきました。MOZOCA(もぞか)は、皆様御存じのとおり当地域の方言で、小さい、かわいいといった意味でございます。観光客の皆様には人吉球磨への旅の出发点として、また子供たちが学び、育ち、旅立つという意味も含んでのステーション、868は人吉の郵便番号でございますが、ミニトレインの列車番号にもなっておりまして、人吉を連想させる数字として加えたものでございます。

「もぞか」が示すごとく建物や内部も非常にコンパクトになっておりますが、その中には肥薩線を中心とした鉄道の学びと遊びを詰め込んでまいりたいと存じます。また、運営につきましては、さまざまに検討してまいりましたが、当面は市の直営とし、部分的な委託による運営で協議を進めているところでございます。

館内外の構成といたしましては、1階に肥薩線のループやスイッチバックを模したミニジ

オラマ、映像シアター、展示設備といったガイドンスゾーン、子供たちが駅の役割を遊びながら学べる駅舎や駅前をイメージしたゾーン、飲食コーナーなどを配置し、2階には教室やミニ図書館、休憩スペース、屋外にはミニトレイン、レールバイクといった乗り物のほか、館内随所に鉄道に関連する資料、グッズを配置するといった内容でございます。

鉄道を身近に感じながら居心地のよい空間、学習の場となりますよう、内容、運用の充実に向けてさらなる検討を重ねてまいりますので、議員各位を初め市民の皆様にも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

災害対策関係でございますが、10月に発生した台風19号は、11日から14日にかけて、非常に強い勢力を保ちながら日本列島を縦断いたしました。

本市におきましても、12日午前3時20分に最大瞬間風速20.6メートルの東南東の風を記録するなど断続的に強風に見舞われておりまして、市民の皆様の安全確保を最優先とするため、7月の台風8号接近のときと同様、明るく安全なうちに避難していただくこととし、災害対策本部は12日午後4時に市内全域を対象に避難勧告を発令いたしました。開設した9カ所の避難所では、避難勧告発令前から食糧と寝具の手配を進め、避難された方々に対し速やかな対応を行い、避難された高齢者の方や子供連れの御家族など、137世帯、196人の方々が避難所で一夜を過ごされました。翌13日は、台風の通過に伴い、午後2時30分に避難勧告を解除し、午後3時の避難所の閉鎖までには、全員が帰宅されたところでございます。

このたびの災害対応におきましても、災害対策本部・支部を中心に、地元町内会や消防団を初め関係機関の御協力により、1人の負傷者を出すこともなく円滑に避難行動ができましたことに、心から御礼申し上げます。

高齢者支援関係でございますが、本年度も市町村認知症施策総合推進事業の取り組みの一つとして、去る11月14日、西校区におきまして、「西校区から広げようつなげようオレンジの輪 ～みんなで支えあい暮らしていくために～」をテーマに、認知症高齢者への対応訓練を実施しました。当日は、町内会長を初め各町内会役員の皆様並びに各関係機関の御協力のもと、総勢210人の方々に御参加をいただきました。

今回は、1人でも多くの方々に認知症を理解していただくため、最初に認知症の症状や対処方法を学習した後、その学習内容に基づき、声かけなどの接し方について、模擬体験をしていただきました。また、人吉西小学校5年生の児童にも、事前学習を受けて、地域の方々と一緒に認知症役の方への声かけ体験に参加をしてもらったところでございます。

本市では、認知症になられた方でも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子供から高齢者まで地域見守り支え合う仕組みづくりを進めており、西校区におきましてもその第一歩が踏み出せたものと存じております。今後も校区や地区において認知症高齢者への理解を深める取り組みを実施し、地域での見守り支え合いの輪を広げてまいりたいと存じます。

農業関係でございますが、去る11月8日、9日の両日、ふるさと歴史の広場において、第

65回ひとよし産業祭が開催されました。

本年もステージと観客席を一体化した大型テントが設けられ、ステージにおきましては、本年度の球磨川舟唄全国大会、球磨民謡全国選手権大会の総合優勝者である民謡大使のお二方の晴れやかな唄や、市民の皆様の楽しい踊りなどを披露していただきました。

また、食・物産コーナーにおいても、地元食材を使った食べ物や加工品のほか人吉球磨の物産や土産物などの販売、恒例となっております北海道小樽商工会議所から小樽物産販売や、本市の友好都市であります静岡県牧之原市の商工会女性部による物産販売も行っていただき、それぞれのコーナーでは、物産品などを買い求める多くのお客様で賑わっておりました。

開催に当たり御協力いただきました実行委員会の皆様を初め市民の皆様方に対し、心から御礼申し上げます。

マニフェスト関係でも触れました地産他商関係でございますが、昨年に引き続き人吉ブランド化実行委員会主催により、「第3回人吉球磨の味めぐりin福岡天神」を去る9月26日に福岡市役所ふれあい広場において、また「第2回人吉球磨の味めぐりin大阪せんちゅうパル」を大阪府豊中市のせんちゅうパルにおいて、10月24日から26日までの3日間、開催されております。

両会場とも屋外でのイベントでございまして、いずれの会場も好天に恵まれ、多くのお客さまに御来場いただきました。福岡市では3回目、豊中市では2回目の開催になりましたが、御来場いただいたお客様から、このイベントを楽しみにしていたというお声を多数いただき、人吉フェアの継続的な開催により、着実に本市の認知度が向上していることを実感いたしております。

人吉ブランド化実行委員会の皆様におかれましては、これまでの成果に基づき、今後も都市部におけるイベントなどを企画し、さらに人吉の認知度を向上させるとともに、本市の観光PRと地域の農産物や物産販売の拡大に努めていただきたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、11月の人事異動により、経済部産業振興専門員を配置いたしました。産業振興専門員には、前職の豊かな経験、専門知識を活かし、本市が進めておりますハラル促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム事業やハラルに関する事業の推進に取り組んでいただき、あわせて本市の地域振興及び経済の活性化に努めていただくこととしております。

観光関係でございますが、今回で10回目を迎えました「秋のじゅぐりっと博覧会」が、SL人吉運行最終日である昨日、ノスタルジック人吉などのイベントを最後に盛況のうちに終了することができました。今回は、プレイベント「相良三十三観音めぐり秋の一斉開帳」を皮切りに、新たに「人吉工芸会展」を開催するなど、40にも及ぶさまざまなイベントなどが町なかの至る所で開催されており、多くの市民の方々、観光客の皆様楽しんでいただいたことと存じます。各種イベント開催に御尽力いただきました実行委員の皆様方に対し、心か

ら厚く御礼申し上げます。今後とも、人吉ならではの魅力づくりと心からのおもてなしに官民一体となって取り組み、さらなる観光振興に努めてまいりたいと存じます。

本年度で7回目となりますロングランイベント「人吉球磨は、銭湯開始」につきましては、11月1日から来年3月31日までの期間、広域連携の温泉PRキャンペーンとして実施しているところでございます。今回は「球磨川温泉郷レトロ旅～湯ったり食べ歩き～」をテーマとして、趣旨に賛同いただいた42カ所の温泉施設の御協力のもと、人吉球磨地方の温泉施設を山エリア、森エリア、城下町エリアの三つに分け、スタンプラリー方式で周遊していただくもので、パンフレットにはグルメマップなども掲載しております。いやしの温泉と食事を楽しみながら、多くの皆様に人吉球磨の魅力を感じていただけるようさまざまな手法で情報発信を行い、滞在型観光を推進してまいりたいと存じます。

球磨川下り関係でございますが、現在、第三セクターのくま川下り株式会社におきまして、5月に策定されました事業再生計画により経営改善に取り組まれているところでございます。8月から人吉発船場の改装工事に着手し、10月には人吉城跡河畔を遊覧する昔懐かしい「貸しボート」の再現、11月10日には人吉地産健康食堂「くまがわマルシェ」のオープンと、新たな事業をスタートされております。「くまがわマルシェ」では、人吉城跡の紅葉の景色と地元食材を使った食事を、多くの皆様が満喫して楽しんでいただいているようでございます。12月からは「こたつ舟」での運航となりますので、さらなる発船場の拠点性が発揮されますよう、市といたしましても、引き続き事業再生計画の推進に向け、支援を行ってまいりたいと存じます。

本年度から実施を計画しております小中学校における児童生徒のむし歯予防についてでございますが、各学校を初め人吉市歯科医師会、学校薬剤師の皆様など関係機関の御協力により実施体制が整いましたので、今月から市内小中学校において実施することといたしております。

この事業は、児童生徒の健康な歯を維持することを目的として、フッ素を含むうがい液を用いた「むし歯予防うがい」を、希望する児童生徒を対象に実施するものでございます。実施に当たりまして、すべての御家庭に対し希望調査を行いましたところ、全体の8割を超える2,257人の児童生徒の御家庭から希望をいただいております。実施後も新たな参加希望や取り消しに随時対応することとし、より多くの児童生徒が「むし歯予防うがい」に取り組み、みずからの歯と口の健康を維持することで、一人一人が丈夫な体をつくれるようサポートしてまいりたいと存じます。また、事業効果、運営方法、さらには教職員の負担などにつきましても、関係機関と協議を行い、検証してまいりたいと存じます。

学校給食関係でございますが、近年、特定の食物を摂取することによってアナフィラキシーなど、食物アレルギー反応を起こす児童生徒が増加傾向にあることから、保護者、学校及び医師との連携を強化し、可能な限り児童生徒の個々の状況に応じた対応に努めるよう、国

から指導も行われているところでございます。本市におきましては、これまで対象者への個別対応を行ってまいりましたが、昨年からは、アレルギー対応給食実施に向けて、アレルギー対象者の確実な把握を行うため、保護者、対象児童生徒、学校、給食センターが一体となって話し合いの機会を持つなど、きめ細かな状況確認を行ってきたところでございます。

今後は、アレルギー除去食の提供に向けて、専用の調理場所、調理器具の整備、さらには、特定の食物を取り除く専任の栄養士の配置と調理方法の安全確認、医療機関との連携など、具体的な実施体制づくりに努めてまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、第43回熊本県人権教育研究大会が去る10月18日、19日の両日、人吉球磨大会として開催されました。人吉球磨地域での開催は10年ぶりということもあって、準備から当日の運営、そして全体会、分科会への参加まで、熊本県人権教育研究協議会事務局を初め地元実行委員の皆様、郡市内外の多くの皆様方に御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

本大会は、「部落差別の現実から深く学び人間を尊敬し、人と結び、「豊かな人間関係」に高めうる教育の営みへ」を大会テーマに、また、「温もりの絆がひびき合う、人権の郷づくりを人吉球磨の地から、すべての生命の輝きを祈りながら」という地元のテーマも掲げられ、当地に人権教育がさらに深まり広がっていくという思いを込め、県内から3,000人の方々に参加いただき、人吉スポーツパレスを全体会の会場として1市4町4村の18会場で開催されております。

初日の全体会では、人吉球磨らしい郷土芸能でのおもてなしの後、昨年、国際障がい者ピアノフェスティバルにおいて金賞を受賞された月足さおりさんの特別報告があり、心に寄り添うことや他人を思いやることの大切さ、すべての命が限りあるがゆえに輝くことを語り、会場の思いを一つに包み込むようなピアノ演奏で、生きていることの尊さを改めて伝えてくれるものでございました。2日間という限られた時間でしたが、あらゆる差別や偏見がない人権の郷づくりに大きく踏み出す研究大会であったものと存じます。

次に、本年で3年目となるひとよし花まる学園大学につきまして、去る10月25日に開校いたしました。講師には、まちづくり親善大使の原口泉氏、熊本大学名誉教授北野隆氏、包括協定関係にある熊本学園大学教授を中心に、各界各分野の講師陣を揃えまして、とことん歴史学「日本史の中の人吉藩」、終活を考える「残された人生をどのように生きたい」、「現代を読み解く」の3講座を、それぞれ6回開催しているところでございます。受講生115人の皆様には、知識を深め、教養を高め、そして何より人生を豊かにしていただけるものと存じますし、花まる学園大学で学ばれたことを地域や次世代の子供たちへ還元していただければ、本市がさらにすばらしい生涯学習社会を形成することができるものと期待をしております。

また、花まる学園大学のもう一つの事業であります10代未来塾についても、恵良漢方堂の

代表である恵良司氏に人吉高等学校で御講演をいただき、人生の選択と勉強の関係について触れる機会を創出いたしました。現在、他の高等学校でも大学の先生方を派遣し講演会を開催することとしておりまして、この事業を通じて10代の若者たちの飛躍の一助としたいと存じております。

文化財関係でございますが、現在、人吉城歴史館において特別展「明治・大正時代の人吉七町」を開催しております。今回の特別展では、当時の人吉町の中心地であり、現在も町名として残る九日町などの人吉七町の賑わいを引札や絵はがきなどの資料から復元し、昔の町並みや風情が感じられる企画としておりまして、見学いただいた多くの方々が、懐かしさと同時に新たな発見をされているようでございます。また、期間中「時代を彩る正月用引札」を演題に、京都造形芸術大学非常勤講師熊倉一紗氏による記念講演会を開催したところ、多数の方々に御参加いただき、100年前の広告である引札の歴史的価値や芸術性に関する講演に興味深く聞き入っておられました。

文化振興関係でございますが、去る10月11日から16日までの期間、人吉スポーツパレスにおいて、第61回人吉球磨総合美展を開催いたしました。今回は、昨年の第60回記念展より一般の出品者、出品数がともに減少しましたものの、招待作家、審査員、地元高校の生徒の作品を含め総数254点を展示いたしました。期間中は台風19号の接近もあり心配いたしましたですが、約1,800人もの市民の方々に作品を鑑賞いただいたところでございます。

第68回犬童球溪顕彰音楽祭でございますが、去る11月7日人吉市カルチャーパレスにおいて犬童球溪氏銅像前で碑前祭を行い、その後、学校発表会を開催いたしました。学校発表会には、11月1日の個人コンクールで「球溪賞」を受賞した地元の児童生徒を初め人吉球磨地域の小学校25校、中学校10校、高校2校から1,500人を超える児童生徒がステージに立ち、すばらしい演奏を繰り広げてくれました。これからも市民の皆様や関係者の方々と一体となって、音楽を通じて文化芸術を楽しめる音楽祭を開催し、本市の名誉市民である犬童球溪氏の遺志の継承に努めてまいりたいと存じます。

このほか、11月2日、3日の2日間、人吉市カルチャーパレスにおきまして、人吉文化協会主催により第41回人吉文化祭が開催されております。2流派のいけばな展、茶会、美術工芸作品展、盆栽展、舞台芸術など会員の皆様がそれぞれの分野で日ごろから研鑽されている成果を披露していただいております。御来場の皆様には、心ゆくまで、芸術の秋を堪能いただけたものと存じます。今後も市民の文化力向上に係る取り組みや各団体の育成に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、平成27年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告申し上げます。

国は、平成27年度予算の概算要求において、中期財政計画に沿って、前々年度予算から引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化に向けた目標の双方達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身

を大胆に重点化するよう進めるとしております。一方で、地方財政については、地方の一般財源総額を「中期財政計画」に定められた方針に基づき、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくこととしております。また、さきの臨時国会において、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための「まち・ひと・しごと創生法」が成立したことから、今後の国政の動向について注視していく必要があると存じております。

本市においては、これまで数次にわたり行財政改革に取り組み、分権時代にふさわしい行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところであり、平成25年度決算においては経常収支比率が97.8%と幾分改善傾向にあるものの、依然として高く、財政の硬直化は続いております。特に基幹財源である市税においては、法人企業など全国的には回復の兆しが伝えられているところではありますが、地方ではその効果がいまだ見えてこない状況にあり、さらには生産年齢人口の減少、また平成27年度においては固定資産税の3年に1度の評価がえに伴い減収が見込まれ、自主財源の確保は今後ますます厳しくなることが予想されるところであります。こうした厳しい現状からも、「地方独特」の経済成長による取り組みをもって税収の確保を図りつつ、総人件費や経常的経費の節減・圧縮を図ることによる行財政改革を積極的に進め、政策的経費についても聖域なき見直しを行うことで、最重要政策課題の早期対応と健全財政の維持向上の両立を推進していくことが、これからさらに重要となると存じます。このため、平成27年度予算編成に当たっては、再度第5次人吉市総合計画と照らしあわせた上で、補助事業も含め、市が真に担うべき業務を「選択」し、限られた財源において「成果」を見い出せるよう取り組む方針でございます。

なお、来年4月は任期満了に伴う市長の改選時期でもございますので、当初予算は骨格予算として編成を行い、その後、補正予算において肉づけを行うものでございます。議員各位を初め市民の皆様方におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続きまして、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第93号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、人事院勧告に準ずる本市職員及び特別職給与の改定を行うもののほか、今月21日に衆議院が解散したことに伴い、12月14日に実施される第47回衆議院議員総選挙に伴う経費の補正でございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億2,707万3,000円とするものでございます。

議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、国・県の補助事業の内示・

申請などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費及び扶助費、単独事業などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億9,436万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160億2,144万円とするものでございます。

議第95号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第96号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、保険給付費の見直しや、一般会計繰入金を増額、財政調整基金繰入金の減額などに伴う補正でございまして、歳入歳出をそれぞれ741万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,185万7,000円とするものでございます。

議第97号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第98号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、介護保険事業費補助金のほか、地域支援事業費の変更などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,203万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億4,400万4,000円とするものでございます。

議第99号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第100号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第4号）は、介護予防サービス計画作成件数の増に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ120万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,228万3,000円とするものでございます。

議第101号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を144万6,000円増額し、支出予算総額を5億2,253万円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を8万2,000円増額し、支出予算総額を2億6,068万9,000円とするものでございます。

議第102号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、茂ヶ野水源地保護地購入事業に伴う用地費の補正でございます。資本的収入及び支出につきまして、支出の建設改良費を65万2,000円増額し、支出予算総額を2億6,134万1,000円とするものでございます。

議第103号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第104号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、歳出におきまして、企業会計移行に伴う受益者負担金システム改修などの経費を増額いたしております。

す。なお、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第105号平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、国民宿舎くまがわ荘の改修工事に伴う補正でございます。歳入歳出にそれぞれ118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,321万7,000円とするものでございます。

議第106号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第2号）は、人吉中核工業用地調整池改築工事の繰越明許費に係る補正でございます。歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第107号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案、議第108号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正案及び議第109号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長等教育長及び議員の期末手当に関し、国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第110号人吉市職員の給与に関する条例の一部改正案は、職員の給料、通勤手当、勤勉手当に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第111号人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例案は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市及び周辺市町村が共生ビジョンを策定または変更すること等について、学識経験者や関連する分野の関係者などで構成する定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置し協議するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第112号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、公職選挙法第49条の一部改正により、指定病院等で不在者投票を行う際に選挙管理委員会が立会人を非常勤職員として選任することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第113号人吉市民まちづくり応援事業条例の一部改正案は、条例第3条第1項に規定する助成対象事業の実施期間等を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第114号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、「次世代」の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、条例附則第5条第7項で引用しております児童扶養手当法の条項の変更に対応するものでございます。

議第115号人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により、保育の必要性の認定について市の基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第116号人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案は、持ち家の住居手当の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第117号人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正案は、平成27年度から公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第118号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例案は、繁殖肉用牛を購入及び保留する際に、必要な資金を貸し付けるため、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

議第119号から議第127号までの人吉球磨定住自立圏形成協定の締結についての案件は、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、中心市である本市と周辺9町村との間で定住自立圏形成協定を締結することについて、議会の御議決をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

訂正をお願いいたします。8ページでございます。段落3段目の「本大会は部落差別の関係から深く学び、人間を尊敬し人と結び、豊かな関係に高め合う」というふうに申し上げなければならなかったところを「豊かな人間関係」と申したそうでございます。訂正をお願いいたします。10ページをお願いいたします。5行目の下でございます。「こうした厳しい現状からも地方独自の」と申し上げなければならなかったところを「地方独特」と申したそうでございます。それから12ページをお願いいたします。議第114号のところでございます。人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、「次代の」というふうに言わなければならないところを「次世代」と申し上げたそうでございます。御訂正をお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、議第93号並びに議第94号の2件について、補足説明をさせていただきます。予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告等についての御説明をさせていただきたいと存じます。

初めに、国の動きでございますが、人事院は去る8月7日に、国会及び内閣に対して民間給与との格差0.27%を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら平均0.3%の俸給表の水準引き上げ等を勧告しております。また、加えて地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、公務員の特性や円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しといった課題に対応するため、給与制度の総合的な見直しについてもあわ

せて勧告が行われたところです。これは簡単に申しますと、平成27年4月から若年層に配慮しながら俸給表を平均2%引き下げ、それを原資とし地域手当等を引き上げるといったものでございます。これらの勧告を受け政府においては、10月7日に人事院勧告どおり実施する閣議決定を行い、関連法案についても去る11月12日に国会において、既に可決成立したところでございます。

一方、県の動きでございますが、熊本県人事委員会においては平成26年の給与改定について、民間給与と職員給与の格差0.55%を解消するため、人事院勧告に準じた給料表の改定に加え、改定後の各級号給の額に0.29%を乗じて得た額を加えた額を給料月額とするなど、人事院勧告とは一部異なった勧告を10月9日に行ったところでございます。また、人事院が勧告した給与制度の総合的に見直しについても、地域間の給与配分の見直しについては見送ることとし、世代間の給与配分の見直しは引き続き検討するなど、こちらも人事院勧告とは一部異なった勧告内容となっております。

このように本年は、人事院勧告と県人事委員会の勧告内容に相違が出ましたことから、熊本県及び県内の各市町村におきましても、その対応はさまざまなようでございます。本市におきましては、厳しい財政状況や国家公務員の給与水準との均衡等を総合的に勘案し、人事院勧告に準じた給与改定を行うことが適切であると判断したところでございます。また、一方で、特別職の国家公務員につきましても、10月7日の閣議において期末手当の年間支給月数を0.15月分引き上げることが決定されておきまして、こちらの関係法案が一般職同様11月12日に国会において可決成立したところでございます。これを受けまして、本市の特別職、市長、副市長、教育長、常勤監査委員及び議会議員につきましても、期末手当の支給月数を0.15月分引き上げることといたしております。

それでは、今回御提案申し上げます本市の改定案について、御説明させていただきます。給料月額につきましては、国の行政俸給表1を準用しての改正でございまして、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた改定となっております。したがって、3級以上の級におきましては、改定率ゼロ、いわゆる引き上げ額がゼロの号給もございまして、これらの級号給に該当する職員も多数いるような状況でございます。本年4月1日に遡及しての改正でございまして、改定に伴う予算の増加額は366万1,000円で、本市における改定率は0.32%となっております。

次に、諸手当のうち通勤手当に関しましては、民間の支給状況等を踏まえた使用距離の区分に応じた国の改正に準じまして12万1,000円の増額補正を、期末勤勉手当に関しましては、同じく国の改正に準じ勤勉手当の年間支給月数を0.15月分引き上げまして、1,631万1,000円の増額補正をそれぞれ計上させていただいております。加えまして、給料月額を4月1日に遡及改定いたします関係で、現在、東京都の特別区に勤務をいたしております職員2名でございますが、地域手当にもその影響がございまして、7,000円の増額補正をあわせて計上さ

せていただいております。また、特別職につきましては、期末手当の支給月数をそれぞれ0.15月分引き上げますことから、すべて合計いたしまして138万2,000円の増額補正を計上いたしております。一般職及び特別職のこれらの給与改定に伴いまして、共済組合負担金の増額補正も生じておりまして、その増額補正分396万1,000円を加えまして、総額2,544万3,000円が今回の給与改定等に伴う補正額となっております。

なお、人事院及び熊本県人事委員会の勧告で触れられております平成27年度以降の給与制度の総合的見直しにつきましては、人事院と県人事委員会の勧告内容に大きな開きがありますことから、他自治体との動向も踏まえながら、今後十分に内容を精査し検討してまいり所存でございます。

それでは、議第93号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）から説明させていただきます。

第6号補正予算につきましては、ただいま御説明いたしました人事院勧告に準じた人件費と去る11月21日に衆議院が解散したことに伴いまして、来月14日の投票に向けて早急に選挙事務に取りかかる必要がございますことから、選挙事務に要する経費を計上いたしております。

お手元の第6号予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金1,700万円は、衆議院議員選挙に係る経費に対するものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。1款議会費から衆議院議員選挙費を除く各款項目ごとに人件費の補正額を計上しておりますが、こちらにつきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。衆議院議員選挙費でございますが、2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費1,700万円の増額は、衆議院議員選挙に係る投票立会人などの報酬、職員手当、ポスター掲示場設置委託料や投票会場借上料などの経費を計上いたしております。

少し飛びますが、予算書の20ページをお願いいたします。14款予備費を2,544万3,000円減額いたしております。

以上で、議第93号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）の補足説明を終わります。

続きまして、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）について、補足説明をさせていただきます。

それでは、第7号予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正に

つきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加につきましては、議会だより印刷製本費から給食配送等委託料までの11件でございますが、平成27年度の業務委託などにつきまして年度内に準備行為、入札等を実施するため、債務負担行為をお願いするものでございまして、それぞれ債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表地方債補正の変更につきましては、農業基盤整備事業債が水路改修工事費の増額による変更、県営事業負担金債は負担金の追加、小学校施設整備事業債が大畑小学校プール塗装工事費の追加、また、現年発生補助災害復旧事業債が、市道下戸越旧県道線の災害復旧事業の追加により限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。9ページをお願いいたします。1款市税、1項市民税から10ページの6項都市計画税までは、最終調定見込額及び平成25年度決算における収納率などを勘案し、それぞれ補正をいたしております。なお、増減額の主なものとしましては、前のページ、9ページの1項市民税、2目法人、1節現年課税分の3,235万5,000円の増額補正が、一部企業の業績回復などにより当初見込んだ額より増収となる見込みでございまして、また、2項、1目固定資産税、1節現年課税分の償却資産2,770万4,000円の増額補正は、太陽光発電装置の設置に伴う償却資産の増が主な要因でございまして。

再び10ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金300万5,000円の減額補正は、児童福祉施設保護者負担金の減額補正でございまして、保育所への入所児童が見込んでいた児童数より少ないことから減額するものでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,896万2,000円の減額補正は、自立支援給付費負担金2,025万2,000円の増額などはございますが、保育所運営費負担金や児童手当交付金の減額が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。2目災害復旧費国庫負担金466万2,000円の増額補正は、9月初めの豪雨により発生いたしました市道下戸越旧県道線の災害復旧事業に対するものでございます。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金401万2,000円の増額補正は、所得が一定基準以下の年金受給者に対する給付金制度の創設に伴い、日本年金機構に支給対象者の所得情報を提供するためのシステム改修費用に対する年金生活者支援給付金支給準備事業費補助金や、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金が保育緊急確保事業費補助金に組み入れられたことに加えまして、地域子育て拠点支援事業など、これまで単県事業として実施していたものに国からの補助金が追加されることなどによる増額でございまして。6目総務費国庫補助金98万1,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございまして、地方公共団体情報システム機構が整備する社会保障・税番号制度にかかわる中間サーバーを

利用する地方公共団体の負担金に対して補助されるものでございます。

12ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金549万7,000円の減額補正は、国庫負担金と同じく、自立支援給付費負担金1,012万6,000円の増額などはございますが、保育所運営費負担金や児童手当交付金の減額が主なものでございます。2目農林水産業費県負担金196万5,000円の増額補正は、本年4月に発生しました鳥インフルエンザの防疫対策として、市道鬼木小山田線に消毒用施設の設置及び撤去を行いました、その経費に対する県の負担金でございます。2項県補助金、2目民生費県補助金2,376万8,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金の地域子育て支援拠点事業に対する補助金などの減額はございますが、延長保育促進事業などに対する特別保育事業費等補助金や、市内10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業費補助金の増額が主なものでございます。4目農林水産業費県補助金90万円の増額補正は、農地中間管理機構に農地を貸した農家を対象に集積協力金として県から交付されるものでございます。20款諸収入、4項、3目雑入、1節総務費雑入756万9,000円の増額補正は、税務署の行政指導による自己点検の結果、市から業務委託した事業者等から個人源泉徴収未済の所得税を納税義務者から徴収するものでございます。7節土木費雑入3,123万4,000円の増額補正は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金930万2,000円が人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会からの受託事業の受け入れによるものです。同じく、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進受託事業負担金2,193万2,000円の増額補正は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業におけるNEXCO西日本負担分を受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、15ページをお願いいたします。なお、各款項目の中の一般職給、職員手当等共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,309万7,000円の増額は、1節報酬及び9節費用弁償が、本議会に御提案いたしております人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例に基づく懇談会委員の経費でございます。13節委託料と18節備品購入費の増額は、人吉鉄道ミュージアム建設事業のうち、委託料と備品に該当する経費を11節需用費の消耗品費と15節工事請負費から組み替えるものでございます。19節補助金の地区公民館施設整備費補助金は、東間上町公民館の改修工事に対するものでございます。27節公課費は、歳入でも御説明いたしました個人源泉徴収未済の所得税や加算税などでございます。

16ページをお願いいたします。10目情報管理費148万1,000円の増額は、歳入でも御説明いたしました地方公共団体情報システム機構が整備する社会保障・税番号制度にかかわる中間

サーバー利用に対する負担金などがございます。

17ページを省略しまして、18ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,737万5,000円の増額は、児童手当の制度改正に伴うシステム改修委託料や、平成25年度後期高齢者医療の療養給付費に対する負担金の精算に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金、国民健康保険事業特別会計に対する財政安定化支援事業繰出金の増額が主なものでございます。2目心身障害者福祉費4,730万3,000円の増額は、自立支援給付事業に係る就労継続支援給付費や共同生活援助給付費などの増額が主なものでございます。4目老人福祉施設費102万円の増額は、老人福祉センターの電気料など、光熱水費の増加などに伴う指定管理料の増額でございます。

19ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,473万9,000円の増額は、19節負担金、補助及び交付金の認可保育所に対する延長保育促進事業補助金や、市内10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金、市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金などの増額でございます。2目児童措置費7,254万6,000円の減額は、保育所への入所児童が見込んでいた児童数より少ないことによる保育所運営費負担金の減や児童手当の減が主なものでございます。

20ページは省略させていただきまして、21ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費100万円の増額は、九日町札の辻にございます公衆トイレを洋式便器等に改修する工事費でございます。

22ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費140万8,000円の増額は、球磨地域農業協同組合があさざり町に計画されている青果物の選果場整備事業に対する補助金と、農地中間管理機構に農地を貸した農家を対象に交付される協力金でございます。5目農地費800万円の増額は、大柿地区水路改修工事費の増額と老朽化により建てかえを計画されているひとよし土地改良区の事務所建設事業に対する補助金でございます。

23ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工総務費371万6,000円の増額は、人事異動等に伴う人件費の増額と国民宿舎くまがわ荘の屋上及び天井の改修工事費に対する一般会計からの繰出金でございます。

24ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費2,670万3,000円の増額は、NE X C O西日本から受託するスマートインターチェンジの用地測量等委託料や、事業費に対する人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会への本市分の負担金が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。5項河川費、2目河川改良費180万円の増額は、県営事業として行われる井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金でございます。9款、1項消防費、2目非常備消防費20万8,000円の増額は、老朽化に伴い改修を計画されている消防

団5分団2部の警鐘台に対する補助金でございます。

26ページを省略いたしまして、27ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費450万円の増額は、大畑小学校プールの塗装がはがれてきておりますことから、塗り直しをするための工事費でございます。3項中学校費、3目学校建設費357万8,000円の増額は、第二中学校におきまして、水道の漏水が発生しておりますことから、水道管改修工事のための設計委託料が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。5項社会教育費、2目公民館費124万7,000円の増額は、老朽化により空調能力の低下した西瀬コミセンの空調設備改修工事が主なものでございます。

5目文化財保護費153万5,000円の増額は、文化財群等の「日本遺産設定に向けた」国などの協議に必要な普通旅費や、19節補助金の本市指定文化財でございます矢黒神社と遥拝阿蘇神社の自動火災報知設備整備事業への補助金が主なものでございます。

29ページをお願いいたします。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費424万8,000円の増額は、食物アレルギーのある児童生徒に対する給食を提供するため、専門の栄養士の報酬、社会保険料や専用の調理機械等の備品購入費が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費270万円の増額は、矢岳地区ほか3地区の農業用水路等の災害復旧工事でございます。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費709万4,000円の増額は、国庫負担事業での実施を予定しております本年9月初めの豪雨により発生した市道下戸越旧県道線の災害復旧工事でございます。13款諸支出金、2項基金費、11目人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金費300万円の増額は、本議会に提案いたします条例に基づき、畜産の振興及び畜産農家の経営の安定を図る基金を創設し、原資を積み立てるものでございます。

31ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を3,343万7,000円増額いたしております。

大変長くなりましたが、以上で、議第93号及び議第94号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

済みません、「5目文化財保護費153万5,000円の増額は、文化財群等の日本遺産認定に向けた国などの協議に必要な普通旅費」と言わないといけないところを、「日本遺産設定に向けた」ということで誤って発言したようでございます。訂正をお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で、議第93号から議第127号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第38 議第77号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第38、議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、厚生委員長長の報告を求めます。（「議長、11番」

と呼ぶ者あり)

11番、笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） こんにちは。平成26年9月定例市議会において、厚生委員会に付託されました議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は前年度と比較して総収益が1.2%減の5億2,018万8,407円に対し、総費用が6.7%増の4億4,207万7,220円で、純利益が前年度より30.4%減の7,811万1,187円となっております。投資された事業の主なものとしましては、鬼木町配水管改良工事、東漆田町送水管改良工事、公共下水道事業に伴う配水管移設工事等が行われております。

給水戸数は前年度より21戸、給水人口は355人いずれも減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.4%となっております。年間総配水量は前年度より1.7%減少、年間総有収水量は1.2%減少しております。有収率は84.82%で、前年度より0.39ポイント上昇しております。今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

審査では、各委員から今後の財政計画について、水道料金の改定について、滞納整理業務について、職員の技術力向上についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、今後の財政計画については、平成21年に策定した水道ビジョンに基づいた場合、かなり厳しい先行きとなるが、平成27年度をめどに新水道ビジョンを策定するに当たり、優先順位を決めて計画的に改良工事を実施するとともに、改良工事等に国庫補助を積極的に活用し、健全な財政計画となるよう見直ししたい。それに伴い、水道料金の改定についても市民の負担をふやさないように努力したい。滞納整理業務については、昨年度システムを改修して給水停止予告状と納付書を同時に送付することにより、自主納付が増加し給水停止件数が一桁台まで減少した。職員のスキルアップについては、不定期ではあるが、現場対応、業者指導に関する研修を実施し、マッピングシステムの構築を推進することにより職員の技術力向上を図っているなどの説明がありました。

水道事業は近年の長引く景気低迷における失業や人口減少などの社会的要因により、今後も給水収益の減少が予想されます。また、費用の面では、施設の改良、修繕等の維持管理及び老朽管の更新等に多額の出費が見込まれます。

委員会としましては、以上のこと踏まえながら、今後の水道事業の経営について引き続き公営企業の原則（経済性と公共の福祉増進）に沿って健全財政に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定的な供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性にかんがみ、職員の技術力の向上と適正配置に努めること。また、更新整備された上水道マッピングシステムについては、職員のスキルアップを行なうとともに、大規模災害を視野に入れた非常事態にも速やかに対応できる体制づくりを要望する。
- 2 老朽化した水道施設の更新、管路の整備等については、国庫補助等を有効活用し、人吉市水道ビジョンに沿って計画的に行い、市民の急激な負担増にならないよう配慮しながら、適正運用に努めることを要望する。
- 3 水道料金債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し適正管理に努めることを要望する。
- 4 不測の事故やトラブルが危惧される老朽化した宅内給水管や経年劣化した設備に関すること、財政計画等水道事業全般について、引き続き広報やホームページ等、多岐にわたる方策を通じて啓発活動を行うよう要望する。

以上、厚生委員会に付託されました議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 質疑もないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決をいたします。議第77号について厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第39 議第92号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第39、議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番、西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） こんにちは。平成26年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、そ

の後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成24年度においては6,548万円余りの赤字でありましたが、平成25年度におきましても2,161万円余りの赤字となっております。一般会計から特別会計への繰出金は、12億5,795万円余りとなっております。

普通会計において財政力指数は0.42で、前年度に比べ0.01ポイント高くなっております。実質公債費比率は7.3%で、前年度に比べ0.8%の減となっております。経常収支比率は97.8%で、前年度に比べ2.0%の減となっております。これは経常経費充当一般財源等の中で、人件費、補助費等扶助費が減となったことが主な要因であります。

歳入面については、引き続き主要一般財源である普通交付税の確保が厳しい状況にあります。また、歳出面については、人口の高齢化による扶助費の増加や一部事務組合への支出、特別会計への繰出金の増加が余儀なくされる状況であり、財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、補助金を初めとして歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望いたします。

なお、要望事項は次のとおりです。

- 1 税・使用料・負担金については、滞納整理システムや24時間対応可能なコンビニエンスストア収納の導入等、収納対策の強化が図られているが、不納欠損については、市民に不公平感を与えないよう滞納者の実態調査等の具体的な施策を講じ、財政運営の根幹をなす市税を初めとした歳入の確保に努められるよう要望する。
- 2 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、高齢化の進展により今後も支出の増大が予想されることから、市民健診の周知や介護予防事業の推進、ジェネリック医薬品のさらなる利用促進等により、医療費の適正化を図り健全な財政運営に努められるよう要望する。
- 3 工業用地造成事業については、今後人吉中核工業用地造成工事に多額の費用が見込まれるが、現在、整備中のスマートインターチェンジの完了後の経済効果や、市が進めるハラル促進区などの独自性を最大限に生かしながら、雇用拡大や地域経済活性化に確実につながるよう、より積極的な企業工場誘致活動に取り組まれるよう要望する。

以上、3点の要望事項を付し、本委員会に付託されました議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第92号について決算特別委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第92号は認定することに決しました。

○議長（永山芳宏君） 次に、議会運営委員長から報告があり決定しましたとおり、日程第3、議第93号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第6号）、日程第5、議第95号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議第97号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議第99号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議第101号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議第103号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議第107号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議第108号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議第109号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議第110号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議第112号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての11件につきましては、委員会付託を省略し、本日、本会議において直ちに審議、採決をいたします。

議第93号、議第95号、議第97号、議第99号、議第101号、議第103号、議第107号、議第108号、議第109号、議第110号、議第112号の11件について、質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番、笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 先ほど総務部長のほうから、今回の人事院勧告等についての説明をいただいたところであります。それに関連する議案であります。そこで2点ちょっと確認をしておきたいと思います。今回の人事院勧告に伴って、人吉市の場合には基準並みで提案をされているようであります。ただ、熊本県では先ほど話をされましたように、0.55%の県人事委員会の勧告、熊本市の人事委員会については0.4%の勧告というふうな形がありまして、ほかの市、もしくは町村においては県並みの0.55%で提案をされているところ、もしくは国の基準並みで提案をされているというところで、まちまちの状況も読み取れております。

そのような中で、まず1点目については、今回の人事院勧告に伴う件につきましては、職員組合との妥結についてはどうなっているのか、まず1点確認しておきたいと思います。

さらには、2点目に今回の勧告で県の0.55%の勧告に準じて改定をする、そういった形で妥結をしている市が数市あります。また、球磨郡の町村におきましては、0.55%の改定ですべての町村が妥結をして0.55%になる、そういった状況であります。同じ人吉球磨地域の中を見ても、町村については0.55%、市が0.27%、約0.3%の改定になりますが、そこを考えたときに、この改定率がやはり生涯賃金をみた場合には、かなりの差になってくるような状況もあると思っています。そういったことを考えると、職員の士気が低下する懸念がちょっと考えられるわけなんですね。職員の士気が低下することによって、市民サービスの低下にもつながっていく、そういったことも若干考えられるのかなと思いますので、その点について、職員の士気の低下についてはどのようにお考えなのか、この2点お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、組合との協議でございますが、11月10日及び20日の2回にわたり今回の給与改定について組合協議を行っております。協議内容につきましては、執行部といたしましては、今回議案提案いたしておりますとおり、国の人事院勧告に準じた給与改定案を提示しているところでございます。これに対し、組合側の要求としましては、熊本県人事委員会勧告に準じた改正案、人事院勧告に準じた増額改定を行い、さらに民間企業との格差分0.29%を上乗せした改定でございますが、そちらのほうを組合は要求されておまして、結果として、双方の主張に相違がありまして協議は整っておりません。また、議員が御質問の中で触れられましたとおりに、県内の市の対応もばらばらでございます。本市と同じように、国の人事院勧告に準じるのところは、現在のところ本市を含めて8市でございます。また、熊本県の人事院勧告に準じた改正案を議会に上程する予定である市につきましては、6市でございます。次に、これも質問でありましたとおりに、球磨郡内の9町村につきましては、県の人事委員会勧告に準じた改正案とすることを原則とするということで情報を伺っております。

球磨郡内の町村が0.55と県に準じて上げ、本市は国に準じてという部分で、職員の士気は下がらないのかということでございますけれども、ここで、士気は下がりませんと言えばある意味かっこいいかなと思うんですけれども、職員の受け取り方はそれぞれあると思います。士気が下がらないとは決して言い切れない部分があるとは存じます。ただ、繰り返しになるかもしれませんが、国の改定内容を基本としつつ、国との比較指標でありますラスパイルズ指数の状況や熊本県や県内他自治体の動向等を踏まえ、それらの均衡も考慮しながら、市財政の状況なども総合的に勘案した結果、自治体独自、本市の判断としまして、本俸分である月例給の基準については、熊本県と同様の0.29%の上乗せ改定は行わず、国の改定内容と同様が適当であると判断したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○11番（笹山欣悟君） 執行部のほうでそういった総合的な判断の中で下したということであ

りますが、できたら私は2回の交渉じゃなくて、もう少し詰めるところまで交渉を進めてほしかったなど、なるだけ妥結をして提案をしてもらいたかったなというふうに思っているところでもあります。そういうことを考えれば、2回ではなくて3回、4回詰めるところまで協議をしてほしかったなというふうに思っているところでもあります。

あと1点、先ほどの部長の説明の中で、給与制度の総合的な見直しについては、今後他市の状況等を勘案しながら検討していきたいというようなことで説明があったところでもあります。この給与制度の総合的な見直し、これについても熊本県なり熊本市は見送るということで妥結をしている、もしくはほとんどの市が見送る方向で検討している、もしくは球磨郡内においても、ほかの阿蘇地域等においても基本的には見送るという方向で検討しているというふうな情報を私は入れているところでもあります。熊本県の給与水準を見た場合、熊本県の場合には九州で最下位ではありませんけれども、2番目に低いそういった給与水準であります。そういった水準の中で、さらにこういった総合的な給与制度の見直しで2%下げるということになると、さらに下がってくる。そういったことがやはり職員の士気につながってくるんじゃないかなと思うところでもあります。そういったことを十分に考えて、来年度からの総合的な見直しについては十分に検討していただきたい。もしくは見直さない、見送るという方向で検討をしていただきたいということで私は要望して質疑を終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番、大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人事院勧告に準じた平成26年度給与改定についてお尋ねします。

熊本県人事委員会は、民間給与と職員給与の格差2,066円を解消するために行うとしていますが、この場合の民間給与の算出方法の対象とされた民間企業、雇用人数もさまざまであり、大企業から零細あるいは個人経営まであるわけです。どのような企業をもとに算出されているのか1点目お尋ねします。

また、熊本県人事委員会において、0.29%を乗じた額を給料月額にされていますが、本市においては0.32%の引き上げと説明がなされています。熊本県人事委員会が出している民間企業と職員給与の格差については、県と市は同一にされておられますが、地域間格差があると思います。本市の場合はどうなのか、本市においてなぜ0.29%以内でできないのか、2点目お尋ねします。

また、年齢構成などの影響もあると述べてありますが、この年齢構成などの影響とはどんなものか説明をお願いします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

初めに、熊本県のほうの人事委員会が民間給与を調査するときの対象ということでございますが、手元に県のほうの人事委員会の報告がございまして、その資料によりますと、企業規模が50人以上でかつ事業所規模が50人以上の民間事業所616事業所のうちから、層化無

作為抽出法によって抽出した213の事業所を対象に調査を実施したとしてあります。

改正率でございますけれども、国のほうの改正率が結果的に0.3%になっております。本市が0.32%になっておりますのは、給料表は同じ給料表を使っておりますが、その給料表の御質問の職員構成、どの給料に職員が何人にいるかという部分で改正率が変わってきますので、決して独自の給料表ではなくて、国と同じ改正表を使いまして、あとはその級号給の対象職員自体がどうしても国とは違う、ばらつきがございますので、そういうところで差が生じているところでございます。

年齢構成の影響と申しますのも、昇格、昇級の基準というのが国と市では違いますので、そういった意味で各級号給のどこに職員が分布するかというところで変わってきます。また、年齢構成でラスパイレース指数というのを計算していくときには、基本的に5歳刻みで給料を見て比較していくんですけども、そういった場合でも一定の階層の年齢のところの国家公務員の全体に占める割合と本市におけるそういった構成割合が違うことというのも出てきますので、そういった影響もラスパイレースを計算するときには出てまいります。少しわかりにくい答えかなと思いますけれども、今答えられるのはそういうことでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番、大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行い、条例案件を先に採決し、その後に予算案件の採決を行います。

それでは、条例案件の採決を行います。まず、議第107号についてお諮りします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第107号は原案可決確定いたしました。

次に、議第108号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第108号は原案可決確定いたしました。

次に、議第109号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第109号は原案可決確定いたしました。

次に、議第110号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第110号は原案可決確定いたしました。

次に、議第112号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第112号は原案可決確定いたしました。

続きまして、予算案件の採決を行います。まず、議第93号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第93号は原案可決確定いたしました。

次に、議第95号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第95号は原案可決確定いたしました。

次に、議第97号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第97号は原案可決確定いたしました。

次に、議第99号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第99号は原案可決確定いたしました。

次に、議第101号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第101号は原案可決確定いたしました。

次に、議第103号についてお諮りいたします。原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第103号は原案可決確定いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。この点検及び評価は、報告書の作成、議会への提出、それに公表することによる市民への説明責任を果たすことにより、教育委員会の責任体制を明確にするものでございます。

人吉市教育委員会といたしましては、人吉市教育の基本理念に基づき平成25年度に実施しました主要な九つの事業を選定いたしまして、学識経験者3名の方からの御意見を参考に点検及び評価を行い、報告書を作成したところでございます。この点検及び評価につきましては、必要性、有効性、達成度、効率性の四つの観点で各事業を評価し、その評価をもとにAからDまでの4段階で最終評価を行っており、この評価を今後の事業展開の指標としてまいりたいと存じます。さらに、この報告書には教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しておりまして、議員の皆様や市民の皆様への報告及び現状の課題の検証も行っております。学識経験者の方には各事業に対しては、おおむね高い評価を受けておりますが、さらに創意工夫を重ね、さらなる事業展開を期待するとの学識経験者としての意見だけではなく、市民目線の御意見も多くいただいているところでございます。

今後は、この報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様からの御意見並びに学識経験者の御意見を踏まえながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後0時19分 散会

平成26年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月2日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成26年12月2日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議第94号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議第96号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議第98号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議第100号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議第102号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議第104号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第105号 | 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議第106号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第111号 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定について |
| 日程第10 | 議第113号 | 人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第114号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第115号 | 人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議第116号 | 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第117号 | 人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第118号 | 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の制定について |
| 日程第16 | 議第119号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第17 | 議第120号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第18 | 議第121号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第19 | 議第122号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第20 | 議第123号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第21 | 議第124号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第22 | 議第125号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第23 | 議第126号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第24 | 議第127号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |

日程第25 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 大 塚 則 男 君
 3. 宮 崎 保 君
 4. 笹 山 欣 悟 君
 5. 川 野 精 一 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第128号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|------|-----|---------|
| 1 番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2 番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3 番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4 番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5 番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6 番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7 番 | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8 番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9 番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10 番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11 番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12 番 | 西 | 信 八 郎 君 |
| 13 番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14 番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15 番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16 番 | 三 倉 | 美 千 子 君 |
| 17 番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18 番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君

書 記 白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

一般質問に入ります前に執行部から、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）の訂正について、発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

発言の申し出

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げます予算案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）のうち、事項別明細書の3歳出でございまして、説明の訂正をお願いするものでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（中村則明君）（登壇） おはようございます。一般質問の前の貴重なお時間をいただきまして、大変恐縮に存じます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております資料に基づきまして、御説明をさせていただきますと存じます。議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）の訂正をお願いする箇所は、予算書の21ページでございます。事項別明細書の3歳出でございまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費、19節負担金、補助及び交付金でございまして、説明の欄の2行目の球磨圏域乳幼児発達相談事業運営協議会負担金としておりますところを、発達相談外来運営事業負担金に御訂正をお願いするものでございます。

議員各位には大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。今後、議案の上程に当たりましては、内容を十分に精査の上、このような間違いを起こさないように心がけてまいりたいと存じます。今回の訂正につきまして、御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの訂正については、御了承いただきますようお願いいたします。

執行部に申し上げます。議案の上程に当たりましては、内容を十分に確認、精査の上、提出されますよう御注意願います。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第128号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第128号

○議長（永山芳宏君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。議第128号人吉市国民健康保険条例の一部改正案は、健康保険法施行令の一部改正により出産育児一時金の額が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第128号に対しての質疑は、あさって4日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。14番議員の田中哲でございます。本日2日、衆議院選挙が公示されました。平成24年12月議会におきまして、私は消防広域化の今後ということで一般質問をいたしましたので、当時の資料を調べていましたら、くしくも12月4日に衆議院選挙が公示されております。そして、当日に私も一般質問の1番手で登壇しておりました。今回も1番手ということで、こういう偶然もあるのかなと感じたところでございます。今回の総選挙も重要課題が山積みでございます。景気、雇用、消費税、社会保障、医療、介護、原発、安全保障等々国の行く末を選択する重要な選挙でございます。年末の本当に慌ただしい時期ではございますが、一人一人が悔いのない1票を行使したいとこのように思っているところでございます。

今回は、1点目に高校再編問題と、2点目に消防力強化問題について通告しております。それぞれ一般質問の通告書の要旨に沿って質問したいと思います。

1点目の高校再編についてでございますが、この高校再編問題については、平成24年6月に一般質問を行った経緯がございます。当時は、熊本県教育委員会が策定した県立高等学校再編整備等基本計画で、球磨郡の三つの高校を二つの高校に再編するとの計画が示され、それぞれの関係自治体が地元高校の存続を求める運動を続ける、そういう運動を推進されている状況の中でありました。当時、人吉市からの3校への就学率と通学形態はどのようになっているかという質問に、多良木高校が22名で7.4%、南稜高校が112名で25.4%、球磨商業高校が140名で35.6%、また人吉市からの通学形態は、ほとんどの生徒がくま川鉄道を利用して通学しているとの答弁がございました。そこで、人吉市としても各自治体と何らかの提携した行動が必要ではなかろうかという質問をしたわけでございますが、当時田中市長は、確かに人吉市からも多くの生徒が通学している、またくま川鉄道利用促進の観点からも非常に気になっている、卒業生の母校に対する思いも認識している、そこで今後望ましい高校教育の環境整備に向けて人吉球磨全体で話し合いを行い、意見を述べながら取り組んでいくと答弁されておりました。

そこで1番目に、今回県の教育委員会が示した高校再編計画（素案）と、さきの基本計画の違いをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。私のほうから御質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

まず、県立高等学校再編整備等基本計画は、学習選択幅拡大の流れや市町村合併の進展及び少子化に伴う学校の小規模化の進行等の状況を背景に、県立高校の通学区域、適正規模、特色ある学校づくり及び再編整備の4点につきまして、県立高等学校教育整備推進協議会において検討された結果を具現化すべく、熊本県教育委員会が平成19年10月に策定したものでございます。したがって、計画の内容や考え方に関する部分につきましては、それを引用して述べさせていただきますことをまず御了承いただきたいと思います。

この高校再編整備等基本計画は、平成19年度から平成27年度までの9年間で計画の期間と定めてございます。策定の視点としましては、熊本の次代を担う子供たちにとって、どのような高等教育環境を整えていくのが最もよいのかという、子供たちに対する教育効果の視点を最も重視したとされております。少子化の著しい振興と、それに伴う県立高校の小規模化という状況変化の中で、適度な切磋琢磨の中で、生徒の興味、関心、進路等に応じた幅広い科目が学習できる、あるいは大人になる直前の段階において人間の幅を広げ、自我を完成していくために、さまざまな生徒や教師との出会いが望まれるといった高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保するという方針のもと、この計画は策定されているようでございます。基本計画策定後、球磨地域を含む県内八つの地域の高校再編整備等の計画がより具体的に示されました基本計画実施に向けた準備のための計画、これは前期計画、それから同じく中期実施計画、そして同じく後期実施計画が順次策定され、平成26年10月に後期実施計画、

これは球磨地域素案と申しますけれども、それが公表されたところでございます。

当初の高校再編整備等基本計画と先ごろ公表された球磨地域素案の違いは何かという田中議員の1回目の御質問でございますが、これはさきに述べました視点で、基本計画に示されました球磨地域の高校再編整備について、新校、新しい学校の学校像、それから開校年度、それから開校規模、学科及び教育内容の特徴等を具体的に示されたものが今回の球磨地域素案と私たちは認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2番目に、熊本県教育委員会による多良木高校廃校素案の地域説明会は、いつ、どこで開催され、そのときの説明の内容と地元の反応はどうだったのか。それと、多良木町では存続へ向けた取り組みを始めたと報道にございました。そこで、どのような対策をとっておられるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

県立高校再編整備等後期実施計画（球磨地域）素案の地域説明会は、去る平成26年10月23日から11月20日にかけて、球磨地域振興局、それから高校再編整備の対象となっております球磨郡内の県立高校、3回以上で開催されたところでございます。10月23日木曜日が球磨地域振興局、11月18日火曜日が球磨商業高校、11月19日水曜日が南稜高校、11月20日木曜日が多良木高校、いずれも午後7時から開催をされております。各会場とも行政関係者、保護者、卒業生、地元住民を初め多くの方の参加があり、特に多良木高校では、これは新聞報道にもございましたように、会場は900人もの大勢の参加者であふれたということでございます。

説明会の内容につきましては、まず高校再編整備の必要性につきまして、次いで県立高校再編整備等後期実施計画（球磨地域）素案につきまして、そして最後に、再編対象校の取り扱いにつきまして、県の教育委員会から説明が行われ、その後意見交換という流れで進められたところでございます。県の教育委員会の発表によりますと、各会場の参加者数は、球磨商業高校が308名、南稜高校が109名、多良木高校が先ほど申し上げましたけれども903名でございます。説明会における地元の主な意見としましては、球磨商業高校では、「子供が行きたいと思う魅力ある学校づくりを、大人が子供の未来をつぶさないように進めてほしい」などの意見が。南稜高校では、「農業教育を通して人材育成を進めてほしい」などの意見が。一方、素案の中の新校の校地とされなかった多良木高校では、「決定を押しつけるだけで納得させるだけの説明がない、住民がこれだけ応援している学校がほかにあるのか、新しい学校をつくるのに過去の入学者数は関係ない」など、素案撤回を要求する御意見が多くあったと伺っておりますし、それは事実でございます。

次に、多良木町における高校存続への取り組みでございますが、これも新聞報道によりま

すと、多良木町教育委員会に上球磨に高校を残そう対策室を新たに設置されております。また多良木町議会は、多良木高校入学者に対し一律5万円の入学支援金を支給する支援策を打ち出すなど、素案の撤回、存続のための行動がこれは本格的に開始されたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に3番目でございますが、私は少子化によって生徒数が減っているのはもうこれはわかっております。郡市に五つある県立高校がそれぞれ特色のある学校であろうと思いますし、生徒もそれぞれの個性にあった高校を目指して頑張っているものと思います。人吉市の子供たちは、それぞれの特色ある郡部の高校へ、郡部の子供たちは人吉市の高校へと、それもくま川鉄道を利用して通学している。そのことがくま川鉄道利用促進、また郡市の相互依存につながるものと思っております。また、人吉市と郡部の活性化にも貢献しているものこのように思っております。何より多良木高校が廃校になりますと、教育の機会均等の原則にも反しますし、また上球磨地域の保護者の負担も増す状況になるのではないのでしょうか。また、人吉球磨全体が現在の少子化の負の部分を負担するのであれば、平等に五つの高校が縮小して、五つの高校の存続を目指そうという、そういう方法の選択肢もあるのではなかろうかという、こういう意見も聞くところでございます。

そこで、なぜ五つの高校の縮小存続でなく、3校の中から多良木高校の廃校素案になったのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

御承知のように高校再編整備等基本計画において、多良木高校、球磨商業高校、南稜高校が再編整備の対象となっており、再編整備の方向性として3校を2校に、新しい学校として発展的に再編統合し、現在の学科を基本とするか、現在の学科を生かした総合選択制、または総合学科を導入するとされております。平成25年3月に策定されました後期実施計画におきましては、今後の入学者数の動向等を踏まえ、後期の取り組み期間の最終年度である平成27年度までに策定するとしてあります。そして今回の後期実施計画（球磨地域）素案では、多良木高校、球磨商業高校、南稜高校の3校を2校の新しい学校、これは仮称新校A及び新校Bと呼ぶそうでございますけれども、それを発展的に再編統合し、現在の学科を生かした学科を設けるという考えを示されたところでございます。あわせて、新校Aを現球磨商業高校の校地に、新校Bを南稜高校の校地に設置するという方針が打ち出されたところでございます。

御質問の多良木高校の校地が選ばれなかった理由、これは廃校といえますか、そういう対象につきましては、県教育委員会によりますと、平成25年度及び平成26年度の入学者数等の動向を踏まえ、地域の子供たちがどの高校を選択してきたか、その入学者数の実績を最も重視したということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4番目に、多良木高校に平成24年度当時は人吉市から22名の生徒が通学していると答弁がっております。現在ではどうなっているのか、またその通学形態についてもお尋ねいたします。また、人吉市にも多良木高校の卒業生や関係者も多く、多良木高校を目指している受験生もいたのではなかろうかなどこのように思っております。また、この問題に本当に関心を持っておられる市民の方もおられると思います。そういう意味で、人吉市にも今回県の多良木高校廃校素案に心配されている方も多かろうと思いますので、今後、人吉市での熊本県教育委員会の説明会は予定されていないのか。予定されていない場合、人吉市として関係者に向けた説明会を要請する考えはないのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成26年度における多良木高校の230名の生徒のうち、人吉市から通学している生徒の数は15名でございます。通学方法としましては、全員がくま川鉄道を利用していると伺っております。

また、二つ目の高校再編整備に係る市民向けの説明会についての御質問、これは現在のところ人吉市で開催される予定については伺っておりません。

最後の質問は市長のほうからお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

人吉市での説明会開催を県教育長に要請する考えはないかという御質問でございますが、今部長が答弁いたしましたとおり、県に問い合わせをいたしましたところ、開催予定はないということでございました。市といたしましても、現段階では要請する考えはないとお答えさせていただきますが、今後は存続運動を進める中で見えてくるのではなかろうかというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 5番目に、平成24年12月の答弁で田中市長は、この高校再編問題を人吉球磨全体で話し合いを行い、意見を述べながら取り組んでいくと答弁されておりました。この高校再編問題を人吉球磨でどのように検討されてきたのか、認識の共有はできているのかということをお尋ねいたします。また今後、定住自立圏構想を郡市一体で推進する中で、事業の支障、また自治体間の不和が生じる心配はないのかということもお尋ねいたします。それに今回、定住自立圏構想の中心市宣言をした人吉市として、郡市のリーダーシップをとり、事実上の廃校素案が示されております多良木高校の所在地でございます多良木町と何らかの連携という考えはないのかもお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御質問は4項目ございますけれども、1から3につきましては、個別にお答えするのではなく総体的にお答えをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

この問題につきましては、個別の市町村間はともかくといたしまして、人吉球磨の首長さんの間で、少なくとも総合的、継続的に協議が行われてきたという状況下にはないのではないかと認識をいたしております。と申しますのも、私と多良木町の松本町長さんとの間では個別的な協議はございまして、幾度となくこの問題について話し合いをしてまいりました。基本的にこの問題は、球磨郡町村会において議論をされてきたものでございまして、人吉市は町村会のメンバーではなく、私自身この問題について、正式に町村会と人吉球磨同一テーブルについていたことはございません。町村会を一時中断して、例えば協議会に切りかえてでも人吉市長を入れて10市町村でこの問題について協議をするというやり方ができなかったのか、町村会でそういう場をつくろうという声、機運、切迫感がなかったのか、現在の心境としては残念な心境でございます。そういう中で、今般示された高校再編計画素案への受け取り方というのも、自治体間には当然温度差がございます。違ったものがあるようでございますが、熊本県教育委員会がさまざまな方向から熟慮されて出された結果でございますので、素案といえどもその重さについては、それぞれの首長さんも当然のことながら十分認識をされているところだろうと考えております。この問題は、伝統ある多良木高校の廃校という非常に残念な、そして厳しい現実を我々に提示をしておりますが、これも少子化に起因をするという点では、圏域の最も大きな課題である人口減少社会の一端を示す負の結果として受けとめているところでございます。そういう意味でも、人吉球磨の人口減少を鈍化させる方策の一つとしての定住自立圏構想を停滞させてはなりませんし、中心市宣言をしました本市としましては、推進をするためのこれまで以上の努力をしなければならぬと認識をしているところでございます。

4項目めの高校再編素案に際し、多良木町との連携の考えはないのかという御質問でございますが、まず、先ほども触れましたけれども、多良木町の松本町長さんとの数度にわたる協議を受け、県教育長に存続に向けたさまざまな要望活動や提案をしてまいりましたし、存続の要望書の作成にも積極的にかかわってきたところでございます。私自身も3校を2校に統合するという提案について、政策方針としての理解はしても、どうにか3校存続ができないか、県と人吉球磨地方とで知恵を出し合うということを訴え続けながら、できる限りのことは実行してきたところでございます。そして今回、素案といえどもさいは投げられたわけでございますが、多良木高校の現役の生徒や保護者の皆様や卒業生の方々の今後の所在、そして再編計画自体が人吉球磨10市町村に及ぶ問題でもございますので、多良木町と本市だけでなく、もう一度基本に立ち返って、人吉球磨という枠組みでとらえていく問題であると認識し、まずは人吉球磨の市町村長、同じテーブルにつくように、御理解をいただかねばなら

ないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長の答弁いただきまして、この高校再編問題が各自治体間では、一義的には県と関係自治体の問題としてとらえ、人吉球磨全体では協議がなされなかったということであろうと思います。それ以前に平成24年当時、この高校再編整備等基本計画が県の教育委員会から示された当時、県議会レベルで議論もなされたようでございますが、なぜもう少し深く議論されておれば、もっと人吉球磨全体の問題として認識されたのではなかろうかとのように思っております。この問題は関係町村ばかりでなく、人吉市にとっても難しい、本当に悩ましい問題でございます。また、この高校再編整備等基本計画が平成27年度までが策定期間となっているようでございます。時間的余裕もあまりございませんが、先ほど述べましたように、人吉市にも関係者や心配されている方もおられますので、熊本県教育委員会の人吉市での説明会開催の予定はないということでございますが、ここは人吉市としても説明会開催要請を要望しておきます。

次に、先月の11月5日付で、熊日新聞に多良木高校問題再検討を望むという人吉市在住の方の投書が載っておりました。この投稿氏の言われる「くま川鉄道利用促進、そして活性化と教育の国家百年の大計のためにも存続を」とございましたが、このことについて定住自立圏構想の中心市宣言をされました田中市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、三つの高校のうち一つはなくなるのではないかと懸念し、平成19年度から5高校存続のためのアイディアもお伝えしながら、5高校存続を訴えてまいりましたが、実際に今回素案が提示をされますと、我々人吉球磨の住民にとっては非常に衝撃的なものでございました。熊本県教育委員会が一定期間の経過の中で、熟慮、検討して出された結果でございますので、軽々に私見を述べることはできませんが、大変人吉球磨にとっては厳しい結果であり、本市にも多くの現役生徒、そして保護者の皆様方、卒業生やその他関係者の皆様がおられまして、お気持ちを考えますと非常に複雑な思いでございます。御質問の11月5日の熊本日日新聞の投稿欄に人吉市民の方から、多良木高校問題の再検討を望むという投書があっており、私も拝読させていただきました。感想ではございませんが、先ほどから申し述べておりますように、全国的な少子化、人口減少の問題が今般の高校再編の問題も含め、社会全体に大きな影を落としておりますし、地方の疲弊感という部分にもつながっているのではと考えております。この対策といたしましては、今国会解散間際に成立した地方創生法案において、国自体も50年後に総人口1億人以上を目指すとし、地方自治体にも人口ビジョンや総合戦略の策定が努力義務として課せられていることになっているようでございます。そして、本地域でも今議会で御提案させていただいている人吉球磨定

住自立圏形成協定の政策分野に、投書でも御紹介されましたくま川鉄道や農業、観光の振興、人材の育成などを掲げ、中心市として定住自立圏の確立を進めていくことにしております。少し踏み入った発言をお許しいただきますならば、多良木町さんは現在、法務局など公機関の撤退などもあり、今回の多良木高校の問題が現実化しますと、さらにさまざまな影響が懸念されております。定住自立圏構想の中心市として、上球磨地域の支柱でもある多良木町さんの振興についても協議を行いながら、深く、太く、できる限りの地域活性化に向け連携をしてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま11月5日付の熊日新聞の投稿氏に対する田中市長の思いも語っていただきました。今回のこの球磨地域素案の決定までは、早計には言えませんが、人吉市でも関係者や心配されている方、そういう方々の思いは十分にくみ取っていただきたいと、このように思っております。また、今後人吉市は定住自立圏構想の中心市として、圏域内の各自治体の思い、そしてまた痛みを十分共有し、認識して定住自立圏構想の確立のために田中市長のリーダーシップをとっていただくように要望しておきます。

次に、消防力強化問題についてでございます。この問題も平成24年12月議会で、特に消防の広域合併の問題についてということで一般質問した経緯がございます。

そこで1番目に、人吉球磨地域の消防力強化検討会が10月14日に球磨地域振興局で開かれ、人吉下球磨、上球磨両消防組合の合併、それに救急相互応援協定の二つの方策案が示されたと新聞報道にございました。また平成24年11月に、消防広域化を目指していました城南ブロック協議会、八代、水俣芦北、人吉下球磨、上球磨が意見の一致が難しいということで解散し、約2年となるわけでございますが、今回の消防力検討委員会の目的、それに同検討会のメンバー、また熊本県から示された二つの方策案とはどういう内容のものかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

初めに、人吉球磨消防力強化検討委員会の目的と構成でございますが、この検討会は、人吉球磨地域の今後の消防力強化に向けたプロセスや方策について、協議検討を行うことを目的としておりまして、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の現状、課題及び将来的な見通しについてを具体的な協議事項としております。

次に、検討会のメンバーでございますが、熊本県消防保安課長、人吉下球磨消防本部消防長、上球磨消防本部消防長、構成市町村の消防担当課長、合計13名の委員により構成されておりますが、委員以外の者につきましても、必要に応じて検討会に出席できるものとされております。

次に、平成26年10月14日の検討会において、熊本県から示された人吉球磨地域の消防力強

化に関する二つの方策案について、御説明いたします。一つ目の案は消防広域化でございます。これは二つの消防組合を統合して、組織体制の一元化を図るという案でございます。二つ目の案は救急相互応援協定でございます。人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合が現在の組織体制のままで救急に関する相互応援協定を締結するという案でございます。現在大きな課題とされております人吉下球磨と上球磨の境界区域における救急事案について、現場に最も近い消防分署からの救急活動が可能となるというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2番目に、平成24年12月の一般質問では、県事務局は城南ブロック協議会が解散しても、広域化枠の八代広域と人吉下球磨消防組合との二つの消防本部での広域化は、いろいろな面で広域化のメリットが大きいということで、比較検討の提案がなされ、二つの消防本部でも広域化の検討をしているとの答弁でございました。その枠組みは3でも2でも検討すると、ただ上球磨消防組合との二つの組合のみでは、県の事務局のシミュレーションの俎上にも上がらなかったと。今後、県は解散までの検証を行い、推進期間を5年ほど延長し広域化に取り組む計画であると答弁にございました。

そこで、平成24年11月に城南ブロック協議会が解散してから今日まで、消防広域化もしくは消防力強化についての経緯についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

城南ブロック消防広域化協議会は、平成24年10月23日の第10回協議会において解散の方針が決定され、平成24年12月28日に解散されております。この城南ブロックの枠組みにおける消防広域化は実現されませんでした。熊本県におきましては、県内の消防力強化は引き続き取り組むべき課題として、各ブロックの協議会において協議された内容について検証された結果、地域的に結びつきの強い人吉球磨地域において、消防広域化に限定しない形での消防力の強化を推進されているところでございます。具体的には事務レベルによる人吉球磨地域消防力強化検討会を平成26年2月27日と8月19日に開催し、10月14日の第3回検討会におきまして、消防組合の管理者であります市町村長に対して、検討会の中間報告が行われたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3番目に、消防力強化の観点からお尋ねいたします。今までも消防の現場では、要請があれば隣接する人吉下球磨消防組合から、管轄外へ出動した事例があると聞いておりますが、現在でも要請があれば管轄外に出動しているのか。あるとすればどの地域で、その出動回数はどのくらいなのか。また、その反対の実績はあるのか。あれば出動した地域名とその出動内容をお尋ねいたします。それに人吉下球磨消防組合と協定の名称はい

ろいろあると思いますが、相互応援を目的とした協定を結んでいるところがあるのか。あるとすればどこの消防本部、どこの消防組合と結んでいるのか、その内容についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉下球磨消防組合に確認いたしましたところ、熊本県下の消防本部におきましては、熊本県市町村消防相互応援協定と、救急救助活動に関する消防相互応援協定が締結されておりまして、大規模な火災や災害が発生した際には、応援要請があった場合には相互に出動することになっております。近年の事例といたしましては、平成24年12月12日に球磨村神瀬で発生した事故におきまして、八代消防本部に対して、救助工作車及び救急車の出動要請を行っております。また、隣接する消防本部からの応援要請につきましては、近年の事例はございませんが、管轄がはっきりしなかったために二つの消防本部が出動して、公道で活動した事例が過去5年間で2件ございます。これは錦町木上と芦北町白石で発生した交通事故とのことでございます。また管轄外への救急車の出動につきましては、年に数件ございますが、全くない年もあるということでございます。いずれもあさぎり町や芦北町への出動でございまして、ほとんどが管轄外の住民から東分署や西分署に直接電話されてのものに対して、出動したものでございます。

次の消防本部の相互応援を目的とした協定でございますが、先ほどの熊本県市町村消防相互応援協定と救急救助活動に関する消防相互応援協定のほかにも、水俣芦北消防本部との間で救急業務に関する相互応援協定、宮崎県の西諸広域消防本部との間で加久藤トンネルにおける事故に関する協定、鹿児島県の伊佐湧水消防本部との間で久七トンネル及び西大塚トンネルにおける事故に関する協定をそれぞれ締結しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4番目に、人吉下球磨消防組合全体と人吉市の消防、救急から見た空白地帯といいますか、遠隔地とはどのようなところか。人吉市で道路等の事情で対応できないところがあるのかもお尋ねいたします。特に救急車は119番してから到着までの時間が、総務省消防庁の統計によりますと、平成25年度中は到着時間が全国平均で8.3分で、病院に搬送するまでの時間が38.7分だったそうでございます。そこで、人吉下球磨消防組合では、平均でどのくらいで対応できているのか。また、人吉市の遠隔地といわれるところにはどのくらいかかっているのか。そしてその状況は改善されてきているのか否か。またその理由についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉下球磨消防組合によりますと、人吉市における遠隔地といたしましては、矢岳町、田野町、大野町、大塚町などが挙げられました。なお、市内の住宅に関しましては、現在の道

路状況でおおむねカバーできているとのことでございます。なお、車両の進入が困難な山間部の林道などにつきましても、消防防災ヘリやドクターヘリを活用して対応を行っており、人吉市内における空白地帯はないとのことでございます。

次に、救急車の現着時間と病院到着時間でございますが、人吉下球磨消防組合における平均の現着時間は8.6分でございます。また、平均の病院到着時間は37.2分でございます、どちらも全国平均に近い時間となっております。

次に、遠隔地までの到着時間でございますが、矢岳町までが36分、田野町までが24分、大野町までが23分、大塚町までが18分となっております。なお、これらの遠隔地までの到着時間につきましては、近年において大きく改善されている状況ではございません。過去5年間の平均の現場到着時間は、さほど変化していないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきまして、現場到着時間の全国平均とあまり変わらない。ところが全国平均ではこの到着時間が年々遅くなっているという、それはいろいろな搬送される方が高齢者の方とかそういう要因もございまして、人吉下球磨消防組合では変わっていないということで安心したところでございます。

5番目に、救急、消防にとって電話等の通信手段は一刻を争うものであろうと思います。人吉下球磨消防組合も消防通信のデジタル化も26年度で終了すると聞いております。そこで、導入前はデジタル化のメリットばかりでなく、デメリットもあると言われておりました。消防通信のデジタル導入前とどのように変わってきたのかをお尋ねいたします。また、固定電話、携帯電話による管轄外との隣接地からの119番への混線、県境からの通信に支障はなく人吉下球磨消防組合に届くのかということをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉下球磨消防組合におきましては、平成24年度に消防救急デジタル無線共通波の整備が完了しておりまして、運用を開始しております。この共通波と申しますのは、大規模災害などで管轄区域外に出動したときに、他の消防本部や車両と交信することができる共通の周波数の無線でございます。これに対しまして、消防本部ごとに割り当てられた周波数で、管轄区域内で活動するときに使用する無線を活動波と申します。人吉下球磨消防組合におきましては、平成25年度の消防救急デジタル無線活動波の整備事業を平成26年度へ繰り越しております。現在、消防本部五木村八原基地局、球磨村役場基地局及び人吉市高塚山基地局を整備中でありまして、完成は平成27年3月の予定となっております。日常の活動に使用する無線は、活動波がメインとなりますので、消防救急デジタル無線の本格的な運用開始は、平成27年度からとなります。

次に、デジタル化により予想されるメリットといたしましては、アナログ無線よりも広範

圏でカバーできるようになり、アナログ無線では直接交信できなかった五木村の北分署がデジタル化により交信可能になるとのことです。また、デジタル化により予想されるデメリットといたしましては、障害物により一時的に音声の通信が途絶えてしまうビットエラーという通信障害が発生すると言われております。

次に、家庭や携帯電話からの119番通報でございますが、家庭の固定電話からの119番通報は、管轄する消防本部へ直接つながるとのことです。携帯電話の場合には、電話をかけた場所から最も近いアンテナが電波を拾う関係で、管轄外の消防本部へつながる場合があるそうでございます。この場合は、発信者位置情報システムで場所の特定を行い、電話をつないだままで管轄する消防本部へ転送するシステムを使用しているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で心配されました携帯電話からの通報も、新しいシステムで電話をつないだままで管轄する消防本部につながるということ、今回私も初めて知ったところでございます。こういう新しいシステムの内容については、消防の広報の一貫として周知していただくようお願いをしておきたいと思っております。

次に6番目に、今回の議会冒頭の提案理由の中で田中市長は、定住自立圏構想関係で、圏域の必要な生活機能の確保を得るために、人吉球磨9町村と人吉球磨定住自立圏形成の協定についてを提案されております。また、議会初日の全員協議会において、定住自立圏構想における取り組み予定事業を説明されました。その取り組み事業の中に、消防力強化の問題は取り組み事業になっておりませんが、この消防力強化の問題も説明されたところの定住自立圏構想が目指す政策の一つであります生活事業の強化、これにつながるものと思っております。しかしながら、消防力強化の問題は、自立した二つの消防組合同士の問題であり、今回推進される定住自立圏構想とは別枠ということでしょうか、お尋ねいたします。それに新聞等で、よその定住自立圏の中で、消防力強化事業に取り組んでいるところがあると聞いております。そこで、定住自立圏構想の事業の中で消防の強化に取り組んでいるところはあるのか。それほどこの定住自立圏で、またその定住自立圏の中でなぜそういう取り組みができているのか。それと具体的な取り組み事例についてをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

1点目の消防力の強化問題は、自立した二つの消防組合同士の問題であり、今回推進される定住自立圏構想とは別枠ということなのかという御質問ですが、この定住自立圏構想は、中心市と近隣町村との自治体同士の個別協定により進めていくものでございますので、議員の御質問のとおり消防組合は別枠となるものでございます。

次に、2点目の定住自立圏構想事業の中で消防力の強化に取り組んでいるところはどこの定住自立圏で、なぜ定住自立圏内でできているのか。それとその具体的な取り組みについて

の御質問でございますが、国の報告書によりますと、平成26年10月1日現在、全国で82団体が定住自立圏共生ビジョンを策定済でございます。その中で約30の団体が消防あるいは防災に関する取り組みを推進されております。その主な内容は、まず消防組合または消防本部に対する取り組みとしまして、山形県山形市では消防事務受委託事業、新潟県長岡市では消防指令業務共同化事業、消防救急無線デジタル化事業、消防出動相互応援事業などが実施されております。ただし、これらの取り組み事例は、いずれも中心市となる自治体単体で消防本部を組織している場合のものでございます。また、自治体同士の防災に関する取り組みといたしましては、青森県弘前市では合同の防災訓練等の実施、新潟県糸魚川市では防災行政無線整備事業、消防団無線デジタル化事業、宮崎県日向市では災害時の相互支援事業などが実施されております。このような自治体同士の取り組みによる防災面での消防力の強化につきましては、今後定住自立圏構想の中、毎年の見直しの中で必要に応じて追加をしていくことは可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では7番目に、今後ますます複雑かつ急激に変化する社会に対応するために、消防、救急が果たす役割は大きなものがあると思います。今後の気象変動が引き起こす災害等に対し、広域的連携も大変重要になってくると思います。そのためにも消防力の強化、それに広域的合併も必要になってくるものと思います。

そこで、今回熊本県が示した合併、救急相互応援協定の二つの方策案に対し、消防力強化検討委員会は、報道等によりますと来年3月をめどに意見をとりまとめるということですが、この検討会の中心メンバーであり人吉下球磨消防組合の管理者として、田中市長はこの問題をどのように考え、意見をとりまとめていかれるのか。また、今後の消防力強化及び合併の方向性についてをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

平成26年10月14日に開催されました人吉球磨消防力強化検討委員会の中間報告会におきましては、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合を統合する消防広域化と、統合しないで救急相互応援協定を締結する二つの案について、熊本県から説明を受けた上で、球磨郡の町村長の皆様と意見交換を行ったところでございます。消防力の強化に関する私の考えは、平成21年の城南ブロック消防広域化協議会の設立当初から一貫をいたしておりまして、大規模災害時における人命救助を第一に考え、消防組合を統合する消防広域化が、地域の消防力の強化につながる極めて有効な手段であると確信をいたしているところでございます。このたび、熊本県から示されました人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合という新たな枠組みで、消防広域化と救急相互応援協定の二つの案について、改めて検討を行うこととなったわけですが、大規模災害時に統一的な指揮命令のもとに、人員や資機材を現場に投入して人命

救助を行うには、消防組合を統合する消防広域化を実現しなければ不可能なわけではございません。将来的には消防広域化を目指していくべきであるというふうに考えております。しかしながら、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の統合に関しましては、解決すべきさまざまな課題がございます。今回の検討会のスケジュール案によりますと、来年の3月までに意見を取りまとめることになっておりますが、私はもう少し時間がかかるのではないかと考えております。この問題に関しましては、城南ブロックの協議会が解散に至った経緯の中で浮かび上がってきた課題について、その折に出された球磨郡内の首長の方々の考え方について、もう一度当時に立ち返って、まずは消防組合ごとに、その後市町村それぞれが同じテーブルにつきしっかりと方向づけを行った上で、皆で意見を出し合いながら、全体的な理想とする方向性を少しずつ積み上げていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 先ほどの中村総務部長、そしてただいま田中市長の答弁をいただきまして、消防力強化に関しては定住自立圏構想で取り組んでいるところもあると、そして自治体間で取り組んでいるところもある。その地域地域の課題、問題解消、経費節減に向けて広範的に取り組んでいると、そういう圏域もあるということでございます。この本圏域でも今後消防力強化検討委員会の内容を踏まえて、今後検討するというところだろうと思います。本圏域では二つの自立した消防組合があるということで、現在では定住自立圏構想の枠内の事業にするにはなかなか難しいという現状であろうと思いますが、田中市長には今後の熊本県と消防力強化検討会での消防力強化の問題、そして広域化問題等も時間がかかるというようなことではございましたが、一刻でも早くその方向性を示すように、全体の意見の集約を図っていただくように最後にお願いしておきます。

以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） こんにちは。4番議員の大塚則男です。冒頭皆様にはお詫びを申し上げます。私自身の不注意で負傷をしてしまい、このような形で一般質問を行うことに心よりお詫びいたします。市民の皆さんから付託を受け、一議員として大変申しわけなく思います。十分反省し、しっかり努めてまいりますのでよろしく申し上げます。また各議員の皆様、議会事務局の皆様にも御迷惑をおかけしました。普段は何気なく上がって来ている

3階も、こういった障がいの身になりますと、大変3階が遠く感じまして、ぜひ新庁舎にはエレベーターをつくっていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回通告しました高齢者が安心して暮らせるまちづくりから1点目、買い物支援事業について、2点目、高齢者の買い物支援取り組みについて、高齢者対策関連として、命のバトンについてお尋ねします。

近年、大きな社会的問題となっています買い物弱者への対応策は、国、各自治体で検討され、商工会議所、商店街、民間企業などのさまざまな主体が実施されていますが、地域で行っている買い物支援サービスは、採算が確保できないなどの問題を抱えています。買い物弱者対応を進めていくためには、行政と民間、民間事業者間の連携、支援サービスの複合化というものがようになってくるかと思えます。本市においても高齢化率32%、7月現在で65歳以上が1万997人、3人に1人が高齢者という計算になりますので、全国ではさらに増加しているものと考えます。平成23年度において、買い物弱者、いわゆる生活に必要なサービスを受けたりするのに困難な方が、全国で600万人と推計されていますが、20年後には745万人になると言われています。なぜそうってしまったのか、それは高齢化や人口減少、大型店の郊外進出の影響などにより、身近な場所にあったお店の減少、公共交通機関サービスの停止などの影響で、買い物弱者問題が深刻化してきたものと考えられます。

そこで、買い物弱者を応援できる方法として考えられることは、一つ目として身近な場所にお店をつくること、二つ目として自宅まで商品を届けること、三つ目として自宅から出かけやすくすることなどが考えられるかと思えます。本市においても、先ほど述べました二つ目の方法として、社会福祉協議会が市からの補助を受け、人吉市買い物支援センターを運営されています。私も同行させていただきました。注文品の買い出しから仕分け、そして配達と一緒にまいりましたが、行った先々でお客様から大変感謝されている様子、信頼関係、ありがたいお言葉をいただき、改めて支援事業としての必要性を感じた次第です。ただ、現在の体制で継続されていくことが最善策なのか。1点目として、今後の見通しについてはどのようなお考えをお持ちかお尋ねします。また、現在運営は補助金450万円で事業をされていますが、2点目として人件費、諸経費などすべて賄われているのか。79名の登録会員の方々がおられますが、補助金での運営が今後も継続されるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

御質問の買い物支援センター事業でございますが、人吉市社会福祉協議会が実施しております買い物交流支援えがおのふれあい事業に対する補助事業でございまして、平成23年6月に九日町の商店街に買い物支援センターが開設されました。買い物や見守りが必要な方、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、宅配事業などの支援を行うとともに、中心市街地の交流拠点において、福祉情報の提供や相談、つどいの場などを提供することにより、人と人との交流を促進し、だれもが安心して暮らせるまちにつなげることを目的とし

てスタートしております。

現在の体制といたしましては、宅配を希望される利用者からの注文を受けて、2名の買い物支援員が利用者のお宅を週1回訪問するシステムとなっております。買い物支援員は、注文がない場合でも登録された方のお宅を定期的に訪問することで、高齢者の安否確認を行うほか、ごみ出しや電球の取りかえなど日常生活でのお困りごとに対しても対応をしております。社協といたしましては、宅配ニーズがある限り、今後も現体制を継続したいと考えておられ、本市としましても支援を継続してまいりたいと考えております。

事業費に関してでございますが、平成25年度までは市の補助として450万円を支出しておりましたが、本年度から買い物支援員の人件費相当額でございます288万7,000円を補助いたしております。そのほかOA機器のリース料や、宅配に使用いたします軽自動車の賃借料や燃料費などの諸経費が発生しますが、社会福祉協議会の自主財源や手数料収入で事業運営を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 補助金の性質上、一度決定した補助費はなかなか削減しにくく、逆に支援事業などについては増大する傾向にあると思います。しかし運営費補助については、できるだけ縮減を図り、収益を設定するなど補助金の効果、達成度を再検討することが必要であると思います。そもそも補助金自体が人件費に賄われるということがどうかなというふうにも思うんですが、私はあくまでも補助金というのは事業費に出るものではないかなというふうに考えております。そう言いながらも買い物支援については、高齢者対策の一つでもあり、効果は確実にあらわれますが、達成度については高齢化が進む中、さらに必要性が増し、再検討ではなく際限なく続いていくこととなります。最初のスタートからしますと、職員も補助金も減少しているわけです。当然訪問回数も減少し、会員増に向けた対策も厳しくなると考えます。当面で社協も市も継続していきたいと述べられましたが、仮に補助金がさらに減少した場合、現在の会員さんの買い物支援はどこが行っていただけるのか。見守りはできるとしても即座の変更は大変であり、一番不安を抱かれるのは現在の会員さんです。買い物支援は、今後増大することがあっても終了することは考えられない事業と私はとらえています。現在本市においても、民間業者の方が買い物支援、宅配をされていますが、冒頭述べましたように採算的に厳しいものがあります。しかしながら、地域貢献の一つとして何とか買い物弱者の皆様にお応えしていきたいとの思いで日々努力されておられます。

そこで提案ですが、地元商店街の活性化を含めた取り組みとして、商店街の振興組合あるいは協議会などを立ち上げていただき、そこに地元商店の皆様が参加され、合同の商品カタログを作成し、お客様からの注文受け付け、各お店への発注を社会福祉協議会、買い物支援センターが行い、各お店はそれぞれのお客様の商品を宅配業者に依頼する、宅配業者はその

都度、お客様の安否確認を社会福祉協議会、あるいは支援センターに伝えていくことで見守りも可能になってまいります。宅配業者については地域貢献の意味から、配送料については御配慮いただけるものと考えています。このような方法に現在の人吉市の買い物支援センターを委託してしまうという考えですが、実現に向けて進められないのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

民間委託についての御提案でしたけれども、買い物支援事業で取り扱う商品を提供していただく店舗につきましては、現在、人吉東九日町商店街振興組合が28店、人吉市西九日町商店街振興組合が16店、きじ馬スタンプ加盟店が14店、その他4店ということで、合計62店舗との間に利用協定を締結し、宅配サービスを実施しているところでございます。このように特定の組合に限定するのではなく、公益的な連携を図ることで商店街の活性化につながっているものと存じます。また、本事業は利益につながりにくい遠隔地や山間部にも出向き、家庭内の困りごとの手助けも行うなど、高齢者の福祉に寄与するところが多く、当面は現体制を継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 継続をしていきたいということですが、ここに実は福井県福井市さんが行ってらっしゃるおたすけ便というのがあるんですけど、少しだけ説明しますと、会員登録数431名、市の補助金なんですけど、23年度が120万円、24年度が140万円、25年度が130万円、26年度に至っては80万円となっているわけですね。ここは広範囲にされているわけです。登録手数料無料、入会金無料、配達料無料、お客様現地チェックができるということで、私は画期的だと思います。今部長おっしゃったように、福祉的な面からすごくこちらも述べておられましたけど、やっぱり福祉的なものもあるからということで補助金も出てるんですけど、まず人件費がかからない、各お店の業務内でできるということで、例えば荷物一人一人つくるのは各お店がすると、配送は宅配業者がやるということで、問題は宅配業者とどれくらい歩み寄れるか、お互い交渉した中で運賃を決められると思うんですけど、そこで決めていかれると。ただ、この補助金の使い道としては、何に使われてるんですかと聞きましたらば、チラシですね、毎月出されてるんですけど、このチラシを振興組合なるものにつくってもらって出してるということなんです。あとは宅配業者の配送料として払っていると、それが主な支出ということでありました。確かに見守りも含めてありますので、私は本当に本市の場合は、先ほどおっしゃいましたように、見守りがあって遠隔地もあって、カボチャを切ったり電球を取りかえたりとか、いろいろおっしゃいましたが、これも広範囲に行けるんですよ、間違いなく。おまけに配達も、きょうの午前中に注文したらあした届けられるんですよ、大根1本でも。1週間待たなくていい。注文の回数が多ければ多いほど見守りチェックはできると、そういった状況でされてるのがこの福井県福井市のやり方です。ぜひこれを参考にして

いただけたらありがたいなと思います。このように各自治体の状況を見ますと、たくさんありますけど、移動販売車をされてるとか、熊本県荒尾市については小さな拠点でミニ店舗を開設されてるとか、大分県中津市ではNPO法人を立ち上げて農村クラブを開業されてるといことで、さまざまな買い物支援を行っておられます。

そこで、今後ますます増加していく高齢化社会に対して、買い物支援に対する取り組みやさまざまな業種が参入してくるものと考えます。例えば現在実動されている生協、これから本格的に広めていかれる郵便局の見守りサービス、徐々にふえつつあるコンビニ宅配、通販システムの拡大など、ひいては地元商店街のさらなる衰退に拍車がかかってしまうことになるのではないかと考えます。地元商店街も商店街活性化に向けて汗をかいていただき、行政として支援ができることを積極的に行うことが必要であるわけですから、行政がみずから業務を行うのではなく、地元業者をお願いできることは地元業者に委託して、そこに支援していくことが、より一層広範囲の買い物支援に結びつくのではないかと思います。

次に、2011年9月から買い物弱者の解消を目指す目的で協力店舗に参加を募り、山間部などで出張販売を実施されています。矢岳町の公民館、鹿目町などでも実施され大変喜ばれたとの記事を見ました。出張販売会は、当時地区をかえ9回開くとされ、反応がよければさらに継続したいと社会福祉協議会は述べておられたと思いますが、現在の状況はどうなっているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

出張販売会につきましては、買い物支援センター開設当初、買い物に困っているものの自分の目で見て商品を買いたいという要望があり、また制度の周知もあわせて、各地の公民館等におきまして実証実験という形で、平成23年9月から24年3月まで計9回実施した経緯がございます。その結果、商店側からの継続実施の要望もなく、また買い物の支援員の数も限られておりますことから、現在は実施されていない状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 現在は実際されていないとのことですが、少なくとも実証実験においては非常に喜ばれた御高齢の方もおられたと思います。述べていただいたように、商店街の御協力が得られないと継続が厳しいものがあると考えます。しかしながら、本市の現状を見たとき、大型スーパーは要所要所に点在しています。町内によっては日用品を求めるお店が1軒もない地区があります。町なかはともかくとして、例えば東間地区、上原田地区、大畑地区、矢岳地区、鹿目地区、大塚地区、田野地区なども挙げられるかと思います。厳しい状況にある商店街にお願いすることは大変なことであると思いますが、地域の要望をお聞きし、出張販売があることを周知していくことで利用する機会も増し、将来的には利用頻度も上がると考えます。

次に、本来なら最初に述べました買い物弱者の応援方法の一つであります身近な場所に店をつくるのが地域コミュニティの中心であり、家から出かけやすくなると考えますが、店舗使用料、防犯、担当者、仕入れなどなど、さまざまな課題があり実現には厳しいかと思えます。そこで地元商店が振興組合などを設立し、共同で出張販売を行うとして、その際に社会福祉協議会が窓口となり、地域の公民館あるいはコミュニティセンターなどの利用を計画していただき、日ごろは買い物支援にお願いされておられる方も、時々商品を手にとってお買い物ができる場が設けられることが大切ではないかと思えます。そのことによって、そこのコミュニケーションもでき、お互いの元気な姿を確認し合える場所にもなります。

お尋ねしますが、このような各地域の施設の使用については、地元商店の地域貢献でもあり、社会福祉協議会が窓口になり積極的に進めていただきたいと考えますが、実現可能かお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

公民館やコミセンなどを利用した出張販売につきましては、買い物する楽しみや喜びを提供し、外出を促すという点で大切なことだと考えておりますが、商品の搬入や展示などにかかなりの手間や時間が必要でございます。商店側の御協力や御支援、またスタッフの増員も必要でございますので、今後可能かどうか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今答弁のように、なかなか商店街の皆様の協力が必要なのはわかります。ただ一、二回で成果が出ることは厳しいと思えます。実証実験されたように、公民館などの使用地域に周知徹底などを社協からしっかり後押しいただけたら継続できるのではないかと考えます。いま一度、商店街の方とお話し合いをぜひやっていただきたいと思えます。

次に、平成12年度に買い物デイサロンとして実施されていましてバスでの送迎は、中心市街地で1時間ほど買い物をしていただくものでした。利用者からは、「自分で行くことがないので楽しかった、皆で行くので安心して買い物できた」などのお声があり、継続されるのではと思いましたが、現在はどのような状況なのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

デイサロン事業は、家に閉じこもりがちな高齢者に対して、地域の人々の協力を得ながら日常動作訓練などのサービスを提供し、自立した生活の継続及び社会参加を促進し、要支援及び要介護状態とならないよう予防することを目的に、平成12年度から人吉市社会福祉協議会に委託して行っている事業でございます。

議員の御質問にございました買い物デイサロンでございますが、平成14年度に、当時九日町にあったTMOふれあいプラザを拠点に、校區別デイサロンで取り組みを行った経緯がございます。デイサロン終了後、送迎バスをTMOふれあいプラザに停車させ、1時間半の買

い物時間をとって商店街等で買い物を楽しんでいただいた後、各校区へお送りさせていただきました。平成23年度には、社会福祉協議会において買い物支援センターを拠点に買い物デイスロンの再開を検討いたしましたが、交通手段の確保ができず断念したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 現在は断念されたということですが、もちろんそのふれあいプラザもなくなりましたし、交通手段の確保ができなかったということなのですが、例えば名古屋市守山区においては、買い物弱者対策としておでかけ安心バスとして、社会福祉協議会の福祉バスを利用して買い物支援を実施されています。白タクにしないため利用料は無料ということですが、運転手、添乗員、買い物介助もボランティアの方が担っておられるとのことでした。財源は買い物に利用するお店、あるいは企業からの協賛金で賄っておられるようですが、ただ財源確保には課題があるようでした。また、ボランティアの方と利用者の調整などにも課題があるようです。もう1件、福岡県朝倉市なのですが、この美奈宜の杜地区においては月2回の買い物支援を行っておられます。1回目は8人乗りのワゴン車で、運転手はボランティアの方がされています。2回目は小型マイクロバスで店舗を回っておられます。どちらも午前中です。2回目に関しては健康福祉部会とか社協のスタッフ、あるいは民生委員さんがボランティアで携わっておられるということでした。ここ朝倉市は23の区があり、各区ごとに人口割で補助金を支出され、報告は必要ですが原則何に使ってもよいというものです。これを利用しての買い物支援を校区ごと実施されています。

そこで、現在各町内の老人会の皆様が利用されています老人福祉センターバスですが、利用の際、町内より老人福祉センターまでの往復を運行されています。高齢者の方にお聞きしましたが、「町内と老人福祉センター往復だけでなく、買い物ができるなら利用者も増加すると思います」と話されていました。老人福祉センターバス、これを途中一時下車として、商店街散策、買い物といったルートを設定することができないかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

買い物支援は必要とする物を届けるだけではなく、実際にお店に行って商品を見て、触って、ほかの物と比べて、そして選ぶという一連の行為自体が楽しみであり、また自立した生活の継続及び社会参加の促進につながるものと考えております。

議員御質問の老人福祉センターの送迎バスを送迎途中買い物に利用することにつきましては、高齢者の自立した生活の支援や商店街の活性化にもつながりますので、今後老人福祉センターの指定管理者や商店街の関係者、また市の関係部局と連携をとり、関連する法令など課題をクリアしながら、実施について検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 健康福祉部長、ありがとうございます。ぜひ実施していただけるようによろしくお願いいたします。私は必ず実施していただくものと期待しています。高齢者の方が町なかを散策し昔を懐かしむ、あるいは変わりつつある鍛冶屋町などを見ていただく、中には買い物をされる方もあると思います。そのことが商店街活性化にもつながっていくし、町のにぎわい、高齢者の皆様にも元気が出る、先ほど言いましたように商店街の活性化に結びつくというふうに私は思います。部長、重ねてぜひぜひよろしくお願いいたします。

次に、命のバトンについてお尋ねしますが、その前に11月14日に東西コミュニティセンターにおいて、認知症高齢者への対応訓練に参加させていただきました。私も父親、母親既に亡くしましたが、母の認知症対応には、家族は当然のことですが、御近所の方々まで大変お世話になったことを思い出したところでした。今回の認知症高齢者対応訓練をその当時心得ていたら、母親への対応もずいぶん違っていただけたのかもしれないと考えたところでした。対応訓練の最後に担当の方が、地域そして隣近所の見守りが一番大切と述べられたと思いますが、全くそのとおりだと私も思いました。また、当日SOSキーホルダーの説明がありました。65歳以上の方が対象と説明があったかと思えます。このSOSキーホルダーを身につけていると、例えば徘徊などで行き先がわからなくなってもすぐに発見していただくことができます。現在、本市が進めています地理空間情報技術構築事業がスタートしますと、即座に位置関係が可能になります。私ももうすぐ該当しますので、今のうちからつけておきたいとも考えています。ただ、必要な方は高齢者支援課にありますので、お越しく下さいとの説明でしたので、各町内の民生委員さんにSOSキーホルダーを預けておくことはできないのかと考えましたが、お願いできる範囲、責任、負担などを考えますと、まずは預ける必要性、利便性など検討いただくことが必要ではないかと思ったところでした。

さて、命のバトンについてですが、この事業は既に4年が経過していますが、これまで本市において命のバトンは何本配布されたのかお尋ねします。また見直しと申しますか、点検は実施されたのか、何年ごとに、どなたが点検されるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

命のバトンの事業につきましては、平成22年2月から本市と社会福祉協議会との共同事業として開始した事業でございまして、平成24年度からは社会福祉協議会が主たる事業者となっているところでございます。この命のバトンにつきましては、事業開始当初から民生委員・児童委員の皆様方に多大なる御協力をいただいているところでございまして、65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、障がい者手帳をお持ちのひとり暮らしの方に対し、市役所、社会福祉協議会の窓口での配布だけではなく、民生委員・児童委員の皆様方に訪問の上、配布をしていただいております。配布された数でございまして、事業開始後6カ月で1,381世帯に配布をしております。その後も民生委員・児童委員の皆様方の御尽力や

広報啓発に努めました結果、平成26年3月末現在で2,273世帯に配布ができているところでございます。情報の更新ということですが、このバトンの情報書につきましては、時間の経過とともに身体状況や緊急連絡先などの変更が生じてまいります。情報は最新のものでなければ緊急時の対応に支障が生じますので、毎年度末の福祉台帳の見直しの時期にあわせて、民生委員・児童委員の皆様にご家庭を訪問の上、情報書の修正及び追加をしていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 命のバトンは、急病や災害時などに救急隊員が速やかに適切な対応をとることができるように設置するものと思います。筒の中には医療情報シートや保険証の写し、お薬手帳の写し、あるいは緊急時の連絡先などのメモがしまわれているかと思います。冷蔵庫の中で保管されていますが、これは生ものではありませんので悪くなることはないと思います。ただ、筒の中の情報などは変化することはあるかと思います。先ほど民生委員・児童委員の皆様にご点検をいただいているとのことですが、地区によっては民生委員さんのなり手がいないといえますか、欠員の場所もあろうかと思っておりますので、再度確認していただけたらありがたいと思います。

今回、高齢者の買い物支援のあり方について質問させていただきました。人吉市買い物支援センターは、見守りも含めた買い物支援を行っておられることは十分理解していますが、本市では高齢者対策への取り組みとして、町内会長、高齢者相談員、キーパーソン、シルバーヘルパー、民生委員・児童委員などで、いわゆる小地域ネットワーク活動で連携して、目配り気配りの見守り支援体制を実践されています。さらに事業所など働く人たちの見守りを安心生活応援団登録事業所など、幅広く見守りに対して御理解と御協力をいただいているところです。また、ホームヘルパーの皆様には、限られた時間の中で御高齢の方の身の回りのお世話、買い物、調理、病院への付き添いなど、大変な労力とお気遣いを日々行っていただいています。この場を借り感謝申し上げます。体力的に精神的に本当に大変だと思いますが、御自身のお体を大切にされ、本市の高齢化の実情を御理解いただき、今後ともよろしく申し上げます。高齢者見守り支援に限度はありませんが、現在お願いされているそれぞれの支援体制事業がしっかりと実践されていくことが必要であり、基本は地域、そしてお隣同士の見守りが大切であると考えます。ますます増加していく高齢者、買い物弱者に対して、やさしい人吉市と言っていただけるような高齢者、買い物弱者に添った施策をぜひお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）
1 番。宮崎保議員。

○1 番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、こんにちは。1 番議員の宮崎保です。ことしも残すところあと 1 カ月余りとなりましたが、人吉球磨においては、1 月には豚流行性下痢、また 4 月に発生しました鳥インフルエンザ、また 5 月には高塚山での痛ましい事件などがありました。ことしの 5 月、大阪で開催されました女子世界ミニフライ級タイトルマッチでチャンピオンとなられた黒木優子選手が、11 月 1 日、アクロス福岡で開催されましたタイトルマッチにおいて、対戦相手のメキシコ人との試合におきまして、判定ではありましたが優勝されました。私もその試合を観戦に行ってきました。初の防衛戦を勝利されまして、その黒木さんの祖父は人吉市におられます。また、毎年のように春風マラソンにも参加されております。今後も多くの防衛戦を戦い抜かれることを期待しておきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして 1 項目めとして、鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 8 6 8 について、2 項目めといたしまして、市民の声より、人吉市図書館の利用についての一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、今回の施政方針でもありましたが、人吉鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 8 6 8 ですが、再確認の意味で建設する趣旨、目的といった基本的な構想について、また名称が人吉鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 8 6 8 に決定した理由についてお聞きしたいと思います。これで 1 回目の質問を終わります。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

名称以外につきましては、今までの答弁と重複いたしますが、御容赦いただきたいと存じます。このミュージアムは、第 5 次人吉市総合計画の中で、比類なき価値を持つ鉄道遺産と位置づけた肥薩線の歴史を後世に伝えていくべき文化遺産としてとらえ、より多くの市民の方々や観光客の方々に対して、その価値及び保全、保存の必要性を伝えていくための地域文化振興の拠点、JR 人吉駅、くま川鉄道人吉温泉駅に近接する利点を生かし、本地域観光の出発点としての観光振興の拠点、本市の観光案内人の皆様や各種団体の皆様の活動や情報交換などの場としての地域の連携を図る拠点の三つのコンセプトを持つ施設としているものでございます。また、ミュージアムは、人吉駅から観光客がミニトレインに乗りかえて来館していただくミュージアムから、本市の観光拠点や町なかへ出発していただく駅（ステーション）をイメージしているところでございます。また、将来を担う子供たちが、それぞれ希望に満ちた未来へ旅立つ駅（ステーション）としてのイメージもあわせ持つものでございます。さきに述べました三つのコンセプトと駅、子供の二つのキーワードを柱として建設しているものでございます。また、名称についての御質問でございますが、さきの市長の施政方針にもありましたように、人吉鉄道ミュージアム MOZOCA ステーション 8 6 8 とするもので

ございます。本来のミュージアムとしての部分と、先ほどの子供と駅の二つのキーワードのイメージを取り込んだものでございます。施政方針の復唱になりますが、MOZOCA（もぞか）は皆様御存じのとおり、当地域の方言で小さい、かわいいといった意味でございまして、観光客の皆様には人吉球磨への旅の出発点として、また子供たちが学び、育ち、旅立つという意味も含んでのステーション。868は人吉の郵便番号でございしますが、ミニトレインの列車番号にもなっております、人吉市を連想させる数字として加えたものでございます。なお、名称につきましては、トータルコーディネートをお願いしております水戸岡鋭治氏と、市長も含めた人吉市との協議の中で決めさせていただいたものでございまして、通常呼び名につきましては、それぞれミュージアム、MOZOCA等と愛着を持って呼んでいただければ幸いに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 趣旨、目的は今言われましたように、地域文化振興、観光振興、地域連携を図る三つの拠点と子供、駅という二つのキーワードを柱としているということですが、私たち鉄道観光案内人会は、現在21名で年間約150日に及ぶSLの警備や、鉄道の歴史を伝えるために総合学習の一貫である人吉市立第一中学校、第二中学校の学習会等の講座、家庭の時間づくりプロジェクト、また、一般の方の案内など数多くのボランティア活動を通じながら肥薩線を今に伝え、未来へ残す文化遺産としての活動を行っているところであります。人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868を今後は鉄道ミュージアムと省略して言わせてもらいますが、歴史ある肥薩線の鉄道遺産を世界遺産登録活動とどのように関連をしていくのか、2回目の質問でありますがお伺いしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

肥薩線は比類なき価値を持つ鉄道遺産であり、その価値を文化遺産として保護し、また大切な地域資源としても未来へ継承していかなければならないものであるととらえております。世界遺産登録に向けた活動は、世界遺産の保護を目指しながらも世界遺産登録を契機とした観光振興や地域の活性化を図るものでございます。鉄道ミュージアムは、肥薩線という鉄道文化遺産としてのその存在価値を地域内外に知っていただくガイダンス施設であると同時に、肥薩線の世界遺産登録を目指して、広く情報を発信していく拠点となるものでございます。人吉市と包括協定を結んでいただいております熊本県立大学には、平成24年度から地域貢献研究事業を皮切りに、肥薩線を未来へつなぐ協議会の委託事業に協力いただいております。先月27日、本市カルチャーパレスにおきまして、成果報告会を開催していただきました。人吉鉄道観光案内人会からも数多く御出席をいただいておりますが、研究内容の肥薩鉄道をつくった実際の技術者、当時実習に来ている帝国大学の学生の話に及びますと、非常に関心を持たれ多くの質問をされておられました。このように、世界遺産登録に向けては駅舎やト

ンネル、橋梁など目に見える構造物の調査だけではなく、その歴史、建設に至るさまざまな背景の調査から地域の保存への取り組みまで、幅広く研究活動が必要となってまいります。議員が御紹介されましたように、現在人吉鉄道観光案内人会の皆様が、みずからの経験を交えながら語り部として御活躍されておられますが、鉄道ミュージアムは小中学生の学習の一貫として、機関車庫などを通じて肥薩線の鉄道遺産としての価値や保存の必要性を御説明されていることと全く趣旨、目的を等しくするものでございます。鉄道ミュージアムは、鉄道観光案内人会の皆様を初め各団体、市民の方々の活動や情報交換などの場としての地域の連携を図る民間連携の拠点という大きなコンセプトを持っているものでございまして、皆様の活動拠点として鉄道ミュージアムを御活用いただければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 肥薩線の鉄道遺産としての価値、保存の必要性、また民間団体の活動の拠点ということで現在答弁がありました。やはり鉄道ミュージアムの建設をしていくにはJR九州との協力関係も必要になってくるだろうというふうに思いますが、今JR九州との話し合い等はどのようになっているのか、またあつていればその状況についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムの建設は、JR九州様の御協力、御理解を得なければ成し遂げられない事業でございまして、ミュージアム構想が進み始めた際また各種工事等におきまして、協議を重ねながら進めてまいった次第でございます。平成25年度肥薩線利用促進存続期成会のJR九州鹿児島支社、熊本支社への要望会におきましても、鉄道ミュージアム建設への協力依頼のほか、展示に係る資料の提供についてもお願いいたしております。そのような中で、肥薩線の調査、研究の観点からも、機会あるごとに肥薩線に関する品物が残っていないかお尋ねしてまいりましたが、現在のところ、旧国鉄時代のものはほとんど会社には残っていないとの回答でございました。JR様にもさまざまな部署がございますので、今後も引き続き機会あるごとにミュージアムのPRも兼ねまして、所有物についてもお尋ねしてまいりますが、可能であれば博物館などのバックヤード、倉庫に眠っているものもお借りできないか御相談してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 確か去年の答弁だったというふうに記憶しておりますが、その中で100年も風雪に耐えてきた鉄道施設、それが今もなお残っている鉄道遺産を列車の中で体験するのは難しいので、歴史や背景、施設等の概要を紹介し理解してもらうために映像、写真が主になるが、わかりやすく伝えていけるようにしたい。また、限られたスペースでの展示

となることで考慮する必要があるので、確定してきたら正式に関係機関に協力をお願いしたい。また、一部の方からはさらに物品の提供もいただいている。委託展示なども含め協力をお願いしていきたい。人吉鉄道観光案内人会の個人で所有している品々や写真なども可能な限り協力をお願いしていきたいとのことだったというふうに思いますが、しかし今の答弁の中で、JR九州は国鉄時代の物はほとんど会社には残っていないとの回答だったようですが、そうした中、展示品、展示物の収集については、現在までどのような物を収集されているのか、また今後どのような計画で収集を予定されているのかを具体的にお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

ミュージアムの展示につきましては、トータルコーディネートをお願いしております水戸岡鋭治氏に御尽力をいただいておりますが、まずオープンに当たりましては、水戸岡カラーを前面に押し出すことで話題性、印象づけを図ろうと考えております。もちろん肥薩線を中心とした本地域の鉄道の紹介ゾーンは、十分に御配慮いただいているところでございます。展示品の収集についての御質問でございますが、保管するスペースも現在ございませんので、展示を目的とした自主的な収集は行っておりません。しかしながら、市民の皆様や市職員を初めここに御出席の議員の皆様の中にも文献を初めとした資料をお持ちくださったり、収集されている方を御紹介いただいております。この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。また、人吉鉄道観光案内人会におかれましては、実際に肥薩線等に使用され、会が所有されておられる貴重な物品等をお持ちでございまして、調査を先月実施させていただきました。御多忙のところ会員の皆様にも御協力いただきまして、大変ありがとうございました。その際に名称のほか、用途などの説明もいただきながら、貴重な資料をまとめることができしております。このほか写真や物品等を収集されている方々にも協力をお願いしておりますが、先ほど申しましたように、今のところ貴重なものを安全に保管する場所ありませんので、オープン後に、主に企画展や季節展などの中で、人吉鉄道観光案内人会を初め展示に御賛同いただける所有者の皆様には、テーマごとにお借りして展示する委託展示等で御紹介してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 施政方針の中で、運営方法については当面は市の直営とし、部分的な委託による運営で協議を進めているということであったというふうに思います。その中で人員の配置、展示物の説明などといったものに対する対応の必要性もあると思いますので、その点についても答弁のほうをお願いしたいと思います。それから、鉄道ミュージアムの開館時間など、どのように考えておられるのか、今の時点でわかっている範囲内でお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムの管理運営につきましては、当分の間、市による直営を基本とし、管理運営業務の一部、館内の案内やグッズの販売、館内遊具等の監視などにつきましては、業務委託を行うことで考えております。また、肥薩線のような産業遺産や歴史遺産を展示紹介する施設におきましては、OBの方を初めとして、市民ボランティアの方が生き生きとガイドを務められておられるところが多いようでございます。鉄道ミュージアムにつきましても、そういった案内人の方々の導入を考えておりました。現在、人吉鉄道観光案内人会におかれましては、SL人吉が運行し人吉駅に停車している間を主とし、機関庫や転車台、SL人吉などについて、当時実際運行に携わったOBの方たちによる生のエピソードなども加えながら説明をされておられまして、大変好評と伺っておりますので、この鉄道ミュージアムにおきましても御協力をぜひお願いしたいと考えているところでございます。鉄道ミュージアムの管理運営につきましては、直営部分につきましては嘱託職員等の対応を考えておりますが、業務委託で実施する部分、また鉄道観光案内人会などの団体に御協力いただきたいと考えている部分等も含めまして、いかに経費を抑えスムーズな管理運営ができるか、個別具体的に各団体と協議、調整を行ってまいりたいと考えております。

また、開館時間についての質問でございますが、同様の施設等を考慮し、ミュージアムの展示等に係る部分につきましては、午前9時から午後5時を想定しているところでございますが、営業時間の決定につきましては、設置条例等で定めさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 運営方法等に今のところは委託とかそういう形で、ボランティアなどの導入を考えているということでありましたが、開館まで残すところあと4カ月余りになっていると思います。準備期間をおおむねそういうふうと考えますと、1カ月程度必要になると思いますが、今後どのように対応していかれるのか、準備をされるのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

現在、本体の建築工事につきましては、基礎工事が終わり木工事を行っております。早ければ年内に屋根設置までいければという、ほぼ予定どおりの進捗状況でございます。計画では来年3月に建築工事を完了し、4月から内部展示工事に入っておりますが、基本的にはオープンスペースの構造となっておりますので、水戸岡デザインによるオリジナルの設備、什器類の搬入、設置といった手法になります。なお、最終レイアウト、装飾につきましては、水戸岡鋭治氏、また水戸岡氏が代表を務めるドーンデザイン研究所の職員による監修、設置となります。あわせまして、議員の御質問どおり4月以降には委託部門及び協力団体、関係者などの館内スタッフの研修も行ってまいりまして、来年5月中にオープンを予定しており

ますので、万全の体制で臨めるように準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） この会館をつくる理由、また目的、趣旨、それと会館をどのように鉄道遺産として絡めていくのかとか、運営の方法とか展示物について今質問しましたけれども、また昨年もお聞きしたと思いますが、ここであえて鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868と言いかえますが、これに対する市長の思い、意気込みはどういうものがあるのかをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムに関しましては、これまで幾度となく御答弁を申し上げてきておりますので、重複するところがかかなりあるとは存じますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

先ほど総務部長が御答弁申し上げましたとおり、まず肥薩線は、世界遺産となっているゼメリング、レーティッシュ、ダージリン鉄道と比較しても、勝るとも劣らない比類なき価値を持つ鉄道遺産であると存じております。明治の鉄道建設の息吹が現存している日本、東アジア唯一の比類なき価値を有する肥薩線という鉄道遺産をいかに保存し活用していくか、また本市を含む肥薩線沿線自治体の活性化に結びつけ、さらにいかに観光で食べられるまちにしていかが、我々に課せられた大命題である存じているところでございます。鉄道ミュージアムは、この地域の鉄道遺産の貴重性、その価値、保存の必要性を内外にアピールするためにも、ガイドンス施設として当然必要不可欠であると考えているところでございます。しかしながら、鉄道博物館や鉄道記念館、鉄道公園など、これまで国内各地に開設された鉄道関連施設とは違う切り口で、先ほど総務部長が答弁しました駅と子供に焦点を当てた観光施設、教育施設でもあるというものでもございます。つまり、観光施設としては観光で食べられるまちづくりの一貫であり、人吉市の来訪客、宿泊客のさらなる呼び水となり、ひいては観光産業を潤し、法人市民税を押し上げる税収増にもつながるものと期待をいたしているところでございます。また、教育施設といたしましては、子供の時代から鉄道ファンになっていただき、肥薩線を初め鉄道遺産の保存・活用の将来の担い手となっていただけるような学習の場としてまいりたいと存じますし、2階部分では学業のパワーアップ教室に対して、文化的学習の場としても提供してまいりたいと存じているところでございます。

そこで、肥薩線を比類なき鉄道遺産として後世に残していくために、鉄道ミュージアムが果たす役割は大変大きな意義があるものと確信をいたしているところでございます。また、観光や学習の拠点、出発点としても機能していくためには、駅舎やレールといった各地にありがちな鉄道施設のガイドンスだけでなく、例えば肥薩線をつくった技術者や国などの関係者にも焦点を当てるような視点をかえた研究も今後必要になってくるのではないかと存じて

いるところがございます。そういったさまざまな視点から肥薩線を研究し、それを積み重ね物語をつくっていくことで、比類なき肥薩線ストーリーができて上がるのではないかと存じておりますし、鉄道ミュージアムがそれを紹介し、継承していく役割を担ってくれるものと期待をいたしております。いずれにいたしましても、肥薩線の世界遺産登録に向け、また本市観光の拠点として、あるいは学習の場として、鉄道ミュージアムを数多くの方々が訪れていただけるような施設にしていかなければならないと考えているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の市長の考え、意気込みの中で、やはり比類なき価値を持つ鉄道遺産、それと価値及び保全の必要性を伝える地域文化振興の拠点と、本地域観光の出発点として観光振興の拠点としたいということとガイドランス及び三つのコンセプト、二つのキーワードということで並々ならぬ決意を伺いましたので、あと開館まで残された4カ月というわずかな期間であると思いますので、いろいろな機会をとらえながらスピード感を持って取り組みをされることをお願いして、これで人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の質問は終わっていきたいと思います。

では次の質問ですが、市民の声より、人吉市図書館の利用についてであります、年間かなりの方が人吉市図書館は利用されていると思いますが、その利用状況について、過去3年間の入館者数、貸出冊数、貸出人数についてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、1点目の入館者数でございます。平成23年度から平成25年度まで過去3年間の推移でございます。数字ですのでゆっくり言わせていただきます。平成23年度が3万9,369人、平成24年度が3万6,348人、平成25年度が4万2,606人でございます。

次に、2点目の過去3年間の貸出点数でございますけれども、貸出点数につきましては、図書資料のほかにCD、それからDVD、それから視聴覚資料も含めた点数でお答えをさせていただきます。平成23年度が12万6,233点、平成24年度が12万8,467点、平成25年度が13万485点でございます。

それから、三つ目の貸出人数でございますけど、平成23年度が2万4,555人、平成24年度が2万4,739人、平成25年度が2万4,871人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 済みません、私は本だけの貸出冊数と思っていましたが、CDとかDVD、視聴覚資料の貸し出しもあるということで、冊数ではなく点数ということであるとのことで、これについては大変失礼をしました。勉強不足であります。貸出点数、また貸出人数ともに、年々増加の傾向にはあるようではありますが、では、貸出人数と貸出点数について、

一般と児童・生徒に分けての比率等を過去3年間お尋ねしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず初めに貸出人数でございますけど、現在の図書管理システム、図書館のシステムの関係から、延べ人数が集計できませんので、これは実数にてお答えをさせていただきます。平成23年度におきましては、児童・生徒が983名、これは中学生以下ですね、生徒さんは。それから一般、高校生以上でございますけど、3,349名でございます。次に、平成24年度でございますが、児童・生徒が860名、それから一般の方が2,779名となっております。平成25年度でございますけど、児童・生徒696名、それから一般の方が2,282名となっております。

次に、過去3年間の年間の貸出点数、さっき冊数とおっしゃいましたけど、点数における児童・生徒と一般の貸し出しの比率でございますけど、幼児は御家族の方が借用される場合もございますので、こちらのほうは一般のほうの借用ということでカウントいたしておりますので、その旨御了承いただきたいと存じます。平成23年度児童・生徒が2万6,108点、これは20.7%でございます。一般が10万125点で79.3%となっております。24年度でございますけど、児童・生徒が2万4,247点、これは18.9%、それから一般は10万4,220点で81.1%。25年度は児童・生徒が2万3,341点で17.9%、一般は10万7,144点、これは82.1%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の中で貸出点数についての児童の利用が、年を追うごとに約1%ぐらいずつ減少しているようであります。この現状をどのように分析されておられるのか、もし分析されておられたらお答えをお願いしたいと思います。また、1回目の質問で貸出人数を示していただきましたが、全体の貸出人数は把握できて、なぜ貸し出しの延べ人数が把握できていないのか。また、年齢別に把握できないのはなぜなのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市図書館では、先月開催いたしました図書館まつりを初め読み聞かせの会、子供を対象にした各種イベントを1年間を通して開催をいたしております。また市内の幼稚園、保育園、小学校を車で巡回して配本する、いわゆる移動図書館も実施するなどして、子供の読書活動の推進に努めているところでございます。御質問いただきました貸出点数における児童・生徒の減少、これは詳細な分析はいたしておりませんが、やはり全体的な傾向として少子化の影響、要は子供さんが少なくなっている、利用が少なくなっている、つながっていくわけでございますけど、そういうことが関係しているのではないかと私たちは推察しているところでございます。

また、貸出人数の延べ人数、恐らく私が申し上げたのは実数ですから、1回に入ったその

数のカウントを積み重ねたやつなんですけど、1人でその日に2回も3回も入る、それが恐らく延べ人数ということだと思いますけど、議員さんがおっしゃるのは。その貸出人数が延べ人数が出てこない、現在の図書館システムは、今から5年前、平成21年度に導入したものでございまして、要は貸出点数につきましては、貸出点数が図書館に関する照会資料、これはいろいろなところから照会がまいりますけれども、これは最も頻度が高い統計資料の一つでございますので、年代別の数値を算出できる機能がこの図書館システムを導入した当初から備わっていた、そういうことで算出できると。ただ貸出人数のほうで、貸出点数に比べて、あまり延べ人数というのは利用頻度が高くなく、運営上さほど必要な情報では判断されなかったということで、導入の時点ではシステムのほうには組み入れなかったと。年代ごとのみの実数で延べ人数の数値が算出できない結果になったのではないかというふうに、5年前のことですので、私もよくその辺はおりませんでしたので理解しておりませんが、図書館のほうではそういうふうに推察をしてるということでございます。しかしながら時の流れにより、図書館を取り巻く環境も変化する中で、今回のように議員が今おっしゃったように、導入当時に必要とされなかったそういう数値等の機能というものが、その後必要な機能として重宝されることも考えられますので、今後、多種多様な求めに対応できるよう各種情報を収集しまして、次のシステム更新時期をとらまえまして、機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまのシステム改修についてお願いをしておきたいと思います。やはり年齢に応じた貸出量や、どういった本を利用されているのかなどといったことを把握するためにも必要であると思いますし、またそれをもとに運営をしていく上で必要になってくると思いますので、システムを更新されるときはそういったことも含めて更新されることを切に要望しておきたいというふうに思います。

では、利用状況についてですけれども、現在人吉市内の方の利用と市外の方の利用状況について、3年間の状況を貸出人数、貸出点数及び比率をお願いをしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

貸出点数と貸出人数における過去3年間の人吉市内、それから人吉市外の利用者の比率でございます。まず初めに貸出点数でございますけれども、平成23年度において市内の利用者が9万8,201点、これは77.8%、市外の利用者が2万8,032点で22.2%でございます。次に、24年度でございますが、市内の利用者が10万2,516点、これは79.8%、市外の利用者が2万5,951点で20.2%となっております。それから25年度、市内の利用者が10万3,053点、79%、市外の利用者が2万7,432点、21%でございます。

貸出人数のほうでございますけれども、23年度において市内利用者が1万9,149人、78%でございます。市外の利用者が5,406人、22%でございます。24年度が市内の利用者が1万9,652人、79.4%、市外の利用者が5,087人、これは20.6%となっております。さらに25年度は市内の利用者が1万9,807人、79.6%、市外の利用者が5,064人、20.4%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 貸出点数及び貸出人数とも、市内の方がかなりの量を年を追うごとに増加しているようであります。

それでは、人吉市図書館には蔵書の数ほどのくらいあるのかを23年度から25年度の推移をお願いしたいと思います。また、その蔵書の数について、児童と一般のほうに分けたらどのくらいの本数になるのか。また、比率が大体どのくらいの割合であるのかについてもお尋ねをしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

蔵書数につきましては、これも先ほど私が2回目にお話ししましたがけれども、図書資料のほかにCD、DVD、視聴覚資料も含めた点数でお答えをさせていただきたいと思います。過去3年間の蔵書数の推移でございますけど、平成23年度が9万2,242点、それから平成24年度が9万2,542点、平成25年度が9万4,471点となっております。

次に、過去3年間の児童書 ―― これは12歳以下の子供たちが利用する児童書ということで御理解ください ―― と一般書の比率でございます。平成23年度、児童書が2万3,089点、これは25%、それから一般書が6万9,153点、これは75%となっております。24年度でございますが、児童書が2万3,864点で25.8%、一般書が6万8,678点で74.2%となっております。平成25年度でございますが、児童書が2万4,860点、これは26.3%、一般書が6万9,611点で73.7%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 蔵書の数も年度を追うごとにかなりふやされているようではありますが、そういうことで充実に努められているようであります。そうした中で、児童の蔵書のほうは年度を追うごとにふえてるということは購入されているからだというふうに思いますが、年度ごとの図書資料の購入費並びに購入点数については、どのようになっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

これも過去3年間、23年度から25年度における図書資料、先ほどのもろもろのものを含めた点数でお答えをさせていただきます。23年度が購入費が509万4,196円、購入点数が3,071点でございます。24年度が購入費が516万2,168円、購入点数が3,065点となっております。

また、25年度が購入費用が493万885円、購入点数が3,058点となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 蔵書の購入費も年間約500万円ということではありますが、購入の点数につきましては、今言われたように3,000点余りということでもあります。そうした中で、こういった本を買ってくれとかいうような形で要望される方が市民の方で何名ぐらいおられるのか。また、1人当たりの大体要望としては何冊までというふうになっているのか。また、その価格につきまして上限、幾らまでという形の上限があるのか、もし上限があればその理由について25年度で結構ですので、お尋ねをしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成25年度の本のリクエストにつきましては、リクエストされた方が人数が総数で110名、点数が総数で363点となっております。

次に、1人当たりの受け付け点数の上限でございますが、お一人10点までを上限といたしております。また、1点当たりの上限価格でございますが、5,000円を上限といたしております。なるべく多くの利用者の御要望にお応えできるよう、これは少し高いのか安いのかこの辺は私も少しわかりませんが、そういうところで設定をしているものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 蔵書なんかに対するリクエストと要望とかそういうことがかなりあっているようであります。そうした方の中から子供に読み聞かせをしようにもそういった場所がないということで、またほかの人の声が気になってできないとか、また自分が声を出して読むということで、他の方に迷惑をかける部分があるということでもありますので、図書館の中でコーナーなどをつくるということができないかということがありましたので、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在カルチャーパレスの2階に図書館あるわけでございますけれども、コミュニティ棟のほうにですね。絵本のコーナーを児童コーナーの一角に設けておまして、これはどなたでも御利用いただけるようオープンスペースになっているところでございます。絵本のコーナーは、靴を脱ぎ、カーペット張りの床に座りながら利用できるスペースとなっております。縦、横がそれぞれ3メートル×4メートルのスペースで、床を本棚が囲むような配置となっております。そのため現在は、仕切りなどを設けることなく、絵本のコーナーに自由に出入りができるようになっております。絵本のコーナーでは親子連れなど、複数の人数で利用される方、それからお一人で利用される方、御一緒していただくこととなりますので、各人それぞれの利用者がほかの方々にも配慮するというところで、利用者相互の快適な利用環境が現

在は保たれているということで私たちは考えております。今議員からお尋ねがありました中に一緒にいる状況の中で、ほかの人の声が聞こえないような仕切りを仮に絵本コーナーに設けますことは、図書館のほかのコーナーとの分離がされてしまいまして、コーナー間の行き来や図書資料の選択、図書を選ぶ、そういう行動の中で利便性の低下が考えられます。仕切りに接触する子供さんも多分出てくるんじゃないかと思っておりますので、現在絵本のコーナーでの仕切りの設置は厳しい、難しいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の図書館の中でコーナーをつくるということは難しいということですが、やはり日曜日とか読み聞かせされている親御さんがおられるようでありますので、どこかカルチャーパレス内にそういう読み聞かせをする場所を設けることができないかということについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

読み聞かせの場所を絵本コーナー以外に設けることはできないかというお尋ねでございますけれども、図書館内での確保は、そういう場所を確保するということですが、それは書架——本棚——の配置上、現状では非常に厳しい、今の現状でも非常に人吉市図書館は狭いような状況でございますので、ただし、利用者が図書館の貸出手続をしていただいた上で、カルチャーパレスのコミュニティ棟内にある、例えば談話室とか、1階にありますけれども、学習室、これは2階の昔広域行政組合の事務所があったところでございますけれども、そういうところで他の利用者に配慮していただきながら利用していただく、そういうことは可能であるというふうに考えております。今後とも読み聞かせに関する絵本を初め各種図書資料を取りそろえて、子供の読書活動を推進していきます。多くの方に気持ちよく図書館を利用していただきますよう、私たちも快適な読書環境の整備に、ハード事業でできるかどうかその辺はお約束はできませんけれども、そういうソフトも含めて、環境整備にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、気持ちよく図書館を利用できるように環境の整備に取り組んでいきたいということでありますので、期待をしておきたいというふうに思います。

今回、いろいろな答弁をいただきましたが、今回述べさせていただきました要望、施策などについてもスピード感を持った対応をしてもらうことをお願いしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後 2 時 06 分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の笹山でございます。二、三日前からちょっと体調を崩しまして、風邪をひいてしまいました。ちょっと声が自分でもおかしいなと思ってますので、お聞き苦しい部分があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。また、ちょうど一番睡魔が襲ってくる時間でもありますけれども、頑張っているって行きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。今回は市長の施政方針より、第5次総合計画とローカルマニフェストの検証、学校給食より調理業務の委託について、畜産振興より議第118号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例について通告をいたしました。

まず、初めに第5次総合計画とローカルマニフェストの検証についてであります。市長は施政方針におきまして、総合計画における六つの政策ごとにまとめたローカルマニフェストの進捗状況を述べられました。進行中、実施済、継続中、代替、凍結といった五つの判断基準のうち、実施済の項目について報告をされたところであります。平成25年3月議会の施政方針におきましても、2期目の折り返しを迎えるに当たって、進捗状況を報告されましたし、そのときにも私は質問を行ったところであります。また、平成26年3月議会におきましても、同じ通告内容で進捗状況を質問したところであります。平成26年3月議会におきましては、新たに実施済となった項目について、また未実施の項目の進捗状況について、詳しく答弁をいただいたところであります。今回の施政方針におきましては、実施済の項目を総体的に主なものを述べておられますので、実際どれだけの進捗があったのか、よく理解ができなかったところであります。

そこで、平成26年3月議会に質問した以降の進捗状況等について、具体的にどれだけの進捗があったのかお尋ねをしておきたいと思っております。1回目を終わります。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

平成26年3月議会の笹山議員の一般質問におきまして、ローカルマニフェストの進捗状況についてお答えいたしました以降に、新たに実施済とさせていただきました4項目について御説明をさせていただきます。なお、項目は第5次人吉市総合計画の政策となる戦略ごとに御説明をさせていただきます。

まず、戦略2「美しき相良700年の歴史文化都市ひとよし」の教育・文化分野におきましては、生涯学習と生涯スポーツの充実策としまして、文化の殿堂カルチャーパレスの大規模改修と市立図書館の蔵書をふやす取り組みにつきまして、実施済とさせていただきました。カルチャーパレスの改修につきましては、平成25年度から改修工事に着手いたしまして、平

成26年度は小ホール舞台照明施設改修工事等が完了したところでございます。図書館の蔵書につきましては、人口100人当たりの蔵書冊数の目標を毎年度定め、市民の皆様方の多種多様なニーズ等に対応できるよう着実に図書館の蔵書は増加しているところでございます。

次に、戦略3「母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよし」の自然環境・安全分野におきましては、安全・安心のまちづくり策としまして、防災行政無線の早急な整備につきまして実施済とさせていただきました。災害時の情報を市内に広く一斉にお知らせするための同報系無線、災害発生のおそれがあるときなど、現場で利用するための移動系無線の整備が平成26年5月にすべて完了いたしております。

次に、戦略4「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」の健康・福祉分野におきましては、子育て世代の負担軽減策としまして、子供の医療費無料化枠の拡大は、厳しい財政状況により完全無料化は厳しく、一部自己負担ではございますが、助成対象を中学校卒業時まで拡大させていただきました。

最後に、戦略6「信頼と連携で力を合わせる市民主役都市ひとよし」の地域・自治分野におきましては、信頼性のある便利な市役所づくり策としまして、市庁舎及び図書館等の公共施設の延長時間、曜日の設定について検証、見直しを行い、本庁舎におきましては、平成26年7月から週2回実施しておりました開庁時間延長を週1回の実施としたところでございます。なお、図書館については、サービス向上に係る費用対効果、さらには利用者満足度調査の結果、満足度はおおむね得られているものと判断し、現状維持での運営を結論づけたところでございます。

以上、新たに実施済といたしました項目についてお答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 新たに実施済となった4項目答弁をいただきました。カルチャーパレスの大規模改修、それから防災行政無線の整備、子供医療費の無料化枠の拡大、それから市役所、図書館等の延長時間の見直しというふうなことで、今年の3月議会の中で進捗状況を述べられた中でも、恐らく進行中の中でもう実施済に近いような状況の中でも答弁をいただいたところでありましてけれども、今回26年度中に実際に実施済になったというようなことで答弁いただきました。それで見ますと、26年3月議会で恐らく12項目が未実施であったというようなことで答弁いただいておりますので、その中で4項目は実施済になったということを見ますと、残りあと8項目がまだ未実施というような状況になるのかというふうに思っているところです。そうしますと、その残りの未実施の8項目については、今の進捗状況についてはどうなのかなというのがやっぱり気になりますし、昨年同じ未実施の報告をいただきましたけれども、それからさらに未実施の部分での進捗がかなり進展したのもあるのかなと思っております。そのところについて、現在の進捗状況についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

マニフェスト41項目のうち実施済以外の項目につきましては、進行中、代替とさせていただいているものが御指摘のとおり8項目ございます。

まず、戦略1「農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよし」の産業・経済分野におきましては、進行中、代替のものは4項目ございます。

D51蒸気機関車復活のための署名、募金活動の推進でございますが、現在も進行中でございます。署名につきましては、平成25年3月に人吉市カルチャーパレスで開催しました肥薩線世界遺産講演会から開始しておりまして、平成26年10月末現在の署名数は6,936名でございます。なお、募金活動につきましては、現時点では行っておりません。今後も地域住民の皆様はもとより、全国のSLファンの方々から多くの署名をいただけるよう、効果的に情報発信に努めてまいり所存でございます。

次に、トップセールスによる積極的な企業誘致についてでございますが、現在も進行中とさせていただきます。企業訪問等で誘致交渉を行ってまいりましたが、これまで進出いただける企業はございませんでした。そこで、本年国から人吉ハラール促進区に関する地域再生計画の認定及びモデルケースの選定を受けましたので、食肉加工業やハラールに関する製造業等の企業を中心に、人吉市のハラールに関する先進性を強くアピールしながら、今後も引き続きハラール促進区実現に向けた企業の受け皿づくりと企業誘致に取り組んでまいりたいと存じているところでございます。

昭和の人吉温泉郷、町並みの復活についてでございますが、進行中、代替とさせていただきます。 “かがやき”づくりトークなどで申し上げてきましたとおり、中心市街地において温泉郷を復活することにつきましては、財源の問題、温泉資源の枯渇の問題等により困難であると判断したところでございます。しかしながら、温泉郷の復活をという観点、中心市街地や駅前周辺においては温泉旅館や公衆浴場が点在しており、非常に重要なことであると認識しておりますので、観光客のみならず地域住民の皆様のごつどいの場として、城下町の風情を醸し出す町並み形成を図るための施策を現在検討しているところでございます。

町並みの復活でございますが、中心市街地におきましては、グランドデザインに沿ったファサード事業の補助制度を設けております。また、鍛冶屋町通りの町並み環境整備事業につきましては、既存の石倉を活用した小公園などの整備を進めているところでございます。

石野公園の施設機能の見直しについてでございますが、進行中とさせていただきます。人吉クラフトパーク石野公園活性化基本計画及び都市公園施設長寿命化計画に基づき、展示館の活用や施設の整備を順次進めてまいりたいと存じます。

次に、戦略2「美しき相良700年の歴史文化都市ひとよし」の教育・文化分野におきましては、1項目ございます。

多目的運動広場の建設の早期実現についてでございますが、進行中、代替とさせていただきます。

いておりまして、現在策定中のスポーツ推進基本計画の中でその方針を位置づけてまいりたいと存じます。

次に、戦略3「母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよし」の自然環境・安全分野におきましては、1項目ございます。

川辺川ダム建設白紙撤回を求め、ダムによらない治水対策への積極的な取り組みについてでございますが、進行中とさせていただきます。この項目につきましては、ダムによらない治水を検討する場において、治水安全度を高める対策を早急を実施していただくよう、国・県に対し引き続き要望し、今後も国、県、流城市町村と連携を図り、災害時の人命優先を第一に、現在自然災害死者ゼロを掲げながら、市民の皆様の防災に関する意識を高めながら、治水安全度、地域防災力の向上を図るための施策を進めてまいります。

次に、戦略4「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」の健康・福祉分野におきましては、1項目ございます。

75歳以上の高齢者に対する交通機関に使用できるフリーパスの無料配布についてでございますが、現在の厳しい財政状況を考慮し、実現には至っておりません。しかしながら、高齢者の方や交通手段がない方に対しましては、利用しやすい交通体系構築の必要性は認識しておりますので、今後も公共交通の抜本的見直しを検討してまいりたいと存じております。

次に、戦略5「便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよし」の都市基盤・建設分野におきましては、1項目ございます。

自宅から自宅まで送迎する乗り合いタクシーの実現でございますが、市内4路線については、平成24年10月から停留所から停留所までの乗り合いタクシーの運行を開始いたしました。自宅から自宅まで送迎する乗り合いタクシーの運行については、法律の制約を含め課題が多く、実現には至っておりませんが、先ほどの高齢者の方などの交通手段とあわせて、今後、公共交通のネットワークの再構築に取り組む予定でございます。地域住民の皆様方の御意見をよくお聞かせいただきながら、その中で実現できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 未実施の8項目について、現在進行中、もしくは代替を含む、もしくはなかなか実現は厳しいというようところで答弁をいただきました。ただ、そういった答弁の中で、例えば進行中の部分については、恐らく今後もそのまま検討されていかれると思っておりますけれども、例えば代替をする、もしくは実現ができないけれども何らかの形で取り組みをしていくということであれば、そういった取り組みというのが第5次総合計画の中にこういった事業で行いますということで位置づけをしてありますので、第5次総合計画を考えたときに関連性がどのようになるのかなと、関連性が変わってくるのかなと感じるところ

ろがあるわけですね。ですので、例えば代替をする、もしくは凍結に近いような状況もあるのかなとちょっと思いますけれども、実現は厳しいというふうな状況で思いますけれども、そういった項目については、今の第5次総合計画の中での関連性、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えします。

代替ということは、何とか実現する方策がほかにはないのか、やはり地域住民の皆様方の要望に何としてもお応えしたい、その一心で代替としているわけでありまして、よって凍結といたしました項目はないわけでございます。何とか実現の方法を探ってまいりたいということでございます。よって、代替といたしました項目につきましては、法的規制や対外交渉等外的な要因によるものであれば、解決のための方策をどう考えるか、また解決までの時間と財政的な負担などといったものを考慮する必要があると考えているところでございます。また、財源によるものであれば財源確保の可能性、それから経費削減の可否、総合計画の事業計画におけるローリング等で再度検討する必要があると認識しているところでございます。決してあきらめているというわけでもございません。

当然ローカルマニフェストというのは、議会の議決をいただいた総合計画に掲げられた多くの政策の中で、特に市長である私が優先的に取り組みたいと意思表示をし、市民の皆様にお約束をしたものでございます。つまりローカルマニフェストのローテーションである4カ年が経過した後に、総合計画上の他の政策と同様に、組織的な検証、再検討は必要だというふうに考えているところでございます。しかしながら、時間的経過による目的の喪失、これもあろうかと思えます。マニフェストというのは衰退もするし後退もするし消滅もいたしますし、成長もするし増殖もするわけでございますが、実現可能性がないもの以外は、基本的に総合計画の政策として、ローリング等を経まして位置づけられていくべきものであるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ありがとうございます。そういった中で、当然マニフェストにつきましては、市長答弁されましたように総合計画の中に位置づけをしながら現在取り組まれています。そういった中で、基本的には今回の第5次総合計画については、8年間の計画で策定をしてありますけれども、その中で前期計画4年、後期計画4年という形の中で今前期計画が進んでいる状況であります。その中で前期計画がやがて終わりに近づいてきているという状況の中で、今度はそれが結局は前期計画をローリングをしながら後期計画に恐らく反映をしていくような形になるのだろうとと思っているわけですが、そこで、今回の市長のローカルマニフェスト、25年3月からまた26年3月議会、また今回の中でいろんな私も市長の答弁を求めながら検証をしてきましたけれども、今回策定をされましたローカルマニ

フェストについて、市長としてはどの程度の達成度を見込んでいらっしゃるのか、達成率としてどのくらいに考えていらっしゃるのか、その辺もあわせて求めておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長（田中信孝君） お答えします。

笹山議員御指摘のとおり、第5次総合計画前期が間もなく終了しようとしているわけですが、先ほど申し上げましたように、徹底したローリング等を行いながら、どう後期のほうにそれをつなげていくのか、反映していくのかということは当然行っていかなければならないと思っていますところでございます。マニフェスト全体の達成率の考えでございますが、財源の問題、法的規制や対外交渉等、外的な要因が理由で進行中、代替というものはございますが、おおむね割り算をしてみますと、8割以上の割合で達成しているのではないかと自分自身評価しているところでございます。総括につきましては、第5次人吉市総合計画に基づく六つの戦略に沿った政策として取り組んだマニフェストでございますので、まちづくりの理念であります市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちの実現を共通の目標として、産業・経済、教育・文化、自然環境・安全、健康・福祉、都市基盤・建設、地域・自治のそれぞれの分野が独自性を持ちつつ連携し合い、あるいは波及効果を求めながら総合的に進捗しているものと確信をいたしているところでございます。特にまちづくりの3本柱である農業で食べられるまち、観光で食べられるまち、企業誘致を牽引に、教育、健康、福祉等々、市民の幸福向上につなげていくという基本戦略は、国のインバウンド政策による観光立国の成果を見ても明確なものでございまして、個々の課題はあるものの、本市モデルの戦略フレームは確立をしたものと考えておりまして、新たな成長戦略への取り組みも駆使しながら、前進をしているものでございます。

また、2期目のおよそ4年間という限られた中での私のローカルマニフェストでございますが、例えばスマートインターチェンジ建設に向けた10市町村の負担割合の決定と連結許可、肥薩線の世界遺産運動への取り組み、開業以来25年が経過したくま川鉄道の人吉球磨各自治体間での負担割合の決定及び実施、または全車両の更新、これまで成し得なかった広域行政組合への広域観光課の設置など、本市のみならず、本地域にとって非常に大きな一歩を踏み出した4年余りであったと総括をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 8割以上の評価を市長自身されていらっしゃると思っています。実際今市長が答弁されたように、かなり広域的な事業の中ではかなりの進展があったんじゃないかというふうに私も思っております。ぜひ今後とも、総合計画に位置づけた中での政策の推進といった形で取り組みをしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。この項目につきましては、これで私のほうは終わっておきたいと思

ます。

次に、学校給食調理業務の委託についてであります。このことにつきましては、全員協議会で説明がなされたところでもありますが、もう少し理解を深めるために通告をしたところでもあります。前回の実施要項においても、前々回の実施要項等を検証されながら前回の実施要項を策定されたと思っております。

そこで、前回の実施要項については、どのように検証されたのかお尋ねをしておきたいと思えますし、また今回策定された実施要項、これについては前回との相違点はこういった点にあるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の選定作業の検証でございますけど、ことしの4月から3カ月ぐらいにわたって、教育委員会内にチームをつくって検証をやってきたわけでございますけれども、前々回の業者選定、これは平成18年と、これは1期目ですね、平成22年、これは2期目でございますけれども、これから採用してきましたプロポーザル方式、これは適切な管理体制、技術力、業務遂行能力を持つ事業者の選定が可能であり、かつ広く公募することで機会を均等に提供でき、公平性が保たれ、さらに参加企業の提案内容を詳細に聞くことができるという利点、これは一定の評価を私たちもしているところでございます。しかし一方で、予定価格の根拠となります価格資料を契約予定者、これは選定作業において最高得点、第1位を獲得した業者でございますけれども、そこから徴収せざるを得ない場合が多く、契約予定者による価格操作と申しますか、そういうものが容易で、予定価格制度が形骸化しやすいことがわかった、これが一番の今回の検証結果の最大の項目でございました。すなわち、価格面では競争性に乏しく、落札額が高止まり、結果予算の無駄使いになりやすいということでございまして、このことは本市に限らず、全国的にもこの民間委託で調理業務委託をこういうプロポーザルで選定しているところは課題となっているようでございます。平成22年の選定作業、これは前回のものなんですけれども、検証しましたところ、これも同様の事実、価格の高止まりが見られましたので、これは今回早急に見直す必要があるという結論に至ったところでございます。

2点目の前回の実施要項との相違点でございますが、今回は民間委託の優位性の一つでもある、これは経費の節減という観点から、契約可能な上限価格を設定する方式を導入させていただきました。また、企業の所在地を参加資格要件としないという、これは国の公募型プロポーザル方式の指針に準じて見直しの対象といたしております。ただ、市内企業の育成は行政の責務でもございますので、今回は県内に給食調理の実績がある会社には、これは審査の段階で点数をつけていく中で、加点という審査基準を設定させていただいております。さらには一次審査における見積額の配点を、これは先ほどから私が申し上げてますように、価格の高止まり、そういうものに少し終止符を打つということで、そういうところの点数の配分も少し見直しをさせていただいたということで、見積額の配点を前回は10点だったんです

が、これを20点に見直し、一次審査の合計点を50点といたしております。前回は40点だったわけでございます。二次審査の審査項目を6項目から5項目に見直しまして、二次審査の合計点を50点としましたほか、選定委員会委員の意見を取り入れまして、二次審査の評価点数を前回は5点、4点、3点、1点、ゼロ点の5段階だったわけですが、これを5点、4点、3点、2点、ゼロをなくしたわけです。4段階に見直しをさせていただいております。そのほかにも提案書におきますアレルギー食への対応といった項目の追加を行っているところでございます。以上が今回の実施要項の主な改善点でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 前回の実施要項を検証されて、今回もかなり見直しをされたようであります。やっぱり一番なのは価格の上限設定をされたということなんですね。私も今の答弁受けた中で一番気になったのは、価格の上限設定のところであります。競争性に乏しくて落札額が高止まりになると、そういったところから見直されたというようなことでありますけれども、当然予算の無駄使いをなくすとか、経費の削減を図るといことはこれは当然重要なことだと思っております。ただ、その中で、今回その上限価格を5,100万円というふうな形で設定をされてますが、その5,100万円に設定した根拠、これはどこにあるのでしょうか。この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

前回の契約金額は4年間で2億4,000万円、これは単年度では6,000万円でございます。もちろん消費税を含めた金額でございます。今回上限設定として設定しました金額は、消費税抜きで5,100万円、消費税を含みますと8%、5,508万円と試算できるようでございます。前回の契約金額を比較してみますと、これは税込みで492万円の減額となっておりますけれども、今回の上限額の設定に当たりましては、前回の価格資料と契約金額の内訳を参考に積算を行っており、実態に即した金額、要するにその金額でも十分に会社運営が可能と判断される価格となっているところでございます。その中身でございますけど、例えば具体的には、学校給食の提供月は年間11カ月でございますけれども、今回の積算では、その5,100万円の中には年間を通した12カ月分の人件費も計上しておりますし、また諸経費が、これは前回8%で積算されていましたが、そこまでは必要ないということで、これもすべて検証の中で実績等で把握できましたので、そういうものに実績に準じまして約半分近く削減をさせていただいたところでございます。こういうものを見直しにより今回上限価格、これは税抜きの5,100万円ということで設定をさせていただきました。なお、中身の詳細につきましては、現在選定作業前でございますので、少し説明のほうは控えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 実際に内訳書を詳細に検討されながら十分に積算をされたということで、この金額でも十分にやっつけていけるということで設定をされたようであります。ただ上限価格を設定することによって、やはり会社もある程度の利益を求めるといいますか、出すことも考えるんじゃないかなというふうに思うわけなんですね。そういったことを思いますと、やはりどこかにその金額の中でしわ寄せが来るんじゃないかなと思います。そういったことを考えますと、私とすればやはり調理業務に従事する職員の賃金のほうにしわ寄せが出てくるのかなというふうに思うわけなんですね。例えば人員削減をしたりとか、もしくは賃金を下げるとか、そういった中で雇用をするようにつながってくるんじゃないかなと思うところなんですね。ですので、やっぱり私とすれば人員の削減とか職員の賃下げにつながらないようにもっていかねばいけないと思っていますけれども、やはり上限価格を設定したことによって、受けた会社が当然そっちのほうにつなげてくるということもちょっと考えられますけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の上限価格における人件費、これは前回応募いただきました事業者の見積書の内訳を参考に算定をさせていただいておりますので、おおむね一般的な調理従事者の賃金で積算をしたものとなっております。要は受注された会社が特別な利益を求めない限り、要するにその契約額の中で十分対応できる、賃金の引き下げにはつながらないというふうに私たちは考えているところでございます。そういうことを検証して、今回上限価格を設定したということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 企業が特別な利益を求めない限り賃金の引き下げにはつながらないというふうな判断の中で大丈夫だというふうな判断のようでありますけれども、そうかなとちょっと思うところあるんですけどね。やはり上限価格を設定することによって、会社は少なからず利益は求めてくるんじゃないかなと思っています。そういったことを考えますと、先ほど言いましたように、どこかにかそのしわ寄せが寄ってくる、当然そういった部分が職員の賃金等に跳ね返ってくるのかなというふうに思うわけなんですね。それ考えますと、やはり調理業務の職員の賃金といいますか、例えばその中でも労務報酬の下限額を設定して、それを下回らないように取り組むと、そういったことを求めることも必要かなというふうに思うわけなんですね。だから労務報酬の下限額を下回らないように設定するというのを考えますと、労務請負型のこういった形になりますと、やはり公契約の考えを取り入れた中で、きちっとしたそこに従事する職員の賃金を確保してやると、そういったことを取り組むことが非常に重要だと思っています。そういった取り組みをするということのお考えはないでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

笹山議員からこれまでも公契約についてはさまざまところで、議会のこの場でもいろいろ御意見をいただいております。公契約では、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定しております。今回の人件費の積算におきましては、熊本県の最低賃金、これ今664円だそうですけども、それを超える金額で積算しておりますし、審査基準におきましても直営時の時給760円以上を加算対象としておりますので、選定された事業者には契約前の協議段階で、できる限り市が積算した賃金以上で調理師の方を雇用していただくようお願いをしていきたいと考えておりますし、また相手方が決まった後も、受託契約書の中で協議内容に沿った履行、さっき言ったようにしっかり基準を守っていただく、そういうことを規定の中にしっかりうたい込んで、万全の体制でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに委託契約の場合には、公契約は自治体との契約になりますから該当しませんけど、ですので私は公契約の考えの取り組みと、そういったことを考えてそれを入れたらどうでしょうかというようなことでちょっとお尋ねしたところなんです。です。で、なかなか厳しい面はあろうかもしれませんが、やはりぜひそういった部分を踏まえて、労務報酬はきちっと守らせるような取り組み、これは重要だと思いますので、先ほど部長は万全の形でそういったことを取り組みたいというふうなことで答弁されましたけれども、ぜひそういったことは守っていただくように、きちんとそういった契約の中で、または協議の中で話をされる必要があると思いますので、ぜひそういったところはよろしく願い申し上げたいと思っております。

ちょっと視点を変えてみたいと思いますけれども、それでは今まで8年間調理業務委託をされてきてましたけれども、果たして8年間の調理業務委託の中でどれだけのコスト削減があったのかなど、そういったこともちょっと検証しておく必要があるのかなど思っています。直営のときと比べて、8年間今委託をされてきてますけれども、それでどれだけのコストの削減につながっているのか、この点についてはどうでしょうか。お尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

基準になるのが直営の最終年度でございます。平成18年度の最終予算、これと比較をしていきたいと思っております。本来であればこういうのは決算と決算を比較するんですけども、なかなかその基準が決算との比較よりも18年度の最終の予算と当初予算、2回やっておりますけれども、その当初予算での比較ということで御了承いただきたいと思っております。18年度の最終予算額は1億4,946万9,000円でございます。一方、委託1年目の平成19年度の当初予算、これ

は食材の購入費が委託総額に含まれていました関係で1億5,137万円、これちょっと直営のときよりも若干増加しているというふうな状況でございます。第2期の委託期間となりました平成23年度からは、これは食材の購入費が委託総額には入っておりませんので、当初予算総額が1億2,939万7,000円で、これは先ほどの平成18年度の最終予算額と比較しますと約2,000万円ほどの減、平成26年度の当初予算額、これは1億3,745万6,000円、ことしの当初ですけれども、平成18年度の最終予算額と比較しますと、約1,200万円の減となっております。こういうふうな状況でコストの削減にはつながっているということをお答えしたいと思っております。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 予算の対比で比較をしていただきましたが、本来であれば決算の比較が一番わかるのかなとちょっと私は感じたところなんです。最終的な決算ベースでどれだけの減があったのかと、それがやっぱりコストの比較をする場合には一番わかりやすいのかなと私はちょっと感じたところであります。ただ、予算ベースの中でもこれだけの削減の効果があったというようなことで答弁があったんじゃないかと思っています。

そういった中でもう1点確認をしておきたいんですが、前回は選定委員会のメンバーについて、私もいろいろちょっと話をした部分があったと思ってるんですが、今回の選定委員会のメンバーは前回とは変わらないのかどうか。この点もちょっと1点確認をしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の選定委員会でございますけれども、「会長は副市長」、それから「副会長は教育長」、委員といたしまして市内校長会から2名、PTA連絡協議会から3名、保育園連盟から1名、幼稚園連盟から1名、職員からは総務部長、それから私教育部長、それから保健センター管理栄養士、計12名となっております。前回との違いでございますけれども、前回は学校給食担当教諭、そして男女共同参画推進審議会から1名ずつお出になっていただきましたけれども、今回は校長会を1名ふやしまして、前回の1名から2名、それからPTA連絡協議会も前回は2名だったんですけれども、これは3名にして、ここで2名の減を、こちらで2名ふやして相殺させたと。これはなぜかという、より公正に選定するために関係する機関の方を選定委員会に入っていたということでございます。以上が見直し内容でございます。

お答えいたしました。

申しわけございません。選定委員会の「会長が副市長」、「副会長が教育長」と申しあげましたが、「委員長が副市長」、「副委員長が教育長」でございます。申しわけありません。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） また若干前回の選定委員会のメンバーとは構成を変えられた状況があるようでありますが、やはり選定委員会のメンバーについては、それぞれに検証されながらより公正に選定するためにはどういったメンバーがいいのかということをも十分検討されながらこういった形で構成を変えられたのかなと思っています。ぜひ今回の選定委員会のメンバーの構成については、先ほど部長答弁されましたように、ぜひ公正に選定ができるような形でお願いをしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

今回新たな見直しの中で、あと1点最後に、部長答弁されましたが、食物アレルギーの対応についても取り込まれるというようなことであります。そこで、食物アレルギーの対応食については順次調理の中に取り入れていくというようなことで説明はあつてはるんですけども、その食物アレルギー対応食の調理について、どのように指導、管理をされるのかというのが1点気になっております。基本的に栄養士は現場で調理に直接指示はできないということになってると思っておりますので、そういったことを踏まえたときに、どのような形で指導、管理するのか、またできた後の調理のチェックはどのようにするのか、これは非常に気になる場所なんですね。その辺について、どのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

1点目の指導、管理についての御質問でございます。基本的に学校給食で除去食などをつくるのは委託業者の調理員でございます。厚生労働省の告示によりますと、栄養士は議員がおっしゃいましたように調理現場で直接指示できないということとなっております。そのため現状では栄養士は、事前に調理員と調理工程や調理方法などの綿密な打ち合わせを行い、最終的なでき上がりや味のチェックを行っている、今もそういうような状況ですけれども、恐らく食物アレルギー対応食の調理についてもそういうのをベースにさせていただきたいと思っております。除去食導入後につきましても、同様のやり方で、食物アレルギーの混入、それから誤った配食がないように、アレルギー対応食の調理指示を行い、作成しました作業工程表を双方が確認し合うことでやっていきたいというふうに考えております。

また、2点目のチェックでございます。だれがするのかという御質問でございますけれども、アレルギー除去食担当の調理員は、恐らく今度新しい業者さんがするわけでございますけれども、アレルギー対応専属をさせていただきたいと、そういうことで考えておりますので、混入を完全に排除した上で、最終的なチェック、これは当然栄養士が行うということで考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今までいろいろと答弁を求めてまいりましたが、やはり一番気になる

のはやっぱり上限価格の設定はどうしても気にはなっています。そのような中で、やはり予算を無駄使いしないと、また経費も節減を図るといことは本当に大事だと思いますので、認めるところであります。ただ、先ほどから言ってますように、調理業務に従事する職員の賃金の確保ができるのか、また先ほどありましたように食物アレルギー対応の除去食の対応についても取り組みをしなければならないということを考えますと、やっぱり今回の受ける業者については、大変複雑にまた煩雑な対応を求められるのかなと思うわけなんです。そういったことを考えますと、やはり上限価格を設定したことによって、価格だけにとらわれ過ぎて、安全・安心の学校給食、これが脅かされるんじゃないかということが非常にやっぱり懸念するわけなんです。やはり安全・安心な学校給食だけは守らなければなりませんし、やはりそれが大前提になるんじゃないかなと私は思っています。そういったことを大前提として、本当にこういった形で取り組んでいいのかということをしなければならないと思っていますけれども、その点については教育長どのようにお考えでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから議員が御心配されている件につきまして、まず安心・安全な学校給食をお届けしたいというお約束ということを中心に決め、御答弁させていただきたいと思います。

まずは笹山議員におかれましては、本市が調理業務委託を開始しました平成19年度以前から厳しい目線に立ったさまざまな御意見、御指摘、御提言をいただいております。これもひとえに子供たちへの安心・安全な給食を提供してほしいという議員の純粋な思いがあるがゆえの進言であると、教育に携わる者の一人としてありがたく、そして重く受けとめているところでございます。私事で恐縮ではございますが、昭和25年生まれの私が通いました人吉西小学校では、入学当初から完全給食ではございませんでしたが、学校給食が実施されていたことを覚えております。戦後目まぐるしい復興を遂げる中であって、それでも我が国自体が貧しかった昭和30年代当時、皆が平等に同じものを同じ時間に食する風景、学校給食は何にもかえがたいすばらしい贈り物であったと思います。献立は懐かしい言葉かもしれませんが脱脂粉乳、コッペパン、おかず、今思えばそう栄養価は高くないものばかりだったのでと回想しながらも、それでも皆で同じものを楽しく食べられる喜びを強く感じていた気がします。

さて、これまで部長がるる御質問にお答えしてきましたが、議員がおっしゃるように、今回の上限価格制度導入による不安が全くなかったわけではございません。ただ、ことし4月から教育委員会内に検証作業チームを立ち上げ、3カ月にわたる検証を行ってきた結果、やはり現在の選定方法では少し甘さがある、緩やかすぎるという結論に至り、今回の見直しに至ったところでございます。かなり慎重に精査を行いましたが、この上限価格は十分に調理業務を遂行できる可能な価格であると自信を持って提案させていただいております。もち

ろん議員御指摘の公契約の趣旨にも十分沿ったものであると確信しておりますし、安心・安全な給食の提供は、価格以前の大前提であるということを御理解いただきたいと存じます。平成19年の第1期の調理業務委託以来8年が経過し、早いもので3期目の業者選定を行うこととなりましたが、1日も欠けることなく子供たちへ安心・安全な給食を届けることができたこの8年間の実績、その検証を支えに、新しい要項のもと確かな受託業者の選定を行っていきたく存じます。

最後に、ことし5月九州管内にある共同調理場方式による自治体を検証視察させていただきましたが、この自治体は財政難により、調理場の改修はおろか旧態依然の調理器具のために、子供たちへ限られた献立しか提供できないという大変気の毒なお話も聞いてまいりました。それに引きかえ本市の施設は、最新の調理器具を備えており、あらゆる献立にも対応可能となっております。このすばらしい本市給食センターを十二分に生かせる業務委託を締結して、来年4月からも本市の子供たちへ、安全で栄養たっぷりの学校給食をお届けすることをお約束させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 教育長の答弁で、本当に教育委員会内で十分な検証をされながら、今回実施要項等を策定されながら今回の要項等を決めてこられたという意味が十分に伝わってきた次第であります。やはり何はともあれ一番大事なのは、やっぱり子供たちに安心・安全な給食を届けるということが大前提だと思いますので、その大前提を崩すことなく、公平・公正に業者選定を行っていただきながら、本当に子供たちが安心して給食を食べることができるような取り組みを今後ともよろしくお願いをしたいと思っておりますので、そういったことを要望してこの項目については終わっていきたく思います。

次に、議第118号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例についてであります。これは条例の提案でありますので、委員会の審査事項でもありますので、私は所管の委員会違いますので、私が気になった点だけ確認をしておきたいというふうに思っております。私は平成23年12月議会におきましても、このときに畜産振興のための総合的な助成制度、例えば畜産振興基金の創設はできないかというようなことについても質問を行ってきたところであります。その当時は、なかなか各市町村の状況を調査の上検討したいというようなことで、答弁があつたのかなと思っております。今回の条例につきましては、畜産振興の総合的な助成制度ということではありませんけれども、繁殖肉用牛導入等資金貸付基金を設置をするといったことで、繁殖農家向けの基金の設置ということになったのかというふうに思っております。

そこで、今回条例の提案に至った経緯と背景、それからこの条例の目的について、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様、こんにちは。お答えいたします。

条例の提案に至った経緯、背景とその目的についてでございますが、背景といたしまして肉用牛の繁殖経営の環境変化がございます。平成22年の口蹄疫発生や平成23年の東日本大震災、畜産農家の高齢化により、全国的に繁殖農家戸数が減少しており、子牛上場頭数が減少し子牛価格が高騰しております。また、飼料価格を中心とした子牛の生産費も上昇しております。そのような中、市内の畜産農家からも子牛の購入などの際に市への支援を求める声がありました。そこで市といたしましては、資金を貸し付けることで子牛の購入時のインシヤルコストや子牛保留時のランニングコストの緩和を図り、畜産農家の経営安定化を目的として本議案を提案いたしました。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 11番。笹山欣悟議員。

○**11番（笹山欣悟君）** 繁殖農家の経営安定を目的としてということであります。ただその条例を見てみますと、条例については金額については3,000万円を上限というようなことで提案をされておりますけれども、ただ今回補正予算書を見てみますと、300万円の計上ということであります。300万円の計上でこと足りるのかなとちょっと気になっているところですが、この今回の300万円の補正予算計上の考え、もしくは今後3,000万円を上限ということですが、積み立てについてはどのような形で積み立てをされるのか、この件についてお考えをお尋ねをしておきたいと思っております。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

条例で基金額を3,000万円上限と提案していますが、今回の積立額は300万円となっております。今回の補正では市の財政状況により300万円を基金に積み立てることをお願いいたしました。仮に50万円の資金貸し付けとした場合は6頭分となります。貸し付けの据え置き期間が2年であること及び償還期間が5年であることから、すべての貸付申請に対応できなくなることが予測されます。資金の活用状況と基金残額の状況により、今後適宜、基金積み立てを実施していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 11番。笹山欣悟議員。

○**11番（笹山欣悟君）** もう1点、ちょっと気になる点があるんですけど、今回の購入資金の貸付限度額については、1頭当たり50万円ということになされています。その50万円の算出根拠についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っておりますし、もう1点は、子牛を自家保留する場合にも資金を貸し付けるということのようでありまして、自家保留する場合に何で資金を貸し付けすることができるのかなと、ちょっと私はあれって思ったんですね。ですから自家保留する場合の貸し付けの理由、またその場合の限度額が35万円ということで提案されてますけれども、その算出根拠についてお聞きをしておきたいと思っております。それと

もう1点、一農家当たりの貸し付けの上限額があるのかどうか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

購入資金の貸付限度額が1頭当たり50万円以内の算出根拠について、また子牛を自家保留する場合にも資金を貸し付けることとなった理由、それから貸付限度額1頭当たり35万円以内の算出根拠の御質問でございます。

まず、繁殖肉用牛購入資金の貸付限度額につきましては、子牛平均価格を、つまり購入時のイニシャルコストを根拠としております。独立行政法人農畜産業振興機構の調べによりますと、平成26年4月から10月までの黒毛和種の雌の子牛、全国平均価格は51万2,000円となっており、また球磨家畜市場は、平成26年4月から11月までの雌の子牛の平均価格が53万7,793円となっております。このことから購入時の貸付限度額は50万円を設定いたしました。

次に、子牛を自家保留する場合にも資金を貸し付けることとなった理由についてでございますが、自家保留したいと考えている優良な雌の子牛がいたとしても、資金繰りのため売却しなければならない場合がございます。そこで、農家経営の安定化と母牛更新を両立するために、自家保留の場合にも資金貸し付けを設けることにいたしました。限度額の設定につきましては、子牛を自家保留し、初めて子牛を産んで出荷するまで約2年間の期間を要しますので、その間のランニングコストについても資金を貸し付けていく考え方で設定しております。平成24年度の畜産物生産費統計によりますと、子牛1頭当たりの生産費のうち、労働費などを除いた物材費は九州平均が36万2,293円であり、繁殖肉用牛保留資金の貸付限度額35万円を設定しております。

それからもう一つ、一農家の貸付上限につきましてですけれども、今回積立金が300万円であるため、当面は一農家当たり1頭分での貸し付けで運用してまいります。ただ今後、基金の積み立て状況と資金利用状況や農家の要望などを勘案し、一農家当たりの頭数制限の緩和についても検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 11番。笹山欣悟議員。

○**11番（笹山欣悟君）** 自家保留する場合に貸し付けというのは、本当にいい有利な制度だなと私は思いました。やはりなかなか繁殖農家で、先ほど部長答弁されましたように、優良な雌牛を持ったとしても、やはりどうしても資金的に厳しければ競りにかけなければならない、手放さなければならないというような状況であります。少しでも人吉市内の繁殖農家にそういった優良な雌牛を自家保留することによって、人吉の畜産がますますいい雌牛、またいい系統の牛が出てくるという形につながっていきますので、そういった意味では、本当に繁殖農家の大変厳しい状況の中で貸し付けを受けられるということであれば、本当にいい制度になるのかなとちょっと思ったところであります。ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますが、

ただ今回の条例を見ても、先ほどから言ってますように、繁殖農家を対象とした貸し付けになってるわけなんです。やはり畜産振興をするためには、総合的な助成制度でなければいけないと思ってますが、他の畜産農家に対する取り組み、助成等について、例えば酪農家、肥育農家、養鶏農家、養豚農家、畜産農家ありますけれども、そういった他の畜産農家への対応については、今後どのようにお考えでしょうか。この点もお尋ねしておきたいと思えます。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

肉用牛の繁殖農家を対象とした今回の資金貸し付けとなっております。肥育農家、酪農家、養豚農家、養鶏農家等ほかの畜産農家への対応ということでございますが、まず肉用牛の繁殖経営をこの資金貸付対象といたしました理由でございますが、繁殖経営は1頭当たりの生産から出荷までの期間が長く、収入時期の偏りが最も大きい経営体でございます。また、市内で最も戸数が多く、それぞれの経営規模も大きく異なりますので、他の資金制度の対象にならない繁殖農家のための補完として、市の資金貸し付けが有効であると考えております。肥育農家、酪農、養豚、養鶏経営は、繁殖経営と比べて経営規模が大きいことから、当該基金の資金貸し付けでは費用対効果が低いと考え、農家からの資金要望があった場合には、既存制度の活用を国や県、各種専門団体等と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 経営規模等がかなり違いますので、そういった状況があるのかなと思っております。あとはぜひ所管の委員会で十分な審査をお願いしたいというふうに思いますけれども、実際ことし4月、多良木町で鳥インフルエンザが発生しましたが、今回また出水市のほうで鳥インフルエンザが発生したようでございます。出水市のほうではかなり防疫態勢をとりながら、蔓延防止に努められているような状況であります。こういった鳥インフルエンザが拡散しないように、ぜひこちらの市町村、自治体においても十分な防疫体制を取り組みをしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。この項目については通告もしておりませんでしたので、こういった状況等だけをお願いをしながら、一般質問を終わっていきたいと思えます。

これで、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時33分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。10番議員の川野精一でございます。日差しも大分西に傾いてまいりました。いましばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

今回の質問は1項目、観光問題について、急がれる訪日外国人旅行者への対応についてということで質問をさせていただきます。国はビジット・ジャパン・キャンペーン、それから2020年の東京オリンピック開催に向けて、訪日外国人をふやしていこうという形で施策を打ち出しております。当初2020年は、訪日外国人旅行者2,000万人を見込んでおりましたけれども、既にその勢いはかなりの数で訪日をされておまして、2020年には2,500万人に達するのではないかという目標を立てているところでございます。

そこで、当市人吉市におきましても、最近訪日外国人のお客様がかなりふえてまいりました。その対策は急いでやらなければならないものというふうに考えております。当然言葉の問題、それから施設の対応の問題、民間でやるべきこと、そして行政でやるべきこと、いろいろあると思いますが、その件につきましても質問をしていきたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、当市への外国人旅行者の動向、推移についてお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市への過去10年間の外国人旅行者の動向、推移でございますが、本市の観光統計によりますと、平成16年には約3,700人の外国人宿泊者が来入されておりましたが、徐々に減少し、平成22年には約950人まで落ち込みました。その後微増傾向となり、平成25年には約1,500人まで回復しております。減少した理由等でございますが、円高やリーマンショック、また震災等の影響ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 統計上は微増、一たん減少して微増しているということでございますが、昨今かなりの、特に台湾からのお客様がふえております。どちらかというとなら個人客ではなくて個人客、しかも日本語が全くだめ、英語は若干しゃべられるというお客様がふえてきております。入り込みの交通手段としましては、レンタカーを駅もしくは空港から手配されて来られる。レンタカーには最近外国語でのナビゲーションができるナビがついてるそうでございます。それに従って目的地まで行かれているという現状でございます。それで、こういったお客様がふえてくるとなると、いわゆるサインに外国語の多言語表記が必要ではないのか、それから、例えばその外国人の方が当市にお見えになるときに、一番最初に調べられるのは、恐らく人吉市のホームページであろうというふうに思います。公式の人吉市のホームページの中には、今のところまだ外国語表記がなされておられません。来春からはぜひともせめて英語の表記がなされたホームページ、それから景観条例等に予算もあります

けれども、ランドデザインの中での外国語表記というものを検討いただけないか、質問させていただきます。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、ランドデザイン、看板に関する多言語表記につきましてでございますが、平成21年から22年にかけて、きめ細かな交付金事業を活用し、市内3カ所に設置いたしました。その後新たな設置箇所はございません。厳しい財政状況におきましては、現在市において進めておりますビジット・ジャパン事業や人吉ハラル促進区実現のためのハラルおもてなし構築事業など、さまざまな補助事業を活用しまして、老朽化した看板の更新や観光客の動向等を検証しながら、景観に十分配慮した案内板等の整備に取り組んでまいりたいと存じます。

市のホームページの多言語化でございますが、ホームページ管理部署におきましては、現状では多言語化の予定はないということでございます。ホームページのリニューアルによります多言語化につきましては、その有効性、費用対効果等におきまして、さまざまな協議が必要になってくると考えます。

したがって、まずは現在制作しております英語、中国語、韓国語の3カ国の外国語観光パンフレット及びリーフレットをデジタル化し、ホームページに掲載する方法を協議し、進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） まずは今既存にありますリーフレットをデジタル化してホームページの中に盛り込んでいくという形で、まずはそれでいいと思います。予算もそうかからないんじゃないでしょうか。ただし、今後やっぱり県のページとかもそうなんですけれども、外からのお客様を、外国からのお客様を呼ぶとなると、やっぱりしっかりとしたホームページづくりが必要になると思いますし、そこは観光協会と、そして県の観光連盟と努力していかなければいけないところだと思います。県に向けても意見といいますか、声を上げていただいて整備をしていただくような要望をお願いしたいと思います。

続きまして、海外からのお客様がふえてまいりますと、一番心配なのが病気とか事故でございます。実際の救急現場の状況、そして病院等の医療の状況、こちらはどういうふうになっていますでしょうか、質問いたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、救急現場の対応についてでございますが、人吉下球磨消防組合消防本部にお尋ねいたしましたところ、平成19年から平成26年にかけて、約8年間で計10人の外国人からの緊急通報があったとのごです。通信室には簡単な英会話表を備えてありまして、外国人からの通報の際、まずは近くに日本語が話せる方はいらっしゃいませんかと英語でお尋

ねされるとのことでございます。現在、英単語やボディランゲージ、五カ国語で記載されたイラストつきの簡易なチャート図を活用しておられ、同行者等がいらっしゃる場合には、救急車へ同乗を求めて対応されているとのことでございます。

次に、医療現場の対応につきまして人吉市医師会に確認いたしましたところ、個別の医療施設の対応等については把握できていないとのことございました。また、人吉医療センターにお尋ねいたしましたところ、窓口並びに診療の際は、備えつけの英語マニュアルにより対応されておられ、スマートフォン等の翻訳アプリでも対応されている状況とのことございました。韓国語、中国語の2カ国語につきましては、ボランティア募集によります対応を検討中とのことでございます。

現状におきましては、スマートフォンやタブレット等に登載できる翻訳アプリも多数開発されておりますので、これらをコミュニケーションツールとしまして、有効に活用していくのも一つの方法ではないかと存じます。外国人旅行者の受け入れにおいて、将来的には言葉が通じない個人、もしくは小グループの方々の来訪増加が予想されますことから、今後の課題といたしまして、関係各団体と協議、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。救急現場、それから医療の現場、マニュアル等をそろえていらっしゃるって、それで対応されているということでございます。まだ8年間で10名ということでございますので少ないんですけども、これからどんどんふえてまいります。将来的には個人、グループと言われましたが、将来的ではなく今現在かなりの数でふえてきております。某温泉旅館では、先月の連休の23、24、半分が外国人の方でございました。うちハラルのセミナーの方がいらっしゃいましたので、ハラルのお客様は除いても3割が外国のお客様だったという事実がございます。恐らくは熊本県内、特に阿蘇、かなりの数で訪日外国人の方お見えになっております。当地にも足を伸ばしていらっしゃる方がかなりの数いらっしゃいます。そういった中で、医療の現場、救急の現場、そして今回は一般質問には取り入れませんでした。警察の現場、これは訪日外国人の交通事故というのがふえてきているという現状もございますので、そのあたりも行政として考えていかなければいけないところじゃないかなというふうに思っております。

それで今度は、観光窓口の外国人対応については、人吉市はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

JR人吉駅に開設しております人吉温泉観光協会の観光案内所には、英語が堪能なスタッフが1名在籍しております。また、昨年30名以上の外国人旅行者を受け入れた主な市内宿泊施設6カ所にお尋ねしましたところ、ほとんどの施設に英語が話せるスタッフが在籍してお

られます。市内には、英語以外でも韓国語、ドイツ語にも対応できる宿泊施設もあり、客室備えつけの館内インフォメーションには英語表記を取り入れられております。さらに英語、中国語、韓国語の4カ国語表記をされている施設が2事業所、ホームページを英語表記されている施設は3事業所ございます。観光施設や土産物店で外国人の対応の状況につきましては把握できておりませんが、広域行政組合が作成いたしました人吉球磨ガイドアプリには、人吉球磨の飲食店、宿泊先、観光名所などが多数掲載されております。このアプリは英語の表示もできますので、本市といたしましてもこのアプリをもっとPRし、活用促進を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 観光協会窓口には英語に堪能な方がいらっしゃって、最近は大活躍のようでございます。先日のノスタルジック人吉の際にも、多くの外国人の方とお話を和服姿でされておりました。民間でスキルを上げて対応していかないといけないのはもちろんでございますし、今後もそのスキルをより高めていかなければいけないと思います。あと行政でできる部分というのは、やっぱり行政でしかできない部分もありますので、そこは行政にお願いしないといけないところでもございます。最近スマートフォンやタブレットとかにアプリをインストールすることによって会話ができるという便利なものがございまして、実際使ってみましたけど十分使えますし、これで8割方はオーケーかなというふうに感じております。いろんな場面で活躍が期待されるツールであると思いますし、今後ともそういったものを活用して、外国人のお客様にサービスを提供していければというふうに思っております。

そこで、官民一体となった対応というのが必要だと思います。行政ができることとかやらなければならないこと、そして民間ができること、民間がやらなければならないことというのがあると思いますけれども、その考えについてお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

行政が行うことといたしまして、本市では現在、ビジット・ジャパン事業を活用した南九州トライアングル事業や、人吉ハラル促進区実現のためのハラルおもてなし構築事業等を活用して、外国人観光客向けのモニターツアーを開催し、人吉市の認知度を向上させるとともに、参加者のアンケート調査結果等により、旅行者やエージェントのニーズ把握や観光商品の造成、販売促進のためのプレゼンテーション資料の作成、活用により、さらなる外国人観光客の誘客促進を図ることとしております。

民間が行うことといたしましては、観光関連の事業者のみならず市民も一体となって、言葉は通じなくても、実際に本市においていただいたお客様を笑顔とおもてなしの心でお迎えすることが非常に大事であろうと存じます。

さらに、観光関連の事業者の皆様には、施設利用に際しての多言語表記等によりまして、

より快適な環境の提供とホームページ等で情報発信に積極的に取り組んでいただくことで、新たな外国人旅行者の誘致やリピーターの増加を期待いたしております。

また、外国人旅行者の受け入れ環境整備事業の一環といたしまして、観光のICT化もかなり進んできていると存じます。外国人旅行者の満足度を向上させリピーターの増加を目指すためにも、観光関連施設等への公衆無線LANサービス、Wi-Fiの提供等にもぜひ取り組んでいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。ビジット・ジャパン、ハラル、ムスリムのお客様への人吉市の認知度アップ、誘客促進、ぜひとも多言語標示のホームページをまずはPDFあたりからでも構いませんのでやっていただいて、その後奥に進んでいけるようなホームページづくりをやっていただいたら、認知度、誘致ももっともっと上がってくるのではないかと考えております。どうぞその点はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、民間がやることとしましておもてなしでございますが、実際言葉が通じなくてもボディランゲージで何とかなるものでございまして、これが逆に田舎の観光地の良さかなというふうにも感じているところでございます。英語がしゃべれない方が、御飯何時ですると、お客様にそれが伝わるというそういった簡単なところからも出てきますし、そこに笑顔があれば、人吉球磨の人たち皆さんが持つてる笑顔があれば、それで恐らくは非日常を求めていらっしゃる外国人には大満足だというふうに思います。

ただ、どうしても心配なのは不意な事故、そして病気になられたときのフォローでございます。その点で、万が一何かあったときに電話1本かけたら助けてもらえるようなところ、これは市民の方が困ったときにも外国人の方との通訳をなさっていただけたところ、そういったコールセンターの設置を実はお願ひしたいというのが今回の趣旨でございましたけれども、なかなか予算のかかるものでございます。人吉市としてはどういうふうにお考えになっているのか、御質問いたします。

○議長（永山芳宏君） ここで会議時間を延長いたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

将来的に国内の人口減少に伴い、国内旅行の市場は遠からず縮小に転じることが予想されております。一方で、国は訪日外国人旅行者数の目標値が2016年に1,800万人、2020年に2,500万人を目標とされております。このように、今後外国人旅行者が増加することが予想される中で、早急な受け入れ体制の充実を図っていかなければならないと考えているところでございます。先進地事例につきまして調べましたところ、外国人旅行者が訪れる代表的な都市である京都市では、平成23年度から外国人旅行者宿泊施設向けのコールセンターが設置されております。英語、中国語、韓国語に加え、本年からスペイン語とポルトガル語を加え

た5カ国語対応の事業として取り組まれております。佐賀県では、外国人旅行者向け多言語コールセンターを本年9月からテスト運用を開始され、来年1月から本格運用開始を予定されているようでございます。対応言語は、英語、中国語、韓国語、タイ語で、観光案内や通訳サービスなどの対応を電話で行うものでございます。この事業の目的は、外国人旅行者の方との言語対応をスムーズにするとともに、緊急時のサポート体制を整え、外国人の観光における安心・安全及び満足度の向上を図ることを目的に設置されております。

本市につきましては、増加が予想される外国人旅行者の対応に関しまして、現在熊本県においても検討されておりますので、関係機関と環境整備につきまして協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。やっぱり県に動いてもらわないといけないのかなというのが正直な感じでございます。お話にありました京都はもちろんでございます。今日本のゴールデンルートは東京、大阪、京都、ここには外国人のお客様すごくいらっしゃってまして、ニーズに対応するべく施策を具体的に打ち出していらっしゃるところでございます。先ほど御説明の中にありました佐賀県の方がこちらでございますね。パンフレット私も観光課の方に探していただいて手にすることができました。まさにこれなんです。県が音頭をとって、外国人との中渡しというか、通訳業務を、これはもちろん委託業務でやられてますけれども、こういうのが熊本県もできないのかなというふうに考えておまして、熊本県のほうに聞いてみました。そしたら一昨年、実験的にこういう事業を立ち上げたそうです。ただし、需要がなくてやめられたと。外国人の方々にじゃあどういったものがあたらいいですかと言われてたら、Wi-Fiの設置がナンバーワンだそうです。つまり公共施設でも、公共施設は今ほとんど整ってますけれども、あとは宿泊施設や昼食施設や、行政が持つ公共施設なんかでも必要になってくると思いますけれども、熊本県はWi-Fiの整備を一番に進めていきたいというふうな話でございました。ただ、佐賀県がやってらっしゃるこの事業というのはすばらしいものだというふうに私思ってますので、ぜひとも熊本県はまだ先は考えるというふうに言われておりましたので、この事業に対しては人吉市のほうからも要望していただければなというふうに思いますし、私どもも民間として要望していきたいというふうに思っております。

それでは、これまで質問をさせていただきましたけれども、田中市長のお考え、それから今後の外国人旅行者対応についてのビジョンとございますか、いただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

我が国の訪日旅行者でございますが、いわゆるインバウンド観光推進に向けた取り組みや、平成15年のビジット・ジャパン事業の発足により本格化したものでございまして、平成22年

の新成長戦略や平成24年の日本再生戦略におきます戦略分野として、観光立国の推進が位置づけられているところでございます。政府の訪日外国人旅行者の増大に係る目標としましては、2年後の2016年に1,800万人、6年後の東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年までに2,500万人、そして将来的には3,000万人と飛躍的に増加することが予想されているところでございます。現状でございますが、昨年平成25年度には1,000万人を達成し、本年平成26年は1,600万人にも達する勢いとのことでございます。

本市におきましては、訪日外国人旅行者のさらなる誘致に向けまして、去る11月にはビジット・ジャパン事業を活用した韓国人エージェントの招聘事業を3泊4日の日程で10名の参加をいただき、えびの市、霧島市との連携のもと実施してまいったところでございます。また同じく先月、人吉ハラル促進区実現のためのハラルおもてなし構築事業によるムスリムモニターツアーを日帰り、宿泊の二つのパターンで検証事業として行ったところでございます。日帰りは、熊本、福岡の単身留学生を中心に、インドネシアを初めとする7カ国25人、1泊2日の宿泊は、九州内のムスリムの大学教員とその家族を中心に、8カ国29人の参加をいただき、国別では合計11カ国の皆様に食事や生活習慣を初めとする受け入れ体制、ムスリムの皆様に対応した魅力ある観光づくりについてモニタリングいただきました。特に昼食につきましては、くま川下りの人吉発船場におきまして、ハラル牛のバーベキューを行いまして、日本では手に入りにくい冷凍ではないハラル牛肉を御堪能いただき、大変皆様喜んでいただいたところでございます。

議員御指摘のように、今後は必ずや多言語化を図ってまいらなければならないということでございますが、交通等の掲示板等々におきましては二言語、日本語と英語ぐらいが適当ではないかと思っておりますが、御指摘のようにホームページ、パンフレット等々には多言語化というのはもう必須の条件であるというふうに思っているところでございます。現在、参加者へのアンケート等の聞き取り調査の分析を行っておりまして、ハラル促進区のモニターツアーに関しましては、まとも次第、モニタリング報告会の開催を予定しているところでございます。これらのムスリムの皆様方以外にも、さまざまに訪日外国人旅行者、人吉市を訪れておられますので、さまざまな観光施設や旅館施設等々のこれまでの御意見等々も賜りながら、観光関連事業者と市民の皆様の御理解と御協力のもと、今後各外国人対応のおもてなしの体制を整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。特に、ムスリムの人口は16億人と言われておりまして、日本を初め外国旅行へのニーズと市場は、今後ますます広がっていくものと思われまます。来年になりますと大型客船、13万トン級でございますか、八代港へも寄港の予定というふうにお伺いしておりますし、人吉球磨地方へのバス分乗による旅行というものも来年は多くなってくるのではなかろうかと思っております。また、台湾を初め東南アジア諸国の訪日外国人旅行客は、日本の先ほど申し上げられましたゴールデンルートといわれる東京、大阪、京都、今後はそれから日本各地への個人、小グル

ープ旅行が大幅に増加してくるのではなかろうかと予測されているところでもございます。実際ことしは九州各地、そして本市にも多くの台湾からの旅行客がおいでいただいたようでもございます。そのことはくま川下りにもあらわれておりまして、韓国人、中国人、それから台湾の皆様方、さまざまな外国人の方々に御乗船いただいているようでもございまして、ここでも多言語の対応が必要になってくるというふうに思っております。私たちは当面来る平成32年、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を、外国人旅行客誘致に向けた一つの大きな目標、通過点として考えておりまして、英語、中国語、韓国語など言葉の違いはございますが、1人でも多くの外国人旅行者に本市にお越しいただけますよう、官民一体となって体制を整えていかなければならないと思っております。また、Wi-FiにつきましてもMOZOCAステーション868にも設置をさせていただきたいというふうにも考えているところでもございますが、もう一つ外国人向けの危機管理といたしまして、地震災害時の避難経路の提示でございます。こういうのもG空間情報等々を活用し、多言語化していく必要もあるのではなかろうかとも考えております。

いずれにしましても、人吉ならではの心のこもったおもてなしと笑顔で歓迎いたしまして、多くの皆様に感動をしていただけるよう、観光客誘致事業と受け入れ体制に全力を傾注してまいらなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） MOZOCAステーション、Wi-Fiありがとうございます。それから、災害時の多言語化というのは私もちょっと失念しておりました。これはもうぜひとも必要なことでもございます。どうぞよろしく願いいたします。民間のほうもその辺は十分に考えて、今後進めていきたいと思っております。

観光と今一言でいいますけれども、大儀には交流産業というふうに位置づけられておりまして、多くの国の方々が交流をすることによって、それぞれの国の人たちを分かち合える、わかり合える。そして日本はおもてなしの心、それから思いやりの心、これがすごく強い国だと思いますし、今冷え切っている国際問題も、観光力で何とかきちんとしたものになっていかないのかなというふうに日々思っているところでございます。

今回は、訪日外国人旅行客への対応ということで一般質問をさせていただきました。今後ますます観光の重要性、本当重要になってくると思っております。民間も頑張ってもらいますので、行政も一緒になって頑張ってくださいますように、よろしくお願い申し上げまして、今回の一般質問のすべてを終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時11分 散会

平成26年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月3日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成26年12月3日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議第94号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議第96号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議第98号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議第100号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議第102号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議第104号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第105号 | 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議第106号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第111号 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定について |
| 日程第10 | 議第113号 | 人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第114号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第115号 | 人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議第116号 | 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第117号 | 人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第118号 | 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の制定について |
| 日程第16 | 議第119号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第17 | 議第120号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第18 | 議第121号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第19 | 議第122号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第20 | 議第123号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第21 | 議第124号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第22 | 議第125号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第23 | 議第126号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第24 | 議第127号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |

日程第25 議第128号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
 2. 西 信八郎 君
 3. 豊 永 貞 夫 君
 4. 平 田 清 吉 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員 (17名)

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7番 | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員 (1名)

- | | | |
|----|-----|-------|
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
|----|-----|-------|
-

4. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|---|-----|-----------|
| 市 | 長 | 田 中 信 孝 君 |
| 副 | 市 長 | 坂 崎 博 憲 君 |

監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。13番議員の村上恵一でございます。風邪をひいておりました大変御迷惑をかけます。また、マスクをした笹山議員と私の間に挟まった西信八郎議員には大変御迷惑かけます。新聞、テレビ等で御存じのように、今回、看護師不足の問題が少しでも解消されることを願って企画されましたスクール・オブ・ナーシングという映画が、この人吉市を主舞台にして撮影されました。最初にエキストラとキャストの募集において、フェイスブックで多くの参加者を募る投稿に私も応募してみようと思いついて、オーディションを受けてみました。結果、びっくりすることに、主役に非常に近い立場の重要なキャストに採用されまして、九つのシーンを撮影することになりました。さまざまな面でよい経験をさせていただきましたが、シーンの一つでは球磨焼酎をしっかりとアピールさせていただき、一つの大きな任務を終えたような気持ちでもあります。また、今回のロケで感じたことは、フィルムコミッションでの地域のアピールの重要さでございます。チャンスを逃さないためにも、市が中心になって組織化する必要があるのではないかなというふうに思っております。このフィルムコミッションの組織というのは、自治体が必ずかかわらなければならないということになっております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は二つの項目を通告しております。景観形成に関する取り組み、そして、施行から2年、廃屋対策条例のその後であります。

それでは最初に、景観形成に関する取り組みについて質問させていただきます。相良700年の歴史、自然豊かな小京都ともいわれる人吉盆地は、国宝青井阿蘇神社を代表とする寺社、仏閣に関しては、熊本県の文化財の80%以上を有する地域でもあります。しかしある意味で、過去に近代化を急いでしまったことから、町なかの町屋づくりの家屋などが消滅してしまい、城下町の風情にそぐわない風景もあります。今後、まちづくりには時計の針を逆回転させるような取り組みも必要なのかもしれない。

そこで最初の質問ですが、熊本県景観条例の及ぶ範囲や内容はどうなっているのかお尋ね

いたします。

○建設部長（田中幸輔君） おはようございます。お答えいたします。

熊本県景観条例でございますが、昭和62年3月16日に制定、同年10月1日から施行されております。また、平成17年6月に国において、景観行政の基本となる景観法が全面施行されたことに伴い、平成20年度から県では、景観計画の策定、景観条例の一部改正が行われております。

本条例の及ぶ範囲でございますけれども、景観行政団体の市町村、景観関係自主条例の施行市町村を除く県全域となっております。

条例の内容でございますけれども、第1章で総則として、目的、定義、県、県民及び事業者の責務等について規定がされております。

条例の目的でございますけれども、この条例は、県、県民及び事業者の県土の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、もって緑と水が豊かで県民にとって誇りと愛着のもてる県土の醸成に資することを目的とするとなっております。

第2章以下では、景観計画に関する規定、行為の規制として届け出対象行為、県が実施する技術的援助や経費の一部助成、罰則等に関するところが規定されているところでございます。

また、本条例の第6条に規定される景観計画として、県におかれましては、平成20年に熊本県景観計画が策定されておりまして、景観行政団体の市町村、景観関係自主条例の施行市町村を除く県土全域が景観計画の区域となっているところでございますが、さらに景観区域内には六つの景観形成地域が規定されております。その中で本市も人吉市景観形成地域として位置づけられており、人吉城跡から永国寺までの土手町、灰久保町、西間下町、老神町、新町、麓町及び寺町の一部を区域とする人吉城跡・永国寺ゾーンと、それから球磨川流域のうち、人吉橋から上流の肥薩線球磨川第3橋梁までの区間の河川の区域から両端20メートル以内の区域並びに上青井町、九日町及び五日町の各一部を区域とする球磨川河畔ゾーン、それと国道445号の区域のうち、熊本銀行株式会社様の駐車場がありますけれども、あの駐車場の交差点から五日町の先の現在の城見庭園近くのカーブ部分までの区域の道路端から両側20メートル以内を区域とする商店街ゾーンの3地区が設定されております。

内容としましては、まず1番目に建築物の新築、増築、改築、移転もしくは撤去、または外観の変更が1番でございますが、2番目に木材の伐採、3番目に屋外における物品の集積または貯蔵、4番目に屋外における自動販売機の設置、5番目に広告物の設置または外観の変更といった行為を行う場合は、面積や高さについてそれぞれ届け出の必要な規模等の範囲が定められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 詳しく説明していただきました。県の景観計画としては、人吉市におきましては三つのゾーンがあるということで説明をいただいたわけなんですけど、私もウェブ上で検索しまして、県の景観計画を見てみました。条例制定市町村が9市町村あるみたいですね。熊本市、山鹿市、荒尾市、宇城市、天草市、山都町、苓北町、錦町、五木村、それ以外の地域が県が管轄するようになっていてということでも理解いたしました。また、先ほどの9市町村の中から錦町と五木村を除く熊本市、山鹿市、荒尾市、宇城市、天草市、山都町、苓北町、この七つの市町村が景観行政団体に指定されているということなんです。いい勉強させていただいたわけなんですけれども、この景観行政団体というのは、景観法により定義される景観行政をつかさどる行政機構と。景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となるということですね。後ほどの質問にこのことがつながっていくわけなんですけど、次に、この景観形成に対しまして、本市の過去からこれまでの取り組みはどのようなものがあるのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

景観形成に対しての市のこれまでの取り組みでございますけれども、まず人吉駅前地区でございますが、都市計画道路人吉駅蓑野線の街路事業に伴いまして、これは元は県道でございますけれども、平成3年に人吉駅前地区地区計画及び人吉都市計画人吉駅前地区地区計画の区域における建築物の制限に関する条例を制定、施行し、その後現在に至るまで約2.7ヘクタールの計画区域内においての建築物の形態や意匠について制限を設けております。建築等の行為を行う場合は、届け出をしていただくということになっております。

次に、鍛冶屋町におきましては、平成15年に鍛冶屋町において人吉市鍛冶屋町通り景観形成住民協定が締結され、同年市におきましても人吉市街並み景観形成要項を制定し、平成16年度から現在まで国の制度を活用しながら、街なみ環境整備事業として案内板設置9基、通路の整備、民間修景助成事業10件を実施しております。現在は小公園の整備に着手しているところでございます。本年度3月末の完成を予定しているところでございます。

また、本市の玄関口であります人吉駅前につきましても、平成22年度に駅前広場の整備を完了し、旅の旅情を感じさせる魅力的で個性的な空間ができ上がっているところでございます。そのほか公共施設の整備を行う際には、色彩や素材など景観に配慮した整備に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 駅前地区、そして鍛冶屋町、そして駅前広場等御紹介をいただいたわけなんですけど、鍛冶屋町の石倉を生かした取り組み、非常に楽しみにしております。3月末

完成ということで、選挙の前に完成ということで結果が見れるんじゃないかなというふうに思っております。

景観形成とはということでちょっと調べてみたんですけども、これがすべてではないかもしれませんがわかりやすい説明がありました。自然や町並み、そしてそれらに対する印象を含めて、美しく魅力のある景観を守り、育て、つくるための一連の取り組みというふうなわかりやすい説明がありました。本市の場合、魅力のある景観を再現することから始めなければならないと感じております。そのようなことを考えますと、屋外の広告物や看板などのあり方が基礎的な要因になるわけがございますけれども、ここでお聞きしておきたいのがこの屋外広告物と看板等の現状ですね。これを細かに調査したことはあるのかどうかをお尋ねいたします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

市におきましては、現状把握のための調査はいたしておりません。県におきましては、現地等について県が把握された無申請、無許可の屋外広告物や看板につきましては、熊本県屋外広告物条例に基づき、随時設置者への指導や撤去を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 市のほうではやっていないと、県は適時やっている。屋外広告物条例もあるということですね。そして確かに九日町におきまして、舗道上の看板等で県のほうからよく指摘される、注意されることが多々あります。ということは、恐らく町なかの商店街の方々は、この景観計画区域に指定されていることを知らないと思うんですね。ですから、ぜひ検討して市が窓口になって伝えていただきたいんですが、この景観計画区域であることの説明を一度していただく必要があるんじゃないかなと。そうすれば注意されても怒ることなく、なるほどそういうことなのかということで理解していただけるというふうに思っております。1回1回注意されるよりもそのほうがスムーズかなというふうに思っております。

平成20年6月の青井阿蘇神社の国宝指定、そして翌年21年4月のSL人吉の運行以来、観光客の増加傾向は間違いない事実でございます。そこで、城下町人吉、観光立市的な観点から見て、現在のこの町なかの景観に対してどう思われるのかを執行部からお聞きしたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

御質問の内容は、城下町人吉、観光立市的観点から、現在の景観ということでございますけれども、景観に係る部分ということで建設部のほうからお答えさせていただきます。

城下町、観光の視点から見てみますと、主なものといたしまして、二日町、五日町、七日町、九日町、紺屋町、大工町、鍛冶屋町、いわゆる人吉七町の町並み、球磨川下りからの眺

め、青井神社、駅周辺等になるかと思えます。七町につきましては、水戸岡鋭治氏デザインによる人吉グランドデザインを策定しておりまして、中心市街地においてグランドデザインに沿ったファサード事業を実施される事業所等については、人吉市商店街活性化事業の中で支援を行っており、のれんや日よけの設置など、できるところから景観形成が進みつつあるのではないかと思います。特に駅周辺や鍛冶屋町につきましては、1回目の御質問でもお答えしましたように、街路事業や街なみ環境整備事業により、地域住民の皆様との連携によって景観に配慮した町並み形成になってきており、地域の皆様にとっては住みやすい町、環境面にも寄与することができる町並みになってきているのではないかと感じております。景気の変動や時代の流れによる建物の形態や意匠の変化により、古き町並みが失われ、また失われつつあるところがあるのも現実ではないかと感じているところでございます。

青井阿蘇神社周辺におきましては、同神社が国宝に指定されたことによる観光客も増加しておりますので、地域住民の生活面とあわせまして、周辺の景観形成策を講じていく必要があるのではないかと考えております。

球磨川下りからの眺めでございますけれども、左岸側は城址もあることから緑が多く残っている部分もございまして、右岸側に町並みが形成されていることから、右岸側には高層の建物もあり、また堤防が築堤されているため、景観の観点だけで申し上げると決して良好ではないと思えますけれども、本市は球磨川と並行して中心市街地が形成されておりまして、防災面や地区の用途、土地利用などの関係から現在のようになっていることもあり、一概に景観の部分だけでは言えないと考えるところもございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 観光立市的な観点からということでお尋ねした経緯から、どちらかといったら観光振興の部署、つまり経済部からの返答が本当はほしかったんですけども、恐らく協議されての返答かなというふうに思った次第でございまして。右岸と左岸の景観が非常に違う、市長も過去に確か市長になられたすぐぐらいの時点で、そういうことをおっしゃった経緯がありますよね。そしてまた国宝青井阿蘇神社周辺は計画区域になってないんですよね。青井の交差点から先がなっていないというのも、これはちょっと問題点かなというふうに思っております。

その辺も含めまして質問になるわけなんですけれども、宮崎県日南市飢肥、ここは日南市美しいまちづくり景観基本条例のもとに景観計画が策定され、見事なほど魅力のある景観が守り抜かれております。例えばコンビニエンスがシックなブラウン系であったり、電柱の色もそのようになっております。また県内では、先ほど申しました景観行政団体の中の山鹿市もまさにそうでございまして。

それでは、この質問で最後になりますけれども、市長にお聞きしたいと思います。城下町

の風情を復活、そしてまた守り抜くためには景観形成が必要であり、独自の景観条例の制定が望まれると思います。そして景観行政団体になることも含めまして、お考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えいたします。

約400年前、相良清兵衛によりましてこの人吉の町の形成がほぼなされたものというふう
に思っております。球磨川左岸が行政ゾーン、そして右岸が商業ゾーン、工業ゾーンであり
ます。二日町とか五日町とか七日町とか九日町、今の青井阿蘇神社周辺にそういう市が立っ
ていたものを、わざわざ現在の町の位置に取り組みをし直し、そして町割りを決めたという
ふうにお伺いをしておりまして、いわゆるこの行政ゾーンと工業、商業ゾーン、これがいわ
ゆるオールドタウンというふうに言えるのではなかろうかと思っております。当然のことな
がら青井阿蘇神社周辺もそのような環境にあるというふう認識はいたしております。

景観条例あるいは景観形成協定の必要性はとの御質問でございますが、景観条例、景観計
画の策定につきましては、私は就任当初から一貫してその必要性を申し上げてきたところで
ございます。景観法では、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進する
ため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格ある国土の
形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もっ
て国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として掲
げられておりまして、またその基本理念では、良好な景観は地域の自然、歴史、文化等と
人々の生活、経済活動等との調和により形成されたものであることから、適正な制限のもと
に土地利用がなされること、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性や特色を伸ば
すこと、地域活性化のため地方公共団体、事業者、住民が一体となって取り組むことが掲げ
られております。

市といたしましても、こうした中で本市の地域特性である自然、歴史、文化等と人々の生
活、経済活動との調和した景観の保全と創造を図り、良好な生活環境を形成していくことは、
本市の現在、そして将来のためにも非常に重要なことであると認識いたしております。また、
その実現のためには、市民の皆様の景観形成に対する深い御理解と御協力も必須であると考
えているところでございます。そうしたことで、市民の皆様と行政が一体となった景観形成
が図られていくものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） おっしゃるとおり相良清兵衛、そして相良清兵衛の親の休矣のころか
ら、約400年前からの町割りが今の人吉の町の原型だというふう思っております。ちょう
ど恐らく九日町が商業ゾーンというふう町並みが形成されたころ、400年前に恵比寿さん
があそこに鎮座してますので、恵比寿さんも400年たつわけでございます。そのようないき

さつもあるのではないかなというふうに思っております。ぜひ景観行政団体になることも含めまして、次期選挙に出られることがあれば、マニフェストに組み込んでいただいて、まだ意思を表明されておられませんので、まだ遅くないと思いますので、ぜひこの景観条例の制定を進めていっていただきたいと、私もそれに参加をさせていただきたいというふうに思っております。ということで、この景観形成に関する取り組みにつきましては、これで終了いたします。

次に、防災防犯のまちづくり、施行から2年、廃屋対策条例のその後、この件で質問させていただきます。平成23年6月の一般質問におきまして、この廃屋対策条例の制定の必要性について取り上げさせていただきました。その1年後には制定というふうな運びになりました。その迅速な対応に非常に感謝しております。県内初の廃屋対策条例であり、また現在もウェブ上で、ヤフーにしてもグーグルにしても廃屋対策条例というワードで検索しますと、今はトップに表示される人吉市の対策条例でございます。

そこで最初の質問ですが、平成25年1月1日から施行されてから2年になるわけなんです。この廃屋の撤去等、年度別の実績はどのようになっているのかをお聞きいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。お答えいたします。

平成25年1月に人吉市廃屋対策条例を施行いたしましてから、これまでに撤去された廃屋の件数でございますが、合計で12件でございます。年度別の実績といたしましては、平成24年度に2件、平成25年度に8件、平成26年度、今までで2件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 12件の実績があるということで、年度別の数字も述べていただいたわけなんです。これが多いのか少ないのか、私もウェブ上で探してみましたけど、なかなか他の自治体の撤去の実績の数等が出てこないものですから、恐らくこの案件非常に難しい案件ですから、この数字は非常にいい数字じゃないかなというふうに私は思っております。この対策条例が功を奏したものというふうに考えております。先ほどの数字の中には、私の地元の町内の事例も入っているというふうに思っております。もともとは地元の町内の廃屋の相談からこの条例を提案させていただき、制定の運びになったというふうなわけでございます。

ところで、住宅リフォーム制度もこの廃屋の撤去に利用できるわけですが、活用した事例はどのくらいあったのか。そしてまた、先ほど12件の事例の中で困難な事例などはどのようなものがあったのか。そして取りかかってから撤去までの期間は、どの程度の案件が多いのかお聞きしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市住宅リフォーム促進事業を活用して、危険な状態の廃屋が解体された事例といたしましては、平成25年度に1件、平成26年度に1件の合計2件となっております。平成25年度

の1件でございますが、解体費用85万円のうち20万円が補助の総額となっております。住宅リフォーム促進事業では、解体費用の4分の1が補助されますが、1件当たりの上限額として20万円を設けておりますので、本件につきましては限度額の20万円を補助しております。内訳でございますが、現金と商品券でそれぞれ10万円を補助しております。また、平成26年度の1件につきましては、解体費用の50万699円のうち4分の1の12万5,000円を補助しております。内訳でございますが、現金と商品券でそれぞれ6万2,500円を補助しております。

次に、困難となった事例といたしましては、まずは条例にのっとりた手続を行う中で、登記上の所有者が死亡し、相続登記がなされていない場合に、連絡をとる相続権者の特定が非常に困難であることが上げられます。相続権者との連絡がとれた場合におきましても、財産の処分方法や解体に要する経費の問題が解決できないまま遅々として対応が進まないことなどが上げられます。

次に、取りかかりから撤去までの時間でございますが、解体されました12件の廃屋の中には、所有者の方が自発的に解体されたものと、市からの電話連絡、文書の送付をきっかけにして解体されたものがございます。市からの連絡を行ったものの中で、期間が最も短いものでは、約1カ月後に解体されたものがございます。また期間が最も長いものでは、関係者への連絡と解体の同意までに時間がかかり、解体されるまでに1年以上を要しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） リフォーム制度を活用したのは25年度に1件、26年度に1件ということで、まだまだ少ないように感じますね。この辺はもうちょっとアピールする必要があるのかなというふうに思っております。一般的に木造家屋の場合は、大体100万円以下で撤去工事ができている事例が多いようでございます、調べたところですね。また、非常に困難なケースというのは所有者との連絡がとれない、相続登記の件でなかなか困難が生じているところがあるみたいですね。全国の事例も何かそのようなところのようでございます。最大の問題点ということでしょう。このことは国の法の整備等の対応がないと、なかなか難しいかなというふうに思っております。また撤去の期間に関しましては、1カ月という短期間から1年以上ということで、ケースによってそれぞれ開きがあるということでございますね。

さて、この廃屋対策のさらなる推進を考えると、制度の周知が一番の課題であると思うわけなんです、この条例の市民への周知は行き届いているのか、要するに皆さん、市民の方知っておられるのか、その辺を執行部としてはどう思っておられるのかをお聞きしたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

本市におきましては、県内でいち早く廃屋対策条例に着手いたしましたので、条例制定の際には新聞等の報道により広く周知がなされたところでございます。また、広報ひとよしの

平成24年12月1日号で、条例施行に向けて市民の皆様へ周知を行っております。条例の施行後におきましては、市のホームページにおける情報発信と新聞の取材による記事の掲載にとどまるところがございます。これまで市民の皆様からは、廃屋に関する一定の情報提供はいただいておりますが、制度の周知が行き届いているかという点に関しましては、条例が施行されたことは御存じであっても、危険な状態の空き家の通報など、詳しい制度の内容までは周知が行き届いていないかと存じますので、今後も広報ひとよしによる周知や、町内会長の皆様の会議における説明などを通して、定期的に情報の発信を行ってまいりたいと存じます。

このような中で、解散前の国会におきまして、国の空家等対策の推進に関する特別措置法が成立しているところでございます。テレビや新聞でも空き家や廃屋に関する報道を目にする機会が多くなっておりますので、市民の皆様への関心もますます高まっていくのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 広報におきましては平成24年12月号で1回だけということですよ。

1回だけではなかなか周知ができないのかなというふうにも思います。まだまだこの条例があることさえ知らないという方が多いというふうに考えます。できれば広報では定期的にアピールしていただければというふうに思います。また、後ほどの質問にもかかわってきますけど、空家等対策の推進に関する特別措置法が解散前に採決されたということで、期待するものでございます。

先ほど困難な事例などをお聞きしたわけなんですけれども、担当部局としてどのような点に改善の必要性を感じられているのかをお聞きしたいと思います。法の改善点ですね。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

改善の必要性についての御質問でございますが、先ほど申しましたように、廃屋の所有者や相続権者、管理者の方々からの御意見をいただいた中では、御自身が高齢であり、解体に要する経費の支払い能力がなく、また解体後の土地の処分のめどがつかないなどの理由で、資金の工面が難しいとの声を伺っているところでございまして、やはり解体に係る費用と解体後の土地の維持管理が一番の問題であろうかと存じます。

現在の条例におきましては、このように所有者が解体することができない廃屋は、危険な状態が解消されないままに残されてしまうこととなりますので、何らかの手立ての必要性を感じているところでございます。また、市民の皆様からは、廃屋以外にも敷地内の樹木の伐採等についてもいろいろと御相談を受けておりまして、対応に苦慮している案件もござい

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） やはり撤去費用、100万円以下だとしてもなかなか厳しい状況であると。そしてまた樹木等の件、これも各町内恐らく各議員いろんなところで苦情等あるんじゃないかなと思います。道路に樹木が繁って通行のじゃまになってるとか、非常に多いですね。電線に係る案件であれば、九電に電話すれば処理してくれるんですが、なかなかこの辺も問題点であり、今後の課題かなというふうに思っております。撤去後、固定資産税が急激に跳ね上がると、5倍から6倍ぐらいになるケースも多いということで聞いております。これも一つの障壁になっているのかなというふうに思うわけでございます。先ほど紹介がありました特措法に関しましては、財政上の措置及び税制上の措置等の項目が上げられておりまして、施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、必要な税制上の措置ということであれば、固定資産税が上がることをちょっと抑えるような何か税制の改正が行われるのかなというふうに期待しております。今現在選挙が行われておりますけれども、候補者に会われたときには、ぜひこの辺も訴えかけていいのかなと思っている次第でございます。

事例の解決まで時間がかかる、撤去までに時間がかかるケースも多々あるということで聞いております。撤去がなされるまで、もう1年以上ということになれば、危険な状態がずっと続くわけでございまして、この危険な状態を回避するために、緊急安全措置の項目を追加する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました空家等対策の推進に関する特別措置法におきましては、国は施策の基本方針を定めることとされております。また市町村は、基本指針に則して、空き家等対策計画を定めることができるとされております。また、議員から御質問の際に御紹介いただきましたように、市町村に対する財政上の措置及び必要な税制上の措置等も行われることとされております。

御質問の緊急安全措置につきましても、空家等対策の推進に関する特別措置法の中に、市町村の行政代執行についても盛り込まれているところでございますので、今後示されます国の指針等を参考にしながら、どのような案件の場合にどのような対応までを行えるのか、具体的に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） ぜひ今回の特措法に則り、改善されるところは改善していただきたいというふうに思っております。かわらが落ちて人的被害が出る可能性とか、あるいは台風や強風のときに壁などの倒壊のおそれがあるとか、さまざまな事例がまだあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。実は、実際に西九日町では3日前に、空き店舗の壁が剥離によって歩道に落下したという事例がありまして、あわや人身事故になるかもしれないという

ような案件がありました。ちょうど歩行者がおられまして、びっくりしてその歩行者の前か後ろかに落ちたと思うんですが、その方が警察に電話を入れて、警察がその場所まで来たというふうな事例でございます。けさ、その案件の物件の横を通りましたら、工事があっておりました。すばやく対応を持ち主の方がしていただいたということで、助かっております。このようなことも起こり得るわけですから、この辺の項目、緊急安全措置あるいは代執行というのはなかなか難しい分野かもしれませんが、その辺も視野に入れて、改善の必要性を模索していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の西信八郎です。けさの日本農業新聞に今回の質問に類するものが掲載されておりましたので、御紹介をしたいと思います。米政策の見直しを柱にした新農政の初年を終えつつある中で、生産現場は衆議院選をどうとらえ、政治に何を期待しているのか。公示日の2日、熊本県大津町のネットワーク大津（株）では、若手社員らが新たな品目として検討しているゴボウの防除作業に当たっていた。秋口から天候不順で作業がおくれ気味、選挙で暮らしやすい世の中になればいいけど、政権が掲げる農業の成長産業化や所得倍増といったスローガンを同社の代表は、農業の一面しか見ていないと受けとめる。もうかる農業、大いに結構である。しかし、それだけでは地域を守れない。同社は2013年9月に、町内に12あった集落営農組織を統合、合併して生まれた。集約した水田の291ヘクタールでは、大豆や稲、発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ）、飼料用米を推進し、政府が進める新農政のまさに優等生である。全国から視察が絶えないが、実態は決してもうかる農業ではない。13年度決算で総収入約3億円のうち、農産物の販売代金は7,000万円程度。そのほか国など行政からの補助である。その上収入の半分以上は、農作業賃金や作業委託管理費として地域に還元する。経常利益として同社に残るのは1割に満たない。同社は13集落に農地と雇用の責任を負う。米の収穫が終わったこの時期も、大豆の収穫や麦の栽培管理が続く。アベノミクスの恩恵が届かない農村地帯で、農業こそが地域を支える最後のとりでである（地域を守れる政治を）代表が求めるものは一つだ（地域のことを理解し、我々の声を国政に届けられる候補者を選びたい）選挙を注視するとあります。人吉市の基幹産業である農林業におきましても、皆さん御存じのとおり、経費に当たる機械、資材、燃料、人件費は上がる一方であるのに対し、米、材木に関しては、社会状況により少

しは上下があるものの総体的に下降しております。その中で、農業の願いが伝わる記事であったというふうに受けとめております。政権をとられた党におきましては、農林業の実情を踏まえた政策をお願いしたいというふうに思います。

通告に従いまして一般質問を行います。通告内容は、1項目として教育関係。小中一貫教育について、ロコモティブシンドロームについて、プログラミング教育について。2項目として農業関係。米価下落対策について、鳥獣食肉加工場についてであります。

では、小中一貫教育について質問を進めてまいります。このことにつきましては、同僚議員が数回質問されている項目であります。ここにきまして、小中連携、小中一貫教育の推進に向け文科省が動き出したと聞きます。小中連携、小中一貫教育の国の方向性はどうなっているのでしょうか、質問をいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、小中連携教育につきましては、議員もおっしゃいますように、これまでも御説明をさせていただいておりますが、まず定義についてお話をさせていただきます。

一般的に小学校、中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑なつながりを目指すさまざまな教育を小中連携教育というようにございます。

次に、小中一貫教育とは、先ほど申し上げました小中連携教育のうち、小学校、中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育を行うものでございます。これを行っている学校を小中一貫校と呼んでおります。市内にはそういう小中学校は御存じのようにございません。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会におきましては、小中一貫教育の制度設計のあり方、それから小中一貫教育にかかわる事項に関して専門的な審議を深めるために、初等中等教育分科会の下に小中一貫教育特別部会というものが設置をされております。この部会におきましては、小中一貫教育等の実態、それから成果、それから課題の分析に関する協力者会議における検討を踏まえた実態調査をもとに、これは現在も継続的に審議が行われているということを伺っております。この特別部会の資料や議事録を見ますと、小中一貫教育の現状から、成果や課題について細やかな分析がなされ、小中連携、小中一貫教育の有効性と必要性については十分に認められており、小中一貫教育の充実に向けた前向きな検討がなされている、要するに国は、これは結論でございますけれども推進するという立場で考えているようにございます。したがって、本市教育委員会も新しい情報をたくさん集めまして、進むべき方向性を今後見きわめてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 国の方向性について答弁をいただきました。目的について少し語らせていただきますと、全国で進められている小中連携、一貫教育の取り組みごとに、学校、市

町村、地域住民等のさまざまな思いが込められていることから、全国的に見ると極めて多様で、一つには少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により、児童・生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により、児童・生徒が多様な教職員、児童・生徒とかかわる機会をふやすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減することを目的とする例。二つ目に、中学生が小学生とのふれあいを通じ、上級生であるみずからに自覚的となることで自尊感情を高め、生徒の暴行行為や不登校、いじめの解消につながっていく例。三つ目に、小学校の教員は全教科を教えるのに対し、中学校の教員は特定の教科を指導することや、小中学校では対象とする児童・生徒の発達の段階が異なることから、学習指導、生徒指導の方向が異なるといったこともあり、小中学校の教職員の職務の性質もおのずから異なってくることとなります。学校、市町村の中には、小中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上でお互いに学びあい、義務教育9年間で児童・生徒を育てる発想を持つよう教職員に対し促すことにより、教職員に義務教育段階の教職員であることを認識してもらうことを目的とする例があります。そのためには、各学校長の管理職がリーダーシップを発揮し、小中学校教職員が一体となって取り組んでいくことが考えられます。小中連携、一貫教育の実施により、小中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解した上で、全体の教育活動において自分の果たすべき役割をしっかりと認識することで、9年間の系統性を確保し、平成18年の教育基本法の改正、平成19年の学校教育法の改正において新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げられた資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくことは、すべての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的にたり得るものがあります。また、小中一貫を導入する場合であっても、小中学校それぞれの学校段階の教育の感性の視点もあわせ持つことが必要であります。

ここで質問します。小中連携、小中一貫教育について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長（末次美代君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

小中一貫教育へ移行するステップとしまして、小中学校の連携が大前提になるということは、これまでも御説明させていただきましたところでございます。この大前提であるべき小中学校の連携につきましては、私といたしましても必要なことであり、大変重要なことであると認識しております。

去る11月18日に、教育委員会による先進地視察で佐賀市立金泉中学校を訪問いたしました。私自身、この課題いわゆる小中一貫に活路を見出す事例がございましたので、少し御紹介させていただきたいと存じます。この地域では、一つの中学校と二つの小学校が夕日学園と称し小中連携教育を進めており、そこでは目指す15歳の姿を共有し、15歳の春に素敵な花を咲かそうという共通の目標に向かって、系統的な教育活動が実践されておりました。また、幼、保、小、中のつながりの中で、子供の出番、役割を設定し、子供を承認、賞賛すること

で子供の良さを引き出し、そして伸ばすための教育活動を展開されておりました。さらには、保護者や地域の方による積極的なかわりがなされていることも印象的でした。

本市の各小中学校におきましても、個々の児童・生徒に関する学習指導、生活指導上の課題を共有するために、中学校区ごとに情報交換会を積極的に実施し、早い段階からの対応を行っております。さらに、中学校入学前には、中学校ごとに小学校6年生の体験入学や入学説明会を行うなど、入学に向けて児童及び保護者の不安感を少しでも取り除くことができるような取り組みも毎年実施しているところでございます。

私自身、今は小中一貫教育よりも、まずはベースとなります小中連携を大切にし、指導のあり方について共通認識を持った上で、乗り入れ指導を行うなど、できるところから取り組みの内容や幅を広げていくのが肝要ではないかと考えております。この思いは、先ほど申し上げました金泉中学校視察での研修によって、ますます確信を得、強いものとなりました。この研修の成果を本市の小中連携教育の推進に役立て、本市のすべての子供たちが15歳の春にすてきな花を咲かせることができるよう努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 小中連携について、まずしっかりと取り組みたいという答弁でありました。先ほどの答弁にありましたように、国の動向においては、中央教育審議会の小中一貫教育特別部会では、10月31日、小中一貫教育の制度化を求める法案をまとめました。9年間の系統的な教育を行う小中一貫教育学校（仮称）と、独立した小中学校で継続した教育を行う小中一貫型小中学校（仮称）を学校教育法などに位置づけることを提言しました。いずれも市町村の教育委員会の判断で設置できるようになりました。今後パブリックコメントを実施し、年内にも文科省に答申されます。文科省は、学校教育法などの改正案を来年の通常国会に提出する見通しであります。創設する小中一貫教育学校には、設置者が教育課程の区切りを柔軟に設定できるようにする一方、子供の転校などに配慮して、従来どおり6年と3年で区分し、その間の転学を認めることとされています。特別部会では、小中一貫教育学校に独自の学習指導要領の策定を望む意見もあったようですが、一般の小中学校も併存していくため今回は見送りされました。教員組織は、校長を1人にした組織に考えられ、指導者は原則小中両方の免許を所有する教員が必要としながらも、当面は免許を所持する学校種の過程で教えられるようにされました。就学指定の対象校とし、入学試験は行わないように求められました。小中一貫型小中学校は、学校ごとに校長や教職員組織を配置され、ただ9年間の継続的な教育を実現するために、学校間の統合調整を担う校長を決めることや、学校運営協議会を合同設置して学校の基本方針の承認手続を一本化することなどを提言されました。一貫教育を行う2種類の学校には、教育課程の特例として一貫教育の軸となる独自の教科を設けることや指導内容の組みかえ、前倒し、後送りをできるようにされています。また施設面

では、校舎が一体でなくても設置可能にされます。異学年交流スペースや校舎間の渡り廊下などの整備を国が支援するように求められます。

今後の人吉市内の小中学校における小中一貫教育、小中連携について、方向性とスケジュール等があればお教えいただきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

先ほど教育部長が申し上げましたとおり、今後の方向性としましては、国のほうからも新たな指針や取り組みが示されることになるかと存じます。当面は、本市の各小中学校の状況、地域の実態等を踏まえ、小中連携のより一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますし、さらには、国の新たな動きを見守りながら、常に子供たちを中心に据え、本市の子供たちにとってよりよい小中連携、小中一貫のあり方についても検討してまいりたいと存じます。

なお、本市における小中一貫への取り組みに係る今後のスケジュール等につきましては、まだ具体化しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 今後のスケジュールについては、まだ具現化されていないということでしたが、あえて質問をしたいと思います。大畑校区におきましても少子化が進み、児童・生徒の数が減少しております。この状態が進みますと、近い将来、第三中学校の統廃合ということが懸念されます。小中連携が行われている大畑校区の地域性を生かして、大畑小学校と第三中学校を小中一貫校のモデルとすることについて、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

本年3月の定例市議会一般質問におきまして、市長から当面は九つの小中学校で学校運営を継続していきたいとお答えさせていただいております。現在、市内における小規模校である大畑小学校、第三中学校につきましては、議員が御承知のとおり、これまでも体育大会の合同開催、さらには児童・生徒の情報交換会など、積極的な小中連携が行われているところでございます。また本年度は、子供たちのすこやかな成長を地域の力で支えるために、地域の教育力を結集して、大畑版コミュニティスクールの組織づくりを進めていただいていると伺っております。私も第三中学校に8年間も勤務させていただきましたので、大畑校区のきずな、気風、そして大畑小、あえて三中と呼ばせていただきますが、大畑校区の皆様のこの2校への愛着、愛情というものを肌感覚として理解をしている1人であり、西議員の思いというものもしっかりと受けとめさせていただきたいと存じます。

御質問に対し、現時点ではこれ以上の御答弁はできませんが、これまでも増して大畑地域の特色を生かした小中連携による学校運営を今後も継続していきますとともに、あわせて市内の学校全体としての小中連携、小中一貫のあり方につきましても、さらなる検討を進め

てまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁いただきました。国における法整備も進行中でありますので、それを見据えながら小中連携、小中一貫に取り組んでいただきたいというふうに考えます。チーム大畑 ―― 仮称でございますが ―― としましては、大畑校区から公共施設が集約してなくなったり、保育園、小学校、中学校が統廃合にならないように、しっかりと努力してまいりたいと思っておりますので、今後とも御協力のほど、御指導のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。これで、この質問を終わります。

次に、ロコモティブシンドロームについてであります。先日NHKのクローズアップ現代において、「子供の体に異変あり、広がるロコモティブシンドローム予備群」というテーマで放送があり、それを見て驚きましたので質問をさせていただきます。しゃがめない、腕がまっすぐ上がらない、今子供たちの体に異変が起きています。ロコモティブシンドローム（運動器症候群）という言葉聞いたことがありますか。手すりにつかまらなると階段を上がれない、足腰が痛いなど関節や筋肉といった運動機能疾患で、高齢者を中心に、その予備軍も含め4,700万人いるとも推定されています。そして今、そのリスクが子供まで広がっていると指摘する声が上がっています。ロコモティブシンドロームについての市教育委員会の取り組みについてお尋ねをします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

ロコモティブシンドローム、西議員のほうが非常にお詳しく、前段でかなり説明されましたので、あえて私がここで言うまでもないんですけど、答弁のほう用意しておりますので、少し聞いていただきたいと思ひます。ロコモティブシンドローム、これは体の動きに係る部分を総称して言うようでございますけれども、運動器症候群のことであり、一般的には筋肉、関節、軟骨、それから椎間板などの運動器に障害が起り、歩行や日常生活に支障を来している状態であると言われております。人はだれもが加齢になって、さまざまな運動器が衰えていき、その進行が進みますと自由に動けなくなったり、介護が必要な状態になったりすることになります。つまり、ロコモティブシンドローム、ロコモティブ症候群は、高齢者に多く見られる症状であるという概念がございました。ところが最近では、議員がおっしゃいますように、腰や関節が痛くてかかとをつけてしゃがめない、両手を同時にまっすぐ伸ばして上げられないなどという子供が見られ、子供の間でもロコモティブシンドロームが危惧されているというところがございます。例えば、何でかという、トイレが昭和スタイルから平成スタイル、要するに和式から洋式にかわってしまい、従来のしゃがむというスタイルから腰かける、そういうような状況になっていった、そういうこともやっぱり要因になっている、そういう説も中にはあるんです。少しうんちくでございますけれども、お話しておきたいと

思います。

本市の現状といたしましては、このロコモティブシンドロームに特化した健康診断等は実施はしておりません。現在、学校保健安全法施行規則に規定されております児童・生徒の健康診断では、検査項目として脊柱及び胸郭の疾病、そして異常の有無がございますので、脊柱に関しましては、学校医による健康診断がなされているという状況でございます。取り組みでございますけれども、それがこのロコモティブシンドロームの改善につながるかどうか分からないんですけど、運動器の機能的な面から申し上げますと、毎年1学期に各小中学校におきまして体力テストが行われております。このテストは、体の柔軟性をはかるための上体起こし、それから長座体前屈など8種目ございます。体力面につきましては、現在も各小中学校におきまして体力テストの結果を踏まえ、体育の授業を中心にさまざまな場面で体力の向上を図っているということでお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 子供におけるロコモティブシンドロームの要因について、放送の中では、生活環境の変化がありますし、子供たち自身からの変化もあると思われませんが、まずは遊びが足りない、外遊び、運動遊びが足りない。その状態で運動不足の子供たちが生まれ、スポーツの種目の訓練はするけれども、遊び的な要素の入った多彩な動きを含めたスポーツ指導とか運動訓練がなくなったためであります。しかるに原因と対策は、外遊び、運動遊びの不足だと考えられます。そういうふうになっております。ロコモティブシンドロームについての今後の対応について、市教育委員会の考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

私もたまたまクローズアップ現代を見ておまして、驚いた者の一人でございます。ロコモティブシンドロームにつきましては、国の動きといたしましても、平成26年4月30日付で、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、児童・生徒の健康診断の検査の項目並びに方法及び技術的基準において、四肢の状態を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することと規定されております。本規定は、平成28年4月1日からの施行となりますので、本市における児童・生徒の健康診断も規則にのっとりまして今後見直しを行いますとともに、学校医の先生方への御理解と御協力をお願いしていくこととしております。

また、現状では学校において、このロコモティブシンドロームの医学的な診断はできませんが、児童・生徒の中にも運動器において、何らかの機能の低下が見られる子供がいる可能性がございます。このような児童・生徒につきましては、学校と家庭とが連携を図りながら、その子に応じた治療や教育支援が行われるように働きかけてまいりたいと存じます。よく学び、よく遊べというような姿勢を学校でもとりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 今御答弁にありましたように、よく学び、よく遊べ、そのとおりだろうと思います。子供たちのロコモティブシンドロームの早期発見により、その子に応じた治療を速やかに行っていただきたいというふうに考えます。これでロコモティブシンドロームについて終わります。

次に、プログラミング教育についてであります。数年前からビジネスの世界では、論理的思考力やロジカルシンキングという言葉が盛んに言われるようになりました。文字どおり論理的に考える力というものですが、実はこれはプログラミングを学習することによって高めることが可能であります。コンピュータープログラミングの世界では、そもそもプログラミングが論理的に破綻している場合、それを実行しても確実にエラーになります。この点ではプログラミングの世界は、現実世界よりもずっとシビアであります。人間同士ならあいまいなままでも、あうんで何とかなる場合があります。しかし対コンピューターではそうではありません。また一応実行されるけれども、自分が期待したとおりには動いてくれないということもあります。この状態はバグと言ったりしますが、これもプログラミングにおいては日常茶飯事な出来事です。プログラミングはバグとの戦いと言われていますが、これは言いかえれば、論理的におかしい部分を徹底的に修正していく作業にほかありません。最近は小学生や中学生向けに、論理的思考力を高める書籍やテキストも出版されています。確かにこれも有効だと思います。しかし、プログラミング学習もひと味違って、論理力を高めるにはもってこいと言えるでしょう。例えば、なぜ自分が考えたとおりに動かないと思うかを子供たちに問い、原因を自分で考えさせるようにします。これを繰り返すことで、子供たちは動かないのには必ず原因があること、そしてその原因を取り除くことで動くようになることをゆっくりとですが、着実に学習します。

このように子供たちが楽しみながら、論理的思考力を高める方法としてプログラミング教育が役立ちます。プログラミング教育について、本市の取り組みをお伺いいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

このプログラミングのほうも西議員のほうがお詳しいですので、ちょっとまた最初のほうは同じような状況での説明になるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。プログラミング、コンピューターを制御するための一連の指示をプログラム言語で記述することをいうわけですが、このプログラム言語について、子供たちが学ぶこと、それをプログラミング教育と呼んでおります。現在中学校では、学習指導要領に基づき技術・家庭においてこのプログラムの計測、制御の学習を行っているところでございます。プログラムと計測、制御では、コンピューターを利用した計測、制御の基本的な仕組み、プログラムをつくるための基本的な情報処理の手順について学びまして、簡単な計測、制御をす

るためのプログラムを作成することとなっております。これらのことについて学習するのは、トータル的に中学校の3年間でございますけれども、やはりさまざまなカリキュラムの関係で現在は3学年、3年生になっておおむね総数、1年間で6時間程度ということでカリキュラムが組み立てられているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁いただきました。中学校におきまして学習指導要領に乗りまして、6時間程度時間が割かれているようでございます。子供向けのプログラミング教育の重要性は、ますます高まっていると考えます。プログラミング教育によってもものづくりに関心を持つ、論理的思考能力が伸びる、自己承認欲求を満たす手段を身につけられるといった点が期待され、これからの時代には必須なスキルと考えます。コンピューターのプログラミング技術は、これからの社会を生きていく上で、読み書き、計算と並ぶ能力になるかもしれません。主体的に行動するため身につけた技術だと考えます。プログラミング教育の必要性について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、社会活動全般においてICT機器に触れる機会が増大しており、子供たちにとってもコンピューターやスマートフォン等は、生活する上で欠かすことができないものとなってきております。そのような中で、パソコンやスマートフォン等ICT機器の適切な利用や情報モラル、情報セキュリティについての教育が重要であるということは言うまでもないことだと思います。情報教育の一部であるプログラミング教育によって、プログラミングの技術を身につければ、パソコンを自己表現のツールとして活用でき、情報化時代の創造力やコミュニケーション力などをはぐくむことができると言われております。私自身は、ITを活用する力、論理的思考力を養うのに適していると言われるこのプログラミング教育について、公教育の場である小中学校におきましては、現在のようにコンピューター制御の初歩となる基礎、基本を学ぶことを通して、子供たちがみずから興味を持つことが大切ではないかと考えております。プログラミング教育の重要性は十分に理解しているつもりではございますが、コンピューターやスマートフォン等を使用する子供たちが情報活用能力を高め、正しい使い方を身につけるためには、情報教育を全体的にバランスよく推進し、より充実させていくことが重要であると考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 現代社会において、ICTはなくてはならない必須のツールとなっておりますが、それを裏で支えるICT技術者においては人手不足の状態が続いています。経済産業省が発表した情報サービス産業の現状によると、ウェブビジネス市場は2011年の11兆円

から20年の27兆円まで約1.5倍に拡大すると予測されており、今後さらなる人材不足に陥ることは必死であります。2014年9月18日の日経新聞でも、ICT分野への派遣、月収100万円でも集まらずという記事も出ております。既にICT業界における人材不足は深刻な事態となりつつあります。また、情報教育において大切なことは、生きる力を身につけるということです。特にプログラミングを経験するという事は、進行のプロセスを学ぶことであり、今日の情報化社会を生き抜くためにはとても重要なことであると考えます。

具体的にプログラミングを行う際の手順を考えてみましょう。まず、プログラミングを組むためには、その目的を的確につかまなければなりません。次に、その目的を達成するために何をどのようにすべきかという計画を立てます。それを実行に移すことで、初めて設計した目的が達成されます。このような四つの大きなステップを経て、一つの処理を成し得るプログラムが完成するわけです。これは、そのまま仕事達成するという生きるために必要な手順と全く同じです。そして今日の情報化社会では、実行という部分が人間の手からコンピューターに置きかわっているのです。プログラミングを経験するという事は、コンピューターの本質を知ることでもあります。もともと人間の手で行っていた実行が、コンピューターによる実行に移行するにつれ、何をコンピューターにやらせて、何を人間が行うかという判断が必要になってきます。このような判断ができるようになるためには、根本を考えるとという手法の習得とともに、コンピューターでどのような処理ができるかという仕組みを知らなければなりません。コンピューターの仕組み、いわば本質を理解するためにも、プログラミング教育の経験が必要不可欠と考えます。情報教育はまず仕事の手順を考えることが大切であり、そしてコンピューターによって実行可能な仕組みを教えること、これがメインの教育にあるべきと考えます。プログラミング教育の今後の方向性について、お考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成25年6月14日に閣議決定がなされました世界最先端IT国家創造宣言におきましては、人材育成、教育に関して初等、中等教育段階でのプログラミングに関する教育の充実に努め、ITに対する教育をはぐくむとともに、ITを活用して多様化する課題に創造的に取り組む力を育成することが重要であり、このための取り組みを強化するとございます。また、我が国が情報資源立国となるためには、それを牽引する人材、それを支える人材の創出が必要であることが述べられております。このような国の方向性も踏まえ、本市におきましても限られた時間の中ではございますが、現在整備されておりますコンピューター等ICT機器を活用してプログラミング教育の充実に図っていく所存でございます。あわせて、今後も注意深く国の動向を見守りながら、情報教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁いただきました。今回の質問は、総務省がI T、文科省がI C Tという表現をされますが、同一でありますのでI C Tで統一させていただきます質問をさせていただきます。今問題になっておりますスマートフォンにおきまして、子供がゲーム等をしまして、無料サイトからいろんなアイテムを取るにつれてお金が要る、そういうものに巻き込まれまして多額の請求がきたというような事件もあっているところでございます。ただ、そのゲームがどういうふう構築されるかということプログラミング教育を進めますと、そういうものに陥っていかないということも考えられます。その辺も検討をしていただきたいと思っております。本市におきましては、I C T機器等の整備が進んでおり、これらの機器をフル活用してプログラミング教育を初めいろいろな活用方法を検討していただきたいと考えています。これでプログラミング教育についての質問を終わります。

次に、米価下落対策についてであります。米価下落の要因は、220万トンともいわれる過剰在庫と生産者における早く売りたいという思いがあらわれたものとされてはいますが、平成25年産と平成26年産の価格について、どのようになっているかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

25年産米と26年産米との価格についてでございますが、人吉市の代表的なヒノヒカリの玄米1袋30キログラムで、25年産米と26年産米の価格をJ A米の概算金単価で説明させていただきます。まず1等米でございますが、25年産米が5,760円、26年産米が5,010円。同じく2等米で、25年産米が5,430円、26年産米が4,680円。3等米で、25年産米が4,920円、26年産米が4,170円と、すべての等級で750円安くなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁いただきました。J A米の概算払いではありますけれども、30キロで750円、各等級で下がっているということでございました。農家にとっては厳しい金額だと考えます。26年産米の米価下落に対する国の対策はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

26年産米の米価下落に対する国の対策についてでございますが、緊急対策の主なものとして、一つ目が、当面の資金繰り対策として、平成26年産米の生産者に対する農林漁業セーフティネット資金の融資が受けられ、また利子補給を行い、貸し付け当初1年間の実質無利子化、二つ目は、米の生産数量目標に従って生産した販売農家等に、米の直接支払交付金につきまして、今年15日までに支払いを完了されるようでございます。三つ目は、ナラシ対策につきまして、規模要件を満たす認定農業者と集落営農組織の加入者はございませんが、米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度の運用改善が行われます。26年産米に限りましては、経営所得安定対策申請者のうち、すべての米の直接支払交付金交付申請者に

ナラシ対策への移行を推進するため、農業者の抛出を求めない円滑化対策へ申請手続を行っております。そのことで収入減となった場合、ナラシ対策の国費相当分の2分の1が交付されることとなっております。また国の追加対策として、飼料用米の増産に向けた設備導入の助成や稲作の低コスト化支援の実施、さらに実施既存資金の償還猶予を関係金融機関へ要請されております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） いろいろな支援策が出ているようであります。先ほどもお話ししましたけれども、ちょうど選挙で、それぞれ党首の政策の中に農業政策は万全を尽くしたいという安倍首相の言葉もあったところでありますが、国の政策により出される支援で、手続が要るもの等については、もらえることができる方が間違いなく手続ができるように、周知徹底を図っていただきたいというふうに考えます。また、現在検討されている支援策につきましては、あるいは再生協議会から施行されますように働きかけのほうをお願いしたいと思います。

次に、今回の米価下落により、27年産米の生産に対して意欲が薄れている生産者の話をよく聞きます。27年以降、生産者が意欲をなくさないように、国として対策は示されているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

27年以降、米の生産者が意欲をなくさないように、国として何か対策を示されているのかという御質問でございますが、去る11月28日に国の27年産米の生産数量目標も発表され、昨年に比べ14万トン少ない751万トンとする方針が決定されました。そこで、従来の生産目標に加え、過剰在庫の解消のめやすとなる自主的取組参考値を都道府県ごとに公表し、27年産米からは、目標より生産量を減らして飼料用米や小麦などに切りかえた場合、自治体を通じて10アール当たり5,000円の交付金を追加することを検討されております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁いただきましたように、国の政策としましてはまだ確定はしていないようであります。

それでは国の対策をもとに、市としてはどのようなことを行っていくのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

国の対策をもとに、市としてはどのようなことを行っていくのかとの御質問でございますが、国の27年産主食用米の生産数量目標が本年を下回る決定がされ、本市においてもさらなる調整を行う必要がございます。そのことを踏まえましてJAと協議し、国が推進している生産過程がかわらない飼料用米への転換や、地域のブランド化事業の一環として取り組んで

おります焼酎原料用加工米の多収性品種（ミズホチカラ）への転換を検討しております。また、ミズホチカラを推進する課題といたしまして、受け入れ先である酒造業者の需要数量の確保や、平成26年度よりミズホチカラ種子の専用採取法を多良木町に確保されましたので、J Aと協議し、種子の計画的な生産、配分を行っていく必要がございます。いずれにいたしましても、今後、国・県の動向を見据えながら、J Aを初めとする関係団体と協議を行い、米の生産者の所得安定、向上を目指して進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 米価につきましては、27年産米においても不透明な部分が多く、補助金漬けという批判もありますけれども、飼料用米や焼酎原料加工用米へのシフト増を図っていただきたいと考えます。また、農政局の八代地域センターにおきましても、27年産のゲタ・ナラシ対策に加入しましょう、あるいは飼料用米のおすすめといったチラシ等も出て啓発活動が行われているようであります。国における27年度農水省予算申請においては、畜産振興については厚く申請されており、また本市のハラール事業等による飼料用米の市場拡大をも図っていただきたいというふうに考えております。農家が意欲を持って米生産ができる農政を構築してもらいたいと考えます。これでこの質問を終わります。

次に、鳥獣食肉加工所についてであります。去る11月19日、武雄地域鳥獣食肉加工センターやまんくじらを市民クラブで視察をしてまいりました。取り組みについて紹介をいたします。平成18年12月、武雄市長から食肉加工処理施設の建設意向表明があり、平成19年イノシシ加工処理施設について調査検討を行い、平成20年の農水省補助事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して建設をされました。目的は、有害鳥獣駆除で捕獲したイノシシを無駄にせず、地域の食資源として有効活用し、イノシシの肉の特産品化を目指すということです。事業主体は武雄地域有害鳥獣処理組合で、処理目標が月20頭から30頭であり、処理能力として1日4頭から5頭ということでした。販売目標が年1,000万円で、職員はセンター長、解体員、事務員の3名体制ということでした。なお、武雄市における捕獲報奨金は、イノシシが第1期（4月1日から10月31日）で成獣（体長70センチ以上かつ体重15キロ以上）が1万5,000円、幼獣が8,000円、アライグマ3,000円。第2期（11月1日から3月31日）でイノシシ成獣が1万2,500円、幼獣が5,500円、アライグマが2,000円ということで手厚く補助がされているようでございます。本市で問題になっているシカは武雄にはいないということでした。

では、本市における有害鳥獣の捕獲頭数やイノシシやシカの有効活用として、処理加工施設を設置する場合、国における補助制度の概要についてお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、本年4月1日から10月31日までの捕獲いたしました有害鳥獣でございますが、シカ

が439頭、イノシシ176頭、サル6頭、アナグマ33頭、カラス453羽でございます。

次に、野生鳥獣肉の処理加工施設に係る補助制度の概要でございますが、鳥獣被害防止総合対策交付金という国の補助事業による制度でございます。この事業は、野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や、進入防止さく等の整備等に関する鳥獣被害防止対策を総合的に支援するものでございまして、その中でハード対策事業といたしまして、捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備が含まれております。補助率は事業費の2分の1以内となっており、補助の対象となります事業実施主体は、市町村、農業者団体、猟友会等で構成される鳥獣被害対策地域協議会などとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 補助におきましては、武雄の場合が総事業費が2,000万円で、国から1,000万円、市から200万円、事業主体が800万円ということでございました。捕獲した野生鳥獣の有効活用の一環として、本市でも処理加工施設について取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

厚生労働省では、野生鳥獣の捕獲から消費に至るまでの各工程における安全確保のための取り組みについて、野生鳥獣の衛生管理に関する検討会を行い、この結果を踏まえまして、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針、いわゆるガイドラインを作成いたしました。その基本的な考え方の1点目は、野生鳥獣の処理に当たっては、野生鳥獣を屋外で捕殺、捕獲するという家畜とは異なる処理が行われることを踏まえた独自の衛生管理が必要となること。2点目に、野生鳥獣肉を取り扱う者が、食用に供される野生鳥獣肉の安全性を確保するために必要な取り組みとして、捕獲から処理、食肉としての販売、消費に至るまで野生鳥獣肉の安全性確保を推進するため、狩猟者や野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理業者等の関係者が共通して守るべき衛生措置を盛り込んだものでございまして、また食用として問題がないと判断できない疑わしいものは廃棄することを前提に、具体的な処理方法が記載されております。したがって、野生鳥獣肉の利活用を進める上では、捕獲方法から捕獲後の処理、運搬、処理加工に至るまで、病原体や寄生虫、血液感染症に十分注意した厳しい衛生管理の条件が求められます。また、食肉として安全・安心な流通を確保するためには、コンプライアンスと捕獲から流通までの追跡体制、トレーサビリティに取り組むことも重要となってまいります。さらには、捕獲者から野生鳥獣肉の安定した供給量の確保と販路の開拓といったことも大きな課題となり、補助事業での処理加工施設を導入した場合には、当然費用対効果も強く求められるわけでございます。

現在のところ、本市におきましては、有害鳥獣捕獲や狩猟期におけるイノシシやシカ等の

野生鳥獣肉の処理加工施設について、狩猟者や地域協議会等からの要望は上がってきていないのが実情でございます。本市といたしましては、処理加工施設に取り組む考えは今のところございません。今後、人吉球磨など広域行政での野生鳥獣の有効活用につきましては、食肉活用も含め、人吉球磨定住自立圏形成の鳥獣害対策の分野で協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 市の主導型としての野生鳥獣食肉処理加工施設については、クリアしなければならない問題がたくさんあるようでございます。今答弁がありましたように、捕獲されてからの時間的な問題もありますけれども、人吉球磨それぞれが出しあった、そういう施設等ができればというふうにも考えているところでございます。

それでは、協議会等の民間主導で処理加工施設を設置する場合、国からの補助2分の1を除く自己負担の部分について、市の援助策があるかどうかお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

現状におきましては、どこからも処理加工施設をつくりたいというお話は伺っておりませんが、もしも有害鳥獣の有効活用につながるそのようなお話があれば、他の自治体の状況等を参考にさせていただきながら対応してまいりたいと存じます。なお、行政、民間にかかわらず国の補助金を用いる場合は、先ほども申し上げましたとおり費用対効果がどうであるかということが強く求められておりまして、具体的には経営計画に基づき設置した後は毎年収支を明らかにし、有効活用ができていくという判断ができるような経営を行っていただく必要がございますので、その点十分に御理解いただく必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 今回この施設について質問させていただきましたのは、駆除隊の中に団体の単位ではありませんけれども、数名の方がそういう施設ができないだろうかというような御相談もあったところも踏まえまして、質問をさせていただいたところでございます。鳥獣食肉加工施設につきましては、武雄市以外の施設も研究させていただきましたが、加工した肉を地元の飲食店や宿泊施設で消化し、食育にも活用して町の特産物にされている施設も多くあります。本市におきましても野生鳥獣の有効活用について、研究を進めていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。また、将来におきましては、シカ肉の有効活用ということで、野生ということで非常に難しいところもありますけれども、イスラム圏におきまして、シカ肉も海外によっては非常に貴重にされている国もあるということでございますので、そういうような面で有効活用ができればということで考えてもおりますので、よろしくお願いたします。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫です。本日も一般質問を行っていきます。早いものできょうは12月3日、師走とは読んで字のごとく先生が走る、御承知のとおり衆議院解散により総選挙が昨日公示となり、先月まで先生だった人たちが走っておられます。皆さんそれぞれ選挙には思いがございませうが、本日3日より期日前投票も始まりました。何かと忙しい12月でありますので、14日の投票に御都合が悪い方は、この期日前投票も御利用していただければと、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は2項目、安全・安心なまちづくりについて、2番目に市民の声からであります。

年末年始になりますと、犯罪や事故が多くなると言われています。警察も12月1日より年末年始の警戒活動も始まりました。犯罪も未然に防ぐことができればそれに越したことはないわけで、防犯とは犯罪を未然に防止するという意味でもあります。最近の事件、事故のニュースで、防犯カメラの映像が容疑者の割り出しの決め手になったとの報道をよく見かけます。本市で起きた女子高生殺害事件でも、防犯カメラの映像が被害者の足取りをたどるのに参考にされたとの報道もあっておりました。今回の質問は、本市でも防犯カメラの設置がふえている状況ですので、安全・安心なまちづくりのために、本市の設置状況と設置効果などについて質問したいと思います。防犯カメラは別の名称として監視カメラとも言われます。カメラ自体の機能は同じですが、どちらの名称を使うかでイメージがかわってきます。防犯カメラは万引き等の抑止力としての効果があるというイメージがありますが、監視カメラと聞くと、常に監視されているイメージや圧迫感などを感じるものであります。きょうの質問は、防犯カメラということで行います。

まず、本市で設置された防犯カメラの数はどれくらいあるのかお尋ねします。また、その管理はどうされているのかもお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

現在、市で管理しております防犯カメラは10台ございまして、これらは公園や駐輪場などに設置しております。

次に、防犯カメラの運用でございませうが、人吉市防犯カメラ設置運用要項に基づき、管理、運用を行ってございまして、機器の点検は管理を行う担当課職員が月に一、二回程度行ってお

ります。防犯カメラの映像は、附属して設置されているハードディスクに自動的に保存されており、必要に応じて保存されたデータを取り出すことができます。議員の質問の中でも本市の防犯カメラのデータを警察がというお話もございましたけれども、警察からの情報提供の依頼があった場合には、防犯カメラ設置運用要項や人吉市個人情報の保護に関する条例に基づき、保存されている映像の閲覧や提供を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいま答弁の中で10台設置をされている、公園、駐輪場、トイレもあったかと思えます。インターチェンジの待合室のトイレもあったと思えます。また、運用要項に基づいて管理もされているということでもあります。以前トイレなどの公共物のいたずらや器物の破損など、過去に報道があったように記憶しております。ただいまの答弁でも警察への映像の提供も行っているということでありましたが、これまで映像のデータを提供されたことがあるのか、また映像データの保存期間と削除の管理はされているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

初めに、警察への映像の提供件数でございますが、平成25年度がゼロ件、平成26年度が3件でございます。映像の提供の方法につきましては、USBなどの記録媒体に指定された日時の映像をコピーして提供しているところでございます。

次に、防犯カメラの映像データにつきましては、先ほどお答えしましたとおりに、附属して設置されているハードディスクに自動的に保存されております。記録された映像データは機器の容量にもよりますが、1カ月から2カ月の映像データが保存でき、自動的に古い映像データから新しい映像データに書きかえが行われ、保存されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 警察への提供も3件あったということでもあります。また、古いデータも上書きされることで削除されるということで答弁があったらと思います。防犯カメラの映像の取り扱いについて問題になるのが、撮影されている方のプライバシーに関してであります。取り扱いによっては侵害のおそれがありますが、本市においては運用項目に取り扱いに関してプライバシーの定義もありますので、要項に基づいて運用されているので大丈夫なようであります。

本市が設置した状況はわかりましたけれども、民間の商店街ではどうでしょうか。コンビニを初め銀行、商業施設などの店内には、数多くの防犯カメラが設置されています。店内の防犯カメラについては、数が多くて把握はできていないと思いますが、商業施設の外、商店街の通路、あるいは通りなどに設置されている数については把握されているかお尋ねします。

また、設置されている場合、運用要項などはあるのかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

商店街や自治会など民間における防犯カメラの設置状況でございますが、人吉市内では現在紺屋町に1台設置されております。これは平成25年度に、紺屋町町内会と人吉警察署からの要望により、熊本県防犯協会連合会と人吉地区防犯協会連合会が費用を負担して設置されたものでございます。設置された防犯カメラの管理運用につきましては、紺屋町町内会で行われております。また、防犯カメラの電気代が1カ月当たり500円程度かかりますが、こちらにつきましても紺屋町町内会で負担されております。この防犯協会が設置する防犯カメラにつきましては、管理運用規約を設けることとなっております。紺屋町町内会におきましても、人吉市紺屋町町内会防犯カメラ管理運用規約により管理運用が行われております。なお、平成25年度にこの防犯協会の制度を利用して設置されました防犯カメラは県内に5カ所ございまして、紺屋町、人吉市のほか、荒尾市、植木町、合志市、宇土市にそれぞれ1台ずつ設置されております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 商店街には紺屋町に1台設置されているということであります。管理に関しましても、管理運用規約によって運用されているということであります。ここは飲食店やスナックなどが多くて、飲酒によるトラブルが多い通りということもあつての設置であらうと思います。設置当時の昨年の地元新聞でもこの件が紹介してありました。そして防犯カメラ設置による効果として、①として犯罪抑止、②で犯罪捜査へ貢献、③住民、観光客に安心感を与えるなどの効果があるとの報道もあつておりました。本市のカメラ10台でございまして、また商店街1台でございまして。この防犯カメラの設置による犯罪の抑止の効果について、どう考えておられるかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

犯罪を抑止するためのさまざまな手段の中でも、防犯カメラは比較的低コストで非常に効果が高いものであるということは御指摘のとおりだと存じます。犯罪発生時には、防犯カメラに記録された映像を使用することにより、迅速で的確な初動捜査が行われた結果、早期の犯人検挙につながった事例もニュースなどでたびたび報道されております。市で管理しております防犯カメラの効果につきましても、施設でのいたずらや周辺での犯罪の抑止に大きな効果を発揮しているものと考えております。また、実際に事件が発生した際に、警察に対して情報提供を行った事例も先ほどのとおり数件ございまして、警察の捜査への貢献もできているのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 犯罪の抑止の効果はあるという答弁でありました。全国的にも防犯カメラ設置による効果には一定の評価があるようであります。先ほどの紺屋町商店街の防犯カメラに関しても、あることでこれからそういうシーズンになりますけれども、忘年会、そういった飲み会の多いところでもやはりあるというのが周知されていれば、何らかの防止、抑止になるんじゃないかというふうに思っております。

この紺屋町商店街の防犯カメラの費用については、熊本県防犯協会連合会と人吉地区防犯協会連合会が費用を負担して設置されたということでありました。維持費に関しては地元町内が負担されているということですが、今後設置を希望される商店街、あるいは団体などがあるかもしれません。設置費用に対する助成について、どう考えておられるかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

防犯カメラの設置に対する助成につきましては、平成26年度から熊本県防犯カメラ設置支援補助金制度が創設されているところでございます。この制度は、地域の見守り活動を補完することを目的としておりまして、防犯カメラの設置を行う防犯活動団体等に支援を行う市町村の事業に対して補助金が交付されるものでございます。該当する団体といたしましては、防犯ボランティア団体や自治会、学校PTAなどが挙げられます。補助の条件としましては、防犯カメラは録画機能があるものを活用すること、県が定める防犯カメラに関する運用指針に基づいた管理運用規定を定めること、防犯カメラ作動中などの標示板を設置することなどが定められております。

補助の対象経費でございますが、防犯カメラの購入に係る経費、機器の取り付け工事に係る経費及び標示板制作に係る経費でございます。設置後の維持管理に要する経費は、防犯カメラを設置する団体が負担することになります。補助額につきましては、防犯カメラ1台当たりの上限が20万円でございます。補助対象経費の2分の1以内とされております。残りの2分の1につきましては、市町村がその半分以上を負担し、残りを防犯カメラを設置する団体が負担することとされております。

この熊本県の制度に対する他市の取り組み状況でございますが、天草市と合志市が既に市の補助金制度を設けております。また、現在熊本市が準備を進めていると伺っております。安全で安心なまちづくりを推進していくためにも、本市におきましても地域における防犯カメラのニーズの確認を行いながら、市の補助金制度についても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。県の補助金制度が今年度から創設されているようであります。地域の見守り活動を補完する目的で、防犯ボランティア団体とか学校のPT

Aなどであるようであります。今後、犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置がふえていくことが考えられます。本市も補助金制度も検討されているようでありますので、市民のプライバシーを保護する目的としたガイドライン、防犯カメラ設置者の義務等を定めた条例の制定も必要になると考えます。この件に関しては、今後検討していただきたいと思っております。

今回、安全・安心なまちづくりについて防犯カメラの設置状況、防犯抑止効果について質問しましたが、その一方で、安全・安心なまちづくりのためには地道な防犯活動、マンパワーもやはり大切であると考えます。各小学校区で編成してある防犯パトロール隊の防犯活動や、児童・生徒の登下校等の見守り活動をされていることも王国保安官の方も安全・安心なまちづくりのために活動されております。ボランティアで活動されておられる団体、老人会の皆様に対しましては、心から感謝申し上げます。ちょっとまとまりのない終わり方になりますけれども、この件につきましてはこれで終わります。

次に、市民の声から、子育て支援についてであります。この件につきましては、電話でちょっと問い合わせがありました。本市では公的施設、商業施設での赤ちゃんに対する授乳スペース、オムツかえスペースについてでございました。この有無について、実際どうであるかというのが問い合わせでございました。私が知り得ている限りでは、九ちゃんクラブしかありませんでしたのでそう答えましたけれども、また人吉市子育てガイドブックにも九ちゃんクラブの紹介はしてありましたけれども、実際どうなのかというのがちょっとわかりませんでした。それで今回質問をさせていただきたいということで、項目に挙げさせていただいております。本市の設置状況など質問させていただきます。

民間の大型商業施設等においては、授乳スペース、オムツかえスペースなどの整備が進んでいるようではありますが、子育て世代にとっては外出の際に戸惑うことが多く、授乳スペースが設置してある施設の有無に関する情報提供などがより望まれているようであります。ミルクで育てる方、母乳で育てる方、その両方併用で育てる方それぞれあると思いますが、母乳の場合は、外出先で母乳での授乳は人目を気にされるのではないかと考えられます。オムツかえもそうではありますが、お尋ねしたいのは1点目として、オムツかえや授乳スペースを配置している市関連施設とその施設名を教えてくださいたいと思います。2点目として、オムツかえや授乳スペースを配置している施設の周知方法をお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

オムツかえ、授乳スペースを設置している市関連施設につきましては、議員からもおっしゃいましたように九日町にありますほっとステーション九ちゃんクラブがございまして。また、本庁舎及び保健センター、カルチャーパレス、スポーツパレスにおいては、オムツかえのベビーベッドは備えてありますが、授乳スペースは特に設置しておりません。そのほかの市関連施設には、ベビーベッドはございませんが、いずれの施設にも御要望がございましたとき

には、オムツ替えや授乳のための空きスペースを御利用いただけるよう対応しているところ
でございます。なお、周知につきましては、九ちゃんクラブのチラシなどにより行っており
ます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 授乳スペースは九ちゃんクラブだけであるようであります。ベビーベ
ッドを置いているところが4施設、これはオムツかえのところでございますが、またほかの
施設においても要望があれば対応できるようなことをされているようであります。この周知
方法でチラシとありましたけれども、私が九ちゃんクラブのチラシをお持ちしました。これ
以外に書いてあるんでしょね、これにはちょっと書いてございませんでしたけれども、こ
れは商店街のやつですけれども、また別のやつだったと思うんですけど、済みません、私は
ちょっと持ってなかったようです。

本市の商業施設に、オムツかえや授乳スペースがある主な施設数と、スペースの設置状況
の周知をされているのかをお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それでは、お答えいたします。

先ほどのチラシの件ですが、持ってらっしゃったのと同じものですが、これの裏の
ほうに商店街の地図がありますが、そこに記号でオムツ交換という赤ちゃんの記号が入って
まして、それが書いてある施設でオムツ交換の対応ができるということでございます。よろ
しいでしょうか。

それから次の質問についてですが、すべての商店について調査を行ったものではございま
せんが、把握している状況での御回答をさせていただきます。商業施設における授乳スペー
スにつきましては、現在のところ設置している施設はございません。しかし、御要望があっ
たときにはお声かけをしていただければ対応していただける商店もございます。また、オム
ツかえのスペースにつきましては11カ所ございまして、九ちゃんクラブが作成しましたチラ
シ、今申し上げたチラシですけれども、それにより周知を行っております。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今ちょっと私が言った載ってなかったというのは、市の関連施設に九
ちゃんクラブのチラシに載ってたというふうに答弁があったようでございますので、それ
に関して、市の施設にあるベビーベッドとかいうやつがこれには載ってないというのを言っ
たつもりでございます。ですので、市の関連施設にベビーベッドがどこに置いてあるかとい
うのは多分書いてないようですので、この件についてはまた市の子育てガイドブックの
ところで取り上げたいと思います。

今九ちゃんクラブで配っていらっしゃるチラシに書いてあるオムツの交換場所、あるいは

ミルク用のお湯を提供するお店、さまざま書いてございます。先ほど答弁ありましたように、こと細かく、青井ときめき通り、西九日町通り、東九日町通り、鍛冶屋町通り、この四つの通りに隣接している商店街にそういうところが利用できるというのを落とし込んであるチラシでございます。これを見る限りたくさんあるように思います。また、ほっとステーション九ちゃんクラブが大きな存在としてありますので、ここに行けばすべてそろろうという形になっているようですので、このチラシ、いろんな意味で利用する価値がございます。また、子育て中の特に乳幼児の母親の方たち、そういうところではぜひ利用していただければというふうに思っております。

先ほどの答弁の中で、県の事業の応援団についての答弁はありましたかね。なかったですよ、済みません。今県の事業として、くまもと子育て応援の店・企業推進事業で子育てであったか応援団があります。これに登録されているお店、登録されている事業数はどれだけあるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今議員から紹介がありましたくまもと子育て応援の店・企業推進事業ですけれども、これは県の事業でございます、子育て先進県を目指して、子育てを支援する企業、店舗などを登録し、意識啓発と取り組みの輪を広げるというものでございますが、それに対しまして本市で登録されている事業所数は35件でございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 先ほど子育ての応援団、これに登録されているのが35件、この地図にも書いてあるこの件数だと思います。これも非常に役立つということでございますので、この辺の配り方もまた今後配っていただきたいと思っております。

それでは、本市が作成している人吉市子育てガイドブックですが、平成22年10月に初版が発行され、昨年25年3月に改訂版が発行されています。この子育てガイドブックでございますが、先ほど申したとおり、市の施設にオムツかえのスペースあるいは授乳スペースの記述が入ってございません。地図に落とし込んでございませんので、次回このガイドブックを改訂される際には、こういう情報も掲載していただきたいということでございます。また、来年度から始まる子ども・子育て支援制度の内容についてもまた変わるようでございますので、その辺も盛り込んでいただきたい。そして、初版のやつと改訂版のやつが同じイラストで同じ色なんですよね。どちらが改訂版なのかわからない状況です。これは私がちょっと書きましたけれども、やはり色なり、ちょっとイラストをかえていただきたいというのがございます。だから次回改訂いただくときにはその辺も検討していただきたいと思いますが、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

来年度から今議員からもお話がありましたように、子ども・子育て新制度がスタートして子育てに関する制度が大幅に見直されますので、それにあわせて子育てガイドブックも27年度版として新たに改訂を予定しております。その際に御指摘の点につきましても掲載したいと考えております。また、わかりやすいように改訂版ということがはっきりわかるような装丁にしたいと思っております。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 改訂の際には盛り込んでいただくという回答でございました。27年度に改訂版をまた発行されるということでもあります。よろしく願いいたします。

次、最後ですけれども、これは提案でございます。他の市で授乳やオムツかえのできる関連施設を赤ちゃんの駅のネーミングとされている自治体がふえているようであります。また、野外で行われるイベントなどの会場で、乳幼児連れの母親が授乳やオムツかえを自由に使えるようにと、移動が可能なテント内に折りたたみ式オムツ交換台を設置し、赤ちゃんの駅としてイベント会場に設置されている自治体もふえているようであります。大阪府狭山市では、2011年度から移動式赤ちゃんの駅を無料で貸し出しており、小学校の運動会や商工イベントなどで利用されているようであります。本市でも多彩な催しが開催されておりますが、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるような、この移動式赤ちゃんの駅を取り入れるべきではないかと考えておりますが、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

大阪府狭山市の移動式テントの貸し出しの例をお聞かせいただきありがとうございます。子育て中のお母さんにとりましては、オムツ交換や授乳スペースが設置されておりますと、安心して子供を連れてイベントなどへ参加しやすくなるのではないかと考えているところでございます。本市におきましても、移動式テントの準備に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今答弁で準備に向けて検討してまいるという答弁でございました。これは済みません、実施する方向で考えているということで理解してよろしいのでしょうか。もう1回御答弁いただきたいと思っております。

○健康福祉部長（松岡誠也君） まだ御提案いただいたばかりで、ここで確定的な御返事はできませんけれども、いろいろ財政担当との協議とかもありますので、それは言えないところですが、私たち担当課としましては前向きにやりたいと思っているということです。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 部長は導入したいということでございますので、これは実現するんじゃないかと思っております。財政の方にもお願いしておきたいと思っております。子育て支援として質問させていただきました。やはり子供は人吉市にとっても宝でございますので、そういう子育ての支援はずっと続けていかなければならないと思っております。今回の衆議院選挙、いろんな大義名分がないというふうに言われておりました。消費税の先送りの信を問うということでの話もありました。この消費税アップ分が年金、介護、医療、子育て、この子育て分野のほうにも回ってくるようになっておりますので、そういった意味では、今後子育てのほうでも本市においてもいろんな政策、いろんな対応をしていかなければと思っております。私もいろんな意味で提案を今後させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時01分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日4番目の質問者の平田清吉でございます。早く終わりたいと思っておりますが、いましばらくの間おつき合いを願いたいと思っております。1年がたつのは早いもので、今月1カ月を残すばかりとなりました。この12月の師走の声を聞くと、なぜか気ばかりが焦って、落ち着きをなくしている自分の姿が目には浮かびます。しかしその中で、常に市民の皆様の生命と身体と財産を守り、市民の皆様の安心と安全を確保するためには、また人吉に生まれてきてよかった、人吉に住んでよかったと言われるまちづくりをするためには、少子高齢化と住民人口の減少が続く中、また確実な税収の減少が予想される中、人吉をどのように活性化させていけばよいかとばかり考えています。このような思いを込めて、これから一般質問をしていきたいと思っております。

私の通告項目は2項目です。1項目は第5次人吉市総合計画について、もう1項目は市民の声からの2点について質問します。

まずは1項目、本市まちづくりの羅針盤とされている第5次人吉市総合計画の基本構想に掲げられているまちづくりの政策・戦略2の教育・文化、「美しき相良700年の歴史文化都市ひとよし」における基本計画・施策（4）の「歴史遺産の保存と活用」について質問します。このまちづくりの政策・戦略2では、世界に誇れる宝の一つである「相良700年の歴史が育んだ文化財」を大切にするとともに、継承されてきた伝統文化や市民の自主的な文化活動等を支援し、感性あふれるまちづくりを進めますと述べられています。そこで、まずは相

良700年の歴史がはぐくんだ歴史遺産といわれる文化財の定義についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

文化財の定義でございますけど、文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産でございます。また、私たちの国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上の発展の基礎をなすものでございます。文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群に区分し、これらの文化財のうち重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録するほか、都道府県、それから市町村において指定を行うなど、その保護を行っております。そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象といたしております。一般的に文化財といえますと、国や地方公共団体により指定を受け、保護の措置が図られているものを指すものととらえがちでございますが、平成19年10月の文化審議会文化財分科会の報告では、本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な文化的所産を示すものとされ、広義の文化財として解釈されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） ただいま教育部長から歴史遺産といわれる文化財の定義について答えていただきました。ちなみに1950年、昭和25年5月制定の文化財保護法第2条では、分類された文化財の言葉の意味する内容として具体的に、有形文化財とは、建造物や絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書等をいい、無形文化財とは、演劇や音楽、工芸技術等をいう。また民俗文化財とは、衣食住や生業（なりわい）、信仰、年中行事などに関する風俗習慣、民族芸能等をいい、記念物とは、貝塚や古墳、都城跡、城跡、旧宅、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、動物、植物、地質鉱物等をいう。そして文化的景観とは、地域における人々の生活または地域の風土により形成された景観地をいい、伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群をいうと定義され、熊本県文化財保護条例、昭和51年3月に制定においても、人吉市文化財保護条例、これは昭和53年3月に制定においても、同様に定義されているということは皆さんもよく御存じだと思います。

そこで、2回目の質問ですが、人吉市ではよく人吉球磨地域に県下の文化財の8割が集中しており、文化財の宝庫といわれておりますが、本市における国、県、市の指定を受けている文化財の数と、文化財の宝庫と言われるゆえんについてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、本市における国、県、市の指定を受けている文化財の数は、国宝青井阿蘇神社を含

む国指定が7件、国指定登録が4件、それから県指定が25件、市指定が81件となっております。人吉球磨地域に県下8割の文化財が集中しているということでございますけれども、これは熊本県内の「国指定」重要文化財の社寺建造物、18件あるそうですけれども、そのうち人吉球磨地域には16件所在しており、割合でいいますと約8割がこの人吉球磨地域に集中していることを示しております。また、仏像につきましても県内の国、県指定の4割がこの地域に集中しております、これから人吉球磨は文化財の宝庫と先ほど最後におっしゃいましたけれども、言われているゆえんでございます。

以上、お答えいたします。

済みません、私が入吉球磨に県下8割の文化財が集中しているということを申し上げて、「これは県内の国、県指定重要文化財の社寺建造物18件」と言わなければならないところを、「国指定」と言ってしまったそうでございます。県も入るとということで訂正させていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 以前から入吉球磨は文化財の宝庫であるということは、入吉球磨の歴史探訪により理解していたつもりですが、入吉球磨には県下の文化財の8割が存在すると言われることについては、地理的な面積の面からちょっと考えがつかず、県下の有形文化財における重要文化財の8割以上が入吉球磨に存在すると、今御回答があったことからやっと理解することができました。

続きまして、一般質問発言通告書の要旨の順番が少しかわりますけれども3回目、学校教育と歴史遺産について質問いたします。ここまで文化財（歴史遺産）の定義並びに本市における指定文化財の数について尋ねてきましたが、私は文化財は郷土の歴史を知らしめてくれる貴重な財産であり、郷土愛をはぐくむための源でもあり、そしてこれほど観光資源に有効なものはないというふうに考えております。郷土愛は、自分が生まれ育った地域の歴史と文化、そしてこれまで先人たちが永遠と守り伝えてきた文化財を知ることによって培われ、その知り得た文化財について尋ねられたとき、その文化財の所在と説明、案内ができ、郷土の出身者であるということを誇りに思うときに初めて郷土愛が完成するのではないのでしょうか。

そこで、この地域の歴史や文化財について学ぶという授業は、学校ではどのような機会をとらえて教育されているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

地域を学ぶという授業は、学習指導要領に基づき、主に小学3年生、4年生を中心に行っております。本市におきましては、「わたしたちの入吉市」という副読本によって、昔からの暮らしの移り変わり、地域の祭り、伝統行事、入吉市に残る古い建物、文化の発展に尽くした人などを学んでおります。また、それぞれの小学校での取り組みも行われており、例えば東間小学校では、校区内の「岩屋熊野神社」について、大切に現在まで受け継がれてきた

ことなどを社会の授業を通して学んでおります。私自身、大人になって人吉の良さといったものをなかなか伝えることができない、またうまく表現できないことなどを常々感じておりました。また、地域の地域資源を十分に案内できるかと自分自身に問うたときに、疑問でもございました。議員がおっしゃるとおりに、幼少のころから地域の歴史、文化財に触れ、見て感じることは、何よりも得難い体験であると地域を学ぶ必要性について、改めて意を強くしたところでございます。

お尋ねの観光案内という点でございますが、教育研究所の社会科部会の責任者にお尋ねしましたところ、市内在住の小学4年生以上であれば、例えば国宝青井阿蘇神社について、観光客のお尋ねに対し、簡単な御案内、道案内等も含んでですけども、それはできるのではないかと伺っております。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。先ほど東間小学校の例を申しましたときに、「校区内の岩屋熊野座神社」と言わなければならないところを、「校区内の岩屋熊野神社」ということで、座を抜かしてしまいました。申しわけございません、訂正いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 人吉市の各町内には必ず氏神様が存在し、各家には菩提寺が存在するかと思います。それら寺社仏閣は高台にあったり、へんぴで寂しいところにあたりと、子供にとってはいささか危険な場所とされているところもあり、地域の文化財のありかを知らない、行ったこともないという子供もあるやに聞いております。地域の貴重な文化財については、機会あるごとに現地で学ぶ教育をしてほしいと思います。

続きまして4回目、本市では指定文化財以外の文化財は文化財にあらずとの考え方が少しあるように思われますが、指定文化財以外の文化財の現状把握はなされているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

指定文化財以外の文化財は文化財にあらず、そういう気持ちは全く持っておりませんので、その旨だけはちょっと釈明させていただきます。指定文化財以外の未指定文化財の件数につきましては、これは小さなお堂、それから神社、ほこらを初め路傍、路傍というのは道端ですね。道端の地蔵や庚申塔、それから先祖代々の家に伝わる古文書などの有形の文化財だけではなく、例えば球磨拳などの伝統遊技や神楽、さらには民謡、物語や伝説などの無形のものもあり、これは多数多岐多様にわたって存在していると考えられます。過去に校区ごとに文化財の種別により調査を行っておりますが、これは総合的、統一的な整理ができておらず、すべての件数を把握していないのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 多分担当職員の数が少ないために、文化財等を調査するのは大変でしょうが、指定された文化財や人吉城跡等の管理、調査、案内も非常に大切な仕事ですけれども、未指定文化財の調査についても早急に取り組み、確実な現状把握をお願いしておきたいと思います。

続きまして5回目、地域には多くの未指定文化財が存在しています。これは先ほど教育部長も認めていただきましたので、存在していることは周知のことと思います。人吉市の高齢化率は約32%、人口も毎年400人減少し、町内人口、戸数も毎年減少しています。しかも高齢者の一人住まいが多くなり、生活に余裕のない場合が多いように見受けられます。このような中、指定並びに未指定文化財は、年々これも老朽化しております。倒壊などの危険な状態にあるものもあります。特に地域住民や個人で所有・管理されている未指定文化財の修理について、補助制度等はないのかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

指定を受けている文化財については、それぞれ国、県、市それぞれに補助制度がございますが、未指定文化財に対しましては、残念ながら現在のところ補助制度はございません。じゃあ未指定文化財保存のための支援制度は全くないのか、皆無なのかということになりますが、それはそうではございませんで、平成22年に制定されました市民まちづくり応援事業という助成制度の中で、市民などで構成する団体が新規の事業を実施しようとするとき、一度限りの助成を行う支援制度、補助制度がございます。例えば、地域づくり事業というメニューがありまして、その中の地域文化事業に、これは議員が前々から私もいろいろお話聞いておりますけれども、こういうものは該当するものでございまして、助成対象経費の3分の2以内、200万円を限度に補助できると、そういう補助制度があるということをお伝えしておきたいと思います。この制度は、地域の文化振興や地域活性化を図るため、古くから地域で保存しておられる観音堂、薬師堂の改修、それから周辺環境整備なども助成要件を満たしていれば助成対象になると考えられますので、ぜひこれを広く活用していただきたいと私自身は思っております。これは冒頭で申し上げられた近年文化財を取り巻く環境は、これは人吉市でも過疎化、少子高齢化が進んでおりまして、文化財を次世代へ継承する担い手の不足、さらには個々の集落で文化財の修理費の捻出が困難になってきているというのは、これは事実でございまして、地元でも大変な御苦勞をされているということも聞いておりますし、文化財を今後管理、保存していくための何か手段が必要だということもあわせて承知をしているところでございます。ただ、今指定以外の未指定文化財に対して、すべての文化財に十分な経費を確保して、支援をしていくことはそれは望ましいことではございますけれども、現実的にはそれは難しいことではございますので、先ほど私が申し上げましたまちづくり応援助成制度などを活用していただき、対応していただければなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 地域の未指定文化財の保存のために、人吉市民まちづくり応援事業という助成制度がありますよということで、ありがたい紹介ではありますが、先ほども述べましたように、少子高齢化が進み、戸数も住民数も少ない地域では、文化財の大きな修理負担が重荷となり、修理を断念せざるを得ず、ただただ倒壊を注意深く見守るだけのところもあります。もはや過疎地域だけでは、文化財を守り維持していくことは困難な状況になっております。早急な対策をお願いしたいと思います。

続きまして6回目、この未指定文化財（歴史遺産）の活用は、市長の「観光で食べられるまちづくり」において、また市長のマニフェストには掲げておられませんが、すべてのまちづくりの施策・戦略の中で大いに活用できるものと思っておりますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

日本を訪れる外国人が日本で一番行きたい都市は、相変わらず京都でありまして、世界中の観光都市を見渡しても遺産で食べていると言われているローマなど、人気トップ5の常連の都市でございます。観光を考えるときのテーマとして、人が感動を覚える最大の感情は懐かしさであるというふうに言われています。それは、ただ単にみずからの過去の記憶に限ったものではなく、先祖から受け継いだ記憶や、あるいはデジャビュに代表される心象的なものもあるというふうにあります。

さて、議員御指摘の文化財の活用ということでございますが、文化財は日本人あるいは人類が築いてきた歴史、そして文化を具現化したものでございまして、その歴史を我々に語りかけてくれるものでございます。輝かしい人類の歴史を象徴するものから負の遺産まで、多岐にわたり世界遺産の例のとおり、国や文化の違いを超えて感動を与えるものも数多く存在しているところでございます。第5次人吉市総合計画にも、本市の比類なき三つの宝を示し、その一つが相良700年の歴史がはぐくんだ文化財や地場産業と位置づけております。球磨地域文化財広域連携事業においても、広域的な文化財の連携を目指してございまして、特に文化資源を見せるという意識で活用したいというふうと考えて進めているところでございます。さらに近代化遺産群としてのJR肥薩線も沿線地域の大きな文化資源でございます。私就任当時からのまちづくりのテーマの一つとして、先人たちが残してくれた足跡をしっかりと受け継ぎ、未来へと発展させていくことがございますが、まさにそれを具現化するものでございます。このようなことを総合的に考えるとき、地域が誇る文化財、文化資源は言うまでもなく、風土、風物、地勢、町のたたずまい、そして産業などを通した人々の営みなど、先人から受け継がれ、現在でも都市を構成するさまざまな要素、あるいは町のストーリー、すべてが観光で食べられる人吉市の魅力をつくり出すアイテムになる可能性があると考えており

ます。今後、観光立国によるインバウンドの進展を初め、諸外国との経済交流等が活発化する中で、そのバックボーンとしての日本遺産のような歴史的、文化的背景、都市理念みたいなものが都市の重要な価値として必ずや問われてくるというふうに確信をいたしているところでございます。また、クールジャパンの旗頭として、日本のアニメや漫画が非常に注目を浴びているところでございますが、本市もアニメ夏目友人帳の聖地として、平田議員が御心配をされている中神大柿の毘沙門堂、天狗橋とともにこのアニメに背景として出てまいりますし、最近では国民的長寿番組のサザエさんにも本市が取り上げていただけるなど、私たちの人吉市は多くの注目を浴びていることも事実でございまして、広い意味での我々の文化が観光で食べられるまちにつながっていくものと実感をいたしているところでございます。

先ほどからのやりとりで、平田議員が御質問されている御懸念の文化財というのは、平重盛公の供養塔並びに毘沙門堂ではないかというふうにお伺いをいたしておりますが、その周辺の五重塔群を含む保存についても、指定、未指定にとらわれず、行政と地域が一体となって未来へつなげていくことが肝要だと存じております。ぜひまちづくり応援制度を御活用いただき、御心配されている地域負担についても、一町内で厳しいということであれば、中原校区全体、あるいは市全体という取り組みも有効ではないかと、そういうことも視野に入れながら御検討いただければと思っております。私も幾度となく毘沙門堂、平重盛公の供養塔、お参りさせていただく機会がございまして、そのたびにあそこ説明板がございませぬので、なぜ平重盛公の供養塔なのか、だれが建立したのか、しかもそれが大柿の球磨川河畔なのか、多分あの毘沙門堂、供養塔は東北のほうを向いておりますので、多分これは都を意識したものではなかろうかと推測をしているところでございまして、大変興味深い史跡であるというふうにも思っております。こういったものを調査し、一つの物語、ストーリーとしてつないでいくのも一つの方法ではなかろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 決して一つの文化財について質問しているわけじゃありません。人吉市には8割の文化財が存在しているということで聞いております。私の地区だけじゃなくてほかの地区でも多分倒れかかっているとか、もう古くなっているところもあると思いますので、お間違いがないように、済みませんがよろしくお願いいたします。

さらに、未指定文化財を観光で食べられるまちづくりに活用するためには、市民の皆さんが未指定文化財の存在を知り、観光客に対して常におもてなしの心を持った説明と案内ができなければ、先人たちが守り、残してくれた未指定文化財は宝の持ち腐れに終わると思います。古社寺が多く、小京都と言われる本市を観光客であふれる活気ある町にするために、いま一度すべての歴史遺産に光を当て、人吉城歴史館やひとよし花まる学園大学における歴史学講座においても、いま一度学び直してみたいと願っているものです。また、人吉城歴史館

において、学芸員の資格を持って勤務されている職員によるお庭御覧講座での歴史遺産の現地説明会は、一つの文化財を知る上で非常に勉強になりました。

続きまして2項目め、市民の声から1点目ですが、昨年度の12月と1月に施行されました子ども・子育て基本条例及び同施行規則について、人吉市では近年の子供に対するいじめ、虐待、体罰、自殺等々の多くの事例をかんがみ、本市からは決して一人の死者、けが人も出さない、出させないとの思いから制定されたというふう聞いております。

そこで1回目、基本条例における市の責務についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

人吉市子ども・子育て基本条例における市の責務についてでございますが、条例第6条において、基本理念にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次の責務を果たすこととしております。まず1点目が、国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。2点目が、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、情報の提供及び必要な財政上の措置等を講じること。3点目が、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うことという、以上の3点でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 私はこの子ども・子育て基本条例において最も危惧していることは、この第6条、市の責務もさることながら、第3条の基本理念を達成させるために、保護者や地域住民、学校・施設等関係者、事業者の中に市がどこまで入っていけるかを危惧しております。しかし、市はそのために第23条において、子ども・子育て相談員を設置されたのではないかと考えております。

そこで2回目、現在この子ども・子育て相談員の配置及び勤務状況、勤務時間とか勤務日数はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

子ども・子育て相談員の配置、勤務状況についてお答えいたします。平成26年4月から教育部に1人、健康福祉部に2人、合計3人を配置いたしております。また、いずれも非常勤の一般職員でございますので、勤務状況としましては、週4日、29時間以内の勤務となっております。なおおむね8時30分から午後5時までとなっております。以上のような勤務体制の中で、市民からの幅広い相談にどちらの部署からでも速やかに対応できるように、3人の相談員は市長及び教育委員会双方からの辞令を交付し、また休日等を調整しながら、相談員のいずれかが対応できるような体制を整えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 相談窓口として教育部に1人、健康福祉部に2人を配置して対応されているとのこと。相談窓口がまた相談室が相談に応じる場所として適当な場所にあるのか少し疑問ですが3回目、相談窓口が設置されてから本日まで、どのような相談が何件あったのか、個人情報保護法に抵触しない範囲でお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

子ども・子育てについての相談内容、件数でございますが、平成26年4月から11月までの8カ月間の相談対応状況についてお答えをいたします。相談件数は実数で69件、何回か来られる場合もありますので、それを延べで数えますと339件でございました。相談内容を実の件数で見ますと、虐待関係が16件、いじめ関係が8件、不登校関係が12件、それから担任などの指導に関するものが6件、家庭問題などその他含めて27件となっております。家庭問題などというのは、主に例えば親の病気であるとか、経済的な困難とか、劣悪な住環境などのために十分な子育てができないというような場合の相談でございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 時々教育委員会の定例会を傍聴させていただいておりますが、各課長の報告時間まで傍聴していなかったせいか、子ども・子育てに関する相談が開設以来まだ8カ月しかたっていないのに、もう既にこのように多く寄せられていることに本当にびっくりしております。

そこで4回目、子ども・子育てに関する相談解決に当たって、この子ども・子育て基本条例及び施行規則の権限がどこまで及ぶのか、また介入できるのか、そして相談者にどこまで対応されてきたのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

子ども・子育て相談の解決についてですが、相談対応につきましては、来所による相談、電話による相談、御家庭などに訪問しての相談対応を状況に応じて行っております。まず、相談が寄せられますと、安心して相談していただけるよう傾聴に心がけ、相談内容の把握をいたします。相談内容を聞き、その場でのアドバイスなどで解決する場合も多くございますが、困難、複雑なケースなどにつきましては、速やかにケース検討会議を開催し、各関係機関と連携しながら、どういう支援ができるのか、またどんな解決の方法があるのかなど検討し、さらに役割分担を行い、関係者が連携しながら迅速な相談解決に努めております。さらに、定期的に月1回のケース管理会議を開催し、ケース対応の報告検討会議を開催しているところでございます。また、相談の内容によっては、法律等により市が直接関与できないような児童福祉施設等での虐待のケースなどもございましたが、そのような場合でも人吉市子ども・子育て基本条例に基づき、各機関と協力、連携しながら解決に向けた対応に当たっているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） ここに子ども・子育て相談員及びその他関係者の方の労を多としたいと思えます。くれぐれも子ども・子育て相談においては、早期発見と早期対応、早期解決に努めていただき、最悪な状態にならないように対応のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、市民の声からの2点目、現在の市の財政状況についてお尋ねいたします。1回目ですが、市長の“かがやき”づくりトークでの説明の中で、本市の借金（市債、公債費）についての説明がありましたが、確かに市長就任1期目の市の借金（公債費）、これは少なからず減少傾向にあり、さすがに努力されているなど期待をしておりましたが、それが近年日本国中に立て続けに大きな災害が起きたためか増加傾向にあります、その要因はどこにあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

具体的に数字を挙げてお答えしたいと存じます。田中市長就任当初、平成19年度末におきましては、起債の残高が約148億2,000万円ほどでございましたが、その後減少し、平成23年度末には約139億4,000万円と8億8,000万円の減となりましたが、御質問でもあったところでございますけれども、その後増加に転じ、平成25年度末で約143億8,000万円と、平成23年度末と比較しますと約4億4,000万円の増となっているところでございます。田中市長の就任当初と比較しますと、それでも4億4,000万円の減とはなっている状況でございます。近年の起債の残高が増加となっております原因の一つといたしましては、防災・減災事業として取り組みました防災行政無線の整備に、平成24、25年度の2カ年度で5億8,000万円ほどの起債を借入しましたことや、国の経済対策等による補助金を裏財源とし、補正予算債として借入をしましたことによりまして、起債の残額がふえてきているところでございます。なお、防災・減災事業や補正予算に係る起債につきましては、後年度返済する元利償還金に対しまして、普通交付税により一定の財源措置がなされる有利な起債でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 国の借金（国債）は今や1,000兆円、国家予算の10倍以上です。本市の市債は先ほど言われたとおり143億円、年間予算に匹敵する状況にあります。

2回目、この市債の償還については、どのような財源をもって返済されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

起債の償還についてはどのような財源があるのかということでございますが、財源には一般財源と特定財源がございますが、償還額のほとんどを一般財源にて対応しているところでございます。また、特定財源で償還している主なものを申し上げますと、公営住宅建設事業

の起債につきましては、その償還に市営住宅の家賃（使用料）を充当しているところでございます。ちなみに平成25年度で申し上げますと、起債の償還額が約9,700万円ほどありましたが、その分につきましては市営住宅の家賃（使用料）で補っているところでございます。平成25年度末の残高は、約8億8,000万円ほどになっているところでございます。また、特定財源ということではございませんが、1回目の御質問でお答えしましたとおり、防災・減災事業や経済対策の補正予算に係る起債につきましては、同じ償還年数ではございませんが、おおむね10年から20年で償還を行うこととしておりまして、後年度返済する元利償還金に対しまして、普通交付税により一定の財源措置がなされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 国債や市債問題に対して私の考え方は、皆さんだれでも同じ考え方だと思いますが、小さく自分の家庭の経済状況に置きかえて考えるようにしております。現在の国の国債額のあり方や本市の市債額のあり方は、本来であれば私の家庭生活では成り立ちません。なぜならば、所得額よりも国債や市債額のほうが大きいからです。今年度も各地で大きな災害が発生し、本市におきましても多くの事業が計画され実行されています。また、本市において庁舎建設という大きな問題もメジロ押しです。

そこで、一般質問の最後になりますけれども、市長に本市の市債返済について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

私の借金にまで御心配をいただきましてありがとうございます。確かに市の借金は起債でございますが、この起債につきましても当然のごとく少ないほうがよいわけでありまして。しかしながら、税収を含む歳入が減少する中で事業を進めるとなると、国などからの補助金のほか、どうしても起債に頼らざるを得ないということも御理解をいただきたいと思っております。また、これまでできるだけ普通交付税による財源措置のある起債の借入を行うなど、財政に影響が及ばないように努めてきているところでございます。なお、借金に対する財政状況を示す指標の実質公債費率につきましては、平成25年度におきまして7.3%ということで、県内の14市では一番低い数字となっているところでございます。さらに、借金地方債等において将来支払っていく負担、つまり将来の財政への圧迫度を示す指標の将来負担比率につきましても、平成25年度におきましては30.1%でございました。将来負担比率の早期健全化の基準となる数値は350%となっているところでございます。ということで、県内の14市では4番目に低い数字ということになっております。現時点での起債残高は、将来にわたり大きな負担をかけない範囲での数値となっているところでございます。今後も単に起債に頼ることなく、身の丈にあった財政規模を維持しつつ、健全財政の運営に努めてまいらなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 市長の市債に関する姿勢をお聞きすることができました。現在、日本では大きな災害がどこで発生するかわかりません。多分大きな災害が発生すれば、大きな市債を発行し、それに対応しなければいけないものと考えております。そのためにはいつでも大きな市債が発行できるように、市債残高をできるだけ小さくしておいて、市債が発行できるような状態にしておいてもらえればというふうに思っております。今後も市民の皆様が安心・安全に暮らせる住みよいまちづくりを目指して、頑張っていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時53分 散会

平成26年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月4日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成26年12月4日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議第94号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議第96号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議第98号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議第100号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議第102号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議第104号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第105号 | 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議第106号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議第111号 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定について |
| 日程第10 | 議第113号 | 人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第114号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第115号 | 人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議第116号 | 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第117号 | 人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第118号 | 人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の制定について |
| 日程第16 | 議第119号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第17 | 議第120号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第18 | 議第121号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第19 | 議第122号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第20 | 議第123号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第21 | 議第124号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第22 | 議第125号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第23 | 議第126号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |
| 日程第24 | 議第127号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について |

日程第25 議第128号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 一般質問

1. 村 口 隆 君
2. 犬 童 利 夫 君
3. 松 岡 隼 人 君
4. 森 口 勝 之 君

日程第27 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7番 | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員（1名）

- | | | |
|----|-----|-------|
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
|----|-----|-------|
-

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 中 信 孝 君

副市長	坂崎博憲君
監査委員	篠崎國博君
教育長	末次美代君
総務部長	中村則明君
市民部長	中村明公君
健康福祉部長	松岡誠也君
経済部長	松田知良君
建設部長	田中幸輔君
総務部次長	迫田浩二君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大淵修君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 事務局次長	舟戸幸弘君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
次長	山本繁美君
庶務係長	椎葉千恵君
書記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。なお、4番大塚則男議員から欠席の届け出が出ておりますので、よろしく願いいたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第128号に対する質疑を行い、その後委員会付託をいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） おはようございます。3番議員、新・九州相良クラブの村口です。よろしくお願いいたします。10月7日、私にとっては衝撃的なニュースが飛び込んできました。一昨日、田中哲議員の質問でもありましたが、熊本県教育委員会が発表した県立高校再編整備等後期計画素案において、私の母校でございます多良木高校が廃校という残念な発表がありました。私はOBとして、また元野球部のコーチとして、そして市議会議員として当然のことなのですが、きちんとした事実を知るために、11月17日と20日に多良木町で開催された住民説明会に参加してまいりました。その中で、住民の方の意見を聞いていて、住民の方も少子化において再編統合は仕方ないということは受け入れられていると思いましたが、平成24年度から入学試験制度が大きく変わり、それまで入学者数をふやしてきた多良木高校が3校の中でも最も不利になったこと、また審査をされた県教育委員会が一度も多良木の現場を見ずに、今回の素案の決定をされたこと、この2点が住民が納得できない大きな理由だと感じました。きちんと公正に行った結果であったのなら、住民の気持ちも少しは違ったと思います。要は手順の問題も大きかったということだと思います。民意を甘く見てはいけない、今後私も1人のOBとして、できる限りのことはやっていきたいと思います。今回、政治は公正でないといけない、民意を無視した政策は絶対に住民は納得しないと再確認いたしました。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。通告は3点、1点目、人口減少下の行政サービスのあり方について、2点目、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868について、3点目、新市庁舎建設についてです。

それでは、1項目めの人口減少下の行政サービスのあり方について質問いたします。我が国は人口減少社会に突入し、現在約1億2,700万人の人口は、36年後の2050年には「約9,500

人」まで減少すると推計されております。私は生きていれば80歳、私の長男が50歳のときでございませぬ。このような人口減少社会に入ることにより、社会経済や地域社会の状況は大きく変様をするものと見込まれており、これに伴って地方自治体の置かれる経営環境は激変することが予測されます。現状のままの組織や行政サービスでは十分に対応できないことが考えられ、人口減少への対応が急務であることは論をまちませぬ。この人口減少は、行政にとって以下の二つの課題を突きつけると考えます。一つ目、労働力人口の減少による仕事の担い手の減少、二つ目、税収の減少。このような課題に直面しながら、あわせて多様化する市民の行政へのニーズにも応えていく必要があると考えます。つまり、人口減少社会にあつては、行政は資源制約にさらされる中で、多様化する市民の行政へのニーズに切れ目なく的確に答えていく必要があると考えますが、この点について、まず市長の認識をお尋ねいたします。

済みませぬ、訂正をお願いします。36年後の2050年のときに「約9,500万人」と言わなければいけないところを「約9,500人」と言ったようございませぬ。2050年には約9,500万人です。訂正をお願いします。

○市長（田中信孝君） おはようございませぬ。

人口減少社会における行政サービスのあり方に関しましては、本年6月の市議会定例会におきましても笹山議員の一般質問に対しまして、総務部長から一定の答弁をさせていただいております。答弁内容に重複する部分があるかと思ひますが、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

人口減少社会において、行政としましては、税収の低迷等による財政制約の高まりや、定員適正化計画による職員数の減少等、行政運営を行う上で資源が大きく制約されてきている現状にあるのは事実でございませぬ。一方で、市民の皆様方の行政に対するニーズというものは、時代の移り変わりとともに、そして社会経済情勢の動向とともに大きく様変わりしていくのも常でありまして、人口減少社会の昨今におきましては、以前の人口増加時代とは全く違った社会問題や課題や市民ニーズといったものがあるわけございませぬ。このような中にあつて、私ども行政がいかなる政策方針を持って行政需要の変化に臨むのか、またその戦略のあり方といったものが、これから住民サービスを大きく左右するものだと思ひしております。たとえどのような時代にあつても、行政として応えなければならない市民ニーズに対しては、しっかりと対応をとっていかなければならない、そういう意味でも非常に総論的な表現にはなりますが、拡充すべき戦略と縮小すべき戦略を十分に見極めた上で、事業の取捨選択をなす中で取り組んでいく重要性を痛感しているところございませぬ。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今おっしゃるとおりそのとおりだと思ひま

す。私が具体的に言えば、市民の行政ニーズに応えるために果たすべき機能については、市民のアンケート結果が出てると思いますが、市民サービス機能、防災・災害対策拠点機能、環境・共生・省エネルギー機能、執務機能、情報管理機能、附帯施設機能などがアンケートの結果ではそういうふうには市民の方から出てると思いますが、しかし、市民のニーズに応えるという意味では、私は市民のサービス機能が重要ではないかなと思います。

そこで、次の質問なんですが、市民のニーズに応えるために行政サービス機能をいかに的確にマネジメントしていくかは重要と考えますが、それについて市長の見解をお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

資源制約下において、多様化する市民ニーズに応えていくためには、それぞれの行政サービス機能を有機的にマネジメントしていくことが必要不可欠であろうと考えております。人口減少、高齢化の着実な進行に伴い、財政制約の高まりや事業の効率性、生活、社会経済活動に係る利便性及び地域活力の低下等、課題の顕在化が見込まれるところでございます。このような中であって、我々行政は、財政的に持続可能な自治体経営と地域住民の生活、社会経済活動が持続可能な自治体経営を目指し、総合的かつ戦略的な施策を講じていく必要があると認識しているところでございます。

まず、第一義的に限られた財源、限られた人の中でこの人口減少社会を生き抜くためには、組織内連携はもとより官民連携、自治体同士の連携、人や地域、社会のネットワークの重要性が今後増してくるものだと感じているところでございます。現在、取り組みを進めております定住自立圏構想もまさにその一つであるわけでございまして、広域連携を核としたマネジメントの重要性も高まっているわけでございます。

また、まちづくり、地域づくりという観点では、中心市街地においてはコンパクトなまちづくり、過疎地域においては集落機能を維持するためのマネジメント等、地域構造を見据えながら対応が必要になってくると考えております。さらに、公共施設、インフラの老朽化等に伴いまして、更新費用の増大も見込まれるわけでございまして、今後においてはこうした公有資産のマネジメントについても、十分なる検討を進めていかなければならないと考えております。そうして、こうした各種の施策等を展開していく中で、重要となつてまいりますのが組織体制であるわけでございまして、持続可能な自治体経営の取り組みを実効的に進めるための組織マネジメントについても従来から重要視しているところでございます。

いずれにいたしましても、限られた資源の中で多様な市民ニーズに応えていくためには、今ある資源をもって対応するしかないわけでございまして、人や物といった限られた資源の一つ一つが有機的に連携し、共同し、融合しあうような社会体制を構築していく必要があるかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。限られた資源の中でマネジメントしていくということで、人口減少下の人吉市にあって、どこも人口減少下だと思うんですけど、今後も市民のニーズに応えるために、的確に行政サービス機能をマネジメントしていかれるということが重要であるということが共通認識で得られましたので、この項目については質問を終わります。

次に、市民の声より、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868についてお尋ねいたします。9月議会においても事業計画が明確にされなかった鉄道ミュージアムについて、私たちは会派の会報、意見交換会、SNSなどでたくさんの意見を9月議会後にさらに御意見をいただいております。意見のほとんどが、事業計画が決まってないのに建設が決まったことに対して、どうにかできないのか、おかしいという声がほとんどでございます。中には、女性の方が涙ながらに松岡議員と私に対して、あなたたち2人に将来の人吉市を託しますと言われた方もいらっしゃいました。そして、住民監査請求も辞さないという声も実際出ております。また、先日地元新聞に掲載されておりましたが、次の市長選に向けて出馬表明された方がいらっしゃいますが、その方はこの鉄道ミュージアムも次に質問します新市庁舎建設についても、これで市民が豊かになるのか、やめるべき——と新聞に書いてありましたが——と疑問を投げかけておられます。そういった意味でも、きょう私がこれから質問する鉄道ミュージアム、以後鉄道ミュージアムと言わせていただきますが、鉄道ミュージアム、新市庁舎建設、この2点は次の市長選挙でも私は大きな争点になると考えております。議会で議決した以上、この建設をとめることはできません。しかしここを黙って見過ごすわけにもいきません。しつこいかもしれませんが、私はそれを見過ごすことができない性格です。また、それが市民から付託を受けて当選した議員としての私は役目だと思っております。きょうはそういう今まで私たちにくださった市民の声を背に、そして民意を背に質問をさせていただきます。なお、答弁を聞きながら控えていきますので、少しゆっくりめにお願ひします。

まず初めに、26年5月議会において、中村総務部長の松岡隼人議員の質問に対する答弁で、指定管理を考えておりますと明確に言われております。このときには直営による一部委託という言葉は出てないかなと思っておりますが、指定管理を考えておりますと5月の臨時議会で言われております。そして9月議会において、指定管理を前提に検討を進めているが、目的に沿ったより有利な運営を目指して、本市直営による部分委託なども含めて検討していると答弁されております。そもそも5月の臨時議会で説明があったときに、指定管理ということでありましたが、指定管理はなぜできなかったのか、今回直営による部分委託になった理由をお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。お答えいたします。

市の公の施設の管理運営につきましては、市が直営で行う方法と地方自治法第244条の2

の規定に基づく指定管理者により行う方法の二通りの方法がございます。鉄道ミュージアムの管理、運営につきましてもこの二通りの方法があるわけですが、指定管理者制度の利点として、利用料金を設定し、収入を指定管理者の収入として組みながら、その管理者のノウハウ、アイデアによりさまざまな運用が期待できるところでございます。しかしながら計画当初から、鉄道ミュージアムは地域文化振興の拠点、観光振興の拠点、地域の連携を図る民間連携の拠点という三つのコンセプトを持ち、観光客のみならず市民の皆様にも、気軽に何度でも足を運んでいただき、その中で自然と触れあいながら肥薩線を初めとする鉄道のすばらしさや価値を理解してほしいとの観点から、入場料については無料にすることで進めてまいりました。収益を見込める部分は、ミニトレインなどの利用料、喫茶・軽食部門でございますが、この部門にも少なからず水戸岡氏の考えが反映されるところでございます。本市では運用実績もないまま指定管理者制度を利用したことがなく、経営についても類似施設を参考に、あくまで想定ということで検討してまいりましたので、果たして妥当なのかとの判断も現段階ではなかなか難しい面もございますし、人件費につきましても、指定管理者の場合逆に割高になることも予想されますので、まずは全体を把握するために、また鉄道ミュージアムが持つ三つのコンセプトに基づき、その管理運営を軌道に乗せていくためには、当面の間、市が直営で行ったほうがより適切な管理運営ができるのではないかと判断に至った次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今のを一言で言えば、より適切な管理運営ができると判断した、だから指定管理ではなく、今回直営による部分委託になったということにとらえてよろしいでしょうか。5月の臨時議会のときに、ここで提案されたんですね、この鉄道ミュージアムをですね。そのときには指定管理を考えておりますと明確に言われてるんですね。提案したときに指定管理を考えているということで提案されたのに、そのときのこの提案するというのは、そんな簡単どころか変えていいものではないと私は思うんですよ。やっぱりその見込みとか、覚悟を持って提案されたと思うとですね。このときもいろんな意見が出たと思います。それなのに、より適切な管理運営ができると判断したと、この5月のときにより適切な管理運営ができると判断したのであるならば、そもそも最初から直営による部分委託という形でもよかったのではないかなと私は思います。その点について、見解をお聞きます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございますが、現時点では当面の間、直営でいくほうが鉄道ミュージアムが持ちます三つのコンセプトに関して、適切な運営ができるのではないかとこの判断でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ちょっと噛みあいませんでいきますが、ちょっとひとこと言わせてもらいます。この5月の臨時議会で決まったんですよね、これはですね。そのときに指定管理を考えておられますと、ここに指定管理及び直営による部分委託を考えていますと答弁されているのならばそれでもいいかと思いますが、ここで明確に指定管理を考えておられますと言われて、みんな指定管理でやっていくと思って審査に臨んだと思うんですよ。ただ、現時点で三つのコンセプトがうまくいくために、より適切な管理運営ができると判断したと、もう何回言っても多分同じ答えしか返ってこないと思いますので、私は今の答弁を聞いて、正直言って5月の臨時議会で何やったのかなと思います。その指定管理ということを前提に、恐らく皆さん審査されたと思いますので、ここで直営による一部委託と答弁に出てきてませんのでですね。この点はここで終わります。

次に、市長は“かがやき”づくりトークにて、市民に人吉温泉観光協会に部分委託をする と答弁されております。どういうふうに部分委託をされるのか、またその委託の内容は。また委託に対する委託費は幾らかかるのか。また市民の質問に対して、その際答弁で、人吉温泉観光協会から家賃をいただき、この収入で経営したいとも答弁されております。その家賃は幾らなのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

村口議員が今質問でおっしゃられましたとおりに、さきの大工町の“かがやき”づくりトークで、ほぼという前置きの後ではございますが、人吉温泉観光協会に決定しているという旨の市長の発言がございました。ミュージアムの管理につきまして人吉温泉観光協会と協議を進めております。現在、代表理事、事務局を初め代表理事を含む4役会などで説明し、課題や問題点などの洗い出しを行い、クリアすべき点などの解決に向けて検討を重ねているところでございます。なお、市が考えております委託部分につきましては、喫茶・軽食部分を除く開館運営に当たる部分でございまして、いわゆる館内の案内、管理業務のほか、ミュージアムグッズ等の販売、遊具等の適正な使用指導、監視などでございます。

委託料と家賃のお話でございます。先に結論を言いますと、まだ詰めているところで具体的な額は決まっておりませんが、その現状をお答えいたします。まず、“かがやき”づくりトークで家賃という話をされておりますので、家賃でございますが、人吉温泉観光協会には、鉄道ミュージアムの管理のほか、人吉温泉観光協会がミュージアムに事務室を構え、同協会本来の業務も鉄道ミュージアムの中で行えるように協議を進めておりまして、その場合には行政財産の目的外使用ということで、人吉市行政財産使用条例の第4条の定めに従い、使用料を徴収することができます。同条例第4条には、行政財産使用料の額は、条例で別に定めるものを除くほか、別表のとおりとする。ただし同表の額によることが適当でない認められるときは、市長は使用料の額を別に定めることができるとあり、また別表建物の欄には、

第3条の規定により算出した当該建物の評価額に、100分の7を乗じて得た額に当該建物を使用させる部分の面積を乗じ、当該建物の延べ面積で除して得た額との定めがございます。使用料を決定するに当たりましては、建物の評価額を算定する必要がございますが、まだ建物も建っておりませんので、当然まだ評価額も現段階ではできないところでございます。先ほど答弁しましたように、人吉温泉観光協会には、協会本来の仕事をしていただく部分と管理をお願いする部分がございますので、本来の業務をしていただく部分でどれくらいのスペースを必要とするのか、一方で管理を委託する部分の業務量がどれくらいになるのか、これらを算定する中で、同協会からいただく使用料や鉄道ミュージアムを管理していただく管理委託料の額が算定されるものと考えております。これらの具体的な額につきましては、今後人吉温泉観光協会との協議の中で詰めていかなければならないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） これは“かがやき”づくりトークですよ、市長がされてるんですよ。これは市長が答弁されてるんですよ、“かがやき”づくりトークで。人吉温泉観光協会から家賃をいただき、この収入で経営したいと。その議事録を見ますと、その質問された方は、「入場無料だが、最初から赤字経営なのか」と質問をされております。それに対して市長の答弁で、「家賃をもらい、この収入で経営したい」と答弁されております。普通なら家賃収入で赤字は解消されると受けとるのが私は普通だと思うんですよ。なぜかという、赤字経営なのかということで尋ねておられることに対して、家賃をもらい、この収入で経営をしたいと。ただし赤字ですと、おっしゃるように赤字ですと言われたならわかります。ただ、家賃をもらい、この収入で経営したいとそこでとまっております、答弁はですね。ということは、私が仮に市民ならば、聞いたときに、ああ家賃で経営していきなるとばいな、赤字じゃなかつぱいなと私はそう受けとめると思います。私の受けとめ方が変わるとつとつかもしれんですけど、私は普通そうじゃないかなと思います。何でかと言え、市民は内容はわかりません、全く。わからない上でそういう答弁を受けたならば、当然そう思うと思うんですよ。私の考えがおかしいのかなと思うんですけど、この点に関してどうお考えですか。市長お願いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

その場に村口議員はいらっしゃらなかったわけでありまして、きのうお渡ししましたものは概要でございます。私が赤字ですかという御質問に関しまして、できるだけ経費を縮減するために観光協会に入ってください、そして家賃収入をいただいたり、カフェに入ってください、その家賃や利益、またはグッズの販売等々で補ってまいりますと。ただ、その赤字という発想でございますが、これは人吉市立鉄道ミュージアムでありまして、図書館とかカルチャーパレスとかスポーツパレスと同じ施設でございます。まず赤字とか黒字とか、機

関誌にも書いてございましたけれども、そういう発想を最初持っておりません。ただ、御承知のとおり財政多難でございますので、できるだけ経費を削減していきたいと、そういう旨で御答弁をしたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 市立だから赤字と黒字は関係ないという今答弁だったと思うんですけど、今からつくる箱物なんですよ。だからこそ市民の人はそういう発想があるんですよ、私もあります。今からつくる箱物なんですよ。例えば、図書館とかスポーツパレス、カルチャーパレス、川上哲治記念球場、市民グラウンド、今もうあるんですよ、既に。今からつくる、今から新たにまた赤字が出るか出ないかというのが、ここが重要なんですよ。今あるものに対して、赤字とか黒字とかそういう話をやってるんじゃないんですよ。だからこそ2億5,000万円ここにお金を突っ込んで、そして今からのランニングコストは、今から質問していきますが、ランニングコストに関しては一般財源、皆さんの税金から払っていくと。これが今から聞いていきますので、年間幾らかかるのか今の時点ではわかりませんが、それが10年、20年たったときに、何億というお金になると思うんですよ。じゃあそこに、例えば鉄道ミュージアムに、今からつくるのに何億でつぎ込むのがわかってて、赤字とか黒字とか関係なくて、市立やけて、そぎゃんこと言うなら何でんつくればいいじゃないですか、市立で。赤字と黒字が関係ないなら。私はおかしいと思いますよ、その考え方は。今言われたでしょう、財政多難なとき。じゃあだれが払うんですか、これを。市民なんですよ。市民の税金で返していかなん、運営していかなんですよ。だからこそ言ってるんですよ。黒字とか赤字という考え方がおかしいと言われましたが、私は逆に市長の考え方がおかしいと思います。今からつくる施設です、今からできる赤字です。今まである施設の中で今まであった赤字というのは、これは皆さんもうわかっておられます。だからこそ、今からつくるのだから慎重にやりましょうと。事業計画も出てないのに、赤字がどれだけ出るかもわからないのに、それだから私たちは反対したんですよ。そもそもそこがしっかり計画が出て、提案されたのであるならば、ちゃんといくのなら反対してませんよ、それだから反対したんですよ。おかしいじゃないですか、そういう考えは。じゃあその負担を市民に求める、今から新たにつくる施設の赤字の負担を市民に求める、そう言ってるのと同じですよ。それでいいんですか。私は24年12月議会において、質問した後に市長から、もっと経営学を勉強しなさいとありがたい言葉をいただきました。本当にここで市長がこの“かがやき”づくりトークで言われた経営とは、どういう意味の経営なんでしょうか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） まず、その鉄道ミュージアムだけに視点を当てておられるということでございます。例えば、市立図書館にしましても経費はすべて市の財政で賄うわけでありまして、その目的というものは、やはり市民の皆様方の教養の場所であり、勉強の場所

であるというそういう目的があるわけです。これは経済的投資の一つでありまして、鉄道ミュージアムを契機に、この施設を観光振興、これに役立てていこう、宮崎議員の質問に答えましたとおり、この施設をより観光産業の振興に当てていこう、そしてそこから法人市民税を押し上げていこう、そういう発想でございます。よって、確かに赤字の部分は市民の血税を使うわけでございますが、そこに投入されたものが、かえって逆に法人市民税として、そして返ってくるということでございます。経営というのは、一つの視点だけではなく、広範的な視点に立って物事は考えていかなければならないというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。また素晴らしい経営学を聞かせていただきました。法人税で押し上げていくということと言い切られましたが、実はまだ押し上げてないんですね。ですから本当に押し上げれるんですかということも言ってるんですよ。押し上げてるのならいいですけど、押し上げられるんですか、こういう計画で押し上げられるんですかということも私は言ってるんですよ。もう噛みあいませんので、これ以上この点についてはもう言いません。

次、人吉市から補助金を受けている人吉温泉観光協会に部分委託をし、そこから家賃を捻出すると、今までの答弁を聞いて、そういうことですが、今補助金が入ってますよね、人吉温泉観光協会には。補助金からの家賃支出にならないのか、補助金から家賃を捻出することは、まずそもそもしていいのか、できるのか。また別に委託料を払われると思いますが、この支払った委託料から家賃を払うということにはならないのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

補助金につきましては、まず補助金の交付規則等の説明からさせていただきたいと思えます。補助金につきましては、人吉市補助金交付規則及び人吉市補助金等交付要項の各規定に従い支出していくこととなりますが、補助金を支出する際の基本的な考え方として、補助金の額を決めるに当たりましては、その算定対象となる経費（補助対象経費）と、対象とならない経費（補助対象外経費）がございます。人吉市補助金等交付要項には、別表に電気、水道、燃料等の水道光熱費及び会議室使用料等の使用料は、運営費補助金の補助対象経費として上げられておりまして、これらに該当する経費につきましては、補助金交付要項の範囲内で補助を行うことができますのでございます。これは交付要項の話でございます。

続きまして、人吉温泉観光協会から補助金の交付申請が出された時点で、補助対象経費及び対象外経費につきまして費目ごとに判断し、補助金の額を決定していくこととなりますが、人吉市補助金交付規則及び人吉市補助金等交付要項の各規定に則り、今、村口議員が御質問でおっしゃられたような市民の方の声もあるということも念頭に置いて、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 部長済みません、私ちょっと今理解できんやっただけですけど、申しわけございません。人吉温泉観光協会から家賃をいただくということで言われてますが、人吉市が出す補助金から家賃をもらうのか、もしくは支払った委託料の中から家賃をもらうのか、そこをちょっと聞いたかったんですけど、ちょっと済みません、理解できませんでした。それと、もらった補助金とか委託費から家賃をもらうことは、法的にどうか、そういう要項的には大丈夫なのか、そこをお尋ねいたします。済みません、もう1回お願いします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

補助金といいますのは、補助申請が出ましてから、その中の要項等に基づきまして、対象内、対象外というのを見ていくものでございまして、あくまでも仮定の話になってくるものですから、人吉温泉観光協会のほうがどういったところについて補助対象として要求されるのかというのがまずはわかりませんので、先ほどのお答えだった次第です。出てきたところで要項等に照らしあわせて判断をするというものでございます。

委託料との絡みですけれども、委託料の中からという表現ではないと思いますけれども、当然市のほうから管理運営をお願いする分に対して委託料を払います。協会のほうはそういった収入も含めてほかの収入もあるかと思えます。そのの中から事務所の分の家賃をお支払いいただくということですので、直結という形ではないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 何でこういうことを聞くかといいますと、結局補助金払うわけですよ、補助金はカットされていきますよね、今からですね。まずそもそも家賃が払えるのか、もらうと言ってるけど家賃が払えるのか。そして、仮に委託金を払って、それから家賃をもらうのなら一緒じゃないかという声があるんですよ、そういう声ですね。ですから聞いたんですよ。ただ今から照らしあわせていくということですので。ただ今ちょっと対象外ということで聞いたら、水道光熱費とか会議室はできると、対象内ということですが、会議室じゃないと思うんですよ、事務所だと思うんですよ。事務所としてその機能を果たすというふうなことをさっき言われてましたが、あそこの中ですね。ということは、会議室じゃないと思いますので、補助金での対象外じゃないのかなと今聞いて思ったんですけど。ちょっとそこを聞いたかったんですけど。もう何回聞いても同じ答弁しかきませんので、そういうふうに受けとります。

それでは市長に聞きます。今の答弁を聞いて、人吉温泉観光協会が、まずほかの事業と言われましたけど、ほかの事業、補助金とか委託料とか別のほかの事業で収入があると言われましたけど、それで補助金も今から削減されていきますよね。まず家賃を払えるのか、そこ

が1点。それともう1点が、人吉温泉観光協会の平成25年度の単年度収支決算は、当然把握された上でこういう部分委託の話になっていると思いますので、平成25年度の決算はどうか、黒字なのか赤字なのか、その点をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

就任当初から人吉温泉観光協会にはぜひ独立をしていただきたい、つまり今別館に事務局があるわけでありますけれども、やはり市に依存した観光協会ではなく、いわゆる収入を求めて、そして自立をしていただきたいということをずっと申し上げてまいりました。その中で他市の例は、さまざまに自立をしてさまざまな経営を行っておられるというのはたくさんございます。ぜひ人吉の観光協会も同じような方向性を見出していただけないかということもずっとお願いしてきたところでございます。そのような中で、今回人吉温泉観光協会がその対応をするというのが一番私は適切ではないかというふうに判断したところでございます。先ほどから補助金の話が出ておりますが、会費というのが年間331万円ございまして、そういう会費も当然充てがうことはできるわけでもございまして、しっかりと補助金は対象事業が決められてまいりますし、その会費という中から家賃を支出していただくというふうなこともちゃんとできるわけであります。ただ、平成25年の決算、それは当然総会に出ておりますから見ておりますが、突然お尋ねいただいても、今この時点で思い出すことはできません。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 突然、私もどうなっているのかなと思って、尋ねたんですけど。当然私はそこは把握されて、そういう委託の話をされてると思ったんですよ。そうしないと、赤字の会社に赤字の団体に例えば委託しても、赤字ならどこから家賃出すんですかという話ですよ。補助金もこれから年間100万円ぐらいずつ、人吉温泉観光協会の補助金は減らされると思うんですよ。だったですよ、100万円ぐらいだったですよ。それで、黒字ならさっき言われましたよね、別の事業、会費があると330万円ぐらい、会費があると。それで払うて言いなってますけど、そもそも赤字ならば会費があっても払えないじゃないですか。じゃあもう1回聞きます。黒字か赤字かもわからずに、今回の人吉温泉観光協会の委託は進められてるんですか。金額は求めません、黒字か赤字かだけを求めます。市長お願いします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（田中信孝君） お待たせをいたしまして、申しわけございません。

平成25年度におきます人吉温泉観光協会の決算は黒字でございます。ただし、単年度の収

入、支出で見ますと68万9,489円のマイナスとなっておりますが、前年度繰越金が入っておりませんので、繰越金を含めた決算残高繰越額は754万5,643円となっております。村口議員にお願いしますが、数字の確認とか事実の確認は、事前通告をお願いいたしたいと思います。議長におかれましてもお取り計らいをお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今言われましたが、ですから数字は要らないと言ったじゃないですか、黒字か赤字かだけ、それは把握してるでしょう、当然。委託するんですから、黒字か赤字かぐらいは。ですから数字要らないって言ったじゃないですか。黒字か赤字かを教えてくださいって言ったのに、今私数字聞いてませんよ。黒字か赤字かどっちかを単年度収支で。繰り越しも聞いてません。単年度収支で黒字か赤字かをと言いましたよね。それだけじゃないんですか。いやいや議長じゃなくて、私は単年度収支しか聞いてません。ですからそれは私もいかんと思ったですから、数字はいいですと言ったんですよ、単年度収支を教えてくださいと。それぐらいわかって委託をするべきじゃないんですかと私は思います。もう時間がちょっとありませんので、単年度収支では68万9,489円の赤字ということは今言われましたので、確認できました。結局、補助金は来年100万円ぐらい削減される、単年度収支で赤字というところで、私はどこで家賃が出るのかなど。確かに700万円ぐらい繰り越しがあるかもしれません。ただ繰り越しがあつて、繰り越しもなくなつとですよ、いずれは赤字が続けば。補助金が減らされるわけですから。ざっくり言えば、来年100万円減らして、またその次100万円減らすなら、そこで300万円減るわけなんですよね、普通に考えてですよ。そういうのば考えれば、将来を考えたときに、今はよかかもしれないけど大丈夫なのかなというのが私の思いなんです。実際私が聞いた中では、無理じゃなかろうかて言いなはったです。まず聞いてないて言いなったです。観光協会の会員の方、そぎゃんと聞いてらんばい、何それて、いやばってん市長は“かがやき”づくりトークで言ってますよ。収入で運営していくと言ってますよ。は、そやんと聞いてらんよ、まず無理やろて。今の普通の業務もあるのに、どやんしてやっていくとというのがあつたんですよ。だから聞いてるんですよ。さっき言いなったですけど、やはり単年度では赤字ということですよ。ですから、そういうのがあるから、ちゃんと事業計画を出して上げてくれて、ずっと言ってるじゃないですか前から、6月議会から。5月の臨時議会から言ってます、僕は。だから見込みが甘いて言ってるんですよ。だから私たちが言えば、そこに市民がやっぱりそうだそうだという声になってくるんですよ。説明できないじゃないですか。そういうところですよ。

済みません、もう時間が迫ってきましたので次いきます。今後も指定管理による直営による部分委託でいかれるのか、人吉温泉観光協会に部分委託でいかれるのかをお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

さきの施政方針でも市長が当面の間は直営とし、部分的な委託で運営してまいりたいと申し上げましたとおり、まずは数年で管理経費や入館者数などの実績データを収集してまいりながら、他の管理形態なども検討し、より有利な方法を判断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 9月議会では人件費については、委託等の形態がまだ決まってないので算出していないということでございましたが、今回、市直営による部分委託ということが決まりました。また一昨日の宮崎保議員の質問に対し、直営部分については嘱託職員を配置するという答弁がなされておりますが、人件費についての試算はどうなっているのか、人数、年間の金額等をお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人件費についての御質問でございますが、部分委託の委託料としての支出となります。先ほどの答弁と重なりますが、人吉温泉観光協会本来の業務に係る人件費の部分をどのように算定するかでかわってまいりますので、金額につきましてはまだ決まっておりません。今後具体的に協会と詰めていくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 先日、直営部分については嘱託職員を配置するという答弁じゃなかったですかね、私聞き間違いですかね。部長、お尋ねします。宮崎保議員の質問で、直営部分については嘱託職員を配置すると言われてませんでしたかね。私の聞き間違いなら済みません、お尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

済みません、時間を頂戴しまして。宮崎議員のときの答弁書の確認をしておりました。ちょっと読み上げます。鉄道ミュージアムの管理運営につきましては、直営部分につきましては、嘱託職員等の対応を考えておりますが、業務委託で実施する業務、また鉄道観光案内人会などの団体に御協力いただく部分等も含めまして、いかに経費を抑えスムーズな管理運営ができるか、個別具体的に各団体と協議、調整を行ってまいりたいと考えておりますというふうにお答えをしております。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 済みません、私がちょっとそこまで確認してなくて申しわけございませんでした。ただ、5月の臨時議会で、少なくとも開館の半年前までには、そういった具体的なところをお示しさせていただくと、これは松岡議員の質問に対して答えられてるんですよ。もう半年どころか5カ月ですよ。人件費についてまだ決まってない、私は前回の議会で言いました。5人ぐらいは要るだろうと、1人150万円としても750万円要りますよと、

それにランニングコストが年間600万円かかります。ということは、年間約1,500万円ぐらいかかるんじゃないでしょうかということをお尋ねしておりますが、あまりにもちょっとずさんじゃないでしょうか。今のこの時点で人件費、5月議会でも答弁されてるんですよ。少なくとも開館の半年前までには、具体的なところをお示しさせていただきますと。もう半年切ってるんですよ。それでもまだ具体的なところが示されていないんですよ。ここなんです、私はずっと言ってるのは。結局はそういった私が言ったように、最低でも5人は要ると思います。人件費も最低1人150万円はかかると思います、最低ですよ。私はそういうふうにとらえさせていただきます。

次、行きます。このミュージアムは入場無料ですが、数少ない有料のミニトレインについては、使用料は幾らぐらい予定されているのか。また喫茶・軽食部分について、今、市のホームページ等で募集をされておりますが、そのときの占用使用料は幾らを見込んでおられるのか。また一昨日の宮崎保議員の質問で、このミュージアムは映像が目玉の一つだと、私は受けとっておりますが、映像の作成料は幾らなのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、ミニトレインの利用料についての御質問でございますが、ミュージアム設置条例ほか関係例規で明記を検討しているところでございます。同様のミニトレインが博多駅、アミュプラザ博多屋上のつばめの柱ひろばにございまして、本市ミュージアムの外周に相当する距離になっているかと存じます。3歳以上で2周で200円の料金設定でございますので、参考にしながら利用料を算定したいと考えております。なお、喫茶・軽食部分の占用使用時の使用料につきましても、先ほど家賃のところでもお答えしましたとおり、人吉市行政財産使用料条例の定めによるものを基本として考えております。映像でございますが、映像ソフトの作成費につきましては、新規映像で作成いたしますと多額の経費がかかりますので、水戸岡氏に御尽力いただいております、既存の映像の使用許可、またその編集経費ということで、金額は80万円から100万円程度と伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今使用料はミニトレインが大体200円を基準にということだと思っておりますが、済みません、映像についてちょっと1点確認させてください。今、既存の映像を使わせていただくということだと思っておりますが、それで80万円から100万円。例えば必ず更新て出てきますよね、毎年何年も同じ映像を流すわけじゃないですよ。そのときにもまた既存の映像をいただいて流すという考えでよろしいのでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

なるべく経費がかからないように、そういう形になろうかと存じますが、今明確にそうなんですということは申し上げられませんので、そういうところで御理解いただきたいと思います。

お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 次、行きます。初年度のランニングコストについては、9月議会においては光熱費等の約600万円ということでしたが、もうあと5カ月に迫った現時点で、ランニングコストは幾ら試算されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

5月、6月、9月と同じ御質問をいただいております。建物の管理に係る経費といたしましては、光熱・水道などの需用費、通信・運搬などの役務費、清掃・警備・各種点検業務に係る委託料などを想定して、およそ600万円とお答えしております。これから申し上げますことは、もう今までお話したことの繰り返しになりますので、明確な答えにならないということで、また御指摘があるかと思えます。指定管理にしても直営にしても、運用上必要な経費というのはございます。先ほど申しましたのは600万円というのは、直営にしても指定管理にしても必要な経費でございまして、このほか今直営の部分委託ということを検討しておりますが、委託先に支払う委託料につきましては、人吉温泉観光協会が本来の業務を行う部分と管理を委託する部分の業務量がどれくらいになるのか、これらを算定する中で同協会からいただく使用料や鉄道ミュージアムを管理していただく管理委託の額が算定されるものと考えておりますので、具体的な額につきましては先ほども申し上げましたように、今後、人吉温泉観光協会との協議の中で詰めていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今の答弁聞いて結局何も9月議会とかかわってないということですね。ランニングコストについて、何も数字が出てこなかった。これずっと言いよつとですけど、多分噛みあいませんでよかですけど、きょうわかったことは映像が80万円から100万円かかるということが新たにわかったと思います。ただ、これで本当にいいんですか。ランニングコストもわからない、人件費もわからない、非常に心配です。私が独自に試算したときに、恐らく10年で億以上のお金がランニングコストで必要だと思います。1億か2億かわかりませんが、間違いなく億以上かかると思います。このランニングコストについては、前回の議会でも答弁いただいておりますが、皆様の税金、一般財源ということを確認に言われております。この鉄道ミュージアムは、ことあるごとによく言われるのが、子供の教育施設だとも言われています。しかし、人口減、税収減、交付金の削減を考えたときに、1項目めで人口減のことも私質問しましたが、結局はこの負担は、子供たちが私は10年、20年後背負うことになるのではないかなと考えますが、この点について市長の見解を伺います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ですから、観光的な投資というものも必要なわけでありまして、さまざまな雇用環境というものもこれによって生まれてくるわけでありまして。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。観光的な投資ということでございますが、それを今の段階でこの数字だけでどう判断すればいいんでしょうか、私は判断できません。ランニングコストも出てない、運営方法もはっきりわかってない、どこに委託するかもわからない、これで将来の観光的な投資にしますと言われても、私は全然説得力がないと思います。じゃあどこを判断すればいいんですか、私たちは。私はそう思います。これにはもう答弁求めませんが、以前私たち会派の視察研修で、ある有名な温泉観光地の取り組みとその取り組みを先頭に立ってされている方のところに行きました。観光業に携わっておられる方ならば、恐らく名前を出せば、だれでも知っておられる方だと思います。その方が言っておられましたが、同じ様だけで10年もたせる観光地はそうないのも事実と。変えてはいけないこと、変え続けてはいけないことをしっかり見つめておく必要があると。人生は流転する、観光地も流転する。コンサルは町を変える人ではなく、単にお助け隊。そこに住む人間が変えようと思わない限り変えられない。コンサルが変えた町などどこにも一つもない。その知恵を地元の人がいただくだけなのだから。最近ファシリテーションを中心にコンサルの手法として取り入れられることがはやっているが、実際そのファシリテーションの手法のノウハウを地域の人引き継がないと何も残らない。コンサルは単にコンサルにしかすぎないということをしつかり肝に銘じておかないと、コンサルを入れるだけお金の無駄。コンサル依存がうまくいかないと、次のステージではハード事業に依存しだす傾向があるので、これは本当に気をつけないと、コンサルフィーの10倍の無駄金を使うことに成り果てると、私たち行ったときにそういう言葉を聞いております。やっぱりこういう言葉を聞いたときに、今判断する材料が何一つない。その中で、やはりこの言葉を思い浮かべれば、本当に大丈夫なのかなと、まちづくりで成功した人、率先してきた人が本当に率先して自分でやってきた人が言う言葉を聞いたときに、大丈夫なのかなと私は思います。私たちもこの3年半、会派であらゆる地域興しで成功してきたところに視察研修に行ってきました。そして一つの答えにたどり着きました。それは、やはりどこに行っても成功の秘訣は人だということです、人です。コンサルとかそういうのじゃなくて人です。これが私たちが全国を飛び回って得た一つの答えです。どんなに箱物をつくっても、どんなに著名なコンサルにまちづくりをお願いしても、そこに人を育てないと成功しないと私は思います。もうほとんどのアイデアや政策は、私は出尽くしていると思います。しかし、成功しているところに共通するのは、それを成功に導く行動力のあるアイデア力のある企画力のある、そして最後に人間力のある人がいるところです。今回、鉄道ミュージアムは、市の直営による部分委託ということに決まりました。ここ

に成功に導く人は私は思い浮かびません。そもそも9月までは、全く人吉温泉観光協会による部分委託の話はなかったのですから、直営による部分委託でそんなに簡単に成功できるのでしょうか。ましてや観光協会の会員の方も知らないと言っておられます。これで本当に成功するのでしょうか。私は人吉にもできる人はいると思います。私が知っている中でも成功に導ける実績のある人、能力のある人、確実に人吉にいると思います。私が知らない中でもいらっしやると思います。我々の役目はそういう人を育てることだと思います。しかし、その方たちを生かしきれてない現状もあります。今回、経済建設委員会で視察に行きましたが、松田経済部長も実感されたと思いますが、高松の丸亀商店街の古川理事長、神山町の大南理事長、どちらもこの方々がいたからこそ成功していると言っても私は過言でないと思います。お二人とはフェイスブックで今でも交流を続けていますが、日々の行動を毎日のように流されております。それを見ると実感します、さすがだと。確信しました、本当に確信しました。私はここに気づいてほしい、こういった政策を打ってほしい、人を育てる政策を打ってほしい、本当に思います。

最後に、この項目について市長に質問します。今私が申したことに対して、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

今御指摘の高松丸亀にしましても、神山町にしましても、いわゆるそこで民間で、そしてしかも生まれ育った人、その人たちが危機感を抱いて、そしてまちおこしにつなげておられると、とどのつまりは、いわゆる地元を心から愛している人であると、民間人であるというのは同感でございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） まさしく人を育てる、これをしないと、どんなにいい箱物をつくっても私は絵に描いたもちで終わると思います。この件については、きょうの答弁でますます市民の理解を得ることは難しいと感じました。最後の議会まであと1回議会ありますが、最後までこの件に関しては議論をさせていただきます。

それでは最後の項目、市民の声より、新市庁舎建設について質問いたします。市長は“かがやき”づくりトークでも、この市庁舎建設についてはよく話をされております。11月13日に私の地元である上薩摩瀬公民館で行われたときも、県内の市庁舎建設の例を挙げて説明をされておりました。この件については、鉄道ミュージアムと同じくらいによくお尋ねになります。

1回目の質問ですが、新市庁舎に一番求められる機能は何かをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

新市庁舎建設に当たり、最も求められる機能とは何かという点についてでございますが、

結論から申し上げますと、大規模な災害時において災害対策本部として機能する防災・災害対策拠点機能に尽きるというふうに考えております。この点につきましては、移転候補地を決定する際にも最も重要視された条件でございます。また、平成26年4月に市内在住の3,000人の方を無作為抽出いたしまして行いました新市庁舎建設に係る市民アンケートの結果からも、新しい市庁舎に求める機能、コンセプトについては、最も回答数の多かった項目でございます。さらに、防災・災害対策拠点機能を最も重視する理由でございますが、現在の本庁舎は、昭和37年に建設され、一般的な耐用年数の50年を過ぎております。特に平成13年に行った耐震診断の結果、震度5強の地震で損壊、倒壊の危険性が高いとの診断結果が出ておりまして、現状のままでは災害対策本部としての機能を維持することは困難と考えておるところでございます。近年、庁舎建設を進めている他の自治体も同様ですが、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災を教訓に、防災という観点がクローズアップされております。市役所の災害時の役割の重要性を考えますと、庁舎は高い耐震性や安全性を確保し、水道や電気等のライフラインが途絶えた場合でも、指令塔となる防災・災害対策拠点として機能し続ける災害に強い建物でなければならないと存じております。したがって、新市庁舎に求めるコンセプトにつきましては、予測不可能な大規模自然災害の発生において、機動的に人命救助、復旧作業等の指示、さらには情報収集、伝達等の災害復旧活動の中核としての機能を備えることのできる災害に強い市庁舎を目指すものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。よく言われていること、公民館の説明会でもそういうふうに言われていたと思います。確認の意味でお尋ねいたしました。確かに言われるように防災の拠点、これは非常に大事です。ただ、私はそれも大事なんですけど、ほかにも必要とされることは、市庁舎で切れ目ない行政サービスが行われることも必要だと思います。耐震の基準を満たした新市庁舎であっても、一番求められるのは、私は行政サービスをいかに的確に提供していくことではないかと考えます。これは、市民のアンケート結果を見てもわかると思います。市民のアンケートの結果では、現状の市庁舎の問題点として、1位が分散して不便、わかりにくいということでございます、これが約60%。2番目が課や室がわかりにくい、これが約36%。これを見ると問題なのは、まず使い勝手が悪いということをも市民の方は問題点として挙げられていると思います。また、アンケートの中から新市庁舎に求めるものということで、これは市長が今言われたように防災の拠点、これが圧倒的に多かったと思います。2番目がワンストップサービスだったと思います。アンケートの最初に、災害復旧の拠点になると書いてある以上、当然防災拠点が大事ということで1位にくるのは私は当然だと思います。ただ、2位にワンストップサービスがきております。これは、市民は行政サービスが的確に提供されることを望んでいることのあらわれではないかなと考えます。

市民のアンケート結果と新市庁舎に求められるものから見ますと、新市庁舎にあって一番求められるのは、確かに防災の拠点もありますが、行政サービスをいかに的確に提供していくのかということではないかと私は考えます。この点について、市長の見解をお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御承知のとおり、保健センターでありますとか、水道局でありますとか、経済部、教育部というものがいわゆる分散しているわけでありますので、今回のいわゆる基本構想の中にもそういう住民サービスが的確にワンストップで行えるような、そういう環境を想定されていくというふうに私自身も思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私も今言われたとおりだと思います。防災の拠点という考え方は十分必要です。その防災の機能を果たせるのであるならば、できるだけ効率的にお金をかけずに実現をすることを考えることも私は必要ではないかなと思います。また、平成26年5月の臨時議会の笹山議員の質問の答弁で、粗い計算であるとは言われましたが、事業規模を約40億円と答弁されております。また、市長は“かがやき”づくりトークにおいても、県内の新市庁舎建設をされた他市の建設費を例に挙げられながら、およそその40億円と同程度の金額を出されて説明をされておりますが、現時点でこの新市庁舎の規模は、そういう話をまとめますと、大体それぐらいということにとらえていいのでしょうか、お尋ねします。（「議事進行。議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 済みません、私が市庁舎建設に関する特別委員会の委員長をしておりますが、今数字の質問がこのような形で出てくるとは思いませんで、びっくりしたんですが、まだ審議の途中の段階でございます。基本構想ができ上がっていない、庁舎内の研究会、そして一般学識経験者が入った審議会、そして我々特別委員会で審議中、パブリックコメントもまだ市民の方からいただいている状況で、数字のことを出されたら非常に困るということで、議長にちょっとその辺は取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど村上恵一議員から議事進行がありました。その件に関し御報告いたします。先ほどの村口隆議員の質問趣旨につきましては、市庁舎建設に関する特別委員会等の審査に踏み込むものではないということを確認しましたので、このまま一般質問を進行させていただきます。

ます。

○市長（田中信孝君） お答えします。

新市庁舎の建設に当たり、過去の議会答弁や各町内を回る“かがやき”づくりトークの場におきまして、建設事業費の一つのめやすとして約40億円程度かかるのではないかと御説明しているところでございます。しかしながら、この数値は事業費として確定した数値ではございません。いわゆる腰だめの数値でございまして、県内の他の自治体の事例も参考にしながら、平成16年に策定しました市庁舎移転候補地比較検討内容調査業務報告書において、公表済みの想定事業費を準用し、根拠資料といたしまして御説明させていただいているところでございます。また、議会の答弁におきましても、今後の財政状況を考えた場合に、事業規模を確定したものではなく、粗い計算、仮の計算という前提で御理解をいただいた上で、財源の内訳を答弁させていただいた経緯はございます。なお、“かがやき”づくりトークにおきましても、今後調査特別委員会、それから現在その基本構想もまだできておりませんし、今後基本計画、実施設計というふうに進んでまいりますので、その中で明らかになるというふうにも御説明しておりますし、いずれにしましても身の丈にあった市庁舎でなければいけないというふうにも申しているところでございます。なお、現在市庁舎建設に関する特別委員会の場において、将来人口、職員数及び議員数、さらには他の自治体における庁舎建設事例を参考に、事業費の基礎となる標準面積などを盛り込んだ基本構想案を審議いただいている最中ではございまして、執行部といたしましてもさまざまな庁舎建設のパターン、また、それに伴う概算事業費等を提示させていただき、審議をいただいているところでございます。さらに、さきの6月議会で予算をお認めいただきました市役所別館の建物耐震度調査を進めている段階でございまして、その調査結果によりましても事業費等は変動してくるものというふうにも思われます。したがって、40億円の事業費は確定したものではなく、あくまでも報告書における一定のめやすの数値として御理解いただき、市民ニーズの高い、災害に強い庁舎機能、ワンストップサービス機能等々の実現を最優先テーマと位置づけまして、基本構想に盛り込む概算事業費につきましては、今後の特別委員会の御判断及び市庁舎等移転建設審議会の答申を一つの根拠とさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 一定のめやすとして、約40億円ということと理解しておきます。“かがやき”づくりトークで新市庁舎建設に触れられているということで、市民も日増しに新市庁舎建設について、特に事業費等については意見とかお尋ねをされるようになってきていると思っております。市民に市庁舎建設について、浸透してきているということは、これは明らかに市長みずから“かがやき”づくりトークで説明されている私は功績だと考えます。市民の市庁舎ですから、市民が関心を持ち、そこから議論が生まれるということは私は重要だと考

えます。私たちも会派でいろんな意見交換会等で、市庁舎建設についても取り上げて、意見交換会をしました。これは住民の皆様からの要望を得てしたことでございますが、そういった議論の中でもいろんなアイデアが出てきます。市民の方がこうしたらどうだろうか、ああしたらどうだろうか、そういった中でそういった話を聞きますと、行政サービスの機能を効率的かつ的確に提供するという観点からは、まだまだ市民の考えを聞きますと、検討の余地もあるのかなというふうに考えるところでもございます。

もう御存じだと思いますが、富山県氷見市、ことし5月に新しくつくられた新庁舎は、今多くの自治体から注目をされております。ここは既存の施設、高校の跡地を用途変更し、再利用して庁舎が新しく誕生しております。氷見市も人吉市と同じで、平成23年度に行った耐震診断調査の結果で、震度6強クラスの地震に対して建物の崩壊、倒壊の危険性が高いことが判明したというのが一番の原因だということでした。新市庁舎の整備に当たっては、新築も含め、さまざまな意見が出たということです。それでは、なぜ新築ではなく高校の跡地を再利用したのか、それは一番大きな理由は、当然市の財政負担を考慮してのことだということです。もちろん人吉市と同じで防災の拠点、これも重要視されておるようでございます。防災拠点としての機能強化を図る必要もあり、津波浸水想定区域を避けること、医療機関との連携や災害時における幹線道路網へのアクセスなどを考慮した結果、旧高校跡の体育館の改修、再利用に決まったということでもございました。また、徹底した住民との対話をなされ、住民も納得いく形での高校再利用だったということでもございます。建設費は約19億円、そのうち津波対策で移転が必要な防災拠点施設を対象とした国の補助を利用したため、市の実質の負担は約8億円とのこと。これをそのまま国の同規模の補助が利用でき、人吉市にもし当てはめるならば、人吉市は現在基金が約7億円ございますので、約1億円の持ち出しでできることになると思います。これはあくまでも同規模のがあったという仮定ですね、仮定の話で申しわけございませんが、現在氷見市は視察が絶えず、視察した人からは、庁舎が老朽化した自治体に耐震補強と新築以外の第3の選択肢を与えてくれたと評価されているということでもございます。きのう教育長は、西信八郎議員の小中一貫教育の必要性の質問に対し、金泉中を視察研修され、小中連携、小中一貫は重要と認識しているというふうに答弁されております。ここで人吉市も、きのうの答弁を聞くならば、いずれ小中一貫を進めていくのであれば、当然学校が空いてくると思います。ならば氷見市のような考えもあるのではないかと私は考えますが、そこについて市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 当然のことながら、小中一貫ということでもございますが、現在は連携で進めていくということでもございまして、お答えを申し上げたいと思います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今の答弁をどうとったらいいいのか、私はそういうふうに学校が空いた

場合は可能性もあるのではないかということで、見解をお尋ねしたつもりですが、そういった答弁ですので、それはそれで市長の考えでしょうから、それはそれで受けます。今の答弁を聞くならば、今のまま新たな新築で建設でいかれるということだろうかなとも思います。それは否定もしません。それが市長の政治姿勢だと私は思います。しかし、その政治姿勢を判断するのは、市長ではなく市民の皆様です。私はこの新市庁舎建設については、先ほども申しましたが、次の市長選挙の大きな争点になってくると思います。

これで、私の一般質問を終わります。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の犬童利夫でございます。昼食後で大変お疲れのところでございますが、いましばらくおつき合いをいただきたいと思っております。光陰矢のごとしと申しますが、ことしも1カ月を残すのみとなりましたが、近ごろ気になりますことがあります。霧の発生の日が少なくなったということでございます。そして、濃霧の日もことしはなかったような感じがしているところでございます。このことについては、数年前にも話題になったと思っておりますが、原因の一つとして、地球の温暖化による気候の変化など、いろいろの条件が重なりあって霧の発生を少なくしているという見方があるようでございます。原因はほかにもいろいろあると思っておりますが、社会環境が自然に及ぼす影響をいろいろ見つめ直す必要を感じているところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をしまいたいと思っております。今回は1項目を通告しております。教育行政の中で、食物アレルギー疾患を持つ子供への対応等についてでございます。食物アレルギーにつきましては、同僚の豊永議員が数回質問されておりますが、私は危機管理面から質問を行ってまいりたいと思っております。

定例会の冒頭において、市長の市政に対する所信の中で、学校給食関係について、近年食物アレルギー反応を起こす児童・生徒が増加傾向にあることから、国の指導も行われており、昨年からはアレルギー対応給食実施に向けて、保護者、対象児童・生徒、学校、給食センターが一体となって話し合いの機会を持つなど、きめ細やかな状況確認を行い、今後はアレルギー除去食の提供に向けて、具体的な実施体制づくりに努めたいと申し述べておられます。また現在できる範囲の中で、児童・生徒にとって最善の対応に努め、学校給食における食物アレルギー対応食の計画について、全員協議会でも説明があったところでございます。平成25年度の食物アレルギー対象者数についても、全員協議会で説明があったところでございますが、過去3年間の本市の現状として、食物アレルギーの有病者の対象者は何人おられるのか、小中学校、幼稚園、保育園別にお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、過去3年間の食物アレルギーを持つ子供たちの数でございます。これは園児も入っております。平成24年度が小学校が73名、それから中学校が62名、幼稚園が5名、保育園が

77名。平成25年度が小学校91名、中学校55名、幼稚園が2名、保育園が91名。それから平成26年度が小学校89名、中学校56名、幼稚園11名、保育園が90名。以上の子供たちが何らかの食物アレルギーの症状を持っているという結果が出ております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 食物アレルギーの有病者について、対象者数を答弁いただきました。その対象者数をまとめた表をいただいておりますが、ただいまの答弁をちょっとまとめますと、平成24年度の合計が217名、25年度が239名、26年度が246名で、何らかの食物アレルギーの症状を持っているとのことであります。このことは、きめ細やかな状況調査が進んでいることもあるかもしれませんが、全体的に年々増加傾向には驚いているところでもございます。

次に、この食物アレルギーによる過去3年間の事故件数について、これについては軽微なものなども把握しておられましたらその件数をお尋ねします。また、その事故の内容とそのときの対応についてもお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

市内小中学校におきまして、食物アレルギーによるアナフィラキシー症状、これはもう多分御存じだと思えますけれども、蜂の毒、それから薬物等が原因等で起こる急性アレルギー反応の一つでございまして、じんま疹や紅潮、これは皮膚が赤くなることでございますけれども、そういう皮膚症状があらわれたりする、そして時には呼吸困難やめまい、意識障害等の症状を伴い血圧低下等の血液循環の異常、そういうものが急激にあらわれるとショック症状を引き起こして生命を脅かすような危険状態に陥ってしまう、これがいわゆるアナフィラキシーショックという病名でございまして、そういうアナフィラキシー症状と考えられる件数、これは平成25年度に1件、お一人ですね。それから26年のことしの11月までに4件、4人について確認をしているというところでございまして、具体的な症状につきましては、給食後に口、のどの痛み、それから鼻水、咳、息苦しさ、気分の悪さ、かゆみ、のどのイガイガ等の症状を子供たちが訴えているということでございまして、その対応につきましては、保健室で症状の経過観察を行うとともに、あわせて家庭のほうへ連絡を行いまして、病院を受診していただいているということでございまして、また病院受診により、該当アレルギー品目が確認され、医師からエピペン、エピペンというのはアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐために、患者みずからが太もも辺に注射する補助医療薬のことを言いますけれども、そのエピペンの処方を受けると、そういう場合もあるということを聞いているところでございまして、ただ、子供たちが食物アレルギーにより、先ほど私が申し上げましたアナフィラキシーショックを発症し、救急搬送をされたというような重篤な事故の報告は受けていないところでございまして。

以上、お答え申し上げます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） この3年間に5件の食物アレルギー症状の疑いのあった事例と対応について答弁いただきましたが、いずれも大事に至らなくてよかったと思っております。平成24年12月、これは皆さん御存じだと思いますけれども、東京都調布市で発生しました食物アレルギーを有する女子児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという痛ましい事故が発生しております。この事故を受けて文部科学省では、平成25年5月に、学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議を設置して、学校給食における食物アレルギー対応の充実、方策について、専門的な観点から検討がなされております。そして、平成26年3月に最終報告がなされているようであります。この会議の報告の中で、学校に応じた危機管理マニュアルの整備が不可欠である旨の報告がなされております。また、厚生労働省でも平成24年に、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインが発表されております。

各学校や幼稚園、保育園の食物アレルギー対応の危機管理マニュアルの整備とその活用についてお尋ねいたします。また、各学校における校内の委員会の設置についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

食物アレルギーにつきましては、国のガイドラインに準じて対応しておりまして、小中学校においては、これまで独自のマニュアルは作成されておりました。来年度から食物アレルギー対応食を提供する契機にあわせまして、当然統一されたマニュアルの整備も必要となるわけでございます。

そこで今回、本教育委員会では、食物アレルギー対応の基本方針、さっき申し上げられましたガイドラインを策定いたしまして、その中で具体的な実施方法や緊急時の対応を明示して、最善の対応に努めることといたしております。また、保育園におけるマニュアルの作成状況でございますけれども、これは園独自で作成されているところが、福祉課のほうに確認しましたところ3園あるようでございます。幼稚園で作成されているところはございません。作成されていないところは、国のガイドラインに準じて適切に対応されているということでございます。

また、校内委員会の設置につきましては、各学校におきまして、食物アレルギー対応を一部の教職員に任せることがないように、校長または教頭、それから養護教諭、それから担任など、必要な人員をもって組織的に対応することとしております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） ただいま学校内の委員会については、全職員で対応するような方向で

設置されて対応されているということでありましたが、マニュアルについては国のガイドラインに準じて対応しているため、小学校独自のマニュアルは作成していないということでありました。今後は、食物アレルギー対応食を提供する契機にあわせてマニュアルを整備することをございました。地域に則した実践可能なマニュアルを整備していただきたいと思ひます。また、幼稚園、保育園におきましても園独自で作成されているところもあるようでございますけれども、ぜひそれぞれの園に則したマニュアルの整備について、御指導をいただきたいと思ひております。

次に、アレルギー疾患のある児童が、医師の処方に基づく申請書の提出と学校生活管理指導表の活用についてお尋ねいたします。また、保護者への周知はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、新入児童の保護者も含めまして、各児童・生徒の保護者には、子供たちの食物アレルギー調査を行っていますが、その場合食物アレルギーに該当する場合には、医師の診断を受けていただくことになっております。もし乳アレルギーの診断がされた場合には、医師の診断書をもとに、例えば牛乳の停止が申請されることとなります。さらに医師の診断によって、生活上の対応が必要とされた場合には、保護者から学校のほうへその旨の報告がなされることとなります。その場合には、学校、保護者、医師の三者で、学校生活管理指導表をもとにアレルギー対応食及び緊急時の対応につきまして、情報を共有し活用することとしております。

また、保護者の周知につきましても、現在のところ食物アレルギー該当児童・生徒の保護者へ学校生活管理指導表を周知し、活用を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 食物アレルギーの診断がなされた場合には、医師の判断に基づき対応されるということで、食物アレルギーに該当する児童・生徒の保護者へは、学校生活管理指導表を周知して活用を図っているということでした。食物アレルギーに関する事故について、先ほどの答弁では、アナフィラキシーショックを発症して救急搬送された事故はないようでありましたけれども、例えば万一、重篤な事故があった場合、救急隊員に傷病者の情報等を提供する場合は、担任の先生であったり養護の先生であったり、学校生活管理指導表に基づき情報を提供されると思ひております。現在、救急車を要請した場合など、その対応についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

万が一、学校現場におきまして重篤な食物アレルギー症状、先ほどから申し上げてますアナフィラキシーショックが発症し、救急車を要請しなければならない場合の対応でございま

すけど、先ほど申し上げました食物アレルギー対応基本方針、今回つくりましたガイドライン、その中の緊急時の対応という項目がございます。その項目の中で、対応をこういうふうにしますという手法ですね、そういうことを明示しているところがございます。対応の基本になるのは、様式で定めております緊急時の対応表となりますので、それをもとに今後、学校、保護者、主治医、教育委員会の四者間で情報の共有を図るなど、緊急時においても決して慌てず、冷静な行動がとれる体制づくりをお願いしてまいりたいと考えております。それはもう必ず必要なことでございますので、しっかりやらせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） ガイドラインの中で緊急時の対応について、様式を定めて明示しておられるということで、今後さらに冷静な行動がとれる体制づくりをお願いしたいということでございました。実際に起こってはいけない事故があったときには、やはり緊急を要するわけでございますので、その対応というものをしっかり検討していただきたいと思います。このことにつきましては、また後で触れたいと思っております。

次に、アナフィラキシーショックについてでございますが、アナフィラキシーショックについては先ほど説明をしていただきましたが、その対応等について伺います。アレルギーの重篤な症状であるアナフィラキシーショック症状を来す可能性がある人に対しては、自己注射薬、通称先ほど話ありましたエピペンと呼ばれておりますが、このエピペンにつきましても先ほどいろいろ御説明をいただきましたが、医師により処方されているとのことでございます。このエピペンを処方されている幼稚園、保育園及び小中学校の児童・生徒の対象者数についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問のエピペンを持っている子供たち、児童・生徒の数でございます。その内訳でございますが、小学校に3名、中学校に2名の対象児童・生徒がいるということでございます。幼稚園と保育園児につきまして、各施設にお尋ねをしましたところ市内の三つの幼稚園、それから市内の13の保育園、ここには持っている園児はいないということを伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） エピペンが処方されている児童・生徒が小学校に3人、中学校に2人おられるということでありましたが、先ほども話しましたが、調布市で発生しました給食後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生につきましては、食物アレルギーに対する教職員の理解が十分でなかったことが指摘されております。そのときのとっさの機転が要求される場合も多々あるんじゃないかならうかと思っております。やはりアナフィラキシーショックなど、アレルギーについての理解不足が一番大きかつ

たのではなからうかと思つたところでもございます。そのような場合、エピペンを適切に使えるよう研修などを行うことが大切ではなからうかと思っております。このエピペンの使用方法やアレルギー疾患について、小中学校の研修会の実施状況などについてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、アレルギー疾患についての研修会等についてでございますが、学校における養護教諭、保健主事向けのアレルギー対応についての研修会、また給食調理にかかわる栄養教諭、学校栄養職員に向けた食物アレルギーの対応への研修会、さらに市町村教育委員会給食担当者、学校給食センター長に向けた学校給食におけるアレルギー対応についての研修会、学校でのエピペンに関する校内での研修会など、年間を通して各担当職務に応じた研修会が計画され、実施されているところでございます。

今後の具体的な研修予定でございますが、年が明けまして平成27年1月16日には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、小中学校教員が参加する熊本県学校保健会合同研修会が開催され、学校における食物アレルギー及びアナフィラキシーへの対応に関する研究会の実施が計画されているところでございます。とっさのときにも落ち着いて対応ができるように、日ごろの研修を積み重ねていきたいと日ごろから考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 学校に携わられる全教職員の方がいろいろな研修を受講されて、勉強されておられるということで安心したところでございます。また、年明けて研究会も計画されているとのことでありましたので、できる範囲で多くの職員の方が参加できるようにお願いしたいと思っております。それから、新しく採用される教職員の方も毎年おられるかと思っておりますけれども、実務に就かれる前の研修であったり、いろいろな機会でもた指導をしていただければと思っております。

アレルギー対応のガイドラインでは、このエピペン使用方法を動画で記載してあります。私も見てきたところでございますけれども、ぜひそういうものも活用していただければと思っております。先ほどから話をしておりますエピペンは注射であります。このエピペンに関する医師法の解釈については、厚生労働省と文部科学省から新たに一歩進んだ見解が示されたことが報告されたところでございます。その見解と使用できる人の範囲などについてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

エピペンにはアドレナリンが入っておりまして、気管支を広げ、呼吸状態を改善する効果がございます。また、心臓の機能を増強し、血圧を上昇させることでショック状態を改善する働きがございますので、アナフィラキシーショックを引き起こした場合には、非常に有効

であると言われているところがございます。ただ副作用もございまして、血圧上昇や心拍数増加に伴う動悸、それから頭痛、振戦、これは震えですね。それから高血圧などの症状があらわれることがございます。したがって、動脈硬化や高血圧が進行している高齢者の方の使用に際しましては、十分な注意が必要であり、そういうことが一般的に言われておりますけれども、エピペン使用により、例えば小児が、小さい子供たちが副作用を起こしたという事象はほとんどないというふう聞いております。

御質問の医行為でございますが、エピペン使用に際しましては、必ず医師の判断、それから指示が必要となりますので、その使用は医行為とみなされております。学校でのエピペンの常備、そういうものはできないということになっております。そこで、アナフィラキシーショックを引き起こす可能性のある児童・生徒につきましては、事前に保護者と主治医が連携をいたしまして、適切な処置を行うことができるよう対処をしているところでございます。先ほどお答えしましたように、市内の小中学校に、現在5名のエピペンの所持者、児童・生徒がおります。もしもアナフィラキシーショックを引き起こした場合には、本人の意識がなく接種困難な場合には、養護教諭もしくは担任が接種をすることになりますが、このほかにもそういう方たちが近くにいない場合には、現場に居合わせた職員が接種をするということも考えられるところがございます。当然対象児童・生徒が在籍する学校におきましては、これは先ほど教育長が申し上げましたように、全職員が共通認識、共通理解をしておるところでございますけれども、我々教育委員会といたしましても、重大な事態に陥らないよう、改めてしっかり指導していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） ありがとうございます。アナフィラキシーショックに陥り、生命が危険な状態である場合に、養護教諭や担任の先生、あるいは現場に居合わせた教職員が、エピペンをみずから注射できない本人にかわって注射をすることができるとのことでありました。そのことを学校関係では、医行為と言われているようでございます。救急隊の中でも救急救命士も、みずから注射できない本人にかわってエピペンの注射をすることができるとのことでありますが、学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議の報告によりますと、平成20年から25年の5年間におきまして、学校におけるエピペンの使用は408件あったとのことでございます。年に平均しますと81件であります。使用したのは、やはり本人が一番多く122件であったとのことでございます。それから、学校職員が106件、保護者が114件、救急救命士が66件との報告がなされておりました。調布市の事故以来、このエピペンの処方量は急激にふえているとのことであります。本市でも5名の方がおられるということもございますけれども、このエピペンを所持している児童・生徒が通われている学校ではどのような保管方法をされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

不測の事態を常に想定しておくことは、これは最も重要なことですので、所持している児童・生徒がいる場合は、子供たちの登校後、各学校で統一した保管方法がとられておりまして、具体的には担任の先生が教室で保管するそういう学校、それから養護教諭の先生が保健室で保管する学校、二つの対応が現在とられているところでございます。また下校する際には、必ず本人にそれを戻す、手渡す、そういう方法をとっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 保管方法については、養護教諭が保健室、あるいは担任の先生が教室で毎日預かって保管されており、下校時には本人に手渡しで返す方法をとっておられるということで、私もその方法が一番いいのではないかと思ったところでもございます。気になりましたのは、このエピペンを所持している児童・生徒が登校した際に、忘れたときなどのチェック体制といたしますか、これがちょっと心配したところでございます。また、本人のランドセルの中で保管する方法もあると思いますけれども、いざというときに、いつものところに入ってなかったり、入れるところがかわっておれば、またそれを見つけるのに手間がかかったりするのではなからうかと思ったところでもございます。毎日のチェックが大変であろうかと思いますが、エピペンが本人のそばにあるのが条件でございます。それぞれの学校で統一した保管方法と教職員の方々が共有していただくことが重要であると思っております。

次に、幼稚園、保育園、小学校、中学校、教育委員会などの連携について伺います。学校間でアレルギー症状のある児童の情報共有といたしますか、引き継ぎ等がされているのかお尋ねいたします。例えば転校であったり、あるいは進学した段階とか、そのあたりの情報の共有というのはどうなっているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

学校は安心・安全な場所であればなりません。食物アレルギーに関する情報の連携についてですが、まず各幼稚園、保育所からそれぞれの該当小学校へ入学する場合、また各小学校から子供たちがそれぞれ各中学校に進学していく場合につきましては、必ず入学及び進学する時期までに、子供たちを安心・安全に教育していくための大切な情報等をつなぐ連絡会等が各学校で事前に実施されております。その連絡会等の中で、アレルギーに関する内容についても把握できているものは必ず情報が引き継がれていくこととなっております。その上で、さらなる情報の共有が必要になった場合には、随時連携して情報の交換、共有を行うこととしております。さらに本年度教育委員会は、各小中学校に在籍する子供たちの食物アレルギーに関する実態調査を市内各小中学校と連携して行い、その後、状況を細かく確認するため学校、保護者、教育委員会 ―― 学校給食センターでございますが ―― の三者による

個別面談を実施することにしております。また、新入児が小学校へ入学する際には、学校保健安全法に従い、必ず入学前に新年度に向けた就学時健康診断を行わなければなりません、その際に各保護者へ新入児に関する食物アレルギー調査を昨年度から実施しているところがございます。また、議員が御心配なさっておりました学期途中における転校生、また転園生につきましても、随時食物アレルギーに関する調査等を行い、各学校等と情報を共有しているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 連絡会議やその他いろいろ調査などを行って、引き継ぎや情報の共有など綿密な連携を図っておられるとのこと、また安心したところでもございます。次に、先ほどの答弁の中で、例えば、万一救急車を要請しなければならないような事故の場合、緊急時の対応の取り決めをされているということでもございました。救急隊へ引き継ぐときの連携について、アレルギー対応は時間との勝負でもあります。正確で迅速な情報提供が大事であると思っております。しかしながら、事故現場はパニック状態で情報の伝達がなかなか難しいところもあるのではなかろうかと思っております。

そこで、児童・生徒の救命救急を円滑に行うため、群馬県渋川市教育委員会が子ども安心カードを作成し、活用した取り組みが報道されておりました。児童・生徒がけがや病気、アレルギー症状で緊急搬送される際に、学校と消防などが迅速に連携できるよう子供の病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードを作成されて、有事の場合に活用されております。その様式はこのようなものでございます。これは中学校、小学校、あるいは保育園別に色分けをしてあるものですが、内容については全く一緒でございます。一昨日、大塚議員の質問の中でありましたが、高齢者向けの冷蔵庫などに保管しておく本市でも活用されております命のバトンのようなものでありまして、重要な必要最小限の情報を記載するようになっております。救急現場は1分1秒を争うときに、迅速に情報を提供しなければならないと思います。その点では一目でわかるこのカードは、有用性が高いのではなかろうかと思っております。また、食物アレルギー対応だけでなく、その他の災害や集団的な事故や熱中症など、重傷者が多数出るような混乱した事態などでもその効果を発揮するのではなかろうかと思っております。個人情報や救急隊に手渡して外部に出すわけでありまして、もちろん保護者の理解と同意が必要であると思っております。アレルギー事故やそのほかの災害など、緊急時に使用する安心カードの導入について、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

議員御提案の児童・生徒の既往歴やアレルギー症状の有無などを記載した安心カードは、一刻を争う緊急事態において、非常に有効性の高い手段の一つであると思っております。事

例として御紹介いただきました渋川市の取り組み、幼児・児童・生徒緊急時対応「渋川市子ども安心カード」につきましても、しっかり研究させていただき、あわせて関係機関とも検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） ありがとうございます。これからしっかり研究しながら関係機関とも検討したいと答弁をいただきました。子供の救急について、保護者、地域の医療機関、学校、消防が一体となって対応する仕組みづくりが重要であり、特に重度のアレルギーを持つ場合は、事前に消防、医師が把握しておくことが望ましいとの医師のコメントも報道されておりました。個人情報でございますので、その保管方法などにつきましてもいろいろ課題もあろうかと思いますが、ぜひ地域にあった内容などを含めて、関係機関と協議して導入していただきたいと思っていますところでございます。

また、アレルギーは学校、保育園の給食に限ったことではないと思います。遠足や野外での勉強など、食物以外に怖いのがスズメバチなどのハチ刺されでございます。普通は刺されたときには腫れ上がって大変痛いものでありますが、2回目刺されたときに怖いと言われております。いわゆる過剰な抗体反応が出て、アナフィラキシーショック症状に至る可能性もあることが指摘されております。ことしの10月16日でございますけれども、ある県内の小学校が自然公園で野外活動中、その小学生26名がハチに手や足を刺されて、病院で手当を受けたことが報道されておりました。いずれも症状は軽いということでありましたが、そういう事故現場でも活用が可能であると思っております。緊急時のよりよい迅速な対応が期待できると思っております。ぜひ研究していただきますようお願いしたいと思います。

次に、食育についてお尋ねいたします。近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化に伴って、健康状態、栄養状態も多様化し、肥満や偏食などが原因とする生活習慣病の若年化が指摘されております。アレルギーの有無にかかわらず、食育の観点から給食時間における指導など食物アレルギーに関しても児童・生徒に教えていくことも重要でなかろうかと思っております。また、ひとよし教育プランの教育振興基本計画の中でも、すこやかな体の育成の中で、成長期の児童・生徒に対し、食生活の理解を深めるため食育の推進事業が掲げてあります。その食育推進事業の取り組みについて、現状をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市が行う食育推進事業についての趣旨でございますが、子供たちに生涯を通じて健康に過ごすための食生活への理解を深めること、さらに、子供たちが食に関する正しい知識と実践力を身につけながら、食べ物や食にかかわる人々に感謝する心をはぐくむために実施する取り組みでございます。教育委員会としましては、市内の各小中学校の希望を参考にしながら、栄養教諭等を派遣し、各学校の給食主任、給食担当と連携しながら、学校の実態

に応じた栄養教諭等の活用を計画し、実施しております。平成26年度は小学校6校、中学校3校の市内の小中学校でございますが、合計61回の栄養教諭等の活用が各学校で行われております。具体的活用内容につきましては、学級、学年、学校全体、教職員等を対象にして、食育に係る授業、講話及び指導、職員研修の講師等が本年6月から来年2月までの期間に実施されることとなっております。また各家庭へ、食生活の重要性を深めるための啓発活動として毎月、献立カレンダー、給食だより等の発行を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたけれども、いろいろの授業や指導をされているということでございました。また、各家庭へ給食だよりなど月1回発行し、啓発活動を行っているとのことでもございました。私が思うには、やはり保護者のための研修会というか講習会、そういうものも多く計画されて受講できるようなそういう機会を設けていただきたいと思っております。多種多様のアレルギー疾患も増加傾向にあると言われる中、特に成長期にある児童・生徒は、食生活の環境により、その後の成長に大きな影響が出るとも言われております。家庭においてもその対応が重要であると思っております。また、食物アレルギー疾患のある児童・生徒が、ほかの児童・生徒と同じように給食を楽しめることも重要であると思っております。私も五十数年前になりますが、小学校を卒業する数カ月前に学校給食が始まったことを記憶しております。勉強のことはあまり覚えておりませんが、給食を楽しみにして始まったそのときの感動を覚えております。教育委員会へちょっとお尋ねしたところ、昭和37年9月に人吉東小学校の給食が本格的に開始されたとのことでもございました。私はちょうど6年を卒業するときでございます。一昨日の笹山議員の学校給食に関する質問の中で、末次教育長が小学校時代の給食についても答弁されておりましたが、人吉東小学校は西小学校より四、五年遅れて始まったようであります。その時代はまったく同じでもございまして、パンと脱脂粉乳でありました。それに一品のおかずでありましたが、それでも給食が待ち遠しくて、学校生活の楽しい思い出となっております。今は時代背景が全然違うかもしれませんが、児童・生徒全員が楽しみながら給食をいただくということは、昔も今も変わらない大変大切なことではなかろうかと思っております。このような中で、可能な限り個々の児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応給食の提供を来年度実現に向けて取り組んでいかれるということは、大きな期待をしているところでございます。そして、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、協力しながら、たくましく生きる力をはぐくむ教育をさらに進めていただきたいと思いますところでもございます。市民一人一人が心身ともに健康で、笑顔で豊かな人生を送ることができる社会であってほしいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 45 分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7 番」と呼ぶ者あり）
7 番。松岡隼人議員。

○7 番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7 番議員、新・九州相良クラブの松岡隼人です。一般質問に入ります前に、大変申しわけございませんが、皆様に配付しております資料の訂正をお願いいたします。一番下の項目ですが、市民意識調査、子育てに不安や負担を感じない、現在値が30.9%、目標値が60%。次に、仕事と生活の調和の実現がとれている、現在値が56.4%、目標値が70%、人吉市は子育てがしやすいの現在値が41.9%、目標値が60%、いずれも第5次人吉市総合計画からの抜粋です。資料を配付しておきながら間違った数値を示しておりましたことをお詫び申し上げます。もう1回言います。市民意識調査で子育てに不安や負担を感じない、単年度収支7,620万円を30.9%、目標値を60%。次が、単年度収支2,971万円を56.4%、目標値を70%。人吉市は子育てがしやすいを2億3,141万3,000円を41.9%、目標値を60%。以上、御訂正をお願いいたします。

それでは一般質問に入ります。12月2日、第47回衆議院選挙が公示され、1,191名が立候補をされました。思いを伝える候補者の声がスピーカーから響いてきておりますが、私は国民のことを考え、政治を行っていただける候補者、または政党に思いを託したいと思っております。14日が投開票ですが、昨日豊永議員がおっしゃったように期日前投票が始まっておりますので、ぜひ選挙に行ってください、しっかりと意思表示をしていただきたいと思います。

今回、通告いたしましたのは3項目です。一つ目が総合的なまちづくりによる商業の進行に関する取り組みについて、二つ目が国民健康保険に関する取り組みについて、三つ目が児童福祉の充実に関する取り組みについてです。笹山議員や平田議員も総合計画に係る質問をされましたが、私はちょっと視点をかえて質問をしたいと思っております。

第5次人吉市総合計画は、前期計画の位置づけを4年間とし、目標年次を平成27年としていることは笹山議員がおっしゃったとおりです。また、市長のマニフェストが反映されていることも皆さん御存じのとおりです。さらに総合計画を策定するに当たっては、幅広く市民から市政に対する意見を把握することで、その結果を総合計画に反映することを目的に、平成22年に人吉市総合計画策定に関する市民意識調査が実施されています。このように総合計画は、市民の意見、市長の考えが反映されたものになっているわけですが、今回私は策定前の調査で重要度が高く、満足度が低いと市民が感じた施策について進捗をお尋ねします。これは皆様のお手元に配付しております資料の施策の重要度、満足度の相対分析というグラフの右下のエリアに当たります。このエリアに位置する施策は、市民ニーズが高い施策と推測

できると分析してありますし、私も同じ認識を持っています。このエリアの項目は相当数ありますので、今回は3項目に絞り込んでお尋ねをいたします。

まず、総合的なまちづくりによる商業の振興に関する取り組みについて質問をします。これは平成22年の市民意識調査で、最も満足度が低かった項目ですので選択をいたしました。この課題を解決するために第5次総合計画では、商工業の振興と魅力的な市街地の形成という項目で施策が示されています。生活指標については、皆様に配付いたしました資料に示してあるとおりです。そこで小売業、卸売業の商店数、小売業、卸売業の従業員数、小売業、卸売業の年間消費販売額についてと、笹山議員の質問にもあり少々重複しますが、市長のマニフェストでも示されています昭和の人吉温泉郷街並みの復活事業についての現状と進捗をお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

商業の振興における現状と総合計画の進捗状況についてでございますが、第5次人吉市総合計画では、その基本構想の中でまちづくりの政策といたしまして、まず、「農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよし」という戦略を掲げているところでございます。この戦略を具現化するため七つの基本計画がある中で、商工業の振興に関する施策も挙げているところでございます。本市におきまして、地域経済を担う商工業の振興を図ることは、雇用の場を確保し、定住を促進するための必要不可欠な施策と認識しており、今日まで商工会議所を初めとする関係各団体との連携の中で、さまざまな施策を展開してきたところでございます。この商工業の振興における成果指標といたしまして、小売業、卸売業における商店数、従業員数、年間消費販売額につきまして、平成19年現在の数値と平成27年度における目標値を挙げております。こちらにつきましては、熊本県商業統計調査の各数値を参考としておりまして、商店数におきましては、平成19年が640店に対しまして、平成27年度の目標値が600店、従業員数は同じく4,011人に対しまして4,000人、年間消費販売額は723億円に対しまして700億円と設定しているところでございます。しかしながら、この調査につきましては、直近調査日が平成26年7月1日ということでございまして、現在県のほうから調査結果の公表がなされていないところであり、最も新しい調査が平成19年でありますことから、現時点では総合計画の成果指標との比較ができかねるところでございます。したがって、成果指標とは大もとの調査が異なるところではございますが、毎年人吉商工会議所から出されております小規模事業者台帳で数値の比較をさせていただきますと、商業だけでなく工業も入った数値でございますけれども、商工業者の事業所数におきましては、平成20年の2,311事業所から平成25年は2,243事業所と、若干減少いたしております。

次に、総合計画の中の「便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよし」という戦略を掲げ、その施策といたしまして、魅力的な市街地の形成を挙げているところでございまして、その中の市街地の整備に、中心市街地活性化事業と昭和の温泉郷街並みの復活事業（人吉七町）

の2本の施策を挙げているところでございます。

まず、中心市街地活性化事業におきましては、中心市街地の観光客、商業施設誘致によるにぎわいの創出や介護老人施設、マンション誘致による居住人口の増加といった事業を挙げておりますが、この事業におきましては、市民の方々の思いと市が考える施策との整合、また中心市街地の方々とのコンセンサスの形成等が必要不可欠でございまして、現在不定期ではございますが、中心市街地にお住みの方々を中心に、町の活性化に向けた意見交換会等を実施しているところでございます。

また、昭和の温泉郷街並みの復活事業（人吉七町）につきましましては、昭和をテーマとした公衆温泉及び空き店舗の活用によるにぎわい創出とその修景に関する事業を掲げているところでございます。そのような中、昭和の温泉郷の復活につきましましては、その財源や温泉資源の枯渇の問題等もございまして、残念ながら断念したところでございます。町のにぎわいを創出する施策といたしまして、中心市街地のエリア内におきまして、人吉市商店街活性化事業といたしまして、町なかイベントへの補助や空き店舗の操業、開業支援を行っているところでございます。特に空き店舗への開業支援につきましましては、平成25年度に支援の要件を緩和いたしておきまして、平成15年度から平成24年度までの10年間の開業件数は10件、平均いたしまして1年で1件の開業でございましたが、平成25年度の要件緩和以降は、現在までの1年8カ月で18件の開業と大幅な伸びを見せているところでございます。また、修景に関する事業といたしましては、既設家屋改装等事業といたしまして、既設家屋の外観等を修景する店舗等への助成を行う事業を実施いたしております。その中で水戸岡鋭治氏による人吉グランドデザインのコンセプトに基づいた日よけやのれんによる修景事業を開始したところでございまして、現在鍛冶屋町を初めといたしまして、のれん等による景観整備に取り組んでおられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 総合計画の指標に関しましては、この策定当時の数値と比較する数値がまだ出てないということで、会議所の小規模事業者台帳からの数字を出していただきまして、また今現在の人吉市における取り組みを説明していただきました。この中でやはり私が一番うれしかったといえますか、成果が出ているなというふうに思ったのが開業支援ですね。新たにチャレンジする方がふえているというのは、大変喜ばしいことだというふうに思います。また一方で、人吉七町、昭和の温泉郷復活は断念されたこと、これも市長のマニフェストにもありました、総合計画にもありましたが、やはりそのときの時代の流れ、市民のニーズ等々を考えたときには、必ずしもそれをしなければならないということはないというふうに私は思います。やめる勇気というのにも必要だというふうに思います。やはり市民がこのように開業支援の数字が上がったように、自分たちからやりたいという声を上げてやっていく町、

そういう町にどんだんなりつつあるのかなというふうに考えています。また不定期ですが、中心市街地の方との意見交換会も行っておられるということですが、やはりそういうのが一番大事だと私も感じておりますので、今後もそのような市民を巻き込んだ、市民がどういう町をつくりたいかということを中心としたまちづくりを進めていっていただきたいというふうに考えます。

それでは、中心市街地のにぎわい創出については、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

中心商店街のにぎわい創出についての考え方についてでございますが、九日町、紺屋町の中心商店街におかれましては、町のにぎわい創出に関しまして、これまでもさまざまな取り組みをされてきたところでございます。近年では平成21年から3年間、九日町の球磨川堤防道路で毎月、くま川軽トラックさんぽ市を開催されておられました。また現在は、中心市街地一帯で人吉ふれあい100円商店街を開催されているところでございます。この100円商店街事業では、商店街の方々に組織された実行委員会のもとで主体的に運営されており、参加店舗数も平成24年7月に開催されました第1回の59店舗から、ことしの10月に開催されました第9回の63店舗と、徐々にではありますがふえてきているという状況でございます。また、100円商店街へ来場された方へのアンケート調査も行っておられまして、その内容を見ますと、市内の方以外にも錦町やあさぎり町などの郡部、また遠くは、お隣の鹿児島県伊佐市などからもお見えになっているようでございます。このほかじゅぐりつと博覧会や人吉球磨は、ひなまつりなどの催しを通して、季節ごとのおもてなしイベントを実施されているところでもございます。このような市民が主体となった我が町の活性化ということが、将来の本来の意味でのまちづくり、また商店街のにぎわいの創出につながっていくものと考えますので、地域の方々の思いや地元に対する愛着、この町をどうにかしようというお気持ち、このことを大事にしながら、市といたしましてもあらゆる面において支援を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） まさに私もそのように感じるわけですが、では、これからその思いをどのように形にかえていくかということが大事になってくるんだというふうに思いますが、その前に私は、中心市街地のにぎわいをどう創出していくかということに関しまして最も大事なことは、やはりコンセプトとビジョンだというふうに考えています。そこに住む方が、またかかわりのある方が一緒になって進むべき方向をきっちりと定めることによって、手段や方法はおのずと決まってくると考えます。やはりキーとなるのは人、先ほど同じ会派の村口議員もおっしゃってましたが、いろんなところを視察研修して、やはりそこには必ず人が

おられます。地元の人であったり、行政、役所の人、またはまちづくりのプロである人など、必ず人がいます。人がやはり輝かないことには、町も輝かないというふうに私は考えております。ですのでやはり自分の町を、さっき市長もおっしゃいましたが、愛する人、誇りに思う人、こらどぎゃんかせんといかんという人たちが一緒になって、まずは骨格を定める、そうすることによって空き店舗の問題なんかも、じゃあ何をすればいいかというのが決まってくるのではないかとというふうに考えます。市長もおっしゃいました軽トラ市が開催されて、100円商店街がどんどん店舗数もふえているということです。いろんなところからたくさんの方が中心商店街に、イベントがあるときは訪れていらっしゃいます。また若い人たちを中心に、最近是人吉球磨の至るところで市が開かれています。最近ですと11月23日、24日に青井阿蘇神社の前の参道で人吉球磨八風（やふう）風土（ふど）フェスタや、24日には老神神社境内で第4回iroイロさんぽMARKETが開催されました。この日は新嘗祭が行われたこと、また、人吉駅ではノスタルジック人吉も開催されておりまして、地元の人を初めたくさんの方の観光客、日ごろちょっと見かけないような方たちも多数お越しになって、とてもそのイベントがあった場所にはぎわったようです。人吉球磨八風（やふう）風土（ふど）フェスタに出店された方の中には、お城まつりのときの売り上げと同じぐらいの売り上げを上げられた方も中にはいらっしゃいました。まさにいずれのイベントも自分たちがやりたいことをやり、自分たちが楽しみつつ、そしてそこを訪れられた方たちも楽しめるという、まさに需要と供給が一致した例でありまして、部分的ではありますが、町のにぎわいがそのときは創出されたというふうに感じています。本当に日ごろ全然人通りがない、全然といいますか青井神社の参道なんかも、ああいうふうにイベントをすると、どこから人が沸いてきたんだろうというような方たちがいっぱいいらっしゃいました。観光客もふえております。130万人を超える観光客が訪れています。やはりその人たちに満足してもらうために、もっともっとうちの地元の人が、例えば市、フェスタなんかをするとか、それがさらには進んで継続的に中心市街地がにぎわう、にぎわいが創出できれば私も一緒にやりたいというふうに考えております。

そこで市長は、今中心市街地のにぎわい等に関しまして、どんな課題、問題があって、これから行政として中心市街地のにぎわい創出に取り組んでいかれるのか、そのお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

100円商店街を開催されるたびごとに、中心市街地の商業施設または店舗の皆様方は一様にこう言われます。「このように毎日来てくれたらね」と、これがやはり本音だろうと思っています。確かに昭和30年代、40年代初めまででしょうか、そのようなにぎわいがあったわけですが、本市ではこれまで、商業の振興及びにぎわいの創出に関する手立てといたしまして、熊本県宅地建物取引業協会、人吉商工会議所との空き店舗や空き事務所に係る

情報の共有化並びに仲介を行うことに関しての協定や締結、中心市街地活性化事業による補助の充実、さらには現在鍛冶屋町で整備を進めております鍛冶屋町通り地区小公園整備事業など、さまざまな施策を展開してきたところでございますが、現時点では、まだそのいわゆる毎日のように100円商店街がにぎわっているあの光景があらわれているというわけでもありませんし、実を結ぶところまでは至っていないというところでございます。

その中で、まず一つの大きな課題として掲げられますのが、やはり未だ点在している中心商店街における空き店舗及び空き地の問題でございます。本市におきましても、今よりも中心市街地が栄えていた時代がございました。当時はそこで生業しておられました商業、工業といったさまざまな商売をされる方々がたくさん住んでおられた。町もイコール活気があったわけでございます。当然のごとくにぎわっていたし、町も活性化をしておりました。しかしながら、その中心市街地にお住まいの方々が、時代の移り変わりとともに郊外へ移り住まわれるようになった。結果的に町が人が住まない町になり、空洞化をしていったということでございます。それでは、もう一度町に住んでもらうようにするにはどうすればよいのか、どうすれば町に住んでもらえるのか、このことがこれからの中心商店街を活性化していくための大きなテーマの一つであると思っております。そのためにも私といたしましては、これまでも幾度となく会合を開かせていただきましたが、さらに、中心市街地及びその近辺にお住まいの方々の意向を随時お聞かせいただきたい、今後どのようにしていかれたいのか、自分たちの町の将来の姿について、生の声をさらにお聞かせいただきたい、それを反映した中で今後のまちづくりを図っていかねければならないと考えているところでございます。

そのような今後の本市のまちづくり、また商店街の活性化策を考えていく上で、一つの先進事例といたしまして、香川県高松市の高松丸亀商店街の取り組みが挙げられるのではなからうかと考えております。ことしの1月には、私も実際に人吉商工会議所や地元商店街の関係者の方々に同行し、この高松丸亀商店街を訪問させていただき、学ばさせていただいたところでございます。また去る10月には、本議会の経済建設委員会におかれましても視察、研修で訪問されたと伺っているところでもございます。全国の地方都市が空き地や空き店舗を含めた土地という問題に直面する中、この商店街では、まず土地の問題に焦点を当てておられまして、その対策として考えられましたのが、土地の所有権と使用権の分離ということでございました。地権者の出資でつくられましたまちづくり会社が、すべての商店の地権者と定期借地権契約を結んだ上で、その使用権を取得し、同社にて建物を整備所有されております。同社はテナントの家賃収入から銀行への返済、建物の管理費用などを差し引いた金額を地代として地権者にお支払いされておられます。これをオーナー変動地代家賃制というようにございますが、地代をあえて精算後とすることで、地権者はテナントの売り上げに関心を持たざるを得ない。要はテナントの売り上げが上がらなければ地代は下がってしまいますので、この制度は町の活性化に、地権者を半ば強制的に関与させるという仕組みとなっている

ようでございます。また同商店街では、商店街の所有する共同ビルの上層階にマンションを併設し、そもそもの地権者はもとより、分譲などを含めまして現在1,500名ほどの方々が暮らしておられるようでございます。つまり、この制度のポイントといたしましては、自分たちの町を自分たちでみずからリスクを負い、自治権を持って運営していこうというところがございます。これは新しい自治組織の形式と言えるかと思いますが、中心市街地及び商店街活性化という点におきまして、一つの理想型と言えるのではなかろうかと考えているところがございます。それぞれの町において人口規模、地理的要件、商業形態等さまざまでございますので、本市におきまして、この高松丸亀商店街の取り組みがそのまま当てはまるか、難しい点もあるところではございますが、今後の本市のまちづくり、商店街活性化につきまして、参考例の一つとさせていただきたいと考えているところがございます。

また、先ほどから問題と申し上げている土地についてでございますが、高松丸亀商店街におかれましては、定期借地権契約という手法をとられたと申し上げたところがございますが、現実問題といたしまして、農地を含むすべての土地に対しまして借地権を締結するということは、定期借地権は別にしまして、その所有者にとりましては30年後、60年後といった法制の権利はどうなるのかといった不安が常につきまといまいます。そこで私は、空き地や空き店舗となっている物件をお持ちの所有者が、行政に対して土地を信託できる制度の検討を国に提案しているところがございます。仮にそれが可能となれば、土地の所有者は信託する相手が行政でございますし、安心して土地を信託できるのではないかと、それを行政が不動産関係業者を初めとする関係団体と提携して賃貸または運用を行い、その利益を所有者に還元するという仕組みが構築できればと思っているところがございます。この制度の創設までにはさまざまな問題があるかと存じますが、何とか実現できればと考えております。

次に、もう一つ重要な問題でございますが、先ほどから挙げられております、まちづくりは人だと私も思っております。どれだけ良い施策、良い考えがあったとしても、それを実行するのは最終的に人でございます。先ほど高松丸亀商店街もしかり、また他の商店街におかれましては、成功、復活している町では、そこに居住する人が主人公となり、自分たちでまさに命がけで町をつくっていこうというそのようなリーダーがおられます。町はそこに住んでいる人が幸せでなければならないと思っておりますし、そのためには商売と居住が共生できる環境づくりが必要であると考えておりますし、またそのためには、そこに居住する人が自分自身で町をつくっていかなければならないと考えているところがございます。そして、その方々に今後の人吉市のまちづくりの先鞭をつけていただきたい、そこに行政も一緒になって全力を挙げて取り組んでいく、それがまちづくりの原点ではなかろうかと思っております。さらに、市外から専門的な知見をお持ちの方を招聘するという手法も、今後は検討していかなければならないと考えているところがございます。

次に、近年、全国の地方都市で注目されております徳島県神山町が成功事例として有名な、

空き店舗や空き家にIT関連企業を誘致するサテライトオフィスがございます。これもいつかはお聞かせをいただいた町でございますが、本市におきましても1件ではあります、つい先週でございますが、第1号のサテライトオフィスとして市の最重要施策の一つに位置づけておりますG空間の実証実験オフィスが開設したところでございます。これを起爆剤といたしまして、第2、第3のオフィス開設につなげていければと考えてもおります。

最後になりますが、今後もそこに住む人たちを初めとした市民の皆様、関係諸団体等と一体となり、本来ならではの商業、まちづくりの政策を進め、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち、さらには儲かる経済都市ひとよしの実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 市長からかなり長く思いを語っていただきましたが、今本当日本であまくっている商店街やまちづくりの事例をいろいろな例を入れてお話をいただきました。私たちが神山町にも行ってまいりましたし、外部からの専門家を招聘しております近くの日南市にも行ってまいりました。やっぱり市長もおっしゃいますが人ですね。人がやる、その手段が丸亀商店街のような手段なのか、神山町のような手段なのか、日南市のような手段なのかという話になると思うんですが、私がそこで行政がやるべきことというのは、やはりつなぐことだと思うんですね。人と人をつなぐ、人と地域をつなぐ、地域と地域をつなぐ、そして今の町を未来へつなぐ、これが私はやはり行政のやるべきことだというふうに考えております。いっぱい引き出し、知識、行政の皆様初め我々もありますけど、じゃあいかにつなぐか、いかに具現化していくかというのが今後私も大事なことではないかというふうに考えております。議員としても市民の1人としても汗を流しながら、本市中心商店街を初め人吉市の町がにぎわいを取り戻せるように努力をしてまいりたいと私自身も考えております。この件につきましては、質問を終わりたいと思います。

続きまして、国民健康保険に関する取り組みについてお尋ねします。国民健康保険は日本の社会保障制度の一つで、会社員や公務員とその扶養家族以外が加入する保険で、主に自営業者や会社を退職した方が一時的に加入するケースが多い保険です。この保険は各市町村が運営していますので、保険料の算出方法も住む場所によって異なることは周知の事実です。予算規模も相当大きく、そして運営方法もそれぞれの自治体で行われかつ我が国の保険制度の最後の砦だというふうに私自身認識をいたしておりますので、この項目を選択いたしました。総合計画の中でも医療保険制度の安定運営という項目で施策が示されています。成果指標については、お手元の資料に記しております。

そこでまず、本市の国民健康保険の現状と成果指標についてお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） それでは、本市の国民健康保険の現状について、お答えいたしま

す。

まず、被保険者数でございますが、平成25年度の平均で9,840名で、平成20年度と比較し1,392名の減少となっております。被保険者の年齢構成は、平成25年度末現在60歳以上の方が全体の51.5%を占めており、被保険者の総数は減少している中、高齢者の占める割合は毎年増加をしております。

次に、医療費でございますが、平成25年度の費用額が35億7,719万円で、平成23年度からの3年間はほぼ横ばいでございます。一方、1人当たりの医療費は、平成23年度以降毎年増加しており、平成25年度は36万3,535円で、熊本県が10月にまとめた平成25年度の事業状況速報によりますと、県内45市町村で16番目の高さとなっております。1人当たりの国民健康保険税額は、平成25年度で9万683円で県内で11番目の高さとなっております。国保税の収納率でございますが、平成20年度の後期高齢者医療制度創設により、75歳以上の被保険者が国保から脱退したこと、同年に国保税の増額改定を行ったことなどにより、近年は90%を割り込み低迷しております。平成25年度は現年度分で87.59%で、県内45市町村のうち44位となっております。

次に、第5次人吉市総合計画で掲げております医療保険制度の安定運営のための成果指標の達成状況でございますが、平成25年度の決算では歳入総額49億8,149万5,000円に対し、歳出総額45億4,906万7,000円で、形式収支が4億3,242万8,000円の黒字決算となっております。また前年度繰越金を差し引き、財政調整基金への積み立てを加えた単年度実質収支では8,803万5,000円の赤字となりました。

今後も需要額の増加と収入の減という大変厳しい財政状況が見込まれ、黒字決算を達成できなくなる可能性もあると考えております。また、国民健康保険財政調整基金の2億円の保持という成果目標でございますが、今議会で提案中の補正予算（第4号）で、基金からの繰り入れを1億円とさせていただいており、補正後の基金保有額は1億5,000万円となります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今国民健康保険の概要について説明をしていただきました。幾つか数字をお聞きして、かなり厳しい状況だなというのは理解できたのではないかというふうに考えます。私も厚生委員会で審議をさせていただきながら、いつもこのぎりぎりの予算組み、そして特に今からですが、インフルエンザの流行等によって医療費がばんと上がること等がとても心配、私個人としても心配をしております。単年度収支でも赤字ということでしたし、保険税額も熊本県では3分の1より上のほうに位置しております。やはりその中でも一番目立つ数字というのが、収納率ではないかというふうに考えます。87.59%、県内45市町村のうち44位というこの収納率の低さというのがまずは私は解消すべき問題だというふうに考えております。

そこで、今後も黒字決算を続けていけるかどうか心配だという答弁が部長からもありましたが、今後それをどのようにして安定運営していくのか、その考え方についてお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） 国民健康保険事業の安定運営という視点でお答えさせていただきます。

国保は我が国における皆保険体制の最後のセーフティネットとしての役割を果たしていますが、最後の砦であるがゆえの構造的問題を抱えております。他の医療保険制度と比べ被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低く保険料負担が重いため、結果的に国保税収納率が低いという問題でございます。このような現状にありながらも、常に収支のバランスを保ちながら国保事業を安定的に運営していくことが重要と考えております。

国保の予算は、1年間に必要と推計される医療費でその規模が決まり、一定の国庫負担などを控除した残りを国保税負担とする構造になっております。つまり、医療費の額によって国保税の額が左右されるという仕組みでございます。したがって、国保税負担が過重とならないためには、医療費の伸びをいかに抑えるかが重要となりますが、そのためには市民健診による疾病の早期発見、早期治療やジェネリック医薬品の利用促進など、被保険者の皆様の御理解をいただきながら保険事業を展開し、医療費の適正化に取り組んでいく必要がございます。さらに、事業運営における重要な財源である国保税を確実に収納することが必須となりますが、コンビニ収納など納めやすい納付方法を提供し、自主納税を促進すると同時に、負担の公平の観点から滞納者への適切な対応を行ってまいります。国保事業は、市民の健康を守ることが目的であります。破綻することなく安定した運営を続けることで、市民が健康で心豊かに生活できる社会の構築ができるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今の部長の御答弁から、収支のバランスが大事だということだと思いますが、歳入に関しまして言うと、やはり先ほども申しましたように収納率の低さ、これがやっぱり大きな課題だと思います。また、不納欠損等も発生しておりまして、不公平感をなくすためにも納税の徹底をしっかりと行う必要があると思います。他自治体におきましては、歳入、予算組みができないときなど、一般会計からの法定外繰入という方法をとっているところもあるようですが、これも得策ではないというふうに考えます。歳入に関しましては部長がおっしゃったように予防、これが最も重要だと考えます。日ごろからすべての市民が健康に留意し、早め早めに病院に行くことで症状の重篤化を防ぐことができると考えます。市を挙げて日ごろの健康管理と予防を徹底することで、国保税の負担軽減につながります。誤解なきように申し上げますが、これは病院に行くなというような意味ではございませんので、間違いのないようお願いいたします。

この現在の国保の運営状況、医療費水準が高いが所得水準が低く、保険料負担が重たいために収納率が低いというような部長の答弁があったというふうに思います。本市の市民、国保に加入していらっしゃる方というのは、そういう現状、本当に税金を納めるのが大変だというふうな意味合いだというふうに感じております。私は以上のように考えますが、本市のこの国保の現状を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

国の医療保険制度は、もう一つ社会保険制度があるわけでありまして、社会保険というのは、本人と事業主との折半になっておりまして、またその年年の収入に応じての保険となるわけでありまして。一方、この国民健康保険制度の目的が、国民の健康を守ることは明らかでございますが、社会保険と違いまして福祉的な側面を持ちあわせていると感じております。被保険者の方から保険料をいただくという保険事業の形態をとってはいるものの、あくまでも福祉という目的達成のための手段ということだと思っております。多くの低所得者や高齢者を被保険者とする国保は、福祉でなければならないという理想と保険事業として財政運営を行わなければならない現実との矛盾を常に抱えながら、我が国における社会保障制度の中心的な役割、さらには皆保険制度の最後の砦の役割を十分に果たしているものと考えております。制度発足から50年以上を経過し、その間経済社会の変化に伴い被保険者構成や財政構造が大きく変わったため、国保財政は逼迫の度を加え厳しい状況にあるのはもう周知の事実でございます。本市国保においても例外ではなく、医療費を初めとする需要額の伸びと国保税など収入額の減少が相まって、年々収支のバランスがとりづらくなってきていますが、繰越金と財政調整基金のおかげで何とか黒字決算を人吉市は続けていることができております。国保制度は、被保険者が必要とされる医療費について保険給付が増大する場合や、また後期高齢者支援金や介護納付金が増加する場合は、国保税率の改定により財源を確保することが必要となります。しかしながら、本市の国保税を取り巻く状況は厳しいものがございまして、税の軽減を受ける低所得者世帯が全体の6割を超え、また介護納付金分を負担いただく40歳から64歳までの被保険者、いわば子育ての最中にある稼働年齢層の方々にかかる収納率が低いという結果も出ており、多くの方が大きな負担を感じておられるのではないかと考えております。自治体によっては、この負担感の軽減のために法定外の一般会計繰り入れを行うところもございまして、財源を一般会計に求めると次の年度以降も同程度の財源を用意する必要から、再び一般会計繰り入れに頼らざるを得なくなり、ついには常態化してしまうのではないかと危惧いたしております。しかも一般会計繰り入れの税源が市税であり、市全体の財政運営に影響を及ぼしかねないこともあわせて考えますと、安易な赤字補てん繰り入れは回避すべきではないかと考えております。

では、どうすれば国保税の負担増を抑えることができるかということですが、そのために

は市民の皆様が健康でいていただくことに尽きるのではなかろうかと思っております。市民健診を受けていただき、日ごろから御自身の健康に留意され、病気にならないような備えと病状が重くならないうちの早目早目の手当が一番肝心ではなかろうかと思っております。国保事業の安定運営には医療費の適正化が必要とされますが、これも先ほど議員が申されたように受診抑制ではございません。必要とするときに適切な医療を受けていただくこと、言い方を変えると、限りある医療財源を無駄のないように有効に使っていただくことではないかと思っております。本市は、人吉球磨の医療圏域における中核市として多くの医療機関が存在しており、そのため医療費が伸びやすい傾向にあることは否めません。しかし、市民が受診の際に時間をかけて遠方まで出向く必要がないという環境が提供され、医療に関して恵まれた状況にあるのではないかと考えております。

現在、国においては、平成29年度の国保制度改正に向けて協議の最中ですが、事業運営の県単位化の際には、国の責任において国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたって持続可能な制度構築をすることを全国市長会としても申し入れをしているところでございます。財政運営の主体が県にかわりましても、市町村は引き続き国保税収納等保険事業を担う予定とされておりますので、市民の皆様の健康を守る保険者の立場として、でき得ることは限られておりますが、医療費の適正化と国保税収納確保に向けて、今後ともでき得る限りの施策を展開し、国保制度の安定運営を通して、市民が健康で心豊かに生活できる社会を目指していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） まさに市長がおっしゃったとおりだと思いますし、それをやはり実現していくことが大事だというふうに考えます。歳入と歳出のバランス、予防しながらなるべく早く病院に行っていただくというのと、税収の確保ということが大事なんです。もう先ほど中村部長もおっしゃいましたけど、今単年度収支で今回赤字だった、今後も黒字を維持していくのは厳しいというふうになると、国保はどちらかという歳出が決まってそれに応じた歳入が必要となってくるわけですが、できるのは税を上げるか、その前に収納率は当然上げる努力は必要だというふうに思います。試算されてるのが恐らく納税率が90%ぐらいだったというふうに思いますが、今現在それを割っているわけで、やっぱり初めに算出する90%というのは達成する必要があるというふうに思いますが、今大変厳しい状況です。となると、その歳出のお金が決まってくるときに、先ほどありましたように一般会計の繰り越しと財政調整基金と税ですね。そのときに赤字にならないためには、じゃあ法定外の繰り入れをするのか、それか、あとは税を上げるのか、今そのどちらかしかないんじゃないかというふうに市長の答弁から感じたわけですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） おっしゃるとおり税を上げるか、法定外繰入をするかという選択のほかに、先ほども御答弁申し上げましたとおり、市民の皆様方がいかにしたら健康に過ごしていただけるのか、そういう施策も重要であるというふうに考えておりました、この施策については、しっかりと研究してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） なかなかこの場ですぐに答えられるような問題じゃないかなと私も思います。おっしゃるとおり、やはり健康であることが自分のためですし、家族のためですし、地域のため、市政のため、市政運営への貢献というのは健康であるとより幸せにお互いに生きられるのかなというふうに思いますが、現実人吉市の国民健康保険に関しましては、そのような実情となっておりますので、その部分は一刻も早く安定運営、これからも継続して安定運営がされていかれますようお願いを申し上げまして、この件につきましては質問を終わります。

続きまして、最後の質問ですが、児童福祉の充実に関する取り組みについてお尋ねします。私も子育て真っ最中でして、日夜子供たちのすこやかな成長を願う家族や保護者、関係者の方と一緒に現場で汗を流しています。また、市長のマニフェストにも医療費に関することがございますので、この項目を選択いたしました。総合計画では、子育て支援の充実という項目で施策が示されています。成果指標に関しましてはお手元の資料、先ほど訂正させていただきました数値となっております。総合計画の成果指標の合計特殊出生率と医療費無料化の対象年齢の拡大について、現状と進捗についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

まず、総合計画における成果指標の一つ目でございます合計特殊出生率についてでございますが、平成22年度から24年度までの3年間の平均は2.05となっており、目標値の1.85を上回っております。この数字は、平成24年度の国の1.41、熊本県の1.62と比べましても高い率となっております。この要因といたしましては、率の基礎となります15歳から49歳までの女性が減少傾向にあること、また都会に比べ、まだ近くに子育てを支援していただける祖父母などの存在があることなどから、1人の女性が産む子供の数が多く、ひいては合計特殊出生率を維持できている要因ではないかと考えているところでございます。

次に、二つ目の子供医療費無料化の対象年齢の拡大につきましては、平成26年7月1日から、これまで小学校就学前だった対象者を中学3年生までに拡大したところでございます。ただし、1医療機関につき、入院の場合1カ月2,000円、通院または調剤薬局の場合は1日500円を限度に、保護者に一部負担をいただくことにしております。完全に目標を達成したわけではございませんが、一定の成果があったものにとらえております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 出生率、非常にすばらしい数字だというふうに思いますが、一方で女性の数が減っているということは、逆に言うと大変危惧されるべき問題かなというふうに考えております。都会は逆に、女性の数が多いけど1人の女性が産む子供の数が少ないので出生率が下がった値になっているのではないかというふうに私自身も感じているところです。しかしいずれにしましても、この数値を見る上では本当に合計特殊出生率が上がったというのはいいことだというふうに私も高く評価をするところです。

医療費の無料化に関しましても、やっぱり小学生になるとけががどうしても多いというふうに私はとらえています。就学前の子供たちに関してはよく熱を出したりします。これから特に寒くなりますので、鼻水とか咳とかが出て、しょっちゅう病院に行くような形になると思いますが、小学生になるとけが、骨折ですね。特にスポーツをしてる子供たちなんかは骨折を結構する姿を見かけますので、部長がおっしゃったように一定の成果が出てるというふうに私自身も感じております。

続きまして、総合計画の市民意識調査の進捗についてお尋ねをしてみたいわけですが、策定後、人吉市次世代育成支援行動計画の実施状況評価、これが毎年行われております。そして子ども・子育て支援に関するニーズ調査が、本年2月に就学前と小学生の保護者を対象にアンケート調査で実施をされておりますので、この結果にも触れながら総合計画の市民意識調査、この数字を検証してみたいと思います。

まず、人吉市次世代育成支援行動計画の実施状況についてお尋ねします。この計画は、子ども・子育て支援に関して具体的な施策が示され、本市ではこの計画に基づいてサービスが進められています。また、毎年重点事業の実施状況が公表されております。この人吉市次世代育成支援行動計画には、もっとたくさんの項目があるんですが、その中から30項目にわたり達成状況や取り組みが記してありますが、すべて平成25年度の結果を見ても、計画策定時よりも数値状況がよくなっており、取り組みも充実をしてきていると私も感じておりますし、これは評価に値することだと感じています。ただ、この中で伸びが弱いところ、取り組みがなされていない項目も一部ございます。それは事業所への子育て応援依頼やお父さん学級、そして親子のふれあいやすこやか学級など、職場や事業所、学校と連携した事業です。それらの施策についてどのように考え、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで会議時間を延長いたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

人吉市次世代育成支援行動計画の後期計画は、平成22年度から計画に取り組み、毎年進捗管理と検証を行っているところでございます。市の主な取り組みといたしまして、先ほど30項目というお話がありましたが、ここでは国で指定している14事業についての達成状況とい

うことですが、それで言いますと85%の達成率ということになっております。また新たな取り組みとして、乳児家庭全戸訪問事業やファミリーサポートセンター事業などに組み込んでまいりました。一方、今お話がありましたように、両親学級における父親の参加率や職場でのお父さん学級の開催など、目標に達していない状況もあり、より一層支援をしていく必要があると考えております。仕事と子育てを両立させる観点から、男性の育児参加の促進と制度の周知、啓発等を事業所と連携を深めながら行い、子育てしやすい環境を整えていきたいと考えております。

現在、計画策定中の子ども・子育て支援事業計画におきましても委員の皆様の意見をいただきながら子育て支援の充実に向けて計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 部長が今おっしゃいましたように、総じて策定時から比べると子ども・子育てに関する施策というのは、充実してきていってるというふうに私も感じております。ただ先ほども申しましたように、役所だけとする事業はそうだというふうに感じますが、企業とか学校との連携した上での子育て支援というのが少々弱いのかなというふうに考えておりますので、部長がおっしゃいましたように、今後はそのあたりも含めたところでの子育て支援、施策を打っていただきたいというふうに考えております。

次に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書についてお尋ねいたします。これは子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、本年2月に本市の就学前、小学生の保護者を対象にアンケートで調査をされたものです。内容は子ども・子育て支援新制度移行に伴うものが大部分を占めておりますが、後半部分に総合計画の市民意識調査にリンクするような質問がありますので、その部分をお尋ねします。ニーズ調査では、子育てに関して不安や負担感を感じる方が約半数を占めておられます。その理由として、出費がかさむを選ばれた方が最も多くなっています。また子育てに自信が持てない方は70%にも上り、その理由として配偶者の協力が得られないや、子育ての仕方がわからないを選んだ方が多くなっています。そして人吉市における子育ての環境や、支援への満足度に関しましては、満足度が低いほうを選択された方が48%、満足度が高いを選択された方が12%でした。これらの結果を踏まえ、総合計画の市民意識調査の進捗についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それでは、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中で、今お話がありました総合計画の市民意識調査との比較についての部分、子育てに関しての不安や負担感ということについてお話を申し上げたいと思います。

総合計画の市民意識調査では、就学前の児童を持つ保護者が、子育てに関して不安感や負担感を感じない割合が30.9%ということですが、平成26年度には60%にしたいという目標を上げております。それに対して今回のニーズ調査結果を見ますと、40.4%とな

っております。目標には達しておりませんが、前回のニーズ調査と比較しますと10ポイントほど高くなっており、一定の前進はあったものと捉えております。子育てに不安感や負担感を感じる理由としましては、先ほど議員からもありましたように、子育てに出費がかさむ、あるいは子育てによる身体の疲れ、自分の時間がなかなか持てないというような回答が多くなっております。また、子育てに自信が持てないと回答している保護者の方が28.8%ございますが、その理由としましては、配偶者の協力が得られない、子育ての仕方がわからないというような回答が上がっております。このような結果を踏まえまして、仕事と子育てを両立させるために、働き方について事業主、職場の理解や育児支援制度の定着、さらには男性の育児参加を促進するための取り組みについて、これから人吉市子ども・子育て支援事業計画の中で、具体的に委員の皆様の御意見をいただきながら計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 第5次総合計画策定前の市民意識調査、そして毎年の人吉市次世代育成支援行動計画の実施状況とその進捗、さらには子ども・子育て支援に関するニーズ調査から大きな一部分しか質問をしておりませんが、大きくくりで本市の子ども・子育てに対する子育て世代の現状や思い、ニーズを知ることができたのではないかとこのように思います。仕事と子育ての両立、金銭面も含めたところで大変厳しい状況である、特に若い世代はそうではないかとこのように考えております。本市の合計特殊出生率は、国の1.43、これは平成25年度の数値です。先ほど部長がおっしゃったのは平成24年度は1.41だったと思いますが、平成25年度は1.43という数字と比較しますと、2.05というのはかなり高い数値を示しています。あらゆる指標があるというふうに思いますが、これは本市が誇るべき指標だというふうに思います。現在、我が国では晩婚化や結婚しない方が増加しています。子供を産み育てることができる社会の構築が国全体で叫ばれており、安倍政権が掲げておられた地域再生も、まさにこの問題を解決するための施策だと捉えています。国も当然ですが、それぞれの自治体、人吉市でも国と一緒に、子供を産み育てることができる社会を目指すべきだと考えます。先ほどから申しておりますとおり、本市は子育ての環境や支援への満足度が48%にもかかわらず、合計特殊出生率は高い数値を示しています。私の周りのお父さん、お母さんからは、やっぱり兄弟のおらんばぐらしかけんねとそういう声をよく聞きます。お父さんもお母さんも一生懸命共働きで働いておられます。そして保育園、幼稚園、小学校の行事のときはしっかり参加して、子供のすこやかな成長に自分たちも手伝っていきたい、支援していきたい、そういう方たちがたくさんいらっしゃいます。みんな一生懸命生活しながら子ども・子育てを行っております。そういう声を私は日々聞くわけですが、現在子育て中の家庭に対して、またはこれから子供を産み育てる方たちに対して、本市としてはどのように考え、今後

どのような取り組みを行っていかれるのか市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

子ども・子育て支援につきましては、子供の最善の利益が実現される社会を目指すこと、これを基本に、子供の視点に立たなければならないと考えております。そこで子供の生存と発達が保障されなければならない、心身ともに生きる権利が保障されなければならないと考えております。

本市においては、次の三つの視点に基づき子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に当たってまいりたいと存じております。

まず1点目、子供の視点についてでございますが、子供が心身ともにすこやかに育つには、子供の最善の利益が実現される社会でなければなりません。子供は社会のさまざまな環境の影響を受けながら成長してまいります。子供の幸せを第一に考え、子供の視点に立った取り組みを進め、子供たちがそれによって自立心や社会性を身につけ、次の世代の親として育っていくような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、第2点目でございますが、親業と申しますか、親づくりの視点についてでございます。子育ての第一義的な責任は、父母等の保護者であることを前提としながら社会全体で、先ほどもさまざまな不安が子育てにあるという結果も出ておりますが、社会全体で子育てを支えるような支援をしてまいらなければならないというふうに思っております。子供のすこやかな成長のために、保護者としての自覚と責任を持ち、社会の一員としての喜びや楽しさを感じながら子育てできるような環境を整えていかなければならないと思っておりますし、子育ての基盤となるような家族の健康や生活を支える環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

最後に3点目は、地域で支えあう視点でございます。少子化や核家族化の進行など、社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待、いじめ等子供を取り巻くさまざまな問題が生じています。子供や子育て家庭の抱えるさまざまな問題に対応できるよう、地域の構成員がそれぞれの役割を果たし、子育てを地域全体で支えることができる環境に努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今市長から子ども・子育て支援事業計画をつくるに当たっての思いとか考えを述べていただいたのではなかろうかというふうに思います。私はやっぱり一番大事なのは親だと考えます。今私も子育て真っ最中なんですけど、なかなかうまくいったり、うまくいかんやったり日々失敗の連続で、その中から自分も学ばせていただきながら成長をしていかなければならないというふうに思ってます。特に子供の成長はとても早くて、どんどん進んでいきます。ですので、やはり私は一番は親だと思います。自分がしっかり矜持を

正しながら子供に向きあっていく、これが一番大事なことではないかなというふうに考えます。それから親は当然仕事をされたりするわけでありまして、職場または行政、地域の支援が必要かなというふうに思っております。市長がおっしゃったことを具現化していくということが一番大事じゃないかというふうに思います。そして私たち親、現在子育て中の世代はもうしっかり魂入れて子育てばせんといかんと、そういうことに尽きるのではなからうかというふうに考えます。しかしながら、我々1人で当然子育てできるわけでもありませんし、社会状況そして職場等々さまざまな要因がありますので、そのあたりもしっかり市として整えていただき、本当に子育てをしやすい、子育てするならば人吉というような地域につくり上げていただきたいと思います。それがつまりは地域の自立にもつながっていくと思いますし、少子化の解消、そして社会を支えるための根本的な施策、取り組みになってくるのではなからうかというふうに考えておりますので、ぜひそのあたりはしっかりやっていただきたいと、私も親として、そしていろいろPTA活動などを通して、子供たちのすこやかな成長を支援していきたいというふうに考えております。

今回は第5次人吉市総合計画の検証を行いました。今回お尋ねしたことは本市の施策のほんの一部であり、このほかにもたくさんの施策が行われていることは言うまでもありません。地方分権一括法の施行により、それぞれの自治体の裁量が大きくなりました。それは自治体が発展もすれば衰退もするということです。少ない負担でたくさんのサービスを受けることができるという町の姿が理想であり、本市もそういう町になるよう、行政のみにかかわらず、市民総出で取り組む必要があると考えます。今後も財政的に大変厳しい状況が続くことが予測されますが、本当に市民が幸せになるためにはどういう施策を講じればいいのか、どこに税金を使っていくべきなのか、しっかりと見定めながら市政運営をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時10分 休憩

午後4時25分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 皆様、こんにちは。とうとうこの時間になってしまいました。本年最後の登壇者となりました17番森口です。どうぞよろしく申し上げます。きょうは答弁者に副市長も指名をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をしまいたします。通告案件は大項目3点、1点目が文化財活用関連、2点目が教育関連、3点目が市長の政治姿勢でございます。

2020年東京五輪の開催が決定しております。私はこれは単なるスポーツの祭典というのではなく、この2020年こそ日本という国家、そして我々地方の将来にとって、大きな節目となるのではないかとそのように思っております。それぞれの地方は、既に生き残りをかけた熾烈な競争に入っております。私は2016年リオ五輪までには、地方は自分たちの地域の将来に向けてのさまざまな施策の準備を整え、東京五輪の2年前、2018年までには確固たる体制を整えていなければならない。そして2020年の東京五輪を迎え、その後をしっかりと歩んでいく、まさにそれぞれの地方にとりまして、向こう4年間はきわめて大事な期間に突入していくであろうとそのように思っております。

そこで、現在当市におきましても将来に向けて期待が持てるさまざまな事業に取り組んでいる最中ですが、そのような折、この人吉球磨にとりまして降って沸いたように飛び込んでまいりましたのが、文化庁の新規事業であります日本遺産魅力発信推進事業でございます。これは文化庁つまり国が、日本遺産に認定された地域の魅力を世界に向けて戦略的に発信していくということでございますので、人吉球磨にとりまして日本遺産に認定されるかどうか、これはまさにこの地域の生き残りをかけた大きな事業のうちの一つではないかと思っております。本件につきましては、我々も11月25日の開会日、全員協議会で説明を受けたばかりでございます。市民の方はまだほとんど御存じありません。よって通告したところでございますが、まずこの事業、日本遺産魅力発信推進事業とは、また日本遺産とは何かということについて御説明を願いたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

日本遺産は平成27年度から文化庁の新規事業でございまして、地域に点在する有形、無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化、伝統を語るストーリーとして日本遺産に認定するとともに、ストーリーを構成する魅力溢れる文化財群を地域が主体となって総合的に整備、活用し、世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るという制度でございます。従来型の文化財行政は、寺社仏閣や遺跡などの個々の文化財ごとに、言わば点として重要文化財などの指定を受け、保存、活用されておりましたが、これでは地域の魅力が十分に伝わらないということで、地域に点在するさまざまな遺産を面として活用、情報発信するものであり、文化財を活用した地方創生、文化財版クールジャパンともなるものでございます。

今回の日本遺産の認定申請につきましては、人吉市のみで目指すものではなく、相良700年の歴史ロマンが息づく人吉球磨地域というストーリーのもと、認定を目指すこととしておりまして、人吉球磨10市町村の連名で行うこととしております。人吉球磨10市町村では、平成24年9月に、文化財担当部局を中心として、企画観光部局や人吉球磨広域行政組合、さらには熊本県球磨地域振興局、熊本県教育庁文化課などを構成員として、球磨地域文化財広域連携協議会を設立し、地域の文化財などを「護る」、「育む」、「魅せる」取り組みを行っているところでございますが、この協議会の存在そのものも日本遺産認定を目指すための好

材料の一つとなっております。現在、その協議会を活用しながら、日本遺産の認定に向けて作業に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 文化庁の新規事業ということでございまして、27年度予算要望額が15億600万円ということのようでございます。ここに1枚の資料がございます。タイトルが人吉ハラル促進区をコアとした地域産直広域ネットワーク及びツーリズム構築事業に関する総合コンサル結果でございますが、11項目ほどこの地域の課題、この事業に関する課題というものが挙げられております。その中で3点ほど、訪日旅行促進事業ということで、南九州さらには九州全域を訪れる外国人観光客を呼ぶためのプロモーション活動が脆弱であり、多様な主体との連携も不足している。それから観光地域ブランド確立支援事業、九州の顔となる観光地域ブランド戦略、戦術が未策定である。あるいは文化遺産を生かした地域活性化事業、本圏域に存在する文化遺産を活用した地域活性化策がうまく見出せていないという課題が挙げられてございますが、この日本遺産に認定されることによって、私はもうこういう課題は一気に解決できる、そのように思っております。そして何より、この日本遺産に認定されますと、国土交通省、官公庁初め関係省庁と連携、協力し、省庁横断的に支援するというところでございます。人口減少に悩んでいる本市にとりまして、これはもう認定されるということとは、飛躍的な交流人口の拡大、観光客の増加による経済効果もかなり期待できるのではないかなと思っております。こういうことでMOZOCAステーションにもどんどんお客さんが来ていただければありがたいなと思っておりますが、その波及効果についてどのようにとらえられているのか、執行部の認識をお尋ねしておきたいと思えます。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

国宝青井阿蘇神社を初め県内の8割以上の国、県指定の古社寺の宝庫である人吉球磨地域は、相良700年の歴史ロマンが息づく地域であると同時に、焼酎文化や鉄道遺産などが広域的な広がりを持ち、観光面でも国内外に発信する魅力を持った地域であることは、これは自他ともに認めていることだと存じます。

御質問の日本遺産に認定された場合の直接的な効果といたしましては、まず国庫補助事業である日本遺産魅力発信推進事業により、多言語ホームページ、それからパンフレットの作成などの情報発信、人材育成事業、日本遺産PRイベントの開催などの普及啓発事業、それからまた周辺環境等の整備など、公開活用のための整備に係る事業、3事業についての取り組みが、これは国庫補助事業でございますので、そういうものを使いながら促進されることから、文化財の保存、活用に大きく弾みがつくものと期待をされております。また日本遺産に認定されますと、全国的に人吉球磨地域がPRされまして、さらには世界において情報が発信されることにより、多くの方々が人吉球磨、この地を訪れるのではないかと期待してい

るところでございます。ビジット・ジャパン及び昨年発表されました日本再興戦略ジャパン・イズ・バックにも示されておりますように、観光産業は今や国家戦略でもございまして、2030年までに海外からの観光客3,000万人超を目指すと言われております。年々増加傾向にあります外国人観光客が日本人や日本らしさとの出会いを求めるとすれば、日本遺産であり日本遺産に選定されるようなストーリーや伝統文化の見える風景だと思われまして、日本遺産制定の背景にもインバウンドに対するそのような効果が設定されているものと存じております。もちろん海外からの誘客だけではなく、日本遺産の風格は国内からの観光客にも大きくアピールするものでございまして、これは総合産業と言われております観光に波及することで、直接的な観光産業を初め交通、流通、農林水産業などなど、さまざまな経済波及効果を生み出すものと考えております。

これまでも田中市長は観光で食べられるまちづくりを目指し、それこそ行政、関係団体が一丸となって取り組んでまいりましたが、今回日本遺産に認定されることにより、これまで以上の地域経済の活性化に大きく貢献できるのではないかと期待をしているところでございます。いずれにしましても、第1回目となります来年度、平成27年度の認定を受けることができるよう、これはかなり難関でもございまして、ハードルも高うございまして。それでも全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） ハードルが高いというようなことですが、決して弱気にならないでくださいませ。この地域を内外、とりわけ世界に向けて発信する、その話題性、そのインパクトの強さからいくと、27年度第1回目の認定を勝ち取るというのが、これはもう私はとても大事なことだと思っております。ただ、これから文化庁の審査を受けるわけでありまして。文化庁を納得させるためには、やはり相当プロフェッショナルな構成、ストーリー性もそんなんですけれども、あるいは地元の熱意というのが非常に大きなポイントになってくると思っております。課題もいろいろあるかと思いますが、日本遺産認定獲得に向けた課題について、どのようにお考えであるかお聞かせ願いたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず一つ目の課題といたしましては、認定申請の最低要件を満たす必要があるということが挙げられます。申請を行うことができる要件といたしまして、歴史文化基本構想または歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村、それから世界文化遺産登録案件や世界文化遺産暫定一覧表の記載、候補案件を有する市町村となっているところでございます。今のところ人吉市はいずれにも該当しておりませんので、現在、県の御指導を仰ぎながら、文化財保存・活用のマスタープランである歴史文化基本構想の策定に、これは自前で、それも若手の学芸員でチームをつくって現在取り組んでいるところでございます。

二つ目の課題といいますか、かぎといたしましては、官民一体また郡市一体となった取り組み、要するに盛り上がりは何よりも大変重要だということでございます。特に、今回の日本遺産の認定に関しましては、相良700年の歴史ロマンが息づく人吉球磨というストーリーを描いておりますが、認定に至るまでの過程においては、現地調査なども考えられますので、それこそ人吉球磨10の市町村の行政と住民の方が一体となった取り組みができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 御答弁いただきました。1点目の文化財保存・活用のマスタープラン、歴史文化基本構想の策定につきましては、自前でということでございました。それも結構だと思っておりますけれども、恐らく文化庁お墨つきのコンサル業なんかもあるはずなんですね。そういうお金幾らかかるかわかりませんが、そういうところのアイデアを頂戴するなり、県あるいは文化庁そのものとも協議を重ねていただきたいと思います。

そして2点目の地元の熱意ということをおっしゃいました。これは皆さんが思っている以上に、非常に私は重要な要素になってくると思います。と言いますのは、地元の熱意ということに関しましては、我々は国の重要文化財岩屋熊野座神社で、執行部の方々もそうなんですけれども経験しておりますね、1回。と言いますのは、岩屋熊野座神社が重要文化財に指定されたのが平成14年12月なんですね。10年もたたないうちに保存整備事業が完成しちゃったんですよ。その間に中越地震とかあって向こうの文化財が壊れたりして、向こうも急いだんですけれども、それでもなおこの岩屋を指定して2億数千万円を投じていただきまして、完成しました。岩屋の奇跡と言われておりますけれども、これ本当なんです。最終審査の発表のとき岩屋熊野座神社とコールされまして、そのときに市の担当者の方々、それから県の担当者の方々も一瞬我が耳を疑ったんだそうです。え、何、岩屋、何それという感じだったんだそうです。後日談ですけれども、市の担当の方もあと5年ぐらいかかるかなという思いだったそうです。そこで指定されたわけですけれども、それは当然、岩屋の文化的価値が大きいということもありますし、それから何と申しましても市の担当者の方が一生懸命やっただけです。分厚い計画書もつくっていただきました。そういうのも大きい要素でありますけれども、文化庁が声を大にして言いましたのは、何回か調査入りました。その中で地元の熱意、盛り上がりが非常に印象に残ったと。まさにこの地に住む人たちのパワーが印象に残ったと。それが大きな決め手になったんだよというお話でございました。今回の事業認定につきましても、恐らくおっしゃったように文化庁抜き打ち調査するかもしれません。そのときに郡市に入りまして聞かれたときに、何ですかと、そんなの知りませんじゃあだめなんですね。やはりその辺のところをしっかりと球磨地域文化財広域連携協議会の中でしっかりと意思統一していただいて、進めていただきたいと思います。

さて、そこで地元のやる気、県のやる気という意味で、日本遺産認定に向けて大きな私は弾みになると思うんですけれども、27年度中いつ審査発表があるかわかりませんが、熊本県立美術館における人吉球磨のお宝展、このことをごぞいますけれども、実は6月議会私お尋ねしました。そのときにどうもやる方向ではあるであろうけど、ようわからんと、奥歯に何か引っかかったような御答弁でございました。その後どうなりましたか、もうはっきりなりましたでしょうか。開催日時あるいは内容等について、決まっていることがあればきょう発表いただきたいと思います。

○**教育長（末次美代君）** 6月の議会でもお尋ねにございましたが、慈悲深い観音菩薩のような気持ちでここでお答えできればなと思っているところでございます。御質問にお答えいたします。

人吉球磨は、熊本県内の国・県指定重要文化財の社寺、建造物の約8割が集中している地域でございますが、仏像につきましても県内の国・県指定の4割近くがこの地域に集中しており、これらのことから人吉球磨は文化財の宝庫と言われております。

そこで、熊本県立美術館では、美しい仏像群が残されている仏の里である人吉球磨の魅力と、波乱に満ちた古代から中世の歴史を痛感できる特別展を企画していただくことになっております。この特別展を通して、人吉球磨の歴史と美の魅力が全国に向けて発信されるのではないかと期待しております。特別展の内容でございますが、県立美術館にお尋ねしましたところ、名称につきましては、まだ仮称でございますが、「人吉・球磨の歴史と美—ほとけの里と相良の名宝」となっておりまして、会期はこれもまだ予定でございますが、平成27年10月14日から11月29日までの41日間になるのではと伺っております。また、展覧会の構成といたしましては、第1章、古代の球磨、第2章、相良氏の入部と人吉の庄～球磨の中世、第3章、南北朝動乱と相良氏の相克、第4章、球磨の統一と戦国大名相良氏の誕生、第5章、相良氏の誕生～中世から近世へ、第6章、国宝・青井阿蘇神社と相良三十三観音の6部構成となっているようでございます。また、出品内容でございますが、国指定文化財となっている木造阿弥陀三尊像や相良三十三観音の一つでもある木造千手観音像などの仏像彫刻や相良家文書、願成寺文書などの古文書、また中世の板絵仏画や十二尊懸仏などの仏教工芸品など、100点余りが予定されております。なお、この特別展は実行委員会形式となっておりまして、人吉球磨10市町村も実行委員として参画することとなっております球磨地域文化財広域連携協議会が実務面を担うこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 17番。森口勝之議員。

○**17番（森口勝之君）** ようございました。教育長、赤飯でも炊いてお祝いしなきゃいけませんね、これは。タイトルが仮ということですけども、「人吉・球磨の歴史と美—ほとけの里と相良の名宝」展ということだそうでございますが、これは日本遺産認定条件のイメージ

でございます歴史ドラマとしてのストーリー性、これはもう全く合致しますので非常に良かったなと思っております。41日間というロングランでございますが、県立美術館の抜群の企画力と宣伝力、これに期待したいと思えますし、また、日本遺産認定に向けて文化庁に対する印象度もこういうのをやってるとぐーんとアップすると思えますので、しっかり進めたいと思います。そしてさらに、こういうイベントというか展覧会は、人吉球磨の児童・生徒たちにとっても自分たちの地域、ふるさとの歴史、伝統、文化に対する自信と誇りを持ってもらう絶好の機会であると思えます。41日間でございますから、秋のちょうど気候もよろしいときであります。どうぞ開催期間中に社会見学の一環として、子供たちを引率して行っていただきますようお願いをしておきたいと思えます。多分いい経験になると思えます。そしてまた、人吉城歴史館でもこれはちょっと余裕がないかもしれませんが、もし余裕があれば、これに関連したちょっとした展覧会でもやっていただければタイアップしていけるんじゃないかなと思っております。

さて、そこで日本遺産関連で最後の質問でございますけれども、これは副市長にお尋ねいたします。私が今まで申し上げましたようなこと、それから御答弁の中にあつたこと、それから別途力を入れておりますハラル関連事業をあわせて考えますと、今後この人吉市でも海外からのお客様がふえていくということは容易に想像できます。日本全体でも右肩上がりです。どんどんふえておると。それから初日からの市長の御答弁の中にもありました。外国人の方入ってくるのがふえていくと思えます。

そこで、外国人の方々に対する地元対応についてでございますけれども、これは初日に川野議員のほうで詳しくやっていただきましたので、私は1点だけ、外国人の方々に対するコミュニケーション能力について提案をさせていただきたいと思えます。この地方のコミュニケーション能力につきましては、先だつての報道番組で、前鳥取県知事の片山氏が御発言なさってました。外国からお客様がどんどんふえているんだと。ところが都会と地方のコミュニケーション能力、こんな差がありますよと。都会筋では企業だろうが役所だろうが商店街、あるいは学生さん、一般の人、特に英語ですね、会話できる人は普通にいるんだと、ですから外国人対応もそんな悩むこともなくどんどんできると。ところが地方は、まだまだ低いレベルで、都会と地方では受け入れる能力にこんな差があるというような発言をされておりました。私もそれ同感なんです、この人吉市でも先ほどのコンサルの事業でもくま川鉄道さん、あるいは人吉温泉観光協会さんからもやっぱり外国人観光客に対する通訳、案内役の不備というものを訴えていらっしゃいます、この資料に載っておりますけれども。さて、そこで具体的にどうしましょうかということなんです。そこで、まず隗より始めよでございます、こんなことを言うと多分職員の方においおい余計なこと言われるかもしれませんが、かつてはこの市役所でもあつたそうなんです、楽しい英会話サークルみたいなのをまず役所の中に、義務でも強制でも何でもなくて、役所の中におつくりになって楽

しく英会話を勉強すれば、優秀な方いっぱいおりますので、半年、リオ五輪ぐらいまでには1年半ぐらいありますから、それはもう相当上達なさると思います。楽しい雰囲気です。隋より始めよとやってみられたらいかがかなというのを思っております。きのう現在で333名なんだそうですね、正規の職員さんが。その中で2人か3人は堪能な方がいらっしゃるとは聞いております。私ちょっと寂しいのかなという気もしておりますので、もしようございましたらば、そういうのを始めてみられるのもいいんじゃないのかなと思っております。それから市民向けの英会話講座、これもちょっと充実も図って、市民の皆さんが受けやすいようなそういうふうに充実を図っていくのも一つの方法かなというようなことを思っておりますけれども、副市長いかがでございますでしょうか。

○副市長（坂崎博憲君） 皆様、こんにちは。久々の答弁でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

私も年に数回、市長の御指示を受けまして上京する機会が実はございますけれども、確かに外国からのお客様が大変多くなったと実感をしております。例えば、上京いたしましたときに、ホテルのフロントで多くの外国人の方々を見受けますし、場合によっては一緒に並ぶというようなこともございます。またエレベーターの中で、私以外はすべて外国の方ということも珍しくはないわけでございます。また朝食会場に行きましても、感覚的ではございますけれども、半分以上は外国人の方というときも実はやはりございます。これは東京だけではなくて、東京以外でも例えば福岡であったり、熊本でも多くの外国人の方々を見受けるようになってまいりました。ことしの5月に、九州横断特急で別府まで往復する機会がございましたが、途中大きなポストンバッグやバックパックをかついで乗り込んで来られた風景も駅で見受けたところでございます。もちろん肥薩線でも多くなったと聞いているところでございます。このような光景を見るにつけ、せめて私自身、片言の英語でも話さんといかなと実は思っているところでございます。こんな話を実は森口議員とお話したことがございましたので、今回の御質問をいただいたのかなと思っているところでございます。前置きが大変長くなりましたけれども、お答えをさせていただきたいというふうに存じます。

議員からの御質問は、外国人観光客がふえた場合に、コミュニケーション能力の向上のための市役所内での取り組み、または生涯学習講座等での市民の皆様への取り組みについてでございます。出張先や観光地、また最近では人吉の町なかにおいても、外国人観光客の方々の増加を心から実感しているところでございます。このことは、国の外国人観光客誘致策の成果であるとともに、この地域が鉄道遺産やアニメの影響などから、外国人観光客にとっても魅力ある地域になってきている証ではないかと思っているところでございます。さらに今後、ただいまの教育長の答弁にございましたように、仮に日本遺産の認定を受けた場合や、ハラルツーリズムがさらに発展しますと、弾みがついて多くの観光客の増加が見込まれ、大いに期待できることから、その対応が求められるところでもございます。またコミュニケ

ーションにつきましても、私自身の体験として、JRの車内で外国人の方から話しかけられた際に、英会話が不慣れでございましたので、単語と一昨日川野議員さんからもお話がありましたけれども、ボディランゲージじゃないですけど、身振り手振りでお話をしたこともございました。ずいぶん戸惑った記憶があるところでもございます。

つきましては、地域が今後より多くの外国人観光客の方々を受け入れていくための課題として、地域としての外国語によるコミュニケーション能力の向上が必要であると私も認識をしているところでございます。そこで、森口議員からそのための取り組みとして、2点の御提案をいただいたところでございます。

まず、市役所内における自主的な外国語学習の取り組みにつきましては、現在は行われていないとのことですが、以前職員の女性グループの方々がALTの方を講師に招いて、自主的にやられたということが実はございました。現在のところは途絶えているわけですが、今後、そのような自主学習グループ等が発足しましたならば、職員の人材育成の一環として、積極的に支援をしてみたいというふうに残っているところでございます。

次に、市民の方向けの外国語講座につきましては、現在、国際交流協会におかれましても英会話教室等を展開されているところでございますが、今後は教育委員会とも協議をしながら、生涯学習の一環として、まずは市民ニーズの把握を行うなどの検討を始める必要を感じているところでございます。

また、生涯学習だけではなく、商工観光事業者やその従業員の方々におかれましても、一昨日川野議員の一般質問の中でございましたように、既にいろいろと具体的に組み込まれているようでございますけれども、さらにレベルアップした外国語取得の必要性も高まるものと存じます。したがって、各事業者の皆様のお意見を伺いしながら、行政として積極的に支援を検討してみたいというふうに残っているところでございます。

今後は、川野議員からの御質問に対して市長から御答弁申し上げましたように、人吉にお越しいただきました外国人の方々に、感動していただける人吉ならではの心のこもったおもてなしに努めてみたいというふうに残っております。観光で食べられるまちのためにも、官民一体となって取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、今後とも御協力、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） ぜひとも副市長に音頭をとっていただいて、進めていただきたいなと思っております。外国人の方がいっぱい来られて、ああ困ったなというときには「Go to the city office.」と市民の方が言っていただければ、役所にどっどっど行けば何とかなるよということで、そういう優しい役所になっていけばいいなと思っております。まず隗より始めよで、私もちょっとぐらいやってみようかなという気になっておりま

すので、そういうサークルができれば、たまには顔を出させていたいただきたいなと思っております。日本遺産関連につきましては、これで終わります。

次に、大きな質問項目の2点目、教育関連についてであります。まず、「人間力」を育むひとよし教育プランの中から、豊かな心の育成分野の日本伝統文化交流事業について、1点だけお伺いをしてちょっと要望しておきたいと思っておりますけれども、この事業につきましては、実は私以前から自分の経験も踏まえまして、かなり気にはなっておりましたけれども、一般質問まではいかげなかなというようなことを実は思っておりました。ところが最近、ちょっとおやっと思ふようなことがありましたので、あえて通告いたしましたけれども、と言いますのは、先月の中旬ごろとある公園に私、本を読もうかなと思っに行きましたら、うら若き少女、乙女3人座ってたんですよ。妙に静かなんですね下うつむいて、どうしたのかなと思いましたが、3人が3人ともスマホに夢中でありまして無言状態です。もう皆さんよくそういうシーンごらんになったと思っておりますけれども、これは何か最近はということをおもひまして、そのお子さんたちが私服でしたので、中学生か高校生かわかりません。以前はそれくらいのお嬢さん方集まると、もう何ていうんでしょうかね、年ごろからして鉛筆転がっても消しゴム転がっても木の葉がぱらぱら落ちるの見てもおかしいというような年ごろですから、3人も寄ればそれこそかしましい、ぺちやぺちやおしゃべりしたり、ころころ笑ったり、そういうにぎやかな雰囲気があったような気がしてるんですね、実は。ところが最近どうも黙りこくって、そういうのに没頭している。スマホの中では壮絶なバトルがあるかどうか何か知りませんが、そういう雰囲気に非常に改めて違和感を感じました。そう思っているうちに、11月26日の熊本日日新聞さんで第36回の県民文芸賞というのが発表になりました。これは小説とかノンフィクションとかエッセイとか俳句とか短歌とか、そういう文芸関係の年間の優秀賞の発表ということでございますけれども、その中で川柳部門の1等賞、第1席に輝きましたのが63歳の女性の方の句でありまして、「ネット社会体温もなく声もなく」これが1等賞なんです。36回県民文芸賞の川柳部門ですね。これはもう解説要りませんね「ネット社会体温もなく声もなく」。これが1席になるということは、さっきの情景と一緒にありまして、やはり多くの方がこれは何かおかしいよねと思っているんじゃないかなと思っております。ただ、今さら携帯でありますとかスマートフォンでありますとか、もうなくすわけにはいきません。こんな世の中になっちゃったんですから、しょうがないんですけども。ただそのネット社会の中で特に子供たちの間で、体温もなく声もない、そういう状況が生まれているのであれば、そこに対策といいますか、救いの手を差し伸べてやるのはこれは大人の責任に間違いはないと思っております。きのう教育長も御答弁の中で、情報教育のバランスの必要性とかおっしゃってました。それから「子どもを守る五つの宣言」も採択されたと新聞報道もありました。さまざまな対策があると思っておりますけれども、体温をなくしてしまった子供たちの心の中に、たまには人間味の溢れた暖かい風をふっと吹き込んでやるのもこれは

大事なことじゃないかなと私は思っております。

さて、そこで本市の日本伝統文化交流事業であります、申しわけないですけども、ちょっと読ませていただきます。「日本の伝統文化に直接触れ児童生徒の感性を磨くことを目的に実施しています。この日本の伝統文化の代表格である落語を市内小中学校において実施して、コミュニケーション能力を高める等の付随した効果も期待しています。今後は、多種多様な日本古来の伝統文化との交流を模索しながらさらなる推進を図ります」というこういう事業でございます。この事業のこれまでの実績についてお伺いをしたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

日本伝統文化交流事業は、日本の伝統文化に直接触れることを通し、児童・生徒の感性を磨くことを目的として、平成22年度から開始した事業でございます。今森口議員が持ってらっしゃる教育振興基本計画の中にもそういう状況で入れさせていただいております。

平成24年までの3年間は、市内の小中学校9校すべてにおきまして、年に1回学校寄席を実施いたしました。児童・生徒の想像力やコミュニケーション力の向上を図り、豊かな心をはぐくむことを目的といたしまして、本県の大津町出身の三遊亭好太郎氏による生の落語を鑑賞いたしました。学校寄席では、古典落語の「鶴」、それから「寿限無」などの演目が披露されまして、女性が化粧するしぐさ、豆を食べる様子を表現しながらの巧みな話芸に、学校、会場は非常に笑いに包まれておりましたと私は聞いております。そのときまだ教育委員会におりませんでしたので。児童・生徒は落語を通して人生の教訓や人情の機微について、肌で味わうことができたという総括がされております。また、平成25年度からは伝統的な楽器の音色に親しみ、豊かな感性を磨くことを目的としまして、これも本県熊本市出身の高崎裕士氏による津軽三味線の演奏会を行うことといたしました。こちらは毎年三つの小中学校で実施しておりまして、現在六つの小中学校で演奏会が終了したところでございます。当然ことしもやらせていただきました。残り三つの小中学校におきましては、27年度の実施を予定しているところでございます。身近なところに世界で活躍する方がおられるということで、子供たちも熱心に演奏に聞き入っております。今年度は特別に高崎氏のほうから子供たちへ、友達にない自分だけの良さを見つけ、伸ばしてほしいというメッセージもいただいて、子供たちも非常に感激をしていたということでございます。

この日本伝統文化交流事業では、児童・生徒だけではなく、これは各小中学校におきまして保護者への参観も呼びかけておりまして、それぞれの学校でお父さん、お母さんにも、おじいちゃん、おばあちゃんにも参加いただいているということで、私も報告を受けているところでございます。本当はことし見に行きたかったんですけど、ちょっと公務が入りまして行けなかったような状況でございます。申しわけございません。

本事業につきましては、これまでの5年間の成果を踏まえ、来年もう1回高崎氏に来ていただくわけでございますけれども、次年度以降の事業、それからやっぱり何が子供たちの心

に響くのか、そういうものをしっかり見据えながら事業のほうを展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 今御答弁の中で、落語を通して人生の教訓や人情の機微についてという言葉がございました。この人情の機微、これは言葉でなかなかあらわすのは難しいんですけども、今わびとかさびとか、そういう日本人独特の感性が段々忘れ去られていっておりますね。この人情の機微という言葉も非常に大事なところだろうと思いますけれども、今なかなか忘れ去られようとしております。私なりに、農業で言えば有機農業、有機肥料みたいなものでありまして、人間の心の肥やしといいますか、そういうものじゃないかなと勝手に思っておりますけれども、非常にこういうものって日本人として大事だなと思っております。今さらここで落語のうんちくを語るつもりは全くありませんが、特に古典落語の中には何回聞いてもぐっと来るような本当に名作が幾つもございます。愛があり涙あり笑いあり、その中で親子の絆、夫婦の絆、そういう場面設定した名作幾つもありますので、そういうのを生でライブで子供たちに聞かせてあげたいと、それはもう常々思っております。私は極端な話、総合学習の時間はその名作落語の時間でもいいなと思っているくらいでありまして、それほどいいものだと私は思っておりますので、津軽三味線も立派な芸術でございます。それが来年度終わるということで、それが終わりましたらまた御一考いただいて取り入れていただければいいかと、しかも保護者の方も一緒に聞けるということで、いい取り組みだなと思っております。ちなみに、これ余談ですけれども、2006年に自民党の国会議員団は大衆文化落語を推進する議員連盟というのを立ち上げたりしています。それから今上天皇のお父様、昭和天皇も大変落語を大事にされてありまして、当時の大看板、三遊亭圓生6代目師匠なんかも、わざわざ天皇家に招かれて御前落語を奉じたりしております。それから全国的には小中学校で、聞くだけじゃなくても自分たちでやっちゃおうというので、落語クラブつくってる学校もあるみたいですね。それは別の意味ですごい勉強になると思うんですけども、そういうのも参考にいただければと思っております。

次に、教育関連2点目、これは落語と違ってちょっと重いんですけども、これも11月25日全員協議会で説明を受けております。教育委員会制度改正について説明を受けました。その件につきまして、教科書採択の問題と絡めて、1点どうしても私は申し上げておきたい、教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

まず、説明を受けました直後の私の個人的な感想は、大丈夫かなこれでというのが率直な感想でした。これで現場ますます混乱する事態になるんじゃないかなと思ったところです。特に中央教育審議会の制度改革についての審議の経過が書いてありますが、教育行政の責任の明確化と政治的中立性、安定性、継続性がともに必要であるとの認識のもとで、市長を教

育行政の責任者にする案と従来どおり教育委員会を執行機関とする案、どちらを選択するか
が大きな争点になったと書いてあります。結果的には、教育委員会を執行機関として維持し
つつ、市長や教育長の権限を強化するという一方で、責任の明確化と政治的中立性、安定性、
継続性の両立を図る改革案となりましたということでございます。これはまさしく玉虫色の
決着の最たるものじゃないかと私は思いますね。お役人さんだか文科省さんだか知りませ
んけど、そういうふうには直感的に私思いました。この結果、どういことが起きたかと申し
ますと、地方教育行政の中で市長、教育長に強力な権限を与える一方で、政治的中立性の確保
という観点から、教職員の人事と教科書採択の権限は教育委員会にありということで、地方
教育行政という同じ土俵の上に権限を二つつくっちゃったんですね。同じ土俵の上に権限が
二つあれば、いずれかいつかはぶつかるといのはこれはもう一般論ですよ、人吉がどうの
こうのじゃなくて、一般論としてこれはあり得る話だなど、私はそのように見てますね。し
かも一方の権限を据え置いた理由が、政治的中立性を確保するためということございま
すけれども、そもそもこの政治的中立性というのが、非常にあいまいな面だと思うんですよ
は、個人の考えでどうにでもぶれちゃう。例えば、教科書採択関連に関して申しますと、き
ょうマスコミさん後ろにいらっしゃいますのでちょっと言いづらいんですけども、マスコ
ミさん方は常々、公正、公平、中立な報道をやりますと言ってらっしゃいます。この教科書
採択関連、沖縄県の八重山地区の協議会でずいぶんもめましたですね。竹富町の判断とい
ましようか、もめました。あのときしょっちゅう報道ありましたけれども、出版社2社です
ね、あのとき問題になった出版社。従来からの東京書籍、これは人吉市も使ってます。東京
書籍は東京書籍です。もう一方、育鵬社。育鵬社には必ず保守色の強い育鵬社と書いてあり
ます、必ず。これは公正、公平、中立じゃないでしょう、ものの考え方として。どっから読
んでも中立じゃないですよ。一方は東京書籍、出版社名だけ、一方は保守色の強い育鵬社
と書いてある、どうせなら両方とも育鵬社、東京書籍とするか、あるいはどうしても保守色
とつけたいんだったら、保守色の強い育鵬社と、左派色の強い、個人的に私そう思ってます
から今までずっと言ってきましたので、東京にするかですね。そういうことだと思うん
ですよ。ですから政治的中立性というのはとらえようによってどうにでもなる、個人の思想、心
情、見解によってこんなにぶれますから。そういうのを担保するために権力、権限を与え
てきましょうというのは、これはいずれ人吉じゃないですけども、全国各地で混乱する場面
が出てくるんじゃないかなと思っております。

さて、そこで教育長にお尋ねしたいんですが、教科書の採択関連について、権限の強化さ
れた市長と教育長、来年4月1日からですよ。の意見が教育委員会の権限に阻まれて、全く
反映されないという事態は、私は実は想像しづらいんです、はっきり申しまして。その点に
つきまして、教育長の御見解をお聞きしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、議員がおっしゃるとおり平成27年4月1日から新たな教育委員会制度が始まることとなっております。御質問の教科書採択につきましては、これまでも御説明させていただきましたとおり、球磨地区教科用図書採択協議会において、調査研究及び選定が行われてまいりました。今回の法改正におきましても、教科書の採択につきましては、特に政治的中立性、継続性、安定性を担保する必要がある事項の一つとして、教育委員会の専権事項となっております。よって、教科用図書の採択におきましては、調査研究、選定、採択が静ひつな環境のもとで、公平、公正に行われることが重要であることはこれまでと同様でございます。今後、教育委員会制度が変わることに伴いまして、教科用図書採択協議会の規約等の見直しが行われることは考えられますが、地方教育行政の改正の趣旨を十分に踏まえ、教育委員会といたしましても適正な教科用図書の採択に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 現段階においては、今の御答弁が私も精一杯なのかなと思っております。でも中学校教科書の採択年もどんどん迫ってきておりますし、その辺のところ混乱が起きないように、今からしっかり整理をしていていただきたいと思っております。この教科書問題につきましては、またいずれやらせていただきたいと思っております。以上で、教育関連2件終わります。

それでは最後の質問でございますが、田中市長の政治姿勢、現在の心境につきまして、種まき、水やり、収穫、収穫時期を間近に控えた現在の市長の決意についてということで通告をさせていただきました。この種まき、水やり、収穫という言葉につきましては、今からちょうど4年前、平成22年12月定例会の一般質問の中で、当時の立山議員の質問に対して市長みずから発言されました言葉でございます。そのまま引用させていただきました。田中市長はその当時の心境、決意を次のように述べておられます。「10期40年、100歳現役を標榜して、ちょうど私が100歳まで頑張るぞという意気込みは持っておりますけれども、後援会を初めとして市民の皆様方の御指示と私自身の健康が許しますならば、1期種まき、2期水やり、3期収穫と位置づけまして、今期、来期、再来期も含めまして、3期12年は責任を持って市長職に当たらせていただきたいと考えているところでございます」ということになりました。この御発言を踏まえすと、田中市長は既に4年間には水やり期後の収穫期、つまり市長職3期目出馬への強い意欲をお持ちであったということではないかなということだと思います。しかしながら政治は一寸先は闇でございます。先の読めない部分があるのも事実であります。現にこの4年の間に、国家においては民主党政権から自公政権に移行いたしました。我々地方に対する国の施策の転換、あるいは新規事業の創設等々、国と地方の有りように変化が生じているのもこれまた事実でございます。しかしながら我々地方にあっては、

このようなさまざまな変化の時代にあってもぶれることなく、地域住民に明るい夢と希望を示しながら、それを着実に実行していく、これこそが地方が生き残っていくための地方政治の真骨頂であり、市長の責務ではないかと私は思っております。

そこで、本日は単刀直入にお伺いいたします。来年4月に実施されます人吉市長選挙に向けて、田中市長はどのような決意をお持ちであるか。我が町ふるさと人吉の明るい未来について、どのような思いをお持ちであるかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

2期目も早いものでございまして、残すところあと4カ月ぐらいになりました。今お話のように、4年前の同じ12月議会だったと思います。当時の立山議員の一般質問のお尋ねに対して、今お話をいただきましたとおりの答弁をさせていただいたところでございます。本議会でも私が市民の皆様とお約束しましたローカルマニフェストの進捗状況について、冒頭の施政方針でも御報告を申し上げ、一昨日も笹山議員の御質問にもお答えしたところでございますが、2期目の総括といたしましては、おおむねお約束を果たすことができたと考えながらも、しかし課題は山積いたしているわけでございまして、残り3カ月余り、2期目の総仕上げに取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

思えば少年時代、さきの大戦の傷跡が日本中の子供たちの境遇や暮らし、人生に大きく影を落としている時代でございました。私も不幸な境遇の友人が多くおりまして、子供心ではございますが、何よりも友達の行く末に心を痛めた少年期がございました。そして皆が貧しい時代ではありましたが、自由な空気と未来の輝きといった一筋の光も確かに存在しておりまして、仲間たちとの思い出が今でも人生の宝物であり、生きる力ともなっております。中学卒業を機に多くの友人たちが、かくいう私も人吉市から旅立ったわけでございますが、私たちに共通するよりどころは何かと考えた場合、出てきた答えがふるさと人吉でございました。このころから人吉をよくしたい、人吉のためにお役に立ちたいという私の心の中の小さなろうそくに火がついたと記憶をいたしております。それは自分や友人たちへの時を経た約束でもあったような気がいたしております。

12月1日の読売新聞に、さきの国会で80歳を機に勇退された自民党の保利耕輔元自治大臣が、吉田、佐藤両内閣で官房長官を務められましたお父上の茂氏から、政治の中でおごりがあるってはいけない、俺はこれだけの仕事をやったから国民は信頼してくれると思うこと自体がおごりであると、謙虚な姿勢が必要だと諭されたという、政治におけるおごりの戒めのごとく取り上げられておりました。このおごりは政治だけのことではなく、すべての人の生き方、人間の格というものにも通じるものではないかと存じております。今後の私の戒めともいたしたいと思い、読んだところでございました。そこで、私も初心に戻りまして、自分がどれだけの仕事をやったかということよりも、どれだけの人に寄り添える行政が行えたか、市民の皆様的人生や命の重みに思いを尽くせたかという市民の幸福向上に向けて、さらなる

精力を傾注してまいりたいと存じております。再度市民の皆様方の付託を受けることができますならば、例えば20年、30年、50年後にもつながるような相良清兵衛張りのまちづくりにも挑戦してみたいと考えているところでございます。本当の意味での収穫と評価は、後世にお任せをいたしたいと考えております。

さて、既に11月中には市内6校区におきまして、後援会の皆様方には3選出馬のための御支援をいただいたところでございます。後援会の皆様方の心強いお励ましの声援に、心よりこの場を借りまして御礼を申し上げたいと思います。御承知のように少子高齢人口減少社会の真ただ中の人吉市はございます。消滅可能性都市から何とか人吉を回復軌道に乗せていかなければならない、復活可能都市へと変身をさせていかなければならないと強く心に刻み、行動してまいりましたが、道半ばであります。ふるさと人吉を回復基調に上昇気流に乗せるためには、雇用、仕事が大きなキーワードになるのではないかと存じております。これまでの7年8カ月の間、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりを標榜しながら、農業で食べられるまち、観光で食べられるまち、企業誘致と経済活性化策の3本柱を初め自然、防災、環境、教育、福祉などに取り組んでまいりました。これらの施策がいずれもいよいよ次の3期目に姿をあらわし、目に見えるようになってくるものと確信をいたしているところでございます。よって、3期目のかじ取り役をぜひ不肖ではございますが、私田中信孝を御推挙いただきますように、市民の皆様方に伏してお願い申し上げる次第でございます。旧に倍しまして粉骨砕身、市民の皆様方の幸福向上のために1期目、2期目同様、一身を投げ打ちまして努めてまいる所存でございます。

そこで、まずは安倍内閣の第3の矢であります成長戦略として、地域再生法による地域モデルケースとして内閣総理大臣の認定を受けました国内唯一のハラル促進区の実現に、このことによる雇用の創出、またはG空間社会構築事業の推進を図り、そこで生まれた成果をもとに企業支援並びに企業誘致、さらには引き続き、市民の皆様方の生活基盤の強化策として、高齢者支援事業、生活弱者支援事業、子ども・子育て支援事業、災害に強いまちづくり、中心市街地活性化支援事業、学校教育環境の充実、文化遺産構築事業など、多岐にわたる政策を提案させていただきながら、さらなる市政発展を市民の皆様方や市議会の皆様方、執行部、市職員の皆様方となし遂げてまいりたいと存じております。

また、この2期目の3年8カ月の間、地元国会議員並びに県選出国会議員の皆様方や御指導いただいております国会議員の皆様方、地元県議会の皆様方、各省庁の皆様方、県知事、県職員の方々、球磨郡を初め県内外の市町村長の皆様方、あるいは民間企業の皆様方には心温まる御指導と絶大なる御協力をいただきました。厚く御礼を申し上げたいと存じます。今後もこの皆様方との連携強化をさらに図らせていただきたいと存じますので、これからも皆様方には御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。まずはこれまで同様、3期目も市民の皆様方の御支援、御協力を得まして、当選を果たすことができ

ますように心よりお願い申し上げ、3選出馬の表明とさせていただきます。

ありがとうございました。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） ありがとうございます。私は本日の一般質問の冒頭、2020年が国家にとっても地方にとっても大きな節目の年であり、そのためには、地方は2016年までには将来への準備を整え、2018年までには確固たる体制を確立していなければならないと申し上げました。よって、向こう4年間はこれまでになく、極めて重要な4年間になると私は思っております。このような立ち位置にいる現在、3期目に向けた市長の強い決意を今聞かせていただきました。まずはお体を御自愛いただきながら、我が町ふるさと人吉のために頑張りたいと祈念を申し上げておきたいと思っております。そして同時に、我々人吉市議会にとりましても特に向こう4年間は極めて重要な役回りを演じなければならない時期となるわけであり、来年春の統一地方選挙におきましては、出馬する現役議員すべてが当選を果たし、これまで培った知識と経験を市民の皆様方のために全力でささげていかなければならないと強く思っているところであります。今取り組んでおります夢多き事業がすべて順調に進展し、来期が実り豊かな収穫期となりますように祈念して、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

日程第25 議第128号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第25、議第128号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議第128号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

日程第27 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第27、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第94号から議第128号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成26年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、2ページ

の〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。
以上でございます。

各委員会付託事項表

議第94号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委 [別記]
議第96号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第98号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第100号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第102号	平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第104号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第105号	平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	経建
議第106号	平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	経建
議第111号	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定について	総文
議第113号	人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第114号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第115号	人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について	厚生
議第116号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第117号	人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第118号	人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の制定について	経建
議第119号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第120号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第121号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第122号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第123号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第124号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第125号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第126号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第127号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	総文
議第128号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生

[別記]

議第94号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第2条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第2条 債務負担行為の補正（3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費 13款 諸支出金 第2条 債務負担行為の補正（8款 土木費）

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時44分 散会

平成26年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成26年12月15日 月曜日

1. 議事日程第5号

平成26年12月15日 午前10時 開議

日程第1	議第111号	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定について	総文
日程第2	議第113号	人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第114号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第119号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第5	議第120号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第6	議第121号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第7	議第122号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第8	議第123号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第9	議第124号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第10	議第125号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第11	議第126号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第12	議第127号	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結について	
日程第13	議第115号	人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について	厚生
日程第14	議第116号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第15	議第117号	人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第16	議第128号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第17	議第118号	人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金条例の制定について	
日程第18	議第94号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委
日程第19	議第96号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
日程第20	議第98号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	

- | | | | | |
|-------|----------------------|------------------------------------|---|----|
| 日程第21 | 議第100号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算
(第4号) | } | |
| 日程第22 | 議第102号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算 (第3号) | | |
| 日程第23 | 議第104号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号) | | |
| 日程第24 | 議第105号 | 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算 (第1号) | | |
| 日程第25 | 議第106号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算
(第2号) | } | 経建 |
| 日程第26 | 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告 | | | |
| 日程第27 | 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告 | | | |
| 日程第28 | 人吉球磨広域行政組合議会の報告 | | | |
| 日程第29 | 人吉下球磨消防組合議会の報告 | | | |
| 日程第30 | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について | | | |

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第30まで議事日程のとおり

3. 出席議員 (18名)

- | | | |
|-----|----|------|
| 1番 | 宮崎 | 保君 |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君 |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |
| 7番 | 松岡 | 隼人君 |
| 8番 | 井上 | 光浩君 |
| 9番 | 豊永 | 貞夫君 |
| 10番 | 川野 | 精一君 |
| 11番 | 笹山 | 欣悟君 |
| 12番 | 西 | 信八郎君 |
| 13番 | 村上 | 恵一君 |
| 14番 | 田中 | 哲君 |
| 15番 | 仲村 | 勝治君 |
| 16番 | 三倉 | 美千子君 |

17番 森 口 勝 之 君

18番 永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第111号から日程第12 議第127号まで

○議長（永山芳宏君） まず日程第1、議第111号から日程第12、議第127号までの12件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教委員会に付託されました日程第1、議第111号から日程第12、議第127号までの12件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第111号人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の制定については、中心市である本市の役割として、定住自立圏共生ビジョンの策定または変更にあたり、関係者の意見を幅広く反映させるために、懇談会を設置する条例を新たに制定するものです。執行部からの説明を受け、審査に入りました。

委員からの質疑に対し、組織の委員25人以内とは、各市町村の各種団体から2名を選任し、合計20名、残り5名は学識経験者で人吉市と球磨郡の医師会、人吉医療センター、産交バス、くま川鉄道などのうちから5名を選任し、合計25名以内とする。各市町村からの選出では、同じ団体に偏らないように調整する。委員の選任及び任命は、1月以降に予定しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第113号人吉市民まちづくり応援事業条例の一部を改正する条例の制定については、平成22年に制定されたこの条例は、ふるさと創生事業の精神を受け継ぎ、市民などで構成される団体が新規の事業を実施しようとするときに、一度限りの助成を行い、初めの一步を支援するという条例です。

今回の改正点の一つは、交付金の対象となる事業期間に関するもので、これまで4月から翌年の3月までの年度内に事業が終了しなければならないとしていたものを、交付決定の通知を受けた日から1年以内とし、年度をまたいだ事業も助成対象とすること。2点目として、対象団体にとっての新規事業の解釈についての変更で、既存の事業の規模を拡大して行うものも新規の事業としてとらえようとするものです。

委員からの質疑に対し、既存の事業の規模拡大に対しても助成は一度限りである。また、

過去に相談件数は20件ほどあったが、助成決定は現在まで1件だけであったため、助成対象を柔軟に対処するものである。審議は人吉市民まちづくり応援事業審議会で審議し、市長が決定をするとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第114号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対し、今回の条例の一部改正は、引用している児童扶養手当法の条項の変更により行うもので、内容的にはかわらないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、案件議案の議第119号から議第127号までの9本、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結については、中心市宣言を行った本市と宣言に賛同した町村との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の地域振興及び住民福祉の向上を図るため、定住自立圏の形成に関し協定を締結するものです。執行部より、資料をもとに一括して説明を受け、審査に入りました。

委員からの質疑に対し、交付金は特別交付税として平成27年度以降5年間にわたって算入される。26年度はまだビジョン等を策定していないので入ってこない。本市に来ていただいている派遣職員1名の人件費は、球磨郡の町村で負担していただいている。定住自立圏構想における取り組み予定事業の中の広域行政組合と同じ事業については、各市町村で協議会をつくり、負担金を支出しての事業なので別枠で取り組んでよい旨の県の承諾を得ているとの答弁がっております。

また、以前の説明では中心市が4,000万円、他の町村が1,000万円の交付金が交付されることだったが、共通の取り組み事業がない町村にも一律その額が交付されるのかとの質疑に、限度額がその額であるため、共通ではない他の事業を積み上げると限度額を超えるので、その額は交付されると考えているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、議第119号から議第127号のすべての議案に関し、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第111号から議第127号までの12件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第111号、議第113号、議第114号、議第119号、議第120号、議第121号、議第122号、議第123号、議第124号、議第125号、議第126号、議第127号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 議第115号から日程第16 議第128号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第13、議第115号から日程第16、議第128号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第13、議第115号から日程第16、議第128号までの4件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第13、議第115号人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてであります。これは、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により、保育の必要性の認定について市の基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。保育の必要性の認定基準は第3条に定めており、1号から5号までは人吉市保育の実施に関する条例で定めている項目であり、6号から9号までは厚生労働省の通知によって実施していたものであります。10号については、市長が認める事由に該当することをうたっています。

審査の過程で委員からの質疑に、法の施行日についての具体的な記載がないのは、国から示されたものが法の施行の日からとなっており、正式な期日がまだうたっていないためであるが、子ども・子育て支援法の施行日となる平成27年4月1日からの予定であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、議第116号人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、国の制度に準じ、職員の持ち家に対する住居手当の廃止を行うものであります。国においては平成21年に廃止されており、本市においても平成26年4月から適用しているところであります。本来であれば、本市が廃止した時点で人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うべきところを、来年度に公共下水道事業が法適化されることに伴い、条例の見直しを実施した際に当該箇所の改正漏れが発覚したため、今回提案されたものであります。なお、企業職員への住居手当につきましては、本市が廃止した平成26年4月から支給していないとの説明があっております。

委員会としては、最近、見落としのためにおくれて条例の改正が上程されたケースが見受けられることから、条例の改廃等については見落としがないように注意を払い、提案をしていただくよう要望したところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第15、議第117号人吉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成27年度から公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、条例の一部を改正するものであります。現行の題名を人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例に改め、公共下水道事業の法適用に関する項目を追加するもので、施行期日を平成27年4月1日からと規定しております。

審査の過程で委員からの質疑に、下水道事業を行う場合は、将来にわたって整備を行う区域を全体計画区域とし、その中で事業を実施していく区域を事業認可区域として事業を行っている。第2条の排水面積1,029ヘクタール、排水人口2万9,800人、1日最大汚水量1万6,500立方メートルは、いずれも事業認可で決定したものを上げている。法適化により期待される効果はさまざまなものが考えられるが、大きなものとして、1点目、経営状況の明確化、2点目、維持管理の時代に対応した経営体制づくり、3点目、情報公開と透明性の向上により市民の理解を深める、4点目、職員の経営意識の向上などが考えられる。スケジュールの進捗状況は、出納取扱金融機関になる予定の金融機関との協議はほぼ終了した。庁内の打ち合わせはおおむね終了に向かっている。現在、数本の条例、規則等の改正等について、総務課と協議中であるなどの答弁がっております。

委員から、人口減少は全国的な傾向で、各自治体で赤字になる可能性もある。国もそのような事態を放置することはないと思うので、今後国からの補助金、交付金等の施策が新たに出てくる可能性もあるので、そのような情報には注視していただき、上手に活用しながら整備を進めてほしいといった意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第16、議第128号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令の改正に伴うもので、産科医療補償制度の見直しとあわせて出産育児一時金の金額を見直すものであります。産科医療補償制度の見直しの内容としては、在胎週数と出生体重の範囲拡大や低酸素状況を示す要件などの補償対象基準の見直しと、補償対象者数の推計見直しと余剰金の充当による保険料の改定で、3万円の掛け金が1万6,000円に引き下げられ、平成27年1月1日以降の分娩から適用されることとなっております。産科医療補償制度の掛け金の額が3万円から1万6,000円に引き下げられることにより、改正前の施行令のままでは出産育児一時金総額が42万円から40万6,000円に引き下げとなってしまう、全国的にも出産費用が上昇傾向にある中、本人の負担増となることのないよう、また厳しい医療保険財政も勘案し、本体分を40万4,000円に引き上げることで、総額を42万円に維持する改正となったものであります。よって、今回の人吉市国民健康保険条例の改正は、出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に、加算額を3万円から1万6,000円に改正し、施行日を平成27年1月1日としております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第115号から議第128号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第115号、議第116号、議第117号、議第128号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 議第118号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、議第118号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第17、議第118号人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付「基本条例」の制定につきまして、審査の結果を報告いたします。

本条例案件は、繁殖肉用牛の導入等を行う際に必要な資金を貸し付けるため、基金を設置するものであります。基金設置の背景には、平成22年の口蹄疫発生や平成23年の東日本大震災、畜産農家の高齢化により全国的に繁殖農家戸数が減少しており、子牛上場頭数が減少し子牛価格が高騰していること、また飼料価格を中心とした子牛の生産費が上昇していること等が挙げられ、市内畜産農家からも子牛の購入などの際に、市の支援を求める声が挙がっていたとのことであります。条例の内容の主なもの、基金の額を3,000万円を上限とし、貸付対象者を、市内に住所を有する者で畜産を営む者または営もうとする者とし、貸付資金の種類は、繁殖肉用牛購入資金、繁殖肉用牛保留資金の2種類でありまして、購入の場合が1頭当たり50万円以内、保留の場合が1頭当たり35万円以内、利率は無利子、償還期間は5年以内、据置期間2年で償還方法は均等年賦払いと定めるものです。

審査の過程において委員から、畜産農家の現状について、貸付金の申請時期について、貸し付けを始める時期についてなどの質疑があり、執行部から、畜産農家の現状について、肉用牛の繁殖経営農家件数は平成24年が106戸、平成25年が89戸、飼育頭数は平成24年が1,009頭、平成25年が745頭となっている。また貸付金の申請時期については、本条例案件が可決されれば、その後施行規則を定め規則に基づき運用していくことになる。規則はまだ検討段階ではあるが、申請された方が競り市の前に自己資金と貸付金でどれだけの牛が買えるかが

判断できるように、競り市が行われる前月の末日までに交付申請を行っていただき、審査後に貸し付けるかどうか本人に知らせる予定としている。また、貸付金を始める時期については、来年の1回目あるいは2回目の競り市に間に合うようにしたいが、早い者勝ちにならないよう、農家の皆さんに十分周知した後貸し付けを始めたい。今回の補正予算で300万円の積立金を計上しているが、今後は貸付金の活用状況や農家の方の声を聞きながら、また財政状況も勘案しながら進めていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

大変申しわけありません。訂正をお願いいたします。議第118号のところの冒頭で、「基金条例」と申し上げなければいけないところを「基本条例」と申し上げたそうであります。訂正方お願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第118号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第118号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 議第94号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、議第94号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。日程第18、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、予算委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、2億9,436万7,000円を追加し、歳入予算の総額を160億2,144万円とするものです。今回の補正につきましては、主に国・県の補助事業の内示、申請などによる補正のほか、単独事業などの追加補正に伴うものでございます。

主なものとしまして、1款市税7,838万6,000円の増額は、一部企業の業績回復などによる市民税、法人税の現年課税分、太陽光発電装置の設置に伴う固定資産税現年課税分の償却資産などの増額によるものでございます。

14款国庫支出金930万7,000円の減額は、保育所運営費負担金、生活保護費負担金などの減

額によるものでございます。

15款県支出金2,086万4,000円の増額は、自立支援給付費負担金、放課後児童健全育成事業費補助金などの増額によるものでございます。

19款繰越金、前年度繰越金は1億5,752万3,000円を増額するもので、補正後の繰越金総額は4億1,752万3,000円となっております。

20款諸収入3,890万6,000円の増額は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業及び受託事業負担金などの増額によるものでございます。

21款市債1,100万円の増額は、農業基盤整備事業債、県営事業負担金債、小学校施設整備事業債、現年発生補助公共土木施設災害復旧事業債の4件の増額によるもので、補正後の市債総額は13億9,738万3,000円となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第18、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費は1,667万8,000円の増額補正となっております。1目一般管理費の増額は、人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例に基づく懇談会委員25名分に係る経費などであります。また、鉄道ミュージアムのミニトレインレールが備品に該当するため、設置経費を工事請負費から委託料へ、ミニトレインレールやその他の設備品について、消耗品費と工事請負費から備品購入費へ組み替えるものであります。

委員からの質疑に対し、定住自立圏共生ビジョン懇談会委員の報酬の今年度分は、本市の支出として計上するが、平成27年度からは特別交付税で賄うことになるとの答弁がっております。

10目情報管理費の増額は、社会保障・税番号制度に関するデータ等を管理する中間サーバーを集約化するための施設が全国で2カ所に整備され、そのサーバー等を共同利用する自治体が施設の整備費用に対して負担する負担金などであります。

委員からの質疑に対し、中間サーバーは西日本に1カ所、東日本に1カ所に設置されるが、設置場所については未定である。また、利用する自治体の人口規模で負担割合が決まるとの答弁がっております。

10款教育費、1項教育総務費は117万2,000円の減額補正となっております。2目事務局費の減額で、人事異動に伴う人件費の減額といじめ問題対策連絡協議会委員報酬9名分と費用

弁償が計上されております。2項小学校費は907万3,000円の増額補正となっております。1目学校管理費の増額は、電気料金値上げ等により市内各小学校の電気料に不足が生じるための増額、また、市内各小学校の空調や照明設備等の修繕料などであります。

委員からの質疑に対し、電気料の不足については、今年度の電気使用料自体は昨年より少なくなっているが、電気料金の値上げにより昨年の4月から9月までの期間と比べ、ことしの同期間で96万円ほどふえているとの答弁がっております。また、学校の太陽光発電についても質疑がっております。3目学校建設費の増額は、大畑小学校プール本体の塗装工事費であります。これは現地視察を行っております。

3項中学校費は657万8,000円の増額補正となっております。1目学校管理費の増額は、小学校と同様に、市内各中学校の電気料に不足が生じるための増額と水道代に不足が生じるために増額とするものです。3目学校建設費の増額は、第二中学校給水設備改修工事設計業務委託料などで、今年度に入り水道管破損により漏水が連続しており、今回給水設備の抜本的改修を図るため、調査設計を実施するものです。

委員からの質疑に対し、これまでグラウンドで2カ所、校舎で1カ所の漏水がっており、その都度補修をしているが、全体的な調査が必要であるとの答弁がっております。

5項社会教育費は390万6,000円の増額補正となっております。5目文化財保護費の増額は、日本遺産認定に向けた歴史文化基本構想策定に係る普通旅費、西瀬橋たもとに富田勝平翁の顕彰看板を設置する設置委託料、資料室等の温湿度測定器等の購入経費と、本市指定文化財の矢黒神社と遥拝阿蘇神社の自動火災報知設備整備事業への補助金などあります。

7項学校給食センター費は424万8,000円の増額補正となっております。1目学校給食センター運営費の増額で、人事異動に伴う人件費補正のほか、食物アレルギー対策に要する経費として、アレルギー対応食に従事する栄養士雇用に要する経費やアレルギー対応食専用の冷蔵庫、調理器具、食器などの購入経費であります。

委員からの質疑に対し、栄養士については管理栄養士を考えている。事故がないように研修を行っていくとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第18、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税費は313万円増額しております。古都人吉応援団寄附金申込書印刷

代、市県民税給与支払報告書データ入力プログラム修正のためのシステム改修委託料及び市県民税給与支払報告書データ入力業務委託料等であります。

3 項戸籍住民基本台帳費は27万円増額しております。出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴うシステム改修委託料であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費は1 億3,682万2,000円増額しております。児童扶養手当の制度改正に伴うシステム改修委託料、後期高齢者医療制度における平成25年度医療給付費負担金の精算確定に伴う負担金の増額、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の増額、就労継続支援給付費及び共同生活援助給付費の延べ利用人数の増によるもの、平成25年度障害者自立支援給付費等国庫負担金などの3 事業の精算による国庫支出金精算金、県支出金精算金も同じく障害者自立支援給付費等負担金など3 事業の精算金によるもの、老人福祉センター指定管理料の増額などであります。

2 項児童福祉費は938万3,000円を減額しております。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、保育所入所児童の減少による減額、地域活動事業補助金、延長保育促進事業補助金、障害児保育事業補助金、軽度障害児保育事業補助金、放課後児童健全育成事業補助金、夜間保育推進事業補助金の増額、平成25年度のひとり親高等技能訓練給付金、児童手当交付金、保育所運営費負担金など8 事業の国庫支出金精算金、放課後児童健全育成事業費補助金、児童手当交付金など7 事業の県支出金精算金、保育所への入所児童が見込みより減少したことによる保育所運営費負担金の減額、受給者の増による児童扶養手当及び養育医療費の増額、受給対象児童数の減による児童手当の減額、受給者が見込みより少なかったことによるひとり親家庭の高等職業訓練促進費の減額などであります。

3 項生活保護費は1,644万1,000円増額しております。平成27年4月から施行されます生活困窮者自立支援制度の円滑な開始に向けて整備を行うもので、周知のためのチラシの印刷代及び準備に伴う備品購入費の増額、平成25年度国庫補助金並びに国庫負担金の精算金などあります。

4 款衛生費は227万3,000円を増額しております。人吉医療センターに開設した発達相談外来について、来年1月から診療日を月1日分追加するため、人吉市及び球磨郡の10市町村共同で補助を行うための人吉市分負担金の増額、願成寺墓地樹木伐採委託料及び瓦屋墓地整地工事費の増額、九日町札の辻公衆トイレ改修工事費の増額などあります。なお、九日町札の辻公衆トイレについては、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程で委員からの質疑に、出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴うシステム改修委託料は、高度外国人材受け入れを促進し、外国人の受け入れをスムーズにすることを目的とした法改正が実施されることに伴い、システムの改修が必要になったものである。施行日は平成27年4月1日である。主な改正点は在留資格の整備で、現在の「投資・経営」が「経営・管理」に、「技術」・「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」へ

の一本化。特定活動が高度専門職で4段階に分けるなどとするものである。就労継続支援給付費と共同生活援助給付費の増は、半年間の実績と今後の見込みを踏まえて、増額補正をお願いするものである。利用がふえた理由としては、対象者自体の増加によるものではなく、昨年秋からことしにかけて、就労継続支援のA型事業所が3施設ふえたことにより、今まで利用していない方が近くに施設ができた、就労の中身がマッチングしたなどの理由であると思われる。老人福祉センター指定管理料の増額は、前年度より2割程度減少するとの見込みで算定した利用料収入が今年度上半期は3割減で見込みを下回る実績であった。理由としては、平成25年11月から平成26年3月までの休館及び料金改定に伴う利用者数の減が影響したと思われる。また、太陽光発電に切りかえたことによる電気料金の増や、新たに保健所の指導で各種検査の回数増加等、経費の増加により当初の見込みに差異が出てきたため、指定管理料の変更を余儀なくされたものである。なお、指定管理料の変更については、指定管理者を指定する際に締結する基本協定で、政治、行政的理由から、施設管理運営業務の継続に支障が生じた場合、またその業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事由による増加経費負担分については行政が負担することとしているため、今回の補正をお願いするものである。保育所運営費負担金の減額の理由は、国・県等の推計をもとに、おおむね横ばいで推移すると予測した出生数が25年度では大幅に減少し、全体的に影響の出やすい保育単価の一番高いゼロ歳児入所が減少したことが理由である。出生数の計画については、以前保育園の認可をお願いしたときは、長期的に見て徐々に減少するかもしれないが、一気に減少することはないだろうとの予測のもとで認可をお願いしたところである。しかし、出生というものは個人的な問題でもあるので、年度単位で減少する可能性があり、山谷を繰り返していくことが多い。今後も数値の動向を注視し、出生数を盛り返すような施策の検討も含めて対応していかなければと思う。母子福祉費の高等職業訓練促進費は、利用見込みの減により減額したが、市内の准看や県外の高看に入学している方は資格を取得をされて、毎年全員が就職されており効果は上がっている。自立相談支援事業は、生活保護に至る前の段階を対象とするが、当該事業の所管を福祉課保護係に置こうと決定したため、生活保護費に予算措置したものである。また、家計相談支援事業以外は県が実施してきたが、これからは国と市で実施することとなったので、負担も国と市町村で負担することになる。自立相談支援事業では3職種、主任相談支援員、支援相談員、就労支援員を配置することとなり、事業自体は委託を検討している。九日町公衆トイレは耐震性というところまでは確認していないが、技術者が目視やその他の方法で強度等安全性を確認している。今回は外観や不便さを最優先に工事を行うこととした。トイレの不便さ、面積が狭いことに関しては、地元からの要望をもとに計画し、市財政部局や都市計画担当課とも協議した結果、厳しい財政状況の中で出した結果、今回の工事内容に落ち着いたといった答弁がっております。

なお、委員から、自立相談支援事業で周知のためのパンフレット印刷代が計上されているが、もともと対象者が離職により住居を失った生活困窮者であるから、その対象者にもチラシが行きわたるような周知をお願いしたいといった意見がっております。

次に、第2条債務負担行為の補正の追加であります。消費生活センターだより印刷製本費は、期間を平成26年度から平成27年度までとし、限度額を140万2,000円としており、平成27年度に人吉市消費生活センターだよりを発行するに当たり、前年度からの事前準備が必要なため債務負担行為を設定するものであります。

次に、自立相談支援事業委託料は、期間を平成26年度から平成27年度までとし、限度額を825万3,000円としております。平成27年4月1日から自立相談支援事業を開始するに当たり、平成26年度中に事前準備が必要なため債務負担行為を設定するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、自立相談支援事業のようなデリケートな部分のある事業に対応できる民間事業者は、NPO等や社会福祉法人、社協など生活困窮者に関連している事業者が対象になる。また、県のモデル事業に参入している事業者もあるため、そのような事業者も対象になると考えている。民間事業者に委託した場合の個人情報の取り扱いは、委託内容に慎重にしっかりうたい込む必要がある。また、例えば税情報については、本人の同意を得た上で相談員等が調査させていただくようにしたい。計画の中では委託に至るまでに、町内の関係部署と会議を行う。生活困窮者からの相談も多いと思われる消費生活センターに相談ブースを設けて、サブセンターとして委託先とも連携して行うということで、関係部署とも協議をさせてもらっているといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第18、議第94号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

6款農林水産業費につきましては、935万4,000円増額し、補正後の額を4億3,776万5,000円とするものであります。1項農業費の主なものは、球磨地域農業協同組合があさぎり町に整備します中球磨選果場建設に伴う補助金50万8,000円、この選果場で扱う主な農産物はナシ、トマトとなっております。農地中間管理機構へ農地を貸し出す農家に県から支払われる経営転換協力金で3農家への交付金90万円、大柿地区水路改修工事300万円、ひとよし土地改良区（事務所建設）補助金500万円などであります。2項林業費の主なものは、本年10月31日に九日町で発生しましたシカの出没事例を教訓に、市街地等における有害鳥獣捕獲のた

めの保護用ネット、ロープ、さすまた等の購入費などが13万2,000円となっております。

次に、7款商工費につきましては431万6,000円を増額し、補正後の額を3億4,975万3,000円とするものであります。主なものは、国民宿舎くまがわ荘の屋上及び天井の改修工事費用としての国民宿舎特別会計への繰出金118万8,000円などであります。

次に、8款土木費につきましては4,400万9,000円を増額し、補正後の額を16億193万1,000円とするものであります。2項道路橋梁費の主なものは、道路台帳更新委託料300万円、単独事業で行う市内一円の舗装修繕、側溝修繕等の道路維持補修工事500万円、スマートインターチェンジ整備事業関連のNEXTCO西日本から受託する用地測量等業務委託料2,193万3,000円及び協議会負担金等の467万円であります。3項住宅費の主なものは、市営団地等の建築、給排水、電気各設備関係の修繕料500万円。4項都市計画費の主なものは、市内公園街路樹の維持管理業務委託料180万円。5項河川費の主なものは、県営事業井ノ口町急傾斜地崩壊対策事業負担金180万円であります。

次に、11款災害復旧費につきましては、2項農林水産施設災害復旧費において、本年7月の豪雨により、下漆田地区農道外3地区の災害復旧工事に270万円の増額、3項公共土木施設災害復旧費において、本年9月の豪雨により発生しました下戸越旧県道線の災害復旧工事709万4,000円の増額となっております。

次に、13款諸支出金につきましては、2項基金費300万円の増額は、議第118号において報告いたしました人吉市繁殖肉用牛導入資金貸付基金の積立金であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、公園・街路樹維持管理委託料は、平成27年4月1日からの業務委託を実施するため、期間を平成26年度から平成27年度とし、限度額を7,605万5,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第94号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第94号は、原案可決確定いたしました。

日程第19 議第96号から日程第23 議第104号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第19、議第96号から日程第23、議第104号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第19、議第96号から日程第23、議第104号までの5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第19、議第96号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険給付費の見直し及び一般会計繰入金を増額、財政調整基金繰入金の減額などに伴うものであります。歳入歳出からそれぞれ741万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を48億2,185万7,000円としております。歳入は一般会計繰入金として、職員給与費等繰入金を741万3,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金を5,000万円増額してしております。財政調整基金繰入金を5,000万円減額してしております。財政調整基金については、1億5,000万円の取り崩しを予算化してはりましたが、取り崩し額を1億円にとどめることで、基金保有額を1億5,000万円確保し、次年度以降の財源としたいといった説明があつております。歳出は保険給付費の給付費実績をもとにした推計により、一般被保険者療養給付費、高額療養費をそれぞれ増額補正してしております。

審査の過程で委員からの質疑に、インフルエンザ等が流行する時期になり、医療費の増加が懸念される中で予備費を減額していることについては、ことし4月以降5カ月間の保険給付費を1%押し上げるほど大幅に伸びたが、原因等を調査した結果、今後は上半期ほど保険給付費の伸びはないだろうとの推計と、これまでの実績をもとに算定した。しかし、指摘のとおりさまざまな状況で医療費が伸びることも考えられるが、前年度実績を見ながら検討していきたいといった答弁があつております。

次に、日程第20、議第98号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、国庫補助金、県補助金、繰入金のほか、委託料、平成25年度国庫支出金の精算に伴うものであります。歳入歳出にそれぞれ1,203万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億4,400万4,000円としております。歳入は国庫補助金、県補助金、繰入金が増などが主なものであります。歳出はシステム改修委託料、市民後見推進事業委託料、国庫支出金精算金等が主なものであります。

次に、日程第21、議第100号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、予防給付費収入等の補正に伴うもので、歳入歳出それぞれ120万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,228万3,000円とするものであります。

次に、日程第22、議第102号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、茂ヶ野水源地保護地購入事業に伴う用地費の補正であります。資金的収入及び支出のうち、支出の予定額を65万2,000円増額してしております。これは茂ヶ野水源地保護地購入費で、購入済みの山林と比較した際に、重機や人件費等を投入されて作業道及び植栽などを整備されていることから、再鑑定の上、改めて単価算定をしたところで地権者と交渉して契約の合意に至り、購入費の増額補正をするものであります。なお、茂ヶ野水源地保護地購入事業は、外

資系企業等による水資源の買い占めという情報を得たため、不当な開発を防ぐことを目的として水源地の保護地購入に至ったものであります。今回、委員会として現地視察を行っております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,953万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,066万1,000円と繰越利益剰余金処分額3,637万3,000円で補てんすることとしております。利益剰余金の処分は、繰越利益剰余金を3,637万3,000円に改め、減債積立金として処分するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、茂ヶ野水源地保護地購入事業は今回をもって終了とするが、相続登記が困難であるという理由から購入を断念した個人所有の未購入地は、今後現在の所有者が未登記のまま民間人等に売買する可能性があることに対し、具体的な対策は今のところ検討していないが、今後は保護地として購入区域に入っていることから、関係者、所有者の方等と定期的な確認、連絡などを行い、そのような方向に向かないよう努力し、対応していきたいといった答弁がっております。

次に、日程第23、議第104号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、平成27年度から企業会計に移行するための受益者負担金システム改修委託料と下水道使用料過誤納金の還付金に伴う補正が主なものであります。歳入歳出予算については、予備費を減額しており、予算総額の補正はありません。

審査の過程で委員からの質疑に、下水道使用料過誤納金の還付金に付加される還付加算金は、地方税法にのっとり一月の使用料が2,000円を超えた月のみを対象として加算されるものである。過誤徴収に係る連絡先が不明の還付対象者の状況として、連絡先が判明して文書を発送し、本人と連絡がとれたものと、引き続き現在も調査中のものがあるといった答弁がっております。

以上、5件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第96号から議第104号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第96号、議第98号、議第100号、議第102号、議第104号は原案可決確定いたしました。

日程第24 議第105号及び日程第25 議第106号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第24、議第105号及び日程第25、議第106号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第24、議第105号、日程第25、議第106号の2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、議第105号平成26年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,321万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、本年8月下旬に発生いたしました国民宿舎くまがわ荘の屋上及び天井の雨漏りの改修工事費118万8,000円となっております。

次に、議第106号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、繰越明許費に人吉中核工業用地調整池改築工事1億6,100万円を計上し、翌年度に繰り越すものであります。繰り越しの理由としましては、人吉中核工業用地調整池改築工事について、都市計画法による開発行為許可官庁である県との協議に不測の日数を要しており、発注、契約事務等におくれが生じ、年度内の竣工が困難と見込まれるためであります。また、繰越明許の金額1億6,100万円は、9月補正予算にて承認しました工事請負費2億3,000万円に対する3割、6,900万円を契約後の前払金として年度内の支出を想定しているもので、残り7割の1億6,100万円を翌年度に繰り越す額としているとの説明がありました。

慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第105号及び議第106号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第105号、議第106号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第26 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第26、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 日程第26、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

今回、第14回となる特別委員会を去る11月26日に開催いたしました。実質的には13回目の審議になりますが、審議事項は基本構想（案）における基本指標と建設等についてでございます。先に執行部より基本構想資料の中で、本特別委員会の前回審議の指摘で修正した点の説明の後、規模（基本指標と建設等）についての説明がありました。その内容ですが、第4章新市庁舎の基本指標と建設では、将来人口、想定職員数、想定議員数を指標として、大まかな新市庁舎の規模というものを算定していくという手法の説明を受けました。

まず、将来人口の想定は、第5次総合計画の想定や近年の人口推移から、平成32年には3万2,500人程度とし、想定職員数では、人吉市第3次定員適正化計画や基本理念や基本方針、求められる機能を実現するための新市庁舎に配置する部局を本庁舎別館、水道局及び保健センターに配置される部局として、新市庁舎の想定職員数は正規職員と再任用職員、非常勤職員すべてを含めて380人と想定しています。今回、市民代表で構成された審議会と市執行部で構成される研究会で議論されたのが、既に施設を持っております水道局の職員をどうするかということが争点になったとの報告を受けました。また、想定議員数は、現時点で条例に定められた議員定数18人ということで想定したとの報告を受けました。

次に、新市庁舎の規模算定に当たっては、今後の別館の利活用方針にもよりますが、基本構想の段階におきましては、大きく二つの式を用いて庁舎規模を算定するというところで考えているとの説明を受けました。他の自治体に倣いまして、二つの算定式を用いております。総務省の起債許可標準面積算定基準に基づく算定と他の自治体における庁舎建設事例による算定を行い規模を想定します。まず、「本館」が本体部分及び倉庫面積の合計で2,110平米であります。平成17年3月に改修されており、防災拠点となるべく一定の耐震補強を施した上で、どの部署が入るのかというのは未定ではありますが、別館を残すという考えのもとにワンストップサービスの向上を目指す観点から、本庁舎、別館、水道局、保健センターを集約する方法を審議会並びに研究委員会では選択したとの報告を受けました。

ここで実際に規模の算定になるわけですが、総務省の起債許可標準面積算定基準に基づく算定では、大きく行政機能と議会機能に分かれており、いずれも一人当たりの標準面積があります。行政機能においては、事務室、倉庫、会議室等、玄関・広間・廊下・階段等に分け、それぞれ役職別職員数等をもとに計算しますと、行政機能面積が7,455平米、議

会機能面積が630平米となり、合計8,085平米となります。この面積には防災拠点機能や市民サービス機能、高度情報化機能、市民協働のための機能などへの対応は考慮されておりません。しかし現時点では、詳細な必要面積の算定が困難であるため、他の自治体の建設事例をもとに算定を行いますと1,300平米という面積になります。よって、先ほどの8,085平米と合計しますと9,385平米という面積が導き出されることとなります。

次に、もう一つの算定である他の自治体における庁舎建設の事例に基づく算定でございますが、近隣の小林市を含む人口規模などを考慮した全国の類似自治体の建設事例を12カ所ピックアップして、その平均に想定職員数を乗じて導き出しております。その算定によりますと、職員一人当たりの面積の平均は26.7平米となり、本市の想定職員数の380人を乗じると新市庁舎の延べ床面積は1万146平米となります。

以上、二つの方法によって導き出された面積を平均しますと、おおむね新市庁舎に必要な全体規模というのが9,750平米ということになります。また、駐車場については公用車用が65台、外来者用が70台、職員用が200台の合計335台を想定しており、1台当たりの駐車面積を18平米とし、さらに緑地や駐輪場、玄関アプローチを800平米とすることで、合計6,800平米を想定しています。

また、第5章移転建設計画では、土地の利用計画と耐震構造、そして概算事業費の説明となっています。まず、土地の利用計画ですが、敷地面積は2万8,831平米になり、都市計画法の規制は建ぺい率が60%、容積率は200%という規制があります。中央に雨水幹線が走っており、番地が二つ以上に分かれております。別館側が人吉市西間下町字一本杉118番地1ほか、また保健センター側が人吉市西間下町字永溝7番地1ほかです。また、実際にゾーニングを考える場合に使える面積は一本杉団地の約2,100平米、一中のサブグラウンドの約3,800平米、そして人吉市総合福祉センターの約2,700平米で、この三つを引きますと約2万平米の面積となります。この導き出された敷地の中で、六つの整備パターンが想定されており、それぞれメリット、デメリットを考慮した中で、本庁舎と別館、水道局、そして保健センターを一つにまとめた総合庁舎方式で保健センター側に建設する案が最も利点が多いとしております。

また、耐震構造についてでございますが、新市庁舎には災害対策本部の設置等の総合的な防災・災害対策拠点としての機能が求められていることや、被害発生時には避難場所としての機能も発揮できるような基準を目標とします。また、耐震性を確保するための構造には、耐震構造、免震構造、制震構造がありますが、それぞれに長所、短所があり、今後の基本設計の中でどの構造を採用するか検討します。

次に、概算の事業費につきましては、市民の意見募集前でもあり、またあくまでも概算であることから、現時点では控えさせていただきます。また、別館地一帯の予備地質調査では、4カ所をボーリングして解析した結果、約6メートル下に人吉層があり、そこを支持層とし

ていずれも良好であるとの報告がありました。さらに、審議会で出た質問や意見としては、仮に別館を残した場合に、利活用方法をどのように考えていくのか、また保健センター側になった場合に、青少年ホームと弓道場の移転はどう考えているのか、道路交通渋滞の緩和と交通安全の面から、別館側に一般来庁者の駐車スペースをとってほしいなどがあったと報告を受けました。

また、今回の審議の中で委員からは、社会福祉協議会は移転に含めないのか、想定職員数については、定員適正化計画で考慮したということだが、再任用職員や非常勤職員等については、なぜ現況の人数を想定しているのか。他市の事例を視察した際、職員の駐車スペースは設けなくて、民間駐車場を利用するというケースや有料化するという例もあったが、そのような考えは検討しないのか。一般単独事業債を利用することになると思うが、どの時点で起債するのか。財源として民間からの寄附とかは考えられないのかなどの多くの質問がありました。さらに、上天草市を視察した際に、保健センターは機能によって部署を分けてあった、つまり妊産婦の方々への対応は分けて考えるべきである。また、大事なのは市民に対してさらに充実したサービスを継続的にやっていくことだと思っている。その中でめどを明確にした中で判断して行ってほしいなどの意見がありました。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

「別館が本体部分及び」というふうに申さなければならないところを、「本館」と表現してしまったそうです。別館のほうが正解ですので、訂正方よろしくお願ひいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第27 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第27、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中 哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第27、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第13回本特別委員会は、去る11月26日水曜日、午後1時30分から開催し、審議事項といたしまして、1、土砂災害防止法の改正を受けた防災対策等について、2、ダムによらない治水を検討する場に関する市町村議会及び住民への説明会について、3、湯前町防災備蓄倉庫について、これは現地視察を行いました。以上3点について審議を行いました。

1番の土砂災害防止法の改正を受けた防災対策等についてであります。さきの臨時国会

で改正土砂災害防止法が成立しましたので、その改正の主な点及び改正を受けての防災対策等について、熊本県知事公室危機管理防災課の職員の方から説明を受けております。まず、土砂災害とは、土石流、地すべり、がけ崩れの種別があり、それらの危険箇所として土石流危険渓流が熊本県全体で3,920カ所、人吉球磨管内で426カ所、人吉市で70カ所。次に、急傾斜地崩壊危険箇所が熊本県全体で9,463カ所、人吉球磨管内で735カ所、人吉市で129カ所。次に、地すべり危険箇所が熊本県全体で107カ所、人吉球磨管内で3カ所、これはいずれも人吉市内でございます。熊本県の土砂災害防止施設の整備状況は、平成25年度末で土石流が20%、地すべりが52.3%、急傾斜地が25.8%ということでございます。

次に、さきの臨時国会で改正されました土砂災害防止法の概要は大きく四つございまして、まず土砂災害の危険性のある区域の明示で、これは都道府県に対し基礎調査結果の公表を義務化し、基礎調査が適切に行われていない場合は、国土交通大臣が是正の要求を行うこと。

次に、円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供でございますが、これは県知事に対し、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知並びに市町村長が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合は、国土交通省、都道府県知事が必要な助言を行うことを義務化したことでございます。

次に、避難体制の充実・強化で、これは市町村地域防災計画において、避難場所及び避難経路に関する事項を定めることにより、安全な避難場所の確保など、避難体制の充実を図ることでございます。

最後に、国による援助で、これは国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力が義務化されたことでございます。

この4点が今回の改正の主な点ということございました。

また、土砂災害に対する対策といたしましては、1、自助の取り組みといたしまして、住民の防災意識の醸成、早めの避難、2番目に共助の取り組みといたしまして、自主防災組織結成の促進、住民避難訓練の充実、3番目に公助の取り組みといたしまして、防災関係情報の伝達体制の強化、市町村職員の対応能力向上に向けた支援、被災市町村の支援体制強化などがあるとの説明を受けたところでございます。

次に、審議事項の2番目といたしまして、ダムによらない治水を検討する場に関する市町村議会及び住民への説明会については、執行部より県の資料をもとに第10回ダムによらない治水を検討する場における流域市町村の要望を踏まえ、関係市町村議会説明会が「7カ所」、住民説明会が10カ所で開催された内容についての説明を受けました。住民説明会での意見の概要といたしましては、治水安全度に関するもの、治水対策等に関するもの、遊水池に関するもの、防災・減災ソフト対策に関するものといった意見があり、今後の対応として、説明会の意見等をしっかり受けとめ、次回の検討する場の開催に向けて、国と調整を行っていく旨の説明がっております。

次に、3番の湯前町防災備蓄倉庫については、湯前町の防災備蓄倉庫の現地に移動し、視察と概要説明を受けました。説明によりますと、平成25年度事業で総事業費1,731万259円のうち、消防防災施設整備費補助金及び地域の元気臨時交付金で、これが1,575万7,000円、一般財源が155万3,259円。内容は鉄骨2階建て、建築面積が85.56平米、延べ床面積が158.72平米。また備蓄品として簡易間仕切り段ボール、エコロジー食器、簡易エアマット、毛布、カセットコンロ、なべ及びヤカン、それにアルファ米、豚汁等で、「最大被災想定人数」200人を想定している。今後も簡易トイレ、食料品、毛布、コンパクトマットを購入予定との説明でございました。

その後、再度市庁舎内に場所を移動いたしまして、今回の審議事項についての意見の集約を行いました。1番の土砂災害防止法の改正を受けた防災対策等については、土砂災害危険箇所の早期の指定、指定された危険箇所の周知徹底、それに危険箇所の整備の迅速化、また人吉市が推薦するG空間を利用した防災の整備、災害等の避難勧告等は空振りをおそれず出していただきたいとの意見がございました。2番目のダムによらない治水を検討する場に関する市町村議会及び住民への説明会については、人吉地区の追加して整備する案についても早く整備していただきたいとの意見がっております。3番目の湯前町防災備蓄倉庫についてでございますが、民間のノウハウを取り入れた備蓄倉庫はできないのか、今後の防災備蓄については校区単位で考えていただきたい、防災備蓄倉庫へ国・県のどんな補助金があるのか検討していただきたいとの意見があったところでございます。

以上、御報告申し上げます。

済みません、2カ所ほど訂正をお願いいたします。審議事項のダムによらない治水を検討する場の説明の中において、関係市町村議会説明会が正式には「6カ所」と言わなければいけないところを「7カ所」と発言したそうでございます。訂正方お願いいたします。もう一つは、3番目の湯前町防災備蓄倉庫の説明の中において、「最大被災想定人数」200人と言ったそうでございます。これを「最大避難想定人数」に訂正していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第28 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第28、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第28、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成26年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月28日午前10時から人吉球磨グリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、24番嶽本孝司議員（球磨村選出）、25番多武義治議員（球磨村選出）が指名されました。日程第2、会期の決定については、11月28日開会、11月29日から12月24までを休会とし、12月25日までとすることに決定しました。日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の平成26年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成25年度歳入歳出決算認定については、平成25年度決算特別委員会委員長田山淳士議員から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

日程第7、議案第20号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第21号平成26年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第22号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第2号）、日程第10、議案第23号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第24号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括し、執行部の提案理由の説明を、その後日程第11、議案第24号を除く4議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第20号から議案第23号の4議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第29 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第29、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） 日程第29、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成26年11月第3回人吉下球磨消防議会定例会が平成26年11月27日木曜日、午後2時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開会されました。

議案第1号、平成25年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入合計予算現額15億4,644万3,000円、収入済額9億5,628万6,358円、予算現額に対する収入済額の比率（収納率）は61.84%でございます。歳出合計予算現額15億4,644万3,000円、支出済額9億3,241万8,237円で、執行率は60.29%、実質繰越額は1,551万6,121円であります。

歳入の主なものとしましては、構成市町村からの負担金となる常備消防費負担金が7億

5,908万1,000円、庁舎起債償還分分担金が1,488万8,000円、救急特別交付税負担金が3,234万円、13年度・22年度起債分特別分担金が1,043万4,000円、退職手当特別負担金が1,213万1,000円でございます。組合債5,640万円、消防救急デジタル無線実施設計繰越分、はしご車オーバーホール事業、高規格救急車整備事業でございます。

歳出の主なものとしましては、消防費8億7,012万6,747円のうち、一般職員給3億3,341万3,280円、職員手当等2億8,010万4,643円、共済費1億762万4,552円、需用費2,309万665円、備品購入費965万6,451円、消防施設費9,033万1円等、また公債費として3,288万618円などがございます。主要な施策として、消防救急デジタル無線活動波整備事業、平成26年度への繰越分が総額5億9,875万2,000円、内訳は起債5億9,040万円、一般財源835万2,000円でございます。はしご車オーバーホール事業総額が2,724万7,000円、内訳は起債2,450万円、一般財源が274万7,000円でございます。高規格救急車整備事業、総額2,937万9,000円、内訳は起債2,200万円、一般財源737万9,000円でございます。太陽光発電・蓄電整備事業、総額2,121万6,000円、内訳は補助金2,083万7,000円、一般財源37万9,000円でございます。ヘリ搬送体制整備備品、総額が332万2,000円、内訳は補助金320万円、一般財源が12万2,000円となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案可決いたしました。

議案第2号人吉下球磨消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき改正を行うもの、民間給与と職員給与格差の0.27%を解消するため、俸給月額を引き上げるというもので、1級から7級までの200円から2,000円までの幅で引き上げるものがございます。公布の日から施行、平成26年4月1日適用になります。通勤手当についても、給与改定に伴い民間の支給状況等を踏まえ、使用区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものがございます。公布の日から施行、平成26年4月1日適用になります。期末勤勉手当のうち、勤勉手当について、一般職員が100分の67.5から100分の82.5に、特定幹部職員が100分の87.5から100分の102.5に、それぞれ0.15月分引き上げるものがございます。この0.15月分は年間の引き上げ率で、6月分は既に支給しているため12月分だけで引き上げるものがございます。公布の日から施行になります。同じく期末勤勉手当のうち勤勉手当について、本年は6月分は既に支給しており、12月分だけで引き上げを行い、0.15月分が増額となり、来年度からは6月、12月の2回で合計0.15月分増となります。それぞれが0.075月分の増となるため率をかえる必要があり、改正した100分の82.5を100分の75に、特定幹部職員は100分の102.5を100分の95に改めるものがございます。施行期日、平成27年4月1日になります。

議案第3号平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に1,156万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,228万2,000円とするものがございます。内訳は、歳入が1款分担金及び負担金のうち、時間外勤務手当で

34万9,000円の増額、4款諸収入のうち2項受託事業収入、1目救急業務支弁金が30万5,000円の減額、9款繰越金1,151万6,000円の増額。歳出が3款消防費、1目常備消防費、3節職員手当等のうち、期末勤勉手当261万7,000円の増額、通勤手当が58万6,000円の増額、児童手当60万5,000円の増額、管理職手当76万8,000円の増額、時間外手当35万円の増額。11節需用費のうち、被服購入費72万円の増額。5款予備費591万4,000円の増額でございます。

また、一般質問において人吉市選出の1番私村口隆が行いました。1、平成19年からの懲戒処分の人数について。2、不祥事を分類すると公務、公務外についてどのような傾向にあるのか、今までの取り組みまた今後の対策について。3、現状についての管理者の考え。4、第三者委員会について。5、懲戒等審議会についてを質問いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第30 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第30、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長からそれぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成26年12月第6回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これもちまして、平成26年12月第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 笹 山 欣 悟

人吉市議会議員 西 信八郎